

公共政策ワークショップ I

最終報告書

プロジェクト B

横手市における地域包括ケアシステムの構築および
地域共生社会の実現に向けた更なる取組の推進に関する研究

令和 2（2020）年度

目次

はじめに.....	3
第1章 地域包括ケアシステム	4
第1節 地域包括ケアシステムとは.....	4
1. 制度の概要	4
2. 制度導入の背景.....	5
3. 制度の目的及び実現方法	5
第2節 横手市の地域包括ケアシステム.....	10
1. 現状.....	10
2. 取組.....	19
3. 課題.....	24
第2章 地域共生社会.....	25
第1節 地域共生社会とは.....	25
1. 定義と背景	25
2. 地域共生社会の実現に関する国のこれまでの取組	26
第2節 横手市の地域共生社会	28
1. 地域共生社会.....	28
2. 高齢者介護・福祉	32
3. 障がい者福祉.....	34
4. 子ども・子育て支援.....	39
5. 生活困窮者支援.....	46
第3章 政策提言	50
第1節 地域包括ケアシステムの提言	50
1. 提言の方向性.....	50
2. 提言：介護分野における非専門的業務への就業支援事業	51
第2節 地域共生社会の提言	62
1. 提言にあたって.....	62
2. 分野横断的な提言	63

(1) 提言1：世代や分野を超えた多様な住民が交流する「きっかけ」の提供	63
(2) 提言2：交流の「場」(公共施設)の設備に係る整備	65
(3) 提言3：地域局市民サービス課の機能強化及び相談窓口の出張	66
(4) 提言4：CSWの適切な配置	68
3. 各分野の提言	70
(1) 高齢者介護・福祉分野における提言	70
① 提言1：通いの場の推進拠点の創設	72
② 提言2：自主的な介護予防活動の推進	79
③ 提言3：認知症カフェの量的・質的な拡充	83
(2) 障がい者福祉分野における提言	87
① 提言1：総合相談窓口の設置及びチューター制の導入	87
② 提言2：Y ² ぶらざを活用した障がいに関するイベントの定期的な開催	89
(3) 子ども・子育て支援分野における提言	90
① 提言1：保育の周辺人材の活用	90
② 提言2：保育園で働く看護師確保に係る学校や関係機関との協働	92
③ 提言3：放課後児童クラブにおける公共施設の活用	94
(4) 生活困窮者支援分野における提言	96
① 提言1：ひきこもりサポーターの養成と派遣	96
② 提言2：中高年のひきこもり居場所の創設	99
③ 提言3：就労準備支援事業を用いたひきこもりの就労支援	101
④ 提言4：ひきこもりの家族会の創設	103
4. 新型コロナウイルス感染症への対策	105
おわりに	106
謝辞	107
参考文献	108
ヒアリング調査先	115
ヒアリング調査結果	116

はじめに

我が国は、少子高齢化や人口減少といった社会構造の目まぐるしい変化の最中にある。それを受けて、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年、高齢者数がピークを迎える 2040 年を見据えた社会保障政策を展開することが喫緊の課題となっている。社会保障改革における重要な施策の 1 つに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を確保する「地域包括ケアシステム」の構築がある。加えて、地域住民、地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会、すなわち、「地域共生社会」を実現することもまた、重要な施策として挙げられる。

本研究は、まさに少子高齢化や人口減少といった課題に直面している秋田県横手市（以下、単に「横手市」と記す。）を研究対象とするものである。そして、その目的は、同市における地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現のための取組等について現状の把握と分析、課題の抽出を行った上で、更なる取組の推進に向けた具体的な提言を行うことにある。

なお、本大学院では、2017 年度において、ワークショップ I のプロジェクト B が既に横手市を対象とした研究を行っている。同研究は、横手市における地域包括ケアシステムの推進のための方策について論考するものであり、本研究と類似する部分を認めることが出来る。しかし、それ以降、社会情勢や、上述の地域共生社会に関するものを始めとした福祉政策を取り巻く法制において変遷があったことに鑑みて、本研究では、2017 年度の研究結果を踏襲せず、新たに調査を行ったうえで分析と提言を行うこととした。

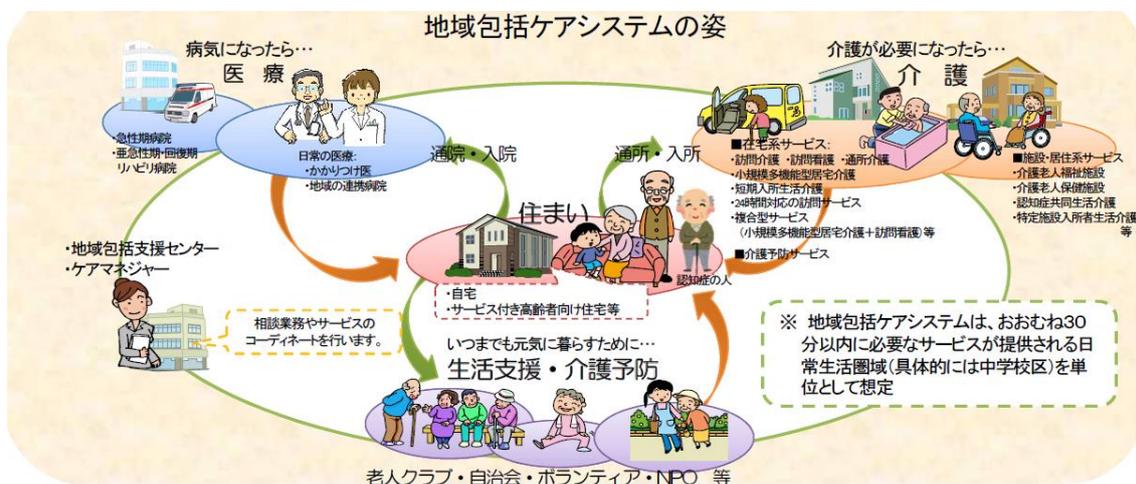
第1章 地域包括ケアシステム

第1節 地域包括ケアシステムとは

1. 制度の概要

地域包括ケアシステムとは、2025年を目途に、「地域の实情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」¹を、介護保険の保険者である市町村²が主体となって構築を目指すものであり、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏（具体的には中学校区）を単位として想定されている。そのイメージは図1-1のとおりである。また、地域包括ケアシステム構築の推進は、国及び地方公共団体の責務であり³、国は介護保険法改正や介護報酬改定等を通じて適切な制度設計を行い、都道府県は消費税増税分を財源とする地域医療介護総合確保基金の活用やデータ分析等を通じて、構築主体である市町村を支援する役割を担っている。

図1-1 地域包括ケアシステムの姿



出典：厚生労働省ホームページ「地域包括ケアシステム」

¹ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第2条第1項により定義

² 市町村には、特別区の他、介護保険の保険者たる広域連合を含む。

³ 介護保険法第5条第1項～第3項

2. 制度導入の背景

地域包括ケアシステムの導入背景としては、少子高齢化による「2025年問題」⁴、認知症の高齢者の増加⁵、高齢者単独世帯・高齢者夫婦のみ世帯の増加⁶、増額の一途を辿る社会保障給付費⁷の抑制、最期を迎える場所に自宅を希望する人が半数を超えている⁸にも関わらず、実際は病院で亡くなる人が7割ほどいるという、希望と現状とのギャップ⁹が挙げられる。

3. 制度の目的及び実現方法

地域包括ケアシステム構築の目的は、高齢者の尊厳の保持及び自立生活の支援である。それら目的を実現するためには、自らの意思のもと、生活の基盤である住まいが確保され、多様な主体から介護予防や生活する上で必要となる支援を受けることができ、それらを土台に医療や介護等の専門的なサービスが提供される体制を日常生活圏に構築することが必要である。地域包括ケアシステムの目指す姿は図1-2の植木鉢により表されている。

⁴ いわゆる「団塊の世代」（1947年～1949年の第1次ベビーブームに生まれた世代）が後期高齢者（75歳以上）に達する2025年には、およそ5.5人に1人が後期高齢者に該当し、年金・医療・介護をはじめとした社会保障給付費の急増が懸念されている。厚生労働省「令和2年版厚生労働白書」360頁（<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/19/dl/all.pdf> 2020年12月21日最終閲覧）

⁵ 二宮利治「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学）によれば、2015年に約525万人だった認知症高齢者の数は、2025年に約650～700万人、2040年に約800～950万人に増加する見込みである。（<https://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201405037A> 2020年12月21日最終閲覧）

⁶ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（2018(平成30)年推計）11頁（http://www.ipss.go.jp/pp-ajsetai/j/HPRJ2018/houkoku/hprj2018_houkoku.pdf 2020年12月21日最終閲覧）によれば、2015年に12,530千世帯だった高齢者単独世帯・高齢者夫婦のみの世帯の数は、2025年に14,275世帯、2040年には15,833世帯に増加する見込みである。

⁷ 厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）」4頁（<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000207399.pdf> 2020年12月21日最終閲覧）によれば、2018年に約121.3兆円だった社会保障給付費は2025年に約140.2兆円～約140.8兆円、2040年には約188.2兆円～190.3兆円に増加する見込みである。

⁸ 内閣府「平成24年度 高齢者の健康に関する意識調査」8頁（https://www8.cao.go.jp/kourei/ishiki/h24/sougou/gaiyo/pdf/kekka_1.pdf 2020年12月21日最終閲覧）によれば、最期を自宅で迎えたい人は約54.6%

⁹ 厚生労働省「令和元年（2019）人口動態統計」によれば、最期を自宅で迎える人は約13.6%

図1-2 地域包括ケアシステムの目指す姿（植木鉢の図）



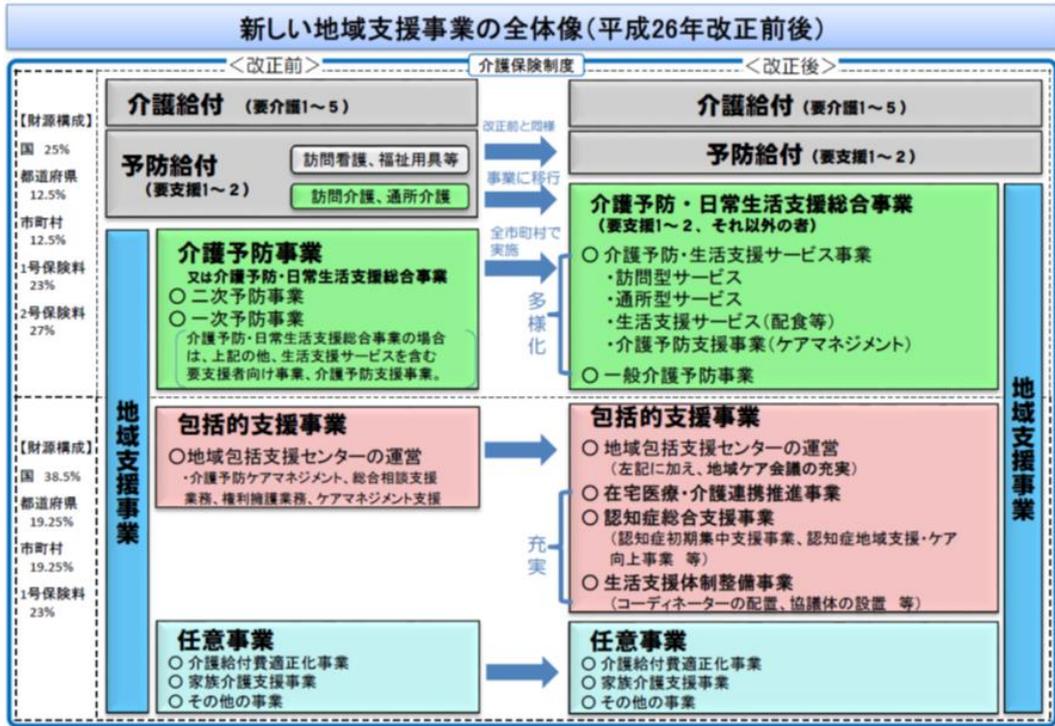
出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年

具体的な実現方法として、実施主体である市町村は、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、地域支援事業（図1-3）を実施する。その際に、地域包括支援センター¹⁰（図1-4）が中核的役割を担い、地域ケア会議¹¹等の多職種が連携・協働するネットワーク体制の構築も併せて行うことになる。

¹⁰ 地域包括支援センターとは、地域の高齢者の総合相談、権利擁護、地域の支援体制づくり、介護予防に必要な援助等を行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした機関（介護保険法第115条の46第1項）であり、担当する区域における第一号被保険者の数に応じて配置された保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等が協働して地域包括ケアシステム構築のために取組むこととされている。（介護保険法施行規則第140条の66）

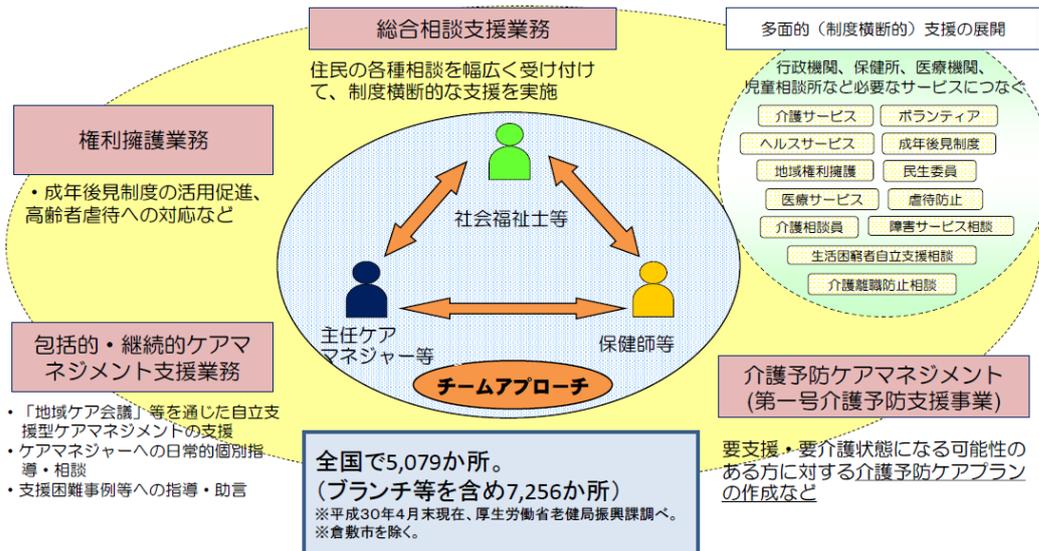
¹¹ 地域ケア会議とは、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議（介護保険法第115条の48第1項）であり、具体的には、地域包括支援センター等が主催し、多職種の協働による個別ケース（困難事例等）の支援を通じた①地域支援ネットワークの構築、②高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、③地域課題の把握等を行う。

図1-3 地域支援事業の全体像



出典：厚生労働省社会保障審議会介護保険部会（第83回）参考資料1「地域支援事業等の更なる推進」65頁

図1-4 地域包括支援センターのイメージ



出典：厚生労働省社会保障審議会介護保険部会（第83回）参考資料1「地域支援事業等の更なる推進」5頁

4. 介護保険法（地域包括ケアシステム関連部分）の改正推移

（1）2011（平成 23）年改正¹²

2011 年の改正は、地域包括ケアシステムの推進のため、24 時間対応する「定期巡回・臨時対応型訪問介護看護」の創設、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を有した「複合型サービス」の創設、訪問リハビリテーションの要件緩和、訪問看護の報酬加算等が行われた。

（2）2014（平成 26）年改正¹³

2014 年の改正は、地域包括ケアシステム構築に向けた整備のため、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進等の地域支援事業の充実、全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を地域の実情に応じて多様化するための地域支援事業への移行、低所得者の保険料軽減の拡充、一定以上所得のある利用者に係る介護保険自己負担の 2 割への引上げ等が行われた。

（3）2017（平成 29）年改正¹⁴

2017 年の改正は、地域包括ケアシステムの深化のため、自立支援・重症化防止に向けた保険者機能の強化、具体的にはデータに基づいた介護保険事業計画の策定、介護予防・重症化防止の目標設定、財政的インセンティブ付与が行われた。また、今後廃止される介護療養病床からの移行の受け皿となる介護医療院¹⁵が新たに創設された。

¹² 厚生労働省「平成 23 年介護保険法改正について（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）」（https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/gaiyo/dl/k2012.pdf 2020 年 12 月 21 日最終閲覧）

¹³ 厚生労働省「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の概要」（<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/k2014.pdf> 2020 年 12 月 21 日最終閲覧）

¹⁴ 厚生労働省「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント」（<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/k2017.pdf> 2020 年 12 月 21 日最終閲覧）

¹⁵ 日常的な医学管理や看取り・ターミナルケア等の機能と、生活施設としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設。2020 年 3 月末時点で全国に 343 施設（21,738 療養床）設置されている。前掲注 4)363 頁（<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/19/dl/all.pdf> 2020 年 12 月 21 日最終閲覧）

(4) 2020（令和2）年改正¹⁶

2020年の改正は、第2章で詳述する地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等の改正が行われた。

5. 介護報酬改定

(1) 2018（平成30）年度改定¹⁷

地域包括ケアシステムの構築目途である2025年に向けて、国民1人1人の状態に応じた適切な介護が受けられるよう、質が高く効率的な介護の提供体制の整備を推進するため、0.54%のプラス改定となった。

改定にあたっては「平成30年度介護報酬改定に向けた基本的な視点」として、①地域包括ケアシステムの推進、②自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現、③多様な人材の確保と生産性の向上、④介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保の4点を踏まえた見直しが行われた。

(2) 2021（令和3）年度改定¹⁸

厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会により、2020年12月23日付けで2021年度介護報酬改定に関する基本的な考え方と、それを踏まえた主な改定内容の報告が行われた。

地域包括ケアシステムの構築目途である2025年に向けて、2040年を見据えながら、地域包括ケアシステムの推進等を図るため、認知症への対応力向上に向けた取組の推進、看取りへの対応の充実、医療と介護の連携の推進、在宅サービスの機能と連携の強化、介護保険施設や高齢者住まいにおける対応の強化、ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保、地域の特性に応じたサービスの確保等について、見直しを行う方針とのものである。

¹⁶ 厚生労働省「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）の概要」（<https://www.mhlw.go.jp/content/000640392.pdf> 2020年12月21日最終閲覧）

¹⁷ 厚生労働省「平成30年度介護報酬改定の主な事項について」（<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000196991.pdf> 2020年12月21日最終閲覧）

¹⁸ 厚生労働省「令和3年度介護報酬改定に関する審議報告」

（<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000709008.pdf> 2021年1月12日最終閲覧）

第2節 横手市の地域包括ケアシステム

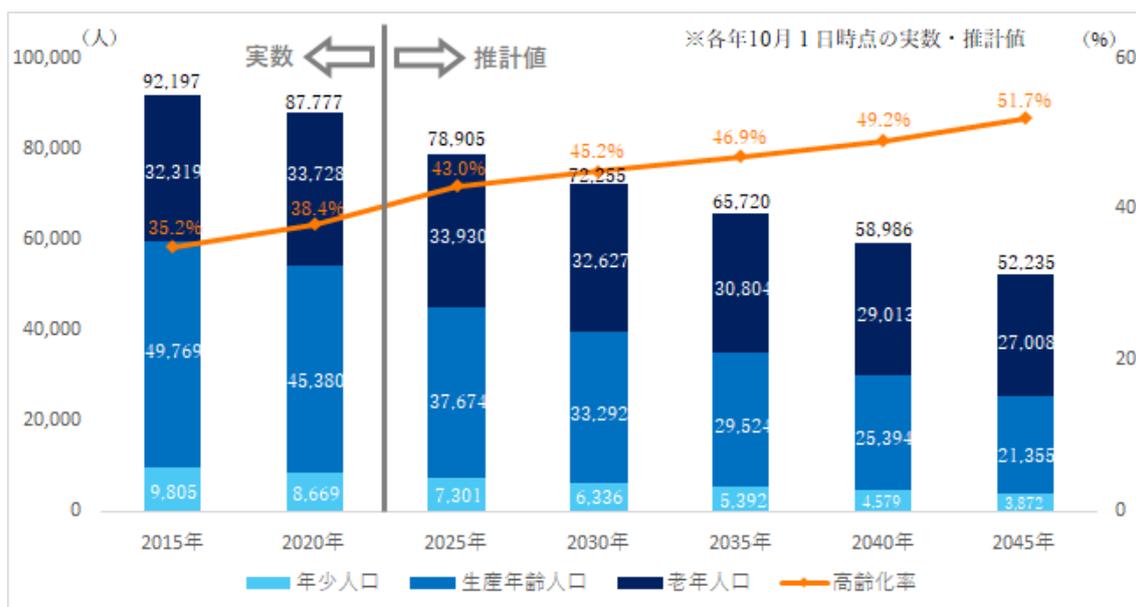
1. 現状

(1) 横手市の人口・高齢化率

横手市は秋田県南部に位置する市で、2005年10月1日に旧横手市・平鹿郡の1市5町2村の合併により現在の横手市となった。人口は2020年12月末時点で87,452人、高齢化率は38.5%で全国平均の28.8%¹⁹と比べても高い数値を示している。

横手市の年齢3区分別人口及び高齢化率（各年10月1日時点）の推移は図1-5のとおりである。年少人口及び生産年齢人口は一貫して減少し、現在は増加している老年人口（65歳以上の高齢者数）も2025年をピークに減少に転じる見込みである。なお、高齢化率は上昇が続くと推計されている。

図1-5 横手市の年齢3区分別人口及び高齢化率の推移



出典：横手市住民基本台帳及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」を基にWSB作成

(2) 横手市の地域包括ケアシステムの特徴

横手市の地域包括ケアシステムの特徴としては、図1-6のとおり市域を東部・西部・南部の3地区に分け、それぞれに直営型の地域包括支援センターを設置し、地域包括ケアシステム構築に向けた取組を行っている。

¹⁹ 総務省統計局「人口推計-2020年（令和2年）12月報-」

(<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/pdf/202012.pdf> 2021年1月19日最終閲覧)

図 1 - 6 横手市の地区構成



出典：横手市「第 7 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」20 頁

3 地区の特徴は下記のとおりである。

①東部地区（横手・山内地域）

東部地区は、人口が 38,160 人（2020 年 12 月末時点）、高齢化率が 35.9%（2020 年 3 月末時点）で、急性期病院（市立横手病院、平鹿総合病院）と精神科病院（横手興生病院）が存在している。病床機能別では回復期病床が不足していて、退院後のショートステイ利用が多いといった特徴がある。

②西部地区（大森・大雄・雄物川地域）

西部地区は、人口が 18,801 人（2020 年 12 月末時点）、高齢化率が 41.3%（2020 年 3 月末時点）で、市立大森病院を中心とした保健医療福祉総合施設「健康の丘おおもり」において地域包括ケアシステムが確立しているといった特徴がある。なお、「健康の丘おおもり」については、第 1 章第 2 節 2.（2）において詳述する。

③南部地区（増田・十文字・平鹿地域）

南部地区は、人口が 30,491 人（2020 年 12 月末時点）、高齢化率が 39.0%（2020 年 3 月末時点）で、地域に病院がなく、開業医による往診や訪問診療が多い。そのため、3 地区の中で在宅看取り率が最も高いといった特徴がある。

（3）地域包括ケアシステム構築に関する主な組織

横手市における地域包括ケアシステム構築に関する主な組織は、横手市「令和 2 年度

福祉の概要」によると、①横手市市民福祉部高齢ふれあい課、②横手市市民福祉部地域包括支援センター、③在宅介護支援センター、④地域包括支援センター運営協議会である。以下、①～④について記載する。

①横手市市民福祉部高齢ふれあい課

横手市の地域包括ケアシステム構築を所管している部局である。(a) 組織構成、(b) 事務分掌については図1-7、図1-8のとおりである。

(a) 組織構成

図1-7 横手市市民福祉部高齢ふれあい課の組織構成

高齢ふれあい課長	1人
高齢福祉係長	1人
担当職員	4人
一般事務補助(会計年度任用職員)	1人
介護保険係長	1人
担当職員	5人
介護保険認定調査員(会計年度任用職員)	11人
一般事務補助(会計年度任用職員)	2人

出典：横手市「令和2年度 福祉の概要」3頁

(b) 事務分掌

図1-8 横手市市民福祉部高齢ふれあい課の事務分掌



出典：横手市「令和2年度 福祉の概要」4頁

②横手市市民福祉部地域包括支援センター

横手市の地域包括ケアシステム構築における中核的役割を担っている部局である。横手市は市直営で地域包括支援センターを運営している。(a) 組織構成、(b) 事務分掌については図1-9、図1-10のとおりである。

(a) 組織構成

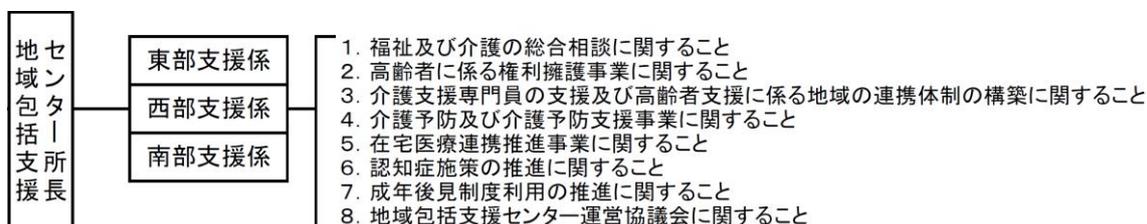
図 1 - 9 横手市市民福祉部地域包括支援センターの組織構成

地域包括支援センター所長		1人
東部	係長	1人
	保健師業務	2人
	担当職員(再任用含む)	6人
	介護予防支援業務(会計年度任用職員含む)	4人
	成年後見相談員(会計年度任用職員)	1人
西部	係長	1人
	保健師業務	1人
	担当職員	1人
	介護予防支援業務(会計年度任用職員含む)	1人
	係長(在宅医療連携推進・保健師業務)	1人
	担当職員	1人
事務補助員(会計年度任用職員)	1人	
南部	係長	1人
	保健師業務	1人
	担当職員	2人
	介護予防支援業務(会計年度任用職員含む)	2人
	介護相談員(会計年度任用職員)	2人

出典：横手市「令和2年度 福祉の概要」3頁

(b) 事務分掌

図 1 - 10 横手市市民福祉部地域包括支援センターの事務分掌



出典：横手市「令和2年度 福祉の概要」4頁

③在宅介護支援センター

横手市社会福祉協議会等に委託され市内10カ所に設置された、地域包括支援センターのブランチ機関である。医療・保健・福祉・介護に係るワンストップ相談窓口の役割を担っている。

④地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センター運営の公平・中立性の確保を目的に設置されており、介護保険の被保険者・サービス事業者、医療・介護・福祉関係者、学識経験者等から構成されている。年に数回開催されている。

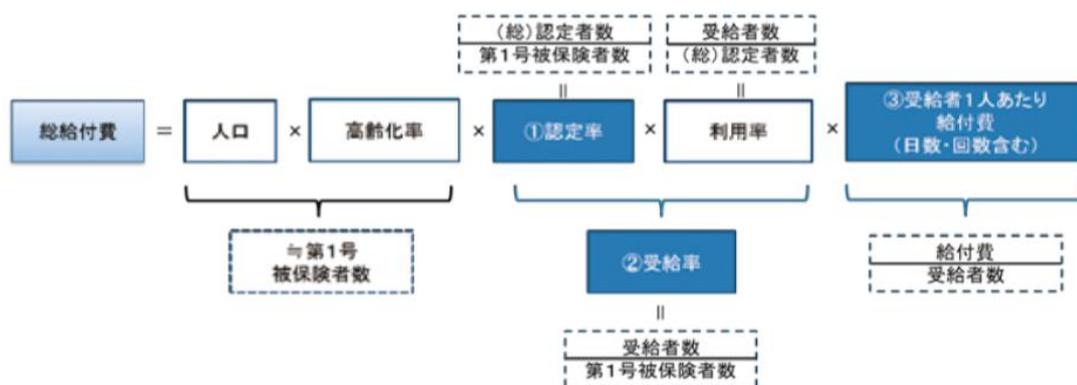
(4) 地域包括ケア「見える化」システムを用いた分析

地域包括ケア「見える化」システムとは、市町村・都道府県における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するため、厚生労働省が運営している情報システムのことである²⁰。以下、当該システムを用いた分析結果等を記載する。

①総給付費の構造

総給付費の構造は、図1-11のとおりである。総給付費は、各要素（人口、高齢化率、認定率、利用率、受給者1人あたりの給付費）を掛け合わせることで求めることができる。

図1-11 総給付費の構造



出典：厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム等を活用した地域分析の手引」4頁

②分析方法

分析にあたっては、横手市の時系列分析の他、全国平均、秋田県平均、高齢化率が近い宮城県気仙沼市（2020年3月末時点の高齢化率37.4%）、人口に近い岩手県北上市（2020年3月末時点の人口92,298人）、東京都稲城市（2020年3月末時点の人口91,706人）を対象に比較分析を行った。

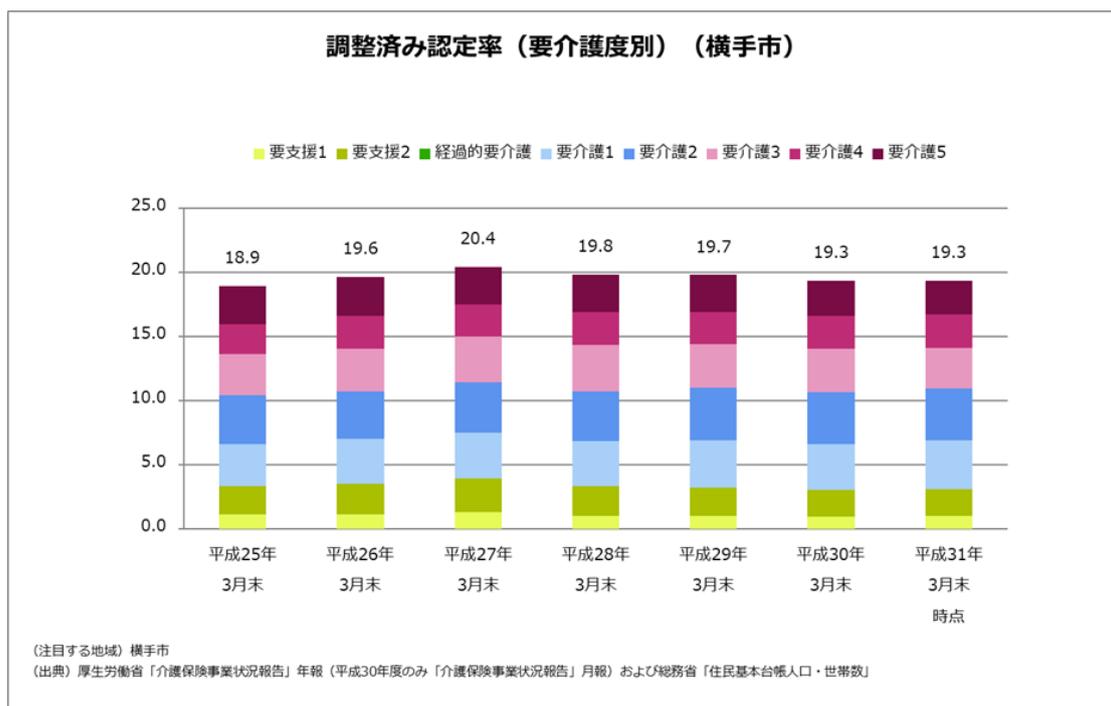
²⁰ 厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」（<https://mieruka.mhlw.go.jp/> 2020年12月21日最終閲覧）

③分析結果

(a) 調整済み²¹要介護認定²²率²³（要介護度別）※横手市の時系列分析

横手市における2012年度から2018年度の要介護認定率（要介護度別）の推移は図1-12のとおりである。要介護認定率は20%前後で横ばいが続き、要介護度についても特段大きな変化は見られない。

図1-12 調整済み認定率（要介護度別）



出典：地域包括ケア「見える化」システム（2020年6月9日取得）

(b) 調整済み要介護認定率 ※他自治体等との比較

横手市と他自治体等との調整済み軽度（要支援1～要介護2）・重度（要介護3～5）認定率の比較は図1-13のとおりである。横手市は他自治体等と比較して調整済み軽度認定率が低く、調整済み重度認定率が高い状況にある。横手市市民福祉部ヒアリング調査

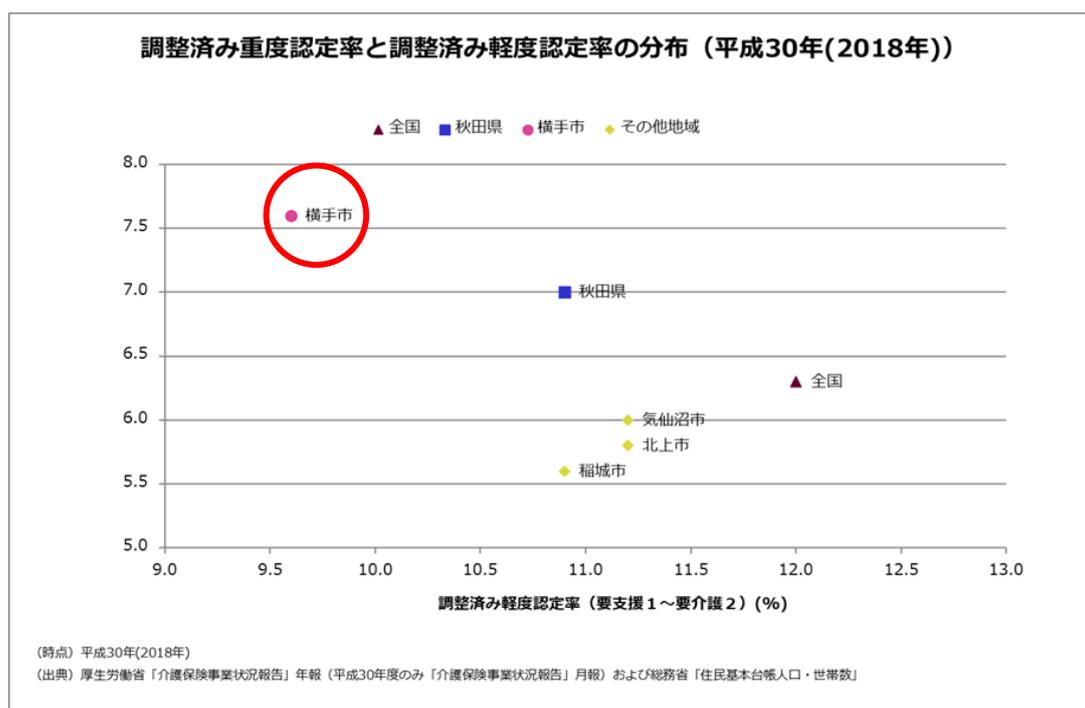
²¹ 年齢調整を行う理由は、「第1号被保険者の性・年齢別人口構成」の影響を除外し、ある地域や全国平均の一時点と同様に調整することで、地域間・時系列で比較しやすくするため。（厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム等を活用した地域分析の手引き」4頁（<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/0000170568.pdf> 2020年12月21日最終閲覧））

²² 要介護認定とは、介護保険サービスを利用したい65歳以上の「第1号被保険者」（特定疾病を罹患している「第2号被保険者」含む。）が、市区町村や地域包括支援センターで申請をし、認定調査員の調査・介護認定審査会の判定を経て市区町村が要介護認定（「要支援1～2」または「要介護1～5」）を決定すること。（厚生労働省「要介護認定」（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kai go/kaigo_koureisha/nintei/index.html 2020年12月21日最終閲覧））

²³ 要介護認定率は、（総）認定者数／第1号被保険者数で求めることができる。

(6月23日)によれば、調整済み軽度認定率が低い理由は、介護予防の取組が効果を上げていること、同居の家族等が介護を行うため比較的軽度なうちは要介護認定を受けていないことが考えられるとのことだった。また、調整済み重度認定率が高い理由は、介護予防事業の認知度が低いことが考えられるとのことだった。

図1-13 調整済み重度認定率と調整済み軽度認定率の分布



出典：地域包括ケア「見える化」システム (2020年6月9日取得)

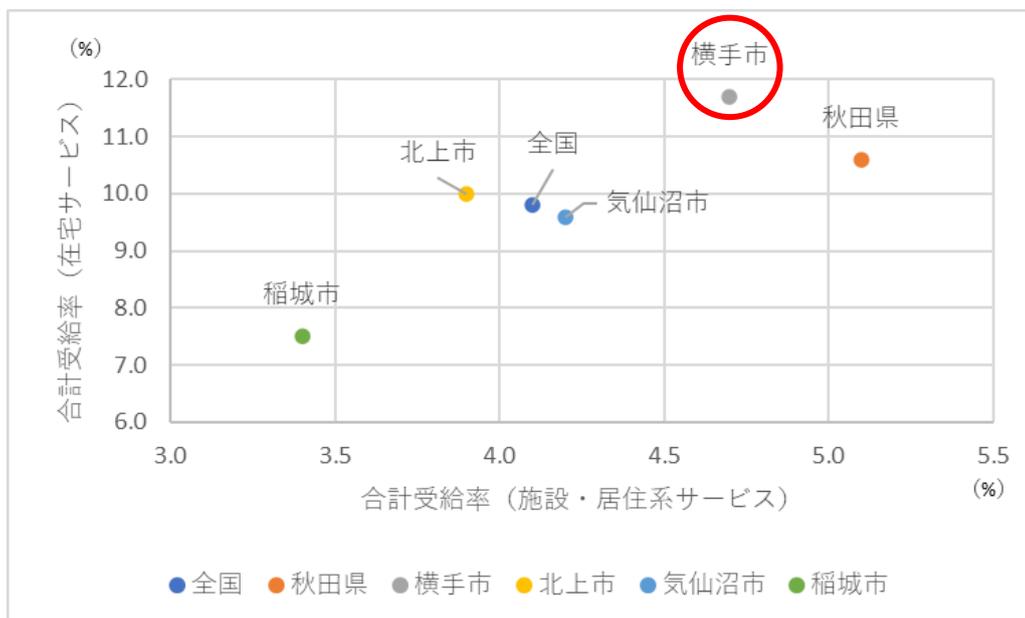
(c) 受給率²⁴ ※他自治体との比較分析

横手市と他自治体等との受給率の比較は図1-14のとおりである。なお、施設サービス、居住系サービス、在宅サービスそれぞれに含まれるサービスは表1-1のとおりである。

横手市は、他自治体等と比較して、在宅サービスの受給率が高く、横手市市民福祉部ヒアリング調査(6月23日)によれば、他自治体と比較して有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅(サ高住)が多いこと、特別養護老人ホームの入所を待つ間に短期入所生活介護(ショートステイ)を継続的に利用するケースが多いことが考えられるということだった。

²⁴ 受給率は、受給者数/第1号被保険者数、または要介護認定率×利用率(受給者数/総認定者数)で求めることができる。

図1-14 施設・居住系サービスと在宅サービスの受給率の分布



出典：地域包括ケア「見える化」システムのデータを基に WSB 作成

表1-1 指標名に含まれるサービスの種類

指標名	含まれるサービス
施設サービス	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
居住系サービス	認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
在宅サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

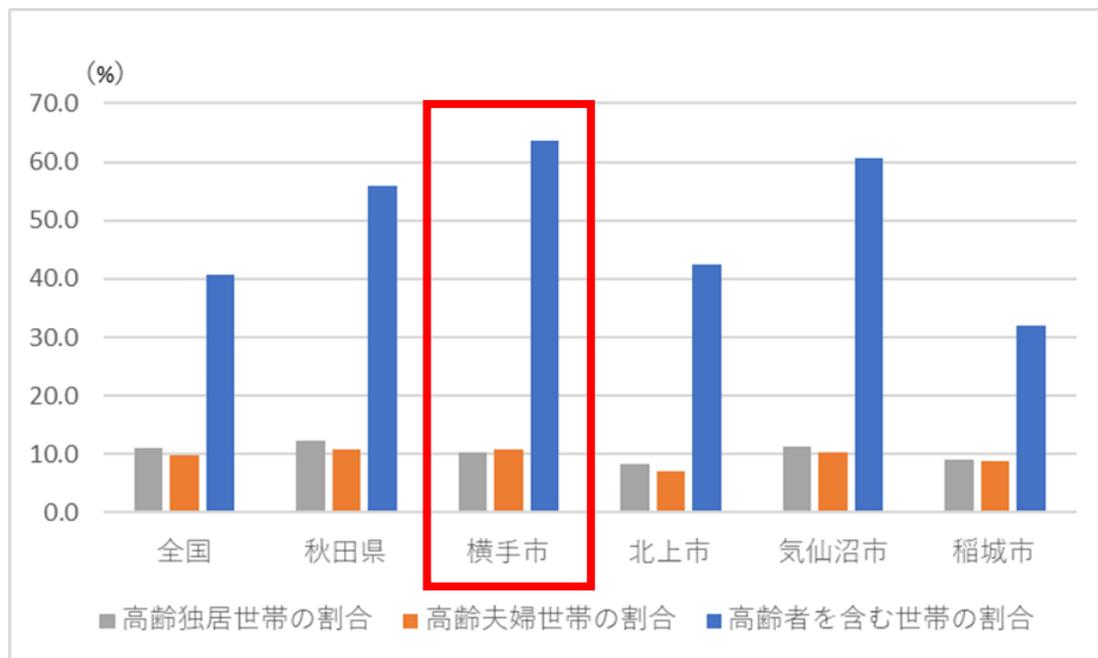
出典：厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム等を活用した地域分析の手引き」

16 頁

(d) 高齢者の世帯別割合の比較 ※他自治体との比較分析

横手市と他自治体等との高齢者の世帯別割合を比較したものが図1-15である。横手市は他自治体等と比較して、高齢者を含む世帯の割合が高いことがわかり、(b) 調整済み要介護認定率において記した同居家族により介護を行っている可能性の高さについて、その裏付けになると考えられる。

図 1-15 高齢者の世帯別割合の比較

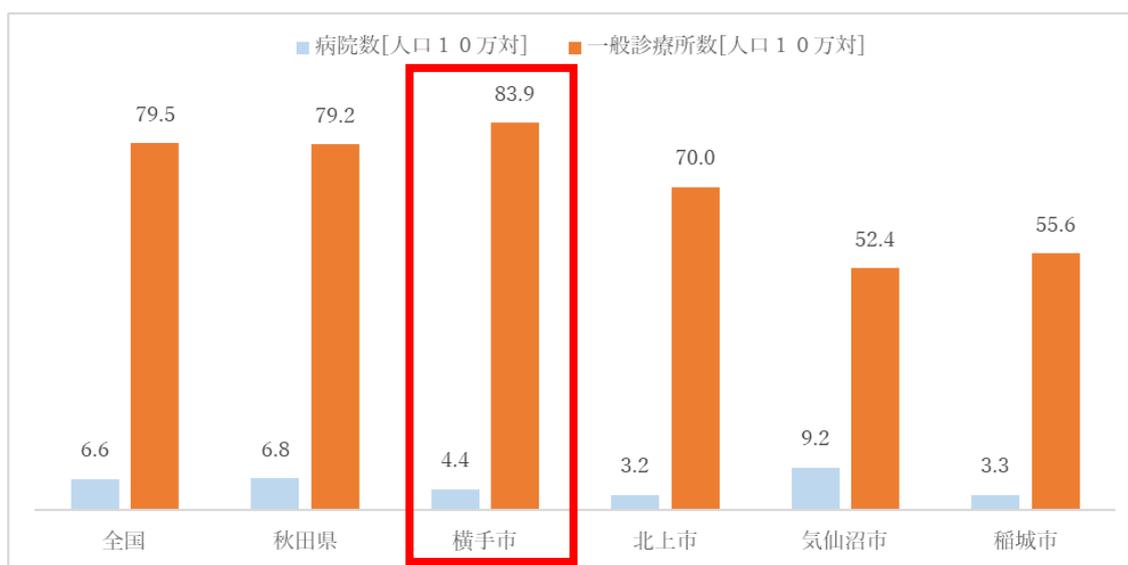


出典：地域包括ケア「見える化」システムのデータを基に WSB 作成

(e) 人口 10 万人当たり病院・一般診療所数の比較 ※他自治体との比較分析

横手市と他自治体等との人口 10 万人当たり病院・一般診療所数を比較したものが図 1-16 である。横手市は他自治体等と比較して、一般診療所数が多いことがわかり、それは南部地区における特徴に繋がっていると考えられる。

図 1-16 人口 10 万人当たり病院・一般診療所数の比較 (2017 年時点)



出典：地域包括ケア「見える化」システムのデータを基に WSB 作成

2. 取組

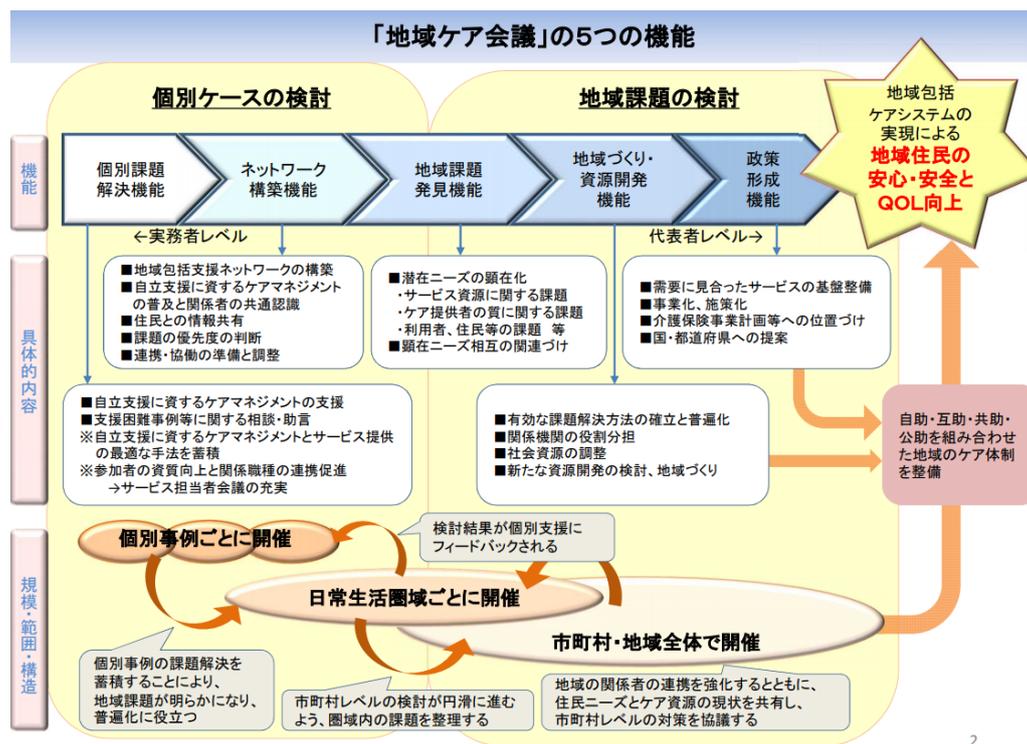
(1) 地域包括ケアシステム深化・推進のための重点事業

横手市における第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画では、「地域ケアシステムの深化・推進」および「雪国での暮らしを支える支援の充実」の2点とその重点施策として位置付けられている。更に、そのうちの「地域ケアシステムの深化・推進」を目指すための重点事業として、①「地域ケア会議の開催」、②「在宅医療・介護連携推進事業」、③「認知症総合支援事業」、④「生活支援体制整備事業」、⑤「地域リハビリテーション活動支援事業」の5つが掲げられている²⁵。以下では、この5つの事業について、概要を記載する。

①地域ケア会議の開催²⁶

地域ケア会議とは、多機関連携のうえで、個別ケース・困難事例の検討や地域課題の抽出等を行うために開催される会議のことである。地域ケア会議の担う機能については、図1-17が参考になる。

図1-17 「地域ケア会議」の5つの機能



出典：厚生労働省ホームページ「地域ケア会議について」

²⁵ 横手市「第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」37頁、41頁（2018年3月）
<https://www.city.yokote.lg.jp/korei/page100117.html> 2020年12月21日最終閲覧）

²⁶ 前掲注25）59頁

なお、横手市においては、市内8地域11箇所で毎月1回定期的に開催しており²⁷、保健、医療、福祉、行政、介護サービス事業者等の関係者が集い、個別ケースの検討や困難事例の検討、地域課題の抽出等を行っている。

②在宅医療・介護連携推進事業

横手市では、市の職員が少人数で医療・介護の関係機関を直接訪問し、対話式によるアンケートを実施することで、関係者間における連携体制の構築を推し進めてきたという経緯がある。この行政主導の在宅医療・介護連携推進に係る取組は、全国的に見ても先進的な事例であるとして紹介されている²⁸。

第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画においては、医療・介護連携体制の構築を目指し、毎年度300人の関係者が多職種連携のための研修に参加することを目標に掲げている。その具体的な取組としては、2012年度以降に実施されてきた「夕暮れ勉強会」が挙げられる。これは、多職種の関係者が参加する講義形式・ワークショップ形式の勉強会であり、その名称のとおり終業時刻後の18時以降に実施されてきたものである。このような時間帯に実施してきたことが、参加者が定着した要因として考えられている²⁹。加えて、地域住民への普及活動も実施しており、これは、毎年度400人を目標値として設定している³⁰。

③認知症総合支援事業

横手市では、認知症総合支援事業と称して、認知症高齢者や、認知症になるおそれのある高齢者に向けた支援を展開している。認知症総合支援事業において展開されている事業は、認知症施策の国の指針を示したものである認知症施策推進総合戦略（以下、「新オレンジプラン」という。）の内容に準じているものが多いと考えられる。例えば、横手市では、この事業の一環として「認知症ケアパス」の作成・普及を行っているが、これは新オレンジプランにおいて「地域ごとに医療・介護等が適切に連携することを確保するためには、認知症の容態に応じた適切なサービス提供の流れを確立することが必要である」として説明されているものである³¹。

²⁷ 前掲注25) 59頁

²⁸ 公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会「地域の実情に応じた在宅医療・介護連携を推進するための多職種研修プログラムに関する調査研究事業報告書」27-32頁（2016年3月）

(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000142940.pdf> 2020年12月21日最終閲覧)

²⁹ 前掲注28) 29頁

³⁰ 前掲注25) 53頁

³¹ 厚生労働省「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」12頁（2017年7月）

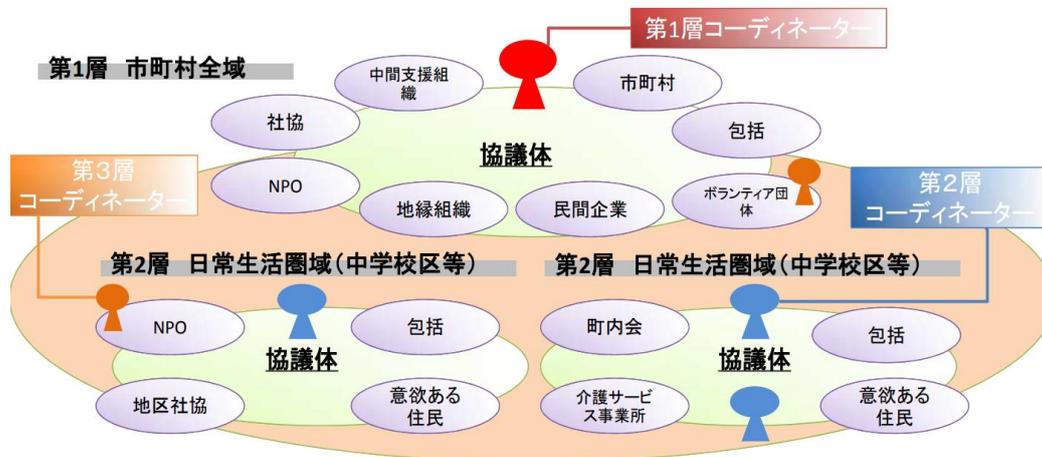
(https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/kaitei_orangeplan.pdf 2020年12月21日最終閲覧)

加えて、新オレンジプランにおいては、「認知症の人が集まる場や認知症カフェなど、認知症の人や家族が集う取組を全市町村に普及」させる必要があると述べられている。認知症カフェとは、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場所のことを指す³²。横手市では、市内において2つの認知症カフェが設置されている³³。

④生活支援体制整備事業

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、介護・医療等の専門サービスの前提として、介護予防・日常生活支援が重要となる。そこで、団塊の世代が75歳を迎える2025年に向けて、これらの分野のサービスについて地域の互助的な活動によって賄うことの必要性が高まっている。そのような潮流の中で、2014年の介護保険法の一部改正を経て、生活支援体制整備事業が創設された。生活支援体制整備事業では、図1-18のように、市町村全域の生活支援に係る課題を担う第1層協議体と、各日常生活圏域内の生活支援に係る課題を担う第2層協議体を置くこととされている。そして、第1層協議体の活動を支援するために第1層生活支援コーディネーターが、第2層協議体の活動を支援するために第2層生活支援コーディネーターをそれぞれ配置することとなっている。

図1-18 各層の生活支援コーディネーター・協議体の関係



出典：関東信越厚生局 地域包括ケア事例研究会（第1回）資料「総合事業・生活支援体制整備事業の推進について」 9頁

横手市においては、市全域の互助的な生活支援活動を牽引するために第1層協議体が置かれており、また、旧市町村8地域（横手・増田・平鹿・雄物川・大森・十文字・山内・大雄）それぞれに1つずつ第2層協議体が置かれている。生活支援コーディネーターにつ

³² 前掲注31) 14頁

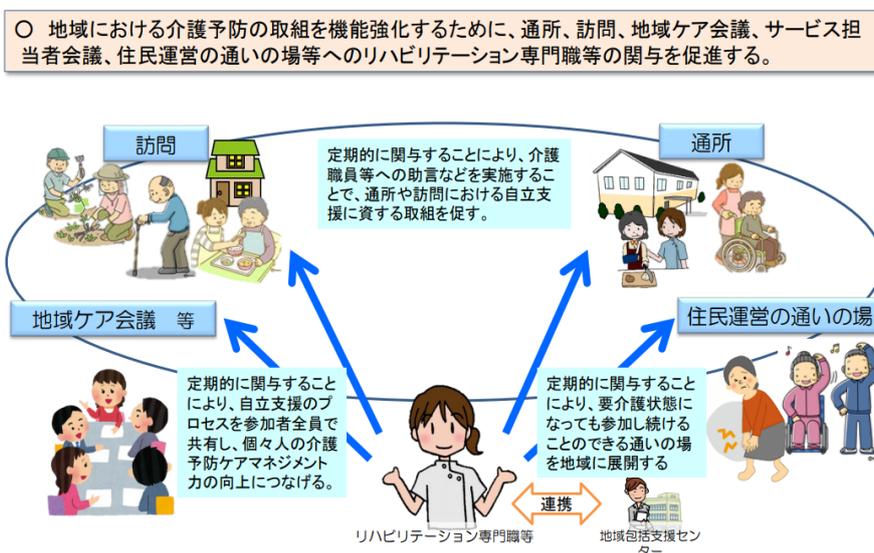
³³ 横手市市民福祉部ヒアリング調査（6月23日）

いては、第1層に生活支援コーディネーター1名が配置されており、市社会福祉協議会の職員が担っている。第2層の生活支援コーディネーターは、民生委員等の市民が担い、旧市町村8地域にそれぞれ1名～3名、計15名が活動している。横手市においては、第2層生活支援コーディネーターをサポートする役割を持ったエリアマネージャーを東部・西部・南部の各地区に1名ずつ配置しており、横手市社会福祉協議会の職員が担当している。これら協議体やコーディネーターは、地域支え合いのネットワーク構築に向け、毎年度、テーマを変えて横手市地域支えあいネットワーク市民集会を開催している³⁴。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

地域支援事業のうち、「一般介護予防事業」は、すべての第一号被保険者及びその支援のための活動に関わる者を対象とする事業である。一般介護予防事業は、すべての第一号被保険者を対象としていることや、その名称から分かるとおり、高齢者が要介護状態になることを防ぎ、健康と生活の質の向上を目指すことを目的としている。2015年には、一般介護予防事業の一環として、地域リハビリテーション活動支援事業という事業が創設された。地域リハビリテーション活動支援事業は、図1-19のとおり、地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進するものである。

図1-19 地域リハビリテーション活動支援事業のイメージ



出典：厚生労働省一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会（第3回）資料2-1「一般介護予防事業等の推進方策について」

³⁴ 前掲注25) 58頁

横手市においても、地域リハビリテーション活動支援事業は、第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画において一般介護予防事業の一つとして位置付けられている。この事業は、第7期の計画において初めて盛り込まれた事業であり、同計画においては「地域の集いの場などにリハビリテーション専門職を派遣し、技術的支援をします。」「退院時の個別ケース検討会や地域ケア会議などにリハビリテーション専門職を派遣し、退院前後を通じた技術的助言をします。」と述べられている³⁵。

(2) 「健康の丘おおもり」について³⁶

「健康の丘おおもり」は、1998年4月に横手市西部地区（旧大森町）に開設された保健・医療・福祉が一体となった総合的なサービス拠点である。市立大森病院を中心として、敷地内には高齢者等保健福祉センター（施設内に地域包括支援センターを設置）、介護老人保健施設「老健おおもり」、特別養護老人ホーム「白寿園」、高齢者生活支援ハウス等が設置され、隣接する秋田県南部老人福祉総合エリアと連携を図りながら様々な事業を展開している。「健康の丘おおもり」全体の入院・入所・入居の定員は約600名で、職員は約500名～600名が働いている。

「健康の丘おおもり」の中心である市立大森病院における取組として、地域のニーズに応える医療サービスを提供すべく、17時～19時に内科を中心に総合的診療を行う「夕暮れ診療」、病気の早期発見・予防のため「人間ドック健診センター」において年間約1,000名が利用する人間ドック及び年間約2,000名が利用する健康診断、年間約100名の在宅患者を月1回程度訪問し看取りも行う「訪問診療」、その他、「訪問看護」、「訪問リハビリテーション」等が行われている。また、多職種連携を促進するため、多職種勉強会、地域ケア会議、地域包括ケア連携会議等が行われている。他にも、地域貢献活動として、地域住民と「在宅医療」、「医療介護連携」、「施設看取り」等をテーマにしたグループワーク、健康教室等のナイトスクール、リハビリ遠足等が行われている。

なお、横手市は二次医療圏及び医師会が市域単独で構成されている。秋田県健康福祉部ヒアリング調査（7月17日）によれば、それらの状況を踏まえ、横手市は医師会との連携がよく取れていて、市立大森病院をはじめとした「健康の丘おおもり」における地域包括ケアシステムの構築は、県内他市町村の参考になる優れた取組とのことだった。

(3) その他の事業

以上の他にも多数の事業が横手市において実施されているが、これらについては、第2章第2節2. (2)において詳述する。

³⁵ 前掲注25) 78頁

³⁶ 横手市「健康の丘おおもり」ヒアリング調査（7月16日）、横手市立大森病院「地域包括ケア時代における病院医療を考える～中小病院の立場から～」及び横手市立大森病院「市立大森病院の概要（令和2年4月）」を参考に記載

3. 課題

(1) 地域活動への参加者減少

横手市が2019年度に行った「健康と福祉に関するアンケート調査」によれば、第1号被保険者（65歳以上の在宅高齢者）、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）ともに地域活動への参加者が減少している³⁷。また、横手市市民福祉部ヒアリング調査（6月23日）によれば、それらに加えて地域活動の中心的役割を担う人材の確保も課題となっているとのことだった。

(2) 介護予防

地域包括ケア「見える化」システムを用いた分析により、横手市は比較自治体等と比較して要介護認定における調整済み軽度認定率（要支援1～要介護2）が低く、調整済み重度認定率（要介護3～5）が高いことが明らかとなった。その理由については前述のとおりであるが、横手市によると介護予防事業の認知度の低さが課題であるとのことだった。

(3) 介護人材の不足

横手市市民福祉部ヒアリング調査（6月23日）によると、2019年度に訪問介護事業所1件、訪問看護事業所1件、グループホーム1件の合計3件が人材不足を理由に廃業となっていることから、介護人材の不足について課題として捉えているということだった。その対応としては、国や県による支援事業の活用に向け、介護事業所へ支援内容を周知しているが、市独自の支援策は行っていないとのことだった。

³⁷ 横手市「健康と福祉に関するアンケート調査報告書」25頁、100頁

第2章 地域共生社会

第1節 地域共生社会とは

1. 定義と背景

地域共生社会とは「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの」³⁸である。地域共生社会は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために支援の包括化を図る地域包括ケアシステムを深化させるという発想によるものである。

地域共生社会の実現が求められる背景としては、次の3点を挙げることができる。第1に、社会の変化に伴う地縁・血縁といったつながりの希薄化を乗り越えるために、地域の支え合いの力を再構築することが必要である。女性の社会進出の一層の推進や高齢者の更なる増加などにより、子育てや介護をはじめとした福祉サービスの需要は今後より高まることが予想される。このように地縁や血縁といったつながりが希薄化し、家族内または地域内の支援力が低下している一方で、福祉サービスの需要は増加することが見込まれることを考えると、地域全体で支え合う力の再構築が必要になると言える³⁹。

第2に、複雑化・複合化した課題に対応するべく福祉サービスの更なる発展が必要である。上記のように、これまでは社会構造の変化に伴い弱体化してきた互助・共助の代わりとして公的支援制度を整備してきたが、その整備は、高齢者や障がい者、子ども子育て世帯など、支援を必要とする人々の類型ごとに、質・量ともに充実が図られてきた。その一方で、昨今では、80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活問題である「8050問題」や育児と介護の両方に同時期に直面することで、介護と育児の問題が同時にのしかかる「ダブルケアの問題」などのように、様々な分野の課題が絡み合って複雑化している状況や、世帯単位で複数の分野にまたがる課題を抱えている状況が散見されるようになった。8050問題は、親が高齢であるために認知症をはじめとした疾患を患うリスクが高く、健康問題を抱えやすいし、働かない子どもを年金のみで養うことから生活困窮の問題を抱える可能性も高い。更に、たとえ一見すると困窮に陥っているように見えずとも、親に不幸が生じれば、その世帯の収入は一気に減少するため、世帯全体が困窮に陥るリスクを常に抱えており、まさに複雑化・複合化した課題の典型的な例である。また、ダブルケアの問題も、育児と介護を一遍に抱える重圧により、精神的・身体的疲弊も大きくなりやすく、健康問題を抱えるリス

³⁸ 厚生労働省「『地域共生社会』の実現に向けて」

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184346.html> 2021年1月8日最終閲覧)

³⁹ 厚生労働省「平成28年版厚生労働省白書」

201-202頁(2016年)(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/16/dl/all.pdf> 2021年1月17日最終閲覧)

クが高いし、介護離職等により、生活困窮に陥るリスクも抱えており、これもまた複雑化・複合化した課題である。こうした状況には、対象者を制度に当てはめる従来の福祉サービスを提供しただけでは、根本的な課題の解決には至らないことも起こり得る。そこで、8050問題やダブルケアの問題をはじめとした複雑化・複合化した課題に対処するためには、従来の対象者ごとに整備された制度別の対応ではなく、課題を包括的に受け止めて、解決を目指すような福祉サービスの提供が求められる⁴⁰。

第3に、労働力人口が減少する中で、質・量ともに高まる福祉ニーズに対応するために効率的な福祉サービスの提供が必要である。少子高齢化の進行により、日本の労働力人口は今後減少する一方で、高齢化率は上昇し続けることが見込まれており⁴¹、人手は不足するものの福祉サービスの需要は増加する状況が予想される。こうした状況に対応するためには、人材や施設など、社会資源の有効・最大活用が重要になると考えられる。しかし、従来の対象者ごとに整備された制度運営を画一的に続けていては、地域ごとに異なる高齢化率や地域資源といった地域の実態を踏まえた福祉サービスの提供は困難である。地域の実情と乖離した福祉サービスの提供は、社会資源の有効・最大活用の足かせになってしまう。つまり、人手不足の中でも増加する福祉サービスへのニーズに応えるためには、対象者ごとの取組だけではなく、地域の実情を踏まえた福祉サービスの提供による社会資源の有効・最大活用が必要になると言える⁴²。

以上を背景に、地域で暮らす人々全てを対象に、支え手・受け手の関係を超えて、1人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域をともに創っていく地域共生社会の実現が求められる。

2. 地域共生社会の実現に関する国のこれまでの取組

まず、2015年6月に厚生労働省において「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」が設置された。当該プロジェクトチームでは、地域における福祉サービスの包括的な提供の仕組みについての検討が行われ、同年9月には「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」が取りまとめられた。当該ビジョンでは、福祉ニーズの多様化・複雑化と高齢化の中で人口減少が進行することを背景に、複合的な課題を有する場合や分野横断的な対応を要する場合の対応と地域の実情に応じた体制整備や人材確保を課題に設定した。その上で、「様々なニーズに対応する新しい地域包括支援体制の構築」「サービスを効果的・効率的に提供するための生産性向上」「新しい地域包括支援を担う人材の育成・確保」の3つの改革の必要性が

⁴⁰ 前掲注39) 202-205頁 (2021年1月17日最終閲覧)

⁴¹ 内閣府「令和2年版高齢社会白書(全体版)」 2-6頁 (2019年)

(<https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2019/html/zenbun/index.html> 2021年1月17日最終閲覧)

⁴² 前掲注39) 206頁 (2021年1月17日最終閲覧)

示された⁴³。

翌年の 2016 年 6 月には、当該ビジョンを実行するものという位置づけで、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定された。当該プランでは、「地域共生社会」という言葉と共に、「支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会の実現を目指す」という地域共生社会の実現に向けた方向性が示された⁴⁴。その上で、「地域課題の解決力の強化」「福祉サービスの一体的提供」「総合的な相談支援体制づくり」「医療、介護、福祉の専門資格における共通の基礎課程の検討・業務独占資格の対象範囲の見直し」についての向こう 10 年あまりのロードマップも提示された⁴⁵。

続いて同年 7 月には、地域共生社会の具体策の検討を加速化させるために、「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」が厚生労働省において設置された⁴⁶。

2017 年度には、2016 年度よりはじめていた「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」に加えて、「地域力強化推進事業」も開始された⁴⁷。

2018 年 4 月には改正社会福祉法が施行され、地域福祉の理念とこの理念を実現するためには、市町村が包括的な支援体制、すなわち地域住民の地域福祉活動への参加を推進するための環境整備と住民の身近な圏域において、分野を超えて総合的に相談を受け止め、関係機関を連携させ、支援につなげる体制づくりを行う必要があることが明示された。他にも、社会福祉法人が地域福祉の向上に貢献する義務があることの明記や、市町村が地域福祉計画を策定することが努力義務化されるとともに、地域福祉計画には各福祉分野の共通事項を定めて、上位計画として位置付けるとされた。

そして、2020 年 6 月 5 日には、第 201 回通常国会に提出されていた「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」が成立した。その中には、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業である「重層的支援体制整備事業」の創設も含まれている⁴⁸。

⁴³ 厚生労働省新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」（2015 年）
（<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/bijon.pdf> 2021 年 1 月 10 日最終閲覧）

⁴⁴ 閣議決定「ニッポン一億総活躍プラン」（2016 年）
（<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/pdf/plan1.pdf> 2021 年 1 月 17 日最終閲覧）

⁴⁵ 前掲注 38）（2021 年 1 月 17 日最終閲覧）

⁴⁶ 厚生労働省「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部について」（2017 年）
（https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000171016.pdf 2021 年 1 月 17 日最終閲覧）

⁴⁷ 厚生労働省「平成 29 年版厚生労働白書」（2017 年） 274 頁
（<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/17/index.html> 2021 年 1 月 17 日最終閲覧）

⁴⁸ 前掲注 4）280 頁

第2節 横手市の地域共生社会

1. 地域共生社会

(1) 本研究における地域共生社会の定義

横手市における地域共生社会の実現に向けた更なる取組の推進に関して研究を行うにあたって、本研究ではまず、地域共生社会そのものへの理解を深めることが必要であると考えた。そこで、地域共生社会の再定義を試みた。本研究では、地域共生社会とは、「誰もが幸せに生きられる社会」のことであり、これが福祉の概念であることを念頭に更に具体化すると、「高齢者や障がい者、児童・保育者、生活困窮者等のいかなる人々も希望したときに地域に参加できること」であると考えた。「高齢者、障がい者、児童・保育者、生活困窮者」は特に福祉的な配慮が必要であると考えて、再定義にあたって明示をした。

次に、第2章第1節で記した地域共生社会の実現に関する国のこれまでの取組を踏まえて、地域共生社会の実現のためには「包括的な支援体制の構築」と「地域力の強化」の2つが特に重要であると考えた。具体的には、前者は総合的に福祉サービスを提供できる仕組みを構築することである。後者は前者の土台として、地域の課題を他人事と考えず、解決に向けて主体的に取り組むことである。そして、この2つの実現に際しては、重層的支援体制整備事業で示されている相談支援、地域づくり支援、参加支援の3つの観点からの取組の推進が肝要になると考えた。そこで、この3つの観点への理解を深めるために、本研究では各々の観点の具体化も試みた。図2-1に示すとおり、

- ・相談・支援とは、地域住民からのどのような相談も断らずに受け止めて、必要な支援を行うこと、
 - ・参加支援とは、地域における相談・支援、交流の場に住民が当事者又は支援者として参加するための支援を行うこと、
 - ・地域づくりに向けた支援とは、地域住民が参加し、交流する場を民間団体や住民が主体となつてつくるための支援を行うこと
- であると考えた。

本研究では、これら3つの観点を念頭に置きつつ、地域共生社会の再定義にあたって福祉的配慮の必要性の観点から明示した高齢者、障がい者、児童・保育者、生活困窮者を「分野」と捉え、分野ごとにきめ細かに横手市の現状と課題を探り、地域共生社会を実現するための提言を考察することとした。

図2-1 地域共生社会を実現する上で重要になる観点

相談・支援

地域住民からのどのような相談も断らずに受け止めて、必要な支援を行うこと

参加支援

地域における相談・支援、交流の場に、住民が当事者又は支援者として参加するための支援を行うこと

地域づくりに向けた支援

地域住民が参加し、交流する場を民間団体や住民が主体となつてつくるための支援を行うこと

出典：WSB 作成

(2) 現状

横手市においては、社会福祉法第 107 条に基づき市が策定する「地域福祉計画」と市社会福祉協議会が主体となり策定する「地域福祉活動計画」が一体的な計画として策定されている。第 2 次横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画の計画・実行期間は 2015 年度から 2019 年度であったために、2020 年度からは、むこう 5 年間を見据えた「第 3 次横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画」に移行している⁴⁹。地域福祉計画と地域福祉活動計画が一体的に策定されていることから、横手市と横手市社会福祉協議会は非常に協力的な関係を築いていることがうかがえる。

本計画では、横手市における地域共生社会の実現を目指す上での目標と横手市及び横手市社会福祉協議会が取り組むべき施策が示されているが、例えば、「包括的な支援体制の構築」という方向性の下で「包括的な支援体制の構築に取り組む」という記述があり⁵⁰、横手市ヒアリング調査（6 月 23 日）によると、それ以上の具体的な内容については決まっていないということが分かったことから、計画の具体的な内容は未だ検討段階にあると言える。

(3) 課題

①住民間の交流不足（参加支援に係る課題）

横手市ヒアリング調査（6 月 23 日・11 月 19 日）を通じて、住民同士が交流する機会、特に世代や分野を超えた多様な住民が交流する機会が不足していること、そして横手市と

⁴⁹ 横手市「地域福祉計画」（<https://www.city.yokote.lg.jp/fukushi/page400286.html> 2021 年 1 月 10 日最終閲覧）

⁵⁰ 横手市・横手市社会福祉協議会「第 3 次地域福祉計画・地域福祉活動計画」 88 頁（2020 年）

してもそうした機会の創出に苦慮していることが判明した。地域共生社会は、住民自らが地域の課題を発見して、支え手・受け手の関係を超えて支え合う中で、その解決を目指すことから、住民同士の日常的な交流が肝要になると考えられるところ、住民間の交流不足は深刻であると考ええる。

②誰もが集いやすい交流の場の不足（地域づくりに向けた支援に係る課題）

横手市内の既存の公共施設をみると、公民館や交流促進施設など、集まる場として利用できる公共施設は55か所にもものぼり、量的には十分整備されていると言える。他方で、それら設備の整備状況をみると、例えば、手すり付き様式便器22/55、おむつの交換台は7/55などというように、子ども子育て世帯や高齢者、障がい者など誰もが集いやすい場所として、質的には不十分であると言わざるを得ない。上記の①で述べたような住民同士の何らかの交流の機会を設けようにも、「場所」がなければ集まることはできないことから、「参加支援」も念頭に置きつつ、場所の確保が必要になると考える。

③業務非効率な相談・支援体制（相談支援に係る課題）

横手市ヒアリング調査（11月19日）を通じて、横手市においては、複雑化・複合化した課題を担当する窓口が制度上は設置されておらず、複雑化・複合化した課題を受け止めて、適切な支援につなげる業務を実質的に担っているのは、横手市を構成する旧市町村8地域それぞれに1つずつ存在する地域局の市民サービス課と横手市の東部・西部・南部の3地区に1つずつ存在する地域包括支援センターであることが判明した。

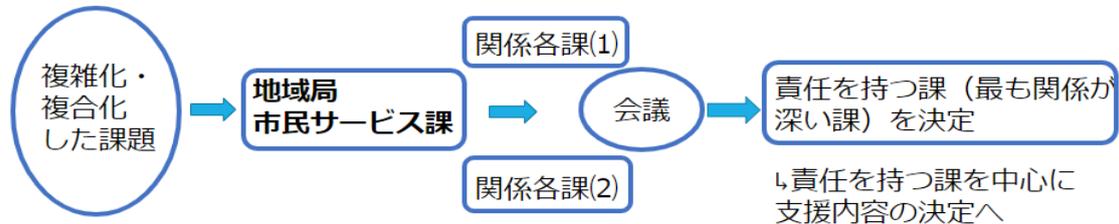
横手市ヒアリング調査（11月19日）によると、複雑化・複合化した課題に対する地域局市民サービス課の相談フロー（図2-2）については、次の通りであることが判明した。複雑化・複合化した課題が寄せられると、まずは関係各課が集まり、相談内容を聞き、事例の把握に努める。そして、会議を通じて事実調査を重ねて、当該事案に最も関係が深い課が事案の責任を持つ課となる。その後は、責任を持つ課を中心に事案解決へ向けて更に会議が重ねられて、支援内容の決定に至る。その際、相談内容は1つのファイルに集約されて、当該ファイルは責任を持つ課が保有することになる。関係各課が事案についての情報を必要とする場合は、適宜責任を持つ課のもとへ行き、当該ファイルから情報を抽出することとなる。

また、あくまで相談が寄せられてから対応することが主となっており、まずは窓口まで来てもらうことが支援の前提になっている場合が多いことも判明した。

市役所へ相談にきた人の心情を慮ると、迅速に必要な支援へつなぐことが求められるが、この相談フローは、相談内容を聞いて事実調査を重ねた後に責任を持つ課が決定すること、また、事案ごとに責任を持つ課が異なるため、自ずと情報の集約場所（ファイルの保管場所）も事案ごとに異なることから、決して業務効率的な仕組みではなく、改善の余地があると考ええる。更に、一貫して地域局市民サービス課の役割が不明確であり、制度の裏付けがない故の場当たり的な対応を誘発しやすい。加えて、現状では、複雑化・複合化した課題を抱える

も相談窓口に行けない人に対しては、行政の側からアプローチをかけにくく、課題がそのまま埋もれてしまうことも懸念される。

図 2-2 地域局市民サービス課における複雑化・複合化した課題に対する相談フロー



出典：WSB 作成

④CSW の配置（相談支援に係る課題）

地域の課題を解決につなげる役割を担う者として、コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）と生活支援コーディネーターが挙げられる。CSW とは、制度の狭間に陥るなど、地域で困っている人を支援するために地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行う役割を担う者である⁵¹。横手市ヒアリング調査（11月19日）によると、現在、横手市に CSW は存在していないが、秋田県社会福祉協議会が主導し、CSW の設置に向けた人材育成の研修を行っており、将来的には CSW が設置されることが見込まれている。なお、研修を受けているのは横手市社会福祉協議会の職員や特別養護老人ホームの職員である。

一方で、生活支援コーディネーターは、第 1 章第 2 節で述べたように、現在横手市に 19 名存在し、横手市の市域全体、東部・西部・南部の 3 地区、旧市町村 8 地域にそれぞれ配置されている。

CSW と生活支援コーディネーターの業務内容が親和的であることに鑑みて、今後、CSW が設置されるにあたっては、人材の最大・有効活用の観点から、CSW と生活支援コーディネーターとの関係性の整理とその配置場所の検討が必要になると考える。

⁵¹ 独立行政法人福祉医療機構「コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）」

(https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/fukushiworkguide/jobguidejobtype/jobguide_job58.html 2021 年 1 月 10 日最終閲覧)

2. 高齢者介護・福祉

(1) 現状

横手市の高齢者介護・福祉分野における現状については、既に第1章第2節1.において述べたとおりである。特に着眼すべき点は高齢化率が38.5%と著しく高い値を取っていることであり、同市における高齢者介護・福祉に係るサービスの需要の高さをうかがうことが出来る。

(2) 取組

第1章第2節2.においては、横手市の地域包括ケアシステムの深化・推進のための重点施策として位置付けられている同市の事業等を取り上げた。ここでは、それらを除く事業のうち、高齢者・介護福祉分野において重要な意義を持つと思われるものについて確認を行っていく。

①地域介護予防活動支援事業⁵²

横手市では、一般介護予防事業⁵³の一角として、地域介護予防活動支援事業という事業を実施している。これは、高齢者が介護予防に関するボランティア活動等を通じて、社会参加、地域貢献を行い、高齢者自身の健康増進も図っていくことを支援する事業である。具体的には、地域の高齢者に対して「介護予防普及講座」「介護予防普及フォローアップ講座」の2種類の研修を行うことで、地域の自主的な介護予防活動の支援を行っているものである。まず、介護予防普及講座については、住民に対して、介護予防のための知識や技術について提供をして、介護予防の意識の醸成を図るものである。一方、介護予防普及フォローアップ講座は、介護予防普及講座を受講した者が対象となっており、こちらは、地域の介護予防活動を牽引する人材、すなわち「介護予防サポーター」を養成することを目的としている。

②認知症高齢者見守り事業

新オレンジプランで推進すべき事業として銘打たれているものの一つに、「認知症サポーターの養成（講座）」が挙げられる。これは、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進のための活動の一環として位置付けられている⁵⁴。

横手市においては、第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画において、「認知症高齢者見守り事業」における取組の一つとして、認知症サポーター養成講座を開催することが位置付けられている。同計画では、毎年度あたり700人のサポーターを養成することを目指す

⁵² 前掲注25) 78頁

⁵³ 図1-3において示されているとおり、一般介護予防事業は地域支援事業の一環として市町村により実施されるものである。

⁵⁴ 前掲注31) 2頁

と記されている⁵⁵。

(3) 課題

①課題「通いの場の不足」

横手市市民福祉部ヒアリング調査(11月19日)において、市で実施されている様々な地域支援事業のうちで優先順位が高い事業はどれであるかとの質問を行った。その結果、「高齢者の介護予防」、「認知症の方への支援」、「在宅医療・介護連携」、「認知症予防対策」、「高齢者うつ訪問」等といった事業について、今後の優先順位が高いとの回答であった。また、これらの事業に関連して、市内には多数の課題が山積しているが、特に横手市全域で課題化しているものとしては、地域における「通いの場(の不足)」が挙げられるのだという。なお、ここでいう「通いの場」とは、高齢者が日常的に共同の活動を営むことのできる場所・団体のことを指す。

②課題「介護予防事業の認知度の不十分」

本研究では、横手市市民福祉部ヒアリング調査(6月23日)に先立って、地域包括ケア「見える化」システムによる分析を行った。上述のとおり、この分析において、横手市・全国平均・岩手県北上市・宮城県気仙沼市・東京都稲城市との比較を行ったところ、横手市においては、重度認定率が高いことが明らかとなっている。そこで、このヒアリング調査においては、以上の分析結果の原因が何処にあるかについて尋ねることとした。その結果として、介護予防事業の認知度が低いことが市において課題化しているということが判明したのである。

⁵⁵ 前掲注25) 55頁

3. 障がい者福祉

(1) 現状

①障がい者全体の状況

横手市における各障がい者の手帳所持者の状況をみると、身体障がい者は減少傾向にあるが、知的障がい者や精神障がい者は横ばいに推移している（表2-1）。

表2-1 障がい者の推移

【各障がい者手帳所持者数の推移】

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障がい者	5,112	5,067	4,939
知的障がい者	711	711	751
精神障がい者	485	530	522
合 計	6,308	6,308	6,212

(各年度3月31日現在)

出典：横手市「よこてハートフルプラン」19頁

②身体障がい者の状況

身体障がい者の年齢別状況についてみると、2014（平成26）年度、2015年（平成27）年度、2016（平成28）年度を通して、全体の約70%を70歳以上の高齢者が占めていることがわかる。また、70歳以上に加え、65歳～69歳の高齢者の割合も含めると身体障がい者の約8割が65歳以上であることがわかる（表2-2）。

表2-2 身体障がい者の年齢別状況

【身体障害者手帳所持者年齢別状況】

(単位：人)

区 分		18歳未満	18～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計
平成26年度	実 数	52	767	365	474	3,454	5,112
	構成比	1.0%	15.0%	7.1%	9.3%	67.6%	100.0%
平成27年度	実 数	56	600	390	487	3,534	5,067
	構成比	1.1%	11.8%	7.7%	9.6%	69.7%	100.0%
平成28年度	実 数	49	562	375	479	3,474	4,939
	構成比	1.0%	11.4%	7.6%	9.7%	70.3%	100.0%

(各年度3月31日現在)

出典：横手市「よこてハートフルプラン」19頁

③知的障がい者の状況

知的障がい者の年齢別状況についてみると、18歳～64歳までの者が518人となっており、全体の約69%を占めている。また、次いで多いのが70歳以上の87人で約11%を占めている（表2-3）。

表2-3 知的障がい者の年齢別状況

【療育手帳所持者等級別での年齢別状況】

(単位：人)

	0～14歳	15～17歳	18～64歳	65～69歳	70歳以上	合計
総数	56	38	518	52	87	751
療育手帳A	15	7	241	37	69	369
療育手帳B	41	31	277	15	18	382

(平成29年3月31日現在)

出典：横手市「よこてハートフルプラン」21頁

④精神障がい者の状況

精神障がい者の年齢別状況についてみると、394人と18歳～64歳までの年代が最も多く、全体の約75%を占めている。次いで多いのが70歳以上の66人であり、全体の約12%を占めている（表2-4）。

表2-4 精神障がい者の年齢別状況

【精神障害者保健福祉手帳所持者等級別での年齢別状況】

(単位：人)

	0～14歳	15～17歳	18～64歳	65～69歳	70歳以上	合計
総数	1	4	394	57	66	522
1級	0	0	76	18	31	125
2級	0	2	249	34	31	316
3級	1	2	69	5	4	81
うち高次脳機能障害	0	0	6	0	1	7
うち発達障害	0	0	0	0	0	0

(平成29年3月31日現在)

出典：横手市「よこてハートフルプラン」22頁

(2) 取組

①相談支援事業⁵⁶

横手市市民福祉部ヒアリング調査(11月19日)や「障がい福祉のしおり(令和2年度版)」⁵⁷によると、横手市では障害者総合支援法第77条第1項(地域生活支援事業⁵⁸)第3号に基づく相談支援事業⁵⁹の一環として、障がいに関する相談窓口を社会医療法人-興生会(地域生活支援センターのぞみ)、社会福祉法人-秋田県社会福祉事業団(阿桜園)、社会福祉法人-横手市社会福祉協議会の3法人に委託している。横手市社会福祉協議会については、旧市町村8地域に相談窓口を設けている。また、横手市は障害者総合支援法の第77条の2第1項に基づき、障がい者の相談に関して中心となって指導や指示又は調整を行い、総合的な相談と専門的な相談の両方に対応することのできる施設として、2023年度までに基幹相談支援センターの設置を予定している。

その他にも、市役所において各分野ごとに相談窓口を設置している。例えば教育相談については教育指導課が、労働相談については社会福祉課と公共職業安定所が相談窓口を設置している。

②障がいの理解促進

横手市は障がいの理解促進のため、小中高等学校やその他の要請に応じて車椅子体験や聴覚障がい体験、視覚障がい体験等の出前講座を実施⁶⁰している。これは、障がい者が基本的人権を享有する個人として日常生活を営むことができ、障がいの有無に関わらず個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的としているものであ

⁵⁶ 横手市障害福祉部ヒアリング調査(11月19日)

⁵⁷ 横手市「障がい者福祉について」(<https://www.city.yokote.lg.jp/files/000139337.pdf> 2021年1月21日最終閲覧)

⁵⁸ 地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的としている。実施主体は、市町村や都道府県、指定都市等である。事業の種類は実施主体により異なり、市町村地域生活支援事業、都道府県地域生活支援事業、特別支援事業の3つに分類される。事業の内容は必須事業と任意事業の2つに分類され、障がいの理解促進は必須事業に分類されている。(2020年3月18日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長通知)

⁵⁹ 障がい者やその家族等からの相談を受け、必要な情報を提供することや適切な支援に繋ぐことにより、障がい者等が自立した日常生活を営めるようにすることを目的としている。実施主体は原則として、各市町村及び特別区、又は一部事務組合、広域連合とされている。事業内容としては、基幹相談支援センターにおける専門的職員の配置や、地域の相談支援体制の強化等がある。

(2020年3月18日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長通知)

⁶⁰ 横手市「よこてハートフルプラン」79頁

る⁶¹。またその他にも、横手市社会福祉協議会や一般社団法人秋田県障害者スポーツ協会と連携を行い、市民と障がい者がスポーツ交流を通して障がいの理解促進を図っている。^{62 63}

(3) 課題

①相談手続の煩雑性

上記3法人の相談窓口の施設状況や実績等についてみると、分野ごとに偏りがあることが明らかになった。地域生活支援センターのぞみについては、関連施設である生活訓練施設や就労支援センターと連携しているため就労に関する相談や日常生活に関する相談を受けることができる。しかし、一方で療育指導を行う関連施設がなく、療育系の相談に関する窓口が不十分である⁶⁴。次に秋田県社会福祉事業団阿桜園についても、総合的な相談窓口を設置しているとしているが、実施している事業内容をみると療育系の事業が中心で分野を問わず相談できる体制とは言い難い現状である⁶⁵。横手市社会福祉協議会については、専門的な相談に対応できる職員が配置されていない⁶⁶。

そのため、障がい者が窓口を利用する際は相談内容に応じて異なる窓口に足を運ぶことになる。例えば、教育に関する相談は教育指導課に相談しなければならない、就労に関する相談は社会福祉課や公共職業安定所に相談しなければならない。このため、障がい者は悩みを有していても、手続きが煩雑であることを考えて結局、相談窓口を訪れなくなると考えられる。

他方で横手市市民福祉部ヒアリング調査（11月19日）によると、現場での感覚としては、障がい者は「信頼できる人」を頼って相談に来ることが多いということも明らかとなった。

②障がいに対する理解の欠如

市が実施したアンケート調査（図2-3及び表2-5）によると、各障がいとも約4割の人が障がいによる差別や嫌な思いを経験したと回答している。また、それら差別等を経験した場所については、約4割は外出先であり、住んでいる地域や職場においても2割を超えている。これらの現状から明らかなように、障がいに対する理解が進んでいると感じる人が多いとは言い難い。

⁶¹ 令和2年3月18日障発第0801002号 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部長通知

⁶² 横手市社会福祉協議会「輪気愛相スポーツ交流事業」（<http://www.yokote-shakyo.jp/shougaisya.html> 2021年1月20日最終閲覧）

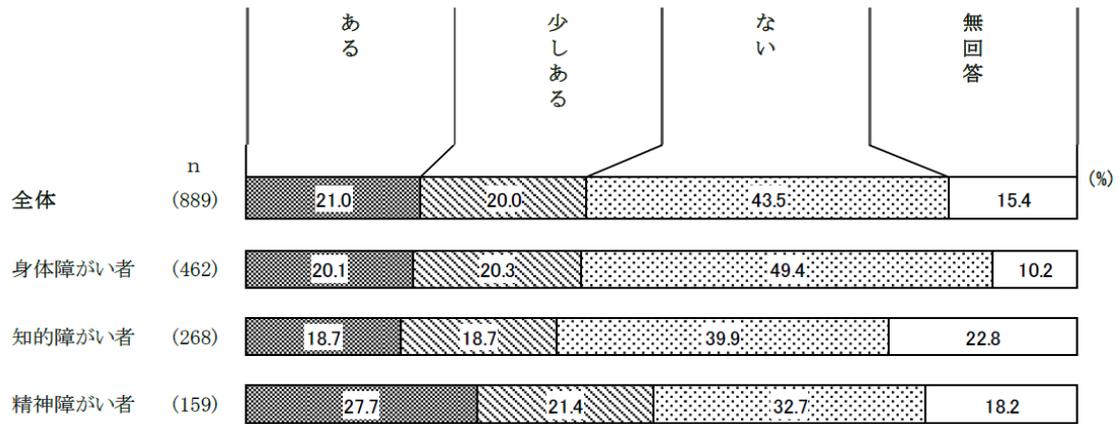
⁶³ 前掲注60) 96頁

⁶⁴ 社会医療法人興生会横手興生病院「地域支援センターのぞみ」（https://www.kohseikai.com/facility/group_top.html 2021年1月20日最終閲覧）

⁶⁵ 阿桜園「相談支援事業」（<http://www.fukinoto.or.jp/azakura/soudanshien> 2021年1月20日最終閲覧）

⁶⁶ 前掲注56)

図 2 - 3
【障がいによる差別や嫌な思いの経験の有無】



出典：横手市「よこてハートフルプラン」103 頁

表 2 - 5
【障がいによる差別や嫌な思いをした場所（上位5位）】

(複数回答)

	調査数	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
全 体	365件	外出先 41.1%	職場 25.2%	住んでいる地域 24.9%	通園施設や保育所、幼稚園、学校 19.5%	仕事を探すとき 19.5%
身 体 障がい者	187件	外出先 46.5%	職場 21.4%	住んでいる地域 19.3%	仕事を探すとき 16.6%	病院などの医療機関 16.6%
知 的 障がい者	100件	外出先 41.0%	通園施設や保育所、幼稚園、学校 39.0%	住んでいる地域 24.0%	職場 23.1%	余暇を楽しむとき 17.0%
精 神 障がい者	78件	住んでいる地域 39.7%	職場 37.2%	仕事を探すとき 35.9%	外出先 28.2%	病院などの医療機関 28.2%

出典：横手市「よこてハートフルプラン」104 頁

4. 子ども・子育て支援

(1) 現状

①子ども数の状況

横手市の子ども数(表2-6)は、就学前、小学生、中学・高校生のいずれの区分についても減少傾向にある⁶⁷。

表2-6 子どもの人口(単位:人)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
就学前	3,676	3,572	3,496	3,346	3,163
小学生	4,332	4,230	4,168	4,058	3,987
中学・高校生	5,085	4,920	4,732	4,658	4,552

出典:横手市「夢はぐくむゆきんこプラン 第2期横手市子ども・子育て支援事業計画」19頁よりWSB作成

②出生数と合計特殊出生率の状況

(a) 出生数

横手市における出生数(表2-7)は、直近5年間は500人前後で推移している⁶⁸。全体としては減少傾向にあるといえる。

表2-7 出生数の状況(単位:人)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
出生数	529	534	499	494	512

出典:横手市「夢はぐくむゆきんこプラン 第2期横手市子ども・子育て支援事業計画」22頁よりWSB作成

⁶⁷ 横手市『夢はぐくむゆきんこプラン 第2期横手市子ども・子育て支援事業計画』19頁(2020年3月)

⁶⁸ 横手市 前掲注67)22頁

(b) 合計特殊出生率

横手市における合計特殊出生率（表2-8）は、1.4から1.5程度で推移しており⁶⁹、人口置換水準⁷⁰には至っていない。

表2-8 合計特殊出生率の状況

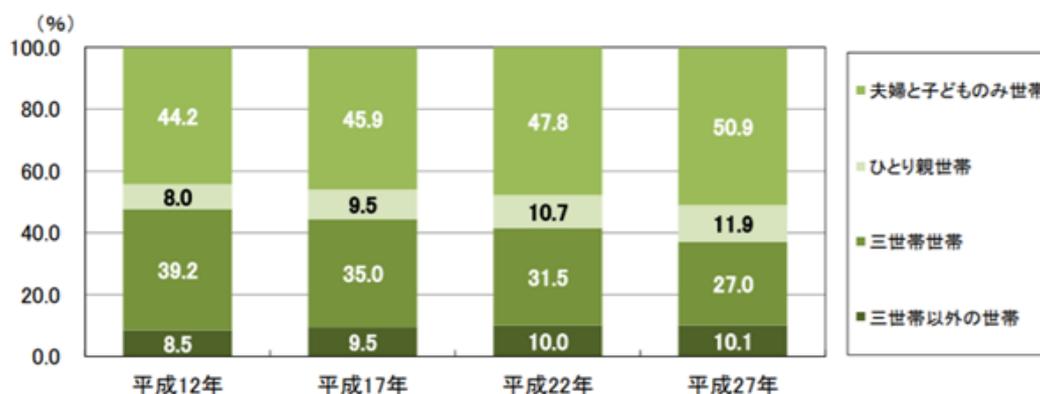
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
横手市	1.48	1.58	1.40	1.46	1.39
全国	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42

出典：横手市「夢はぐくむゆきんこプラン 第2期横手市子ども・子育て支援事業計画」22頁よりWSB作成

③世帯構成の状況

横手市の三世帯世帯同居率⁷¹（図2-4）は、全国平均（2010（平成22）年7.9%、2015（平成27）年6.5%）⁷²よりも高くなっている。他方、世帯構成の推移をみると、三世帯世帯同居率が低下し、夫婦と子どものみ世帯やひとり親世帯の割合が増えている。横手市においても、核家族化が進行しているといえる。

図2-4 世帯構成の推移



出典：横手市「夢はぐくむゆきんこプラン 第2期横手市子ども・子育て支援事業計画」21頁

⁶⁹ 前掲注67) 22頁

⁷⁰ 人口置換水準とは、人口が将来にわたって増減せず、親の世代と同数で置き換わる出生率。2019年の値は2.07であった。

山崎史郎『人口減少と社会保障 孤立と縮小を乗り越える』53頁（中公新書、2017年）

⁷¹ 前掲注67) 21頁

⁷² 厚生労働省「平成29年 国民生活基礎調査の概況」（2018年7月20日）
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa17/dl/10.pdf>

(2) 取組

①地域子ども・子育て支援事業⁷³

国の「子ども・子育て支援新制度」において、全ての子育て家庭を対象に、地域の実情に応じた子育て支援を行うものである。実施主体は市町村であり、財源は国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担する。対象事業は、利用者支援事業、地域子育て支援拠点、一時預かりなど多岐にわたる⁷⁴。本項では、対象事業のうち提言に関わるものについて、以下(a)～(c)で説明する。

(a) 利用者支援事業

利用者支援事業とは、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行うものである。当該事業は(ア)～(ウ)のように3つの類型があり、それぞれ以下のような特徴がある⁷⁵。

(ア) 基本型

「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成されており、地域子育て支援拠点施設⁷⁶など親子が継続的に利用できる施設で行われるものである⁷⁷。「利用者支援」は、子育て家庭からの日常的な相談を受け付け、個別にニーズを把握するとともに、子育て支援に関する情報を収集し提供する。「地域連携」は協働体制の構築を主として、効果的な支援につながるよう地域の関係機関と連絡調整を行う。

(イ) 特定型

「保育コンシェルジュ」とも呼ばれるサービスである。主に市区町村の窓口で相談に応じる形で、保育所や保育サービスの情報提供を行い、利用に向けて支援するものである。なお、

⁷³ 内閣府「地域子ども・子育て支援事業」

(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/setsumeis8-1.pdf> 2021年1月20日最終閲覧)

⁷⁴ 内閣府「子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK 平成28年4月改訂版」9～10頁(2016年)

(https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/event/publicity/pdf/naruhodo_book_2804/a4_print.pdf 2021年1月20日最終閲覧)

⁷⁵ 厚生労働省「利用者支援事業とは(概要)」

(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/riyoshasien.pdf> 2021年1月21日最終閲覧)

⁷⁶ 地域子育て支援拠点とは、子育て家庭等の負担感・不安感を軽減するため、子育て親子が気軽に集い、交流することができる場の提供や、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習を行う「地域子育て支援拠点事業」を行うものである。

内閣府「令和元年版少子化社会対策白書」76頁(2019年7月26日)

⁷⁷ 横手市では、横手市児童センターや保育園など市内8か所に子育て支援拠点を設置し、地域子育て支援拠点事業を行っている。

(<https://www.city.yokote.lg.jp/kosodate/page100392.html> 2021年1月20日最終閲覧)

横手市では、これに該当する取組は行われていない。

(ウ) 母子保健型

主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期に渡るまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行うものである。

横手市では、横手市児童センターにおいて、利用者支援事業を実施している⁷⁸。また、2020年4月1日から子育て世代包括支援センター「子育て応援窓口」を設置している⁷⁹。これは、子育て支援におけるワンストップ窓口の機能を果たしており、保健師や子育てコーディネーター等が妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援を行うものである。子育て応援窓口は旧7町村の地域局と横手市児童センター、横手保健センターの計9か所に設置されている。子育て世代包括支援センターは、一般的には市町村の中心部に1か所設置されることが多く、横手市のように複数設置することは珍しいといえる。横手市の子育て世代包括支援センターの特徴として、窓口を地域ごとに置くことで、住民が自分の住む地域で相談できる体制を目指している点が挙げられる。

(b) 病児保育サービス

保護者が就労しているなど、児童が病気の際や回復期に、自宅での保育が困難な場合がある。このような保育ニーズに対応するため、病院や保育所等において病気の児童を一時的に預かったり、登園後に体調不良になった児童への緊急対応をしたりするものである⁸⁰。病児保育サービスには、以下のような種類がある。なお、各サービスの概要と横手市の現状は、横手市市民福祉部ヒアリング調査（11月19日）によるものである。

(ア) 病児保育

児童が病気の回復期に至らない場合であり、かつ当面の症状の急変が認められない場合に、専用施設や専用スペースで一時的に預かるサービスである。横手市では、市内の小児科医院の隣に専用施設を置き、1か所にてサービスを実施している。

(イ) 病後児保育

⁷⁸ 前掲注 67) 85 頁

⁷⁹ 横手市「はじまりました！子育て応援窓口」

(<https://www.city.yokote.lg.jp/kosodate/page0000096.html> 2021年1月20日最終閲覧)

⁸⁰ 内閣府「令和2年版少子化社会対策白書」77 頁

(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2020/r02pdfhonpen/pdf/s3-1-1.pdf> 2021年1月20日最終閲覧)

病気の回復期にあるが、集団保育が困難な児童について、専用施設・スペースで一時的に預かるサービスである。横手市では、市内の保育園の隣に専用施設を設置し、1か所にてサービスを実施している。

(ウ) 病児保育（体調不良児対応型）

登園後に微熱を出すなど体調不良になった児童を、保護者が迎えに来るまでの間、看護師や准看護師等を配置した医務室等で一時的に預かるサービスである。横手市では、市内の保育園 13 か所で実施している。

(c) 放課後児童クラブ⁸¹

共働き家庭など保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後や土曜日、長期休業中などにおいて学校の余裕教室や児童館などを利用して遊びや生活の場を提供するものである。厚生労働省が定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を踏まえ、市町村が基準について条例で定め、この条例に基づいて放課後児童健全育成事業を実施する形になっている。

横手市では、本年度は 17 小学校区において 34 か所を開設している。なお、2021 年度には 4 つの小学校が統合し 1 つの学区となることを受け、6 か所を廃止し、新たに 2 か所を開設する予定である⁸²。

②保育施設への補助

保育利用のための費用は、保育の実施義務を負う市町村が保育施設に支弁することとなる。保育所の場合、市町村は保護者から保育料の徴収を行い、公定価格の公費負担分は市町村が支払う。民営の保育園の場合は、公費負担分について、国が 2 分の 1、都道府県と市町村がそれぞれ 4 分の 1 ずつ、施設型給付という形で支払う⁸³。

施設に支払われる費用の基本額は、子ども一人当たりの単価と、施設の状況に応じた加算からなる⁸⁴。加算の一例として、保育士の賃金改善等を図る「処遇改善等加算」や、3 歳児の配置基準を 20 人から 15 人に減らした場合に必要な職員数を確保するための「3 歳児配

⁸¹ 内閣府「令和元年版少子化社会対策白書」83 頁（2019 年 7 月 26 日）

⁸² 前掲注 67) 78-85 頁

⁸³ 柏女霊峰『子ども・子育て支援制度を読み解く その全体像と今後の課題』9 頁（誠信書房、2015 年）

⁸⁴ 内閣府「子ども・子育て支援新制度ハンドブック（施設・事業者向け）（平成 27 年 7 月改訂版）施設型給付の概要と仕組み・公定価格の骨格（イメージ）」（2015 年 7 月）

（<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/faq/pdf/jigyousya/handbook2.pdf> 2021 年 1 月 20 日最終閲覧）

置改善加算」などがある⁸⁵。

横手市では、国の制度に則り、適切な保育サービスが実現するように補助を行っている。横手市市民福祉部ヒアリング（11月19日）では、保育サービス確保のためには保育士等の人材確保が必要であり、そのための施策として、保育施設の実情に応じて以下のような加算や補助金を活用しているとの回答が得られた。

(a) 高齢者等活躍促進加算（旧・入所児童処遇特別加算）⁸⁶

児童福祉施設において高齢者等が働きやすい環境を整え、施設の業務のうち高齢者等に適した業務について、これらの者を年間400時間以上、非常勤職員として雇用した場合に加算するものである。申請については、毎年12月末日までに必要書類を提出する必要がある。「高齢者等」の範囲は、60歳以上65歳未満の高齢者、身体・知的・精神障がい者、ひとり親家庭の母・父、寡婦となっている。横手市市民福祉部ヒアリング（11月19日）より、横手市においては、2019年度実績で、13施設23人（うち高齢者20人、寡婦1人、障害者2人）が加算対象となったことが判明した。

(b) 保育補助者雇上強化事業

保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない短時間勤務（1日6時間）の保育補助者の雇い上げに必要な費用を補助するものである。1施設につき、保育補助者1名を追加で配置した場合に支給され、保育補助者は保育士資格の取得に努めることとされている。横手市市民福祉部ヒアリング（11月19日）より、横手市においては、2019年度に市内の4保育所で当該補助金を活用したことが判明した。

(3) 課題：保育人材の不足、保育環境整備の不十分

横手市市民福祉部ヒアリング調査（6月23日）において、横手市の現状として、保育認定率⁸⁷が上昇していること、放課後児童クラブのニーズが高い傾向が続くことが判明した。また、横手市が抱える問題意識として、保育人材の確保と質の向上が必要であること、病児保育のニーズが増加傾向にある一方で、看護師がいないために体調不良児対応型病児保育が実施できない保育園があることも分かった。つまり、子どもを預けたいと考える保護者がいる一方で、それらのニーズに対して、現状の保育サービスが必ずしも応じきれていないということである。

⁸⁵ 内閣府「公定価格に関するFAQ（よくある質問）Ver.15」（2020年6月25日）

（<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/faq/pdf/kouteikakaku/zenbun15.pdf> 2021年1月20日最終閲覧）

⁸⁶ 2015年12月11日雇児発1211第7号厚生省児童家庭局長通知

⁸⁷ 保育認定率とは、幼児人口に占める、保育の必要があると認められた児童数の割合を指す。

横手市「令和2年度福祉の概要」9頁

以上を踏まえ、本研究では、「保育人材が不足していること」、人材不足により「保育環境の整備が不十分であること」の2つを課題に設定した。

5. 生活困窮者支援

(1) 現状

生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう⁸⁸。市内に存在する生活困窮者の人数の把握は困難であるが、横手市が横手市社会福祉協議会に委託して実施している生活困窮者自立相談支援事業の「横手市くらしの相談窓口」((2)で詳述)における令和元年度の相談実績を見ると、令和元年度における相談者数は175人であり、そのうち男性が86人、女性は89人となっている。年齢別では、60代が48人、続いて50代と40代が35人ずつとなっており、その後30代と70代が続いている。相談内容としては、収入・生活費が多く、病気や健康、障害、仕事探し・就職、住まい、税金や公共料金の支払いが続いている⁸⁹。

(2) 取組

①生活困窮者自立支援法に基づく事業

生活困窮者に対応した施策としては、生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業と家計改善支援事業および住居確保給付金事業が行われている。

(a) 生活困窮者自立相談支援事業^{90 91}

生活困窮者自立相談支援事業とは、就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業である⁹²。また、生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業(いわゆる中間的就労)の利用についてのあっせんや生活困窮者に対する支援の種類及び内容などの事項を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が包括的かつ計画的に行われるための援助も行う⁹³。

横手市においては、当該事業を横手市社会福祉協議会に委託し、「横手市くらしの相談窓口」を市役所本庁舎内に設置して事業をおこなっている。対象者は、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者であり、生活保護受給者は除かれている。くらしの相談窓口では、主任相談支援員1名と相談支援員兼就労支援員3名を配置して、生活困窮者に関する課題を把握するとともに、個々の状況にあった支援計画にあった策定、支援調整会

⁸⁸ 生活困窮者自立支援法第3条第1項

⁸⁹ 前掲注87) 67-68頁

⁹⁰ 厚生労働省「自治体担当者の方へ 横手市」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000494548.pdf> 2020年12月19日最終閲覧)

⁹¹ 横手市「生活困窮者自立相談支援事業」

(<https://www.city.yokote.lg.jp/fukushi/page000048.html> 2020年12月19日最終閲覧)

⁹² 生活困窮者自立支援法第3条2項1号

⁹³ 生活困窮者自立支援法第3条第2項2号-3号

議の開催、出張、訪問相談の実施、地域住民にむけた事業周知、関係機関とのネットワークづくり等を行っている。

自立相談支援事業に関して、特徴的な取り組みとしては、旧市町村8地域にある福祉センターを⁹⁴利用したアウトリーチ支援があげられる。これは、市内の各福祉センターに寄せられた生活困窮者に関する情報に関して、その一部がくらしの相談窓口へ寄せられる。この場合、対象者の状況に応じて、交通の便や手段がないといった理由に合わせて、対象地区の福祉センターや自宅、公民館に出向き、相談支援にあたっている。

(b) 家計改善支援事業

家計改善支援事業とは、生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業をいう⁹⁵。

横手市においては、くらしの相談窓口へ家計改善支援員を1名配置して、家計状況を「見える化」して、根本的な課題を相談者が自ら家計をやりくりできるようにアドバイスをしている⁹⁶。

(c) 住居確保給付金⁹⁷

住居確保給付金は、離職や自営業の廃止、やむを得ない休業等により経済的に困窮し住居を失った場合や、住居を失うおそれのある方に対し、就職に向けた活動などを条件に、一定期間、家賃相当額を支給する事業である。対象者は、離職や廃業後2年以内で、就労先の休業など、自己都合によるもの以外の理由で収入が減少し、離職等と同程度の状況にある者である。支給期間は3か月であり、一定の要件を満たした場合は、最長9か月の支援が行われる。

②ひきこもりの支援に関する取り組み

先述した通り、生活困窮者自立支援法の「生活困窮者」は就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいうが、いわゆる「ひきこもり」は現状の生活を続ける限り、収入を得られず、生活困窮に陥ることが予想されるため、「生活困窮者」の対象となり

⁹⁴ 福祉センターとは、町村の地域において、地域住民に対し、社会福祉、その他住民の生活の維持向上のための場を与え、その福祉の増進を図ることを目的とする施設である。

(1969年3月10日厚生省社第62号 厚生事務次官通知第1条)

⁹⁵ 生活困窮者自立支援法第3条第5項

⁹⁶ 横手市社会福祉協議会「自立相談支援機関 くらしの相談窓口」

(<https://www.city.yokote.lg.jp/files/000145253.pdf> 2020年12月19日最終閲覧)

⁹⁷ 横手市「新型コロナウイルス感染症の影響による相談窓口について」

(<https://www.city.yokote.lg.jp/fukushi/page000080.html> 2020年12月19日最終閲覧)

得る。

横手市におけるひきこもりを対象とする事業としては、①の生活困窮者自立支援法に基づく事業のほか、次のようなものが挙げられる。

(a) ひきこもりの居場所「若者の居場所びおらよこて」⁹⁸

15歳から40代の人を対象に、NPO法人まるごとびおらとNPO法人KOUが主催して、横手市社会福祉協議会が共催する形で運営している。地域ボランティアやコミュニケーションカードゲーム、リフレーミングが行われている。

(b) 秋田県南若者サポートステーションよこて(厚生労働省委託事業 横手市支援事業)

働きたくとも働けなかったり、自信がなくて1人でどうしたらいいか分からない15歳から49歳までの若者を対象にしている⁹⁹ことから、ひきこもり支援との関連が深い。PC講習やキャリアカウンセリング、ものづくりや就労に向けた基礎知識の習得に向けた支援などを行っている¹⁰⁰。

③ふらっとカフェ¹⁰¹

ふらっとカフェとは、横手市社会福祉協議会が実施している誰でも立ち寄れて気軽に話し合える場である。横手市市民福祉部ヒアリング調査(11月19日)を通して、悩みなどを吐き出せる場としても機能していることが分かった。

(3) 課題

横手市市民福祉部ヒアリング調査(6月23日)を通して、横手市内にはひきこもり支援が不足しているとの回答を得られており、ひきこもりの支援が課題と感じた。また、横手市市民福祉部ヒアリング調査(11月19日)を通して、中高年のひきこもりは、若年のひきこもりと比較して、ひきこもりの状態が悪化している現状にあることが判明した。声がけなどを通じた地道な取り組みが支援の中心となるが、民生委員などの支援者の負担も大きくなる。また、(2)②で述べたように、横手市には若者を対象としたひきこもりの居場所や就労支援はあるが、中高年のひきこもりを対象にした居場所や、50代以上を対象にした就労練習を伴う支援がないことも、ひきこもりが社会復帰を果たすうえで十分な支援が受けら

⁹⁸ 横手市社会福祉協議会「よこて社協だより71号」5頁(2020年7月)

(http://www.yokote-shakyo.jp/images/shakyo_tayori_pdf/shakyo_tayori71.pdf 2021年1月17日最終閲覧)

⁹⁹ 秋田県南若者サポートステーションよこて「ご案内」

(http://sapoyoko.jp/?page_id=11 2021年1月11日最終閲覧)

¹⁰⁰ 秋田県南若者サポートステーションよこて「サポート内容」

(http://sapoyoko.jp/?page_id=13 2021年1月11日最終閲覧)

¹⁰¹ 横手市社会福祉協議会「みんなの居場所 ふらっとカフェにぜひお越しください」(2019年7月)

(<http://yokote-shakyo.jugem.jp/?eid=161> 2021年1月17日最終閲覧)

れず社会復帰を果たせない原因と考えられることから、特に中高年のひきこもりへの支援が課題であると感じた。

さらに、ひきこもりの問題にかかわらず、悩みを吐き出せる場として、(2)③のふらっとカフェがあるが、ひきこもりの問題に特化した悩みを吐き出せる場ではない。ひきこもりの問題はナーバスな問題であり、なるべく同じような悩みをもつ家族同士のほうが、本音で語りあえるし、効果があると考えられる。しかしながら、現在こうしたひきこもりの家族会としては、横手駅から移動時間が1時間以上もかかる秋田県精神保健福祉センターで実施されている親の会（にじの会）¹⁰²はあるが、横手市内には存在しない。

以上のことから、生活困窮者分野の課題は、「中高年のひきこもりの支援強化」と「家族会の不足」と考えた。このうち、中高年のひきこもりの支援強化では、課題をより細分化して、「支援者の負担軽減」「居場所づくり」「就労支援」とした。

¹⁰² 秋田県「令和2年度親の会にじの会」

(https://www.pref.akita.lg.jp/uploads/public/archive_0000007906_00/R2%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E3%81%AB%E3%81%98%E3%81%AE%E4%BC%9A.pdf 2021年1月22日最終閲覧)

第3章 政策提言

第1節 地域包括ケアシステムの提言

1. 提言の方向性

横手市の地域包括ケアシステムにおける課題は、前述したとおり、介護分野における人材不足、地域活動における中心的役割を担う人材の不足等である。横手市は、秋田県内で最も地域包括ケアシステムの構築が進んでいるとは言え、今後の更なる生産年齢人口の減少、高齢化を見据えると、人材の裾野を広げるための取組を早急に行う必要があるのではないかと考えた。

それでは、人材の裾野を広げるための取組に適した対象は誰なのか。それは、定年前後の方だと考えている。なぜなら、定年前後の方はリタイア後、これまで仕事に使ってきた時間や労力の向ける先を新たに選択する必要があり、その際の選択肢として魅力的な候補を示すことができれば、それを選ぶ可能性が高いからである。また、直近まで社会の第一線で活躍されており、近年の健康寿命の延伸を考慮すると、十分に人材としての価値があると考えることができるからである。

以上を踏まえ、横手市は定年前後の方に対し、どのような魅力を示しアプローチを行うべきか。ポイントは、お金を稼げること、専門的知識・経験を要せずに行えることの2点だと考える。前者は、これまでお金を稼いできた定年前後の方に対し、いきなり無償のボランティアとしての活動を求めたところで、それにすんなり応じる人は限定されると考えるからである。後者は、参加へのハードルを下げ、これまで福祉分野に携わったことがない人も広く対象に取込むためである。

以上をベースに、以降、提言の概要等を記載する。

2. 提言：介護分野における非専門的業務への就業支援事業

(1) 提言の概要

横手市における地域包括ケアシステム構築の更なる推進を図るため「介護分野における非専門的業務への就業支援事業」を提言する。

本提言の内容は、横手市在住の定年前後の方が、リタイア後も社会と繋がりを持ち続け、働くことを通じて生きがい・やりがいを抱き生活できる環境を整備するため、横手市生涯現役促進協議会の既存事業を活かし、横手市の介護事業所における非専門的業務への就業を横手市が支援するものである。

(2) 提言の目的

本提言の目的は、①介護の人材不足対策、②介護予防の促進、③定年退職後、社会と繋がりが断たれてしまうことの防止、の3点である。以下、順を追って詳述する。

①介護の人材不足対策

国の推計によれば、地域包括ケアシステムの構築目途である2025年に、国内の介護人材は37.7万人不足する見込みであり¹⁰³、秋田県においても3,648人が不足すると推計されている¹⁰⁴。横手市では、2020年10月末時点の有効求人倍率が介護分野で2.83倍と市全体の1.06倍を大きく上回っており、横手市商工観光部ヒアリング調査(11月19日)によれば、横手市内で介護分野は最も人材不足が顕著な業界ということだった。本提言は、これまで介護の専門職が担ってきた業務を専門性の有無に応じて見直し、整理することで、非専門的業務は定年前後の方が担い、介護の専門職は専門的業務に専念できる環境を作るものである。その結果、介護の専門職の負担が軽減され、介護人材の不足を補うことにも繋がると考える。

ただし、介護分野の人材不足対策は、国や都道府県が主体となり既に行われている¹⁰⁵。秋田県健康福祉部ヒアリング調査(7月17日)によれば、国の方針を受け、地域医療介護総合確保基金を活用した介護人材確保対策事業として秋田県も様々な取組を行っている¹⁰⁶。その中で、本提言と関連がある事業に、介護サービス事業所認証評価事業、アクティブシニ

¹⁰³ 厚生労働省「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計(確定値)について」

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000088998.html> 2020年12月21日最終閲覧)

¹⁰⁴ 秋田県「医療介護総合確保促進法に基づく秋田県計画(令和元年度)」10頁

(https://www.pref.akita.lg.jp/uploads/public/archive_0000042305_00/%EF%BC%B2%EF%BC%91%E5%9F%BA%E9%87%91%E8%A8%88%E7%94%BB.pdf 2020年12月21日最終閲覧)

¹⁰⁵ 詳しくは、厚生労働省社会保障審議会介護保険部会(第83回)「参考資料2」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000555624.pdf> 2020年12月21日最終閲覧)

¹⁰⁶ 詳しくは、秋田県「令和2年度健康福祉部の事業概要」56-59頁

(https://www.pref.akita.lg.jp/uploads/public/archive_0000000301_00/%E4%BB%A4%E5%92%8C%EF%BC%92%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E5%81%A5%E5%BA%B7%E7%A6%8F%E7%A5%89%E9%83%A8%E3%81%AE%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E6%A6%82%E8%A6%81.pdf 2020年12月21日最終閲覧)

ア介護職参入・活用促進事業がある。前者の事業は、「介護従事者の処遇改善や人材育成等を積極的に実施する事業者(所)の取組と努力を評価し、基準を満たす事業者の認証を行い、介護職への新規就労と定着を促進する」¹⁰⁷ために行われている事業で、2020年7月15日時点で秋田県内45の事業者が認証されているとのことである。この事業の活用については、後述する本提言の具体的内容において触れることとする。また、後者の事業は、「介護の職場や仕事への理解を深めるための研修・体験を実施し、介護業務未経験の中高齢者の参入を促進するほか、介護助手の効果的な活用方法を学ぶためのセミナーを開催する」¹⁰⁸ものであり、秋田県が秋田県社会福祉協議会へ業務を委託して行われている。事業内容には、介護の入門研修(講座研修、施設体験、報告・交流会)及び介護助手活用促進セミナー(講演、活用事例発表)がある¹⁰⁹。この事業の活用についても、後述する本提言の具体的内容において触れることとする。

なお、横手市市民福祉部ヒアリング調査(6月23日)によれば、市内の介護事業所に対し、人材不足の解消に向けた市独自の支援事業は行っておらず、国や県による支援事業の活用に留まっているのが現状とのことだった。

②介護予防の促進

厚生労働省「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会 取りまとめ」によれば、一般介護予防事業等に今後求められる機能として、就労的活動等の役割がある形での社会参加を介護予防の観点から捉え進めていくことが重要とされている¹¹⁰。また、定年後の社会参加を支援することが介護予防に繋がるとも言われていることから¹¹¹、介護予防の促進のため、定年前後の方を主な対象とし、就労的活動を通じた社会参加を促すための取組は重要であると言える。

しかし、これまでにヒアリングを行った多くの自治体は、それを課題と認識しながらも、有効な施策を行えていないことが分かった。盛岡市保健福祉部ヒアリング調査(11月9日回答)によれば、介護予防に加え、高齢者支援の担い手確保の面からも、定年前後の方の参画が課題とのことだった。また、豊中市福祉部ヒアリング調査(11月16日回答)によれば、介護予防として社会参加施策の必要性を認識し、次期計画において施策の拡充を図ることだった。

第2章第2節2. で述べたとおり、現状、横手市では、介護予防活動支援事業として、介

¹⁰⁷ 前掲注106) 56頁

¹⁰⁸ 前掲注106) 57頁

¹⁰⁹ 前掲注106) 57-58頁

¹¹⁰ 厚生労働省「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会 取りまとめ」5頁

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000576580.pdf> 2020年12月21日最終閲覧)

¹¹¹ 厚生労働省「社会参加と介護予防効果の関係について」13頁 (<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000087538.pdf> 2020年12月21日最終閲覧)

介護予防普及講座等により介護予防サポーターの養成を行っているが、一般社団法人りぷらすヒアリング調査（11月13日）において明らかになったように、定年前後の方の参加には給料がインセンティブとして働くため、無償ボランティアである介護予防サポーターでは、定年前後の方（従前の介護予防の対象者として捉えるには比較的若い方）が参加したいと思える魅力に欠けるのではないかと考える。ただし、そもそも当該事業は年齢を問わず広く受講者に介護予防の知識や技術を習得してもらい、自身や家族の介護予防に活かしてもらうことを目的としているものであり、定年前後の方を主な対象とした事業ではないことに留意する必要がある。横手市市民福祉部ヒアリング調査（11月19日）によれば、2020年2月時点の介護予防サポーター登録者が60名、うち実際に活動しているのは10名ほどのことである。

③定年退職後、社会と繋がりが断たれてしまうことの防止

横手市が2019年度に行った「健康と福祉に関するアンケート調査」によれば、介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）の地域活動への参加状況は「参加していない」が42.7%と最も高い状況であり、介護保険第1号被保険者（65歳以上の在宅高齢者）の地域活動への参加頻度は「参加していない」が「町内会・自治会」の30.7%を除き4割以上を占めている状況である。これらは、社会との接点が所属している会社しかない状態で定年退職した人が、その後も地域活動への移行が進まず社会的に孤立している可能性があることを示しており、定年退職後も社会と切れ目なく繋がることのできる支援が必要であると言える。また、一般社団法人りぷらすヒアリング調査（11月13日）において、介護卒業や重症化防止のためには、できるだけ早期に専門職と繋がり、相談することが重要であると明らかになったことから、介護を必要としない元気な時から、介護分野での就労を通じて介護の専門職や行政と繋がることは、その後に本人や家族に介護が必要となった際、専門職への相談を行いやすくなると共に、社会との繋がりが継続することで、高齢者うつやひきこもりといった行政の対応が難しい問題の発生を未然に抑制することにも繋がるものと考えられる。

（3）提言と関連する既存の取組

本提言の具体的な内容に踏み込む前に、（1）提言の概要において記した、①横手市生涯現役促進協議会、②介護分野の非専門的業務、の2点について詳述する。

①横手市生涯現役促進協議会¹¹²

（a）設立目的

人口の約35%を占める高齢者（55歳以上の方）の就業意欲を促進し、就業へ誘導することで、事業主へ高齢者雇用の有効性を認識してもらい、高齢者雇用の増加が現役従業員の就業環境や人材不足の改善に繋がることによる、生涯現役社会の実現に向けた地域社

¹¹² 記載内容については、横手市商工観光部ヒアリング調査（11月19日）及び横手市生涯現役促進協議会ホームページ（<https://www.yokote-geneki.com/> 2020年12月21日最終閲覧）を参考にした。

会全体の機運を醸成するために設立された。

(b) 会員

会員は、横手市、横手商工会議所、よこて市商工会、横手市シルバー人材センター、秋田ふるさと農業協同組合、横手市社会福祉協議会、横手雇用開発協会である。

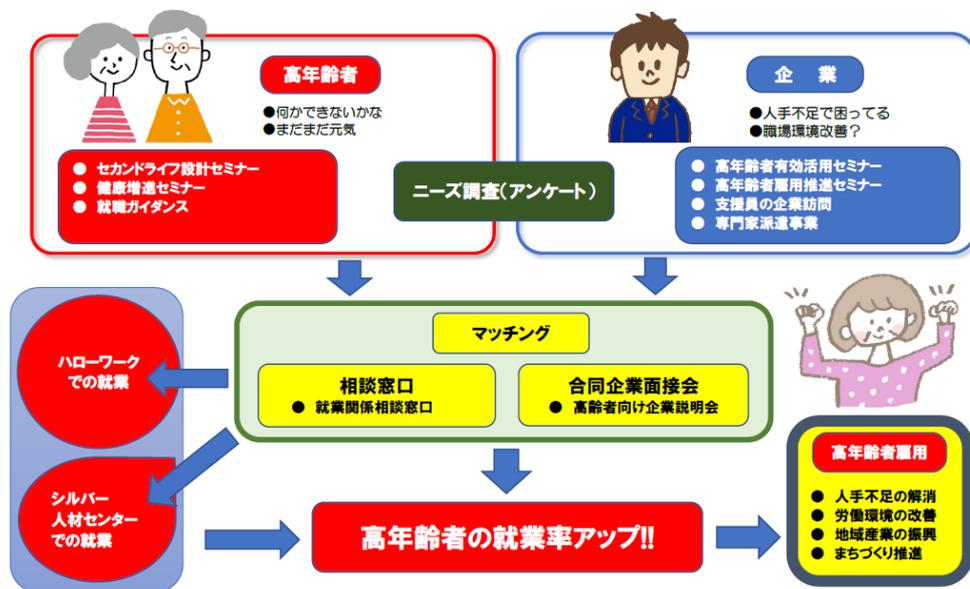
なお、横手市では、横手市商工観光部が所管している。

(c) 事業内容

- ・市商工会議所における常設窓口の設置
- ・専任職員（2名）による企業訪問
- ・企業向けセミナーの開催（年2回）
- ・高齢者向けセミナーの開催（年3回）
- ・一般就労者向けセミナーにおける高齢者専用ブースの設置
- ・高齢者を雇用する可能性の高い企業へのダイレクトメールの送付
- ・市内の公共施設における当該事業のチラシの設置
- ・市広報誌やホームページの活用等

なお、事業のイメージは図3-1のとおりである。

図3-1 横手市生涯現役促進協議会の事業イメージ



出典：横手市生涯現役促進協議会ホームページ

(d) 介護分野の就業支援における課題

事業開始から横手市商工観光部ヒアリング調査（11月19日）時点まで、介護分野で就業に繋がった実績は上げられていない。その理由は、介護事業所への支援、就業希望者への支援、それぞれに以下の課題があるからである。

介護事業所への支援における課題は、高齢者が就業しやすいように業務の見直し（専門的業務と非専門的業務の切分け）を行うことが介護事業所にとって業務の負担となり、できていないことである。

就業希望者への支援における課題は、介護業務が大変というイメージが就業希望者に先行していて、介護事業所の求人を紹介しても敬遠されがちであることである。

②介護分野の非専門的業務

介護分野の非専門的業務とは、いわゆる介護助手が行う業務を想定している。介護助手とは、介護保険施設等において、介護職員をサポートする職種で、比較的簡単な単純作業の部分を担う者を指す¹¹³。なお、介護助手を活用する取組は、2015年度に地域医療介護総合確保基金の助成を受けて、三重県老人保健施設協会がはじめたもので、地域の元気な高齢者の介護職場への就職支援を事業目的としている。事業の狙いは、介護人材の確保、高齢者の就労先確保、介護予防の3点である¹¹⁴。

(4) 提言の具体的内容

①提言の実施主体（所管部局）と対象者

本提言の実施主体は地域包括ケアシステムの構築を所管する横手市市民福祉部高齢ふれあい課を想定している。対象者としては、(a) 定年前後の方、(b) 市内の介護事業所を想定している。

②提言の具体的内容

本提言の対象者である (a) 定年前後の方、(b) 市内の介護事業所、それぞれに向けて実施主体である横手市市民福祉部高齢ふれあい課が行う取組について、横手市生涯現役促進協議会の既存事業並びに秋田県の既存事業である介護サービス事業所認証評価事業及びアクティブシニア介護職参入・活用促進事業を活用する部分と併せて記載する。なお、本提言全体のイメージは図3-2のとおりである。

¹¹³ 三重県「介護助手導入実施マニュアル（2019年3月）」1頁（<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000827837.pdf> 2020年12月21日最終閲覧）

¹¹⁴ 厚生労働省「介護人材対策について（平成30年12月11日）」3頁（<https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/000453332.pdf> 2020年12月21日最終閲覧）

図3-2 本提言の全体イメージ

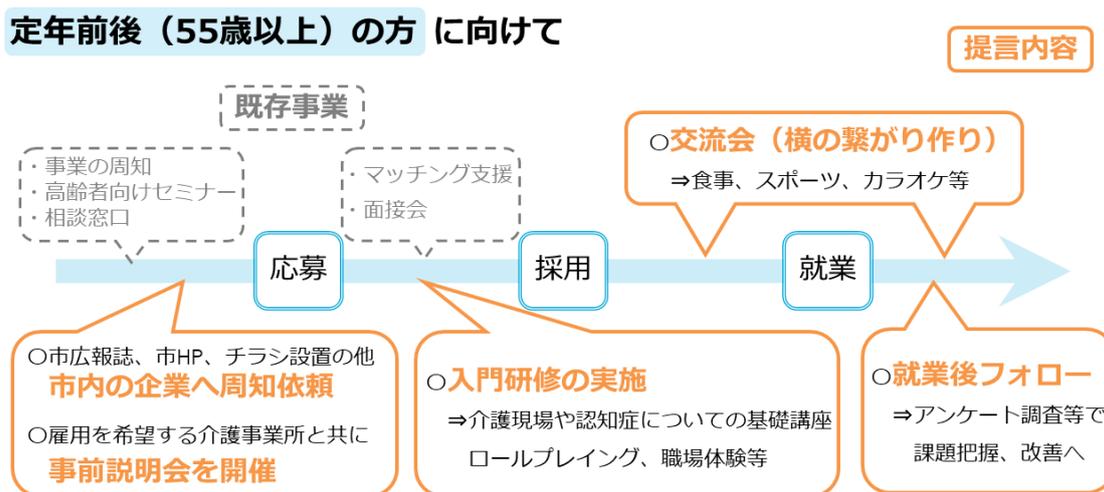


出典：WSB 作成

(a) 定年前後の方への取組

定年前後の方を対象とする、本提言のイメージは図3-3のとおりである。定年前後の方の段階（応募前、応募後から採用前、採用後から就業前、就業後）に応じて、それぞれに効果的な取組を行うことを目指している。

図3-3 定年前後の方への取組イメージ



出典：WSB 作成

- ・市内の企業へ周知依頼

横手市生涯現役促進協議会の既存事業により、全戸配布される市広報誌（市報よこて）の

活用、公共施設（横手市交流センター Y²（わいわい）ぷらざ（以下、「Y²ぷらざ」と言う。）や公民館）等へのチラシの設置は行われているが、同様の取組に加え、横手市生涯現役促進協議会の会員である横手商工会議所及びよこて市商工会を通じて、加盟している企業に本提言の概要を記した文書データで送付し、本提言の実施年度に定年退職する予定の方へ周知を依頼する。

・事前説明会の開催

後述する市内の介護事業所へ向けた取組により、本提言に参加することが決まった介護事業所と共に、事前説明会を開催する。説明会の内容は、介護助手に関する業務説明や施設見学を想定している。なお、説明会に参加する定年前後の方は、横手市の既存の取組である介護予防普及講座等への参加者とは属性が異なり、介護予防ではなく就労（お金を稼ぐこと）を主目的とし、かつ福祉に関心がある層だと思われるため、仮に応募に至らなかったとしても、将来的に地域活動の中心的役割を担う潜在的な人材として捉え、そうなるよう働きかけることが重要だと考える。

・入門研修の実施

前述した秋田県のアクティブシニア介護職参入・活用促進事業で行われている介護の入門研修（講座研修、施設体験、報告、交流会）、横手市の既存の取組である認知症サポーター養成講座及び介護予防普及講座を活用し、介護に関する基礎知識や基本的な介護の方法等を学ぶための研修を実施する。なお、当該研修により、定年前後の方は比較的スムーズに業務に従事できることが期待され、対象者を雇用する介護事業所は教育に係る負担軽減が期待される。

・交流会（横の繋がり作り）

採用後及び就業後は、定年前後の方同士が交流できる機会を設け、横の繋がり作りを支援する。交流内容は、参加者の希望を尊重するが、食事会、スポーツ、カラオケ等を想定している。費用は、基本的に参加者から実費を徴収する。この取組の目的は、介護分野における非専門的業務で働くという同じ境遇を持ったほぼ同年代の者同士が、レクリエーションを行いながら、仕事や生活の悩み等を共有し相互に改善を図る互助的な関係作りである。もちろん職場定着率の向上も期待している。なお、特定非営利活動法人ホームひなたぼっこヒアリング調査（10月27日）及び一般社団法人りぷらすヒアリング調査（11月13日）に共通して、利用者が楽しくなければ活動は継続できないという話があった。本提言においても、大いに参考になると考えている。

・就業後フォロー

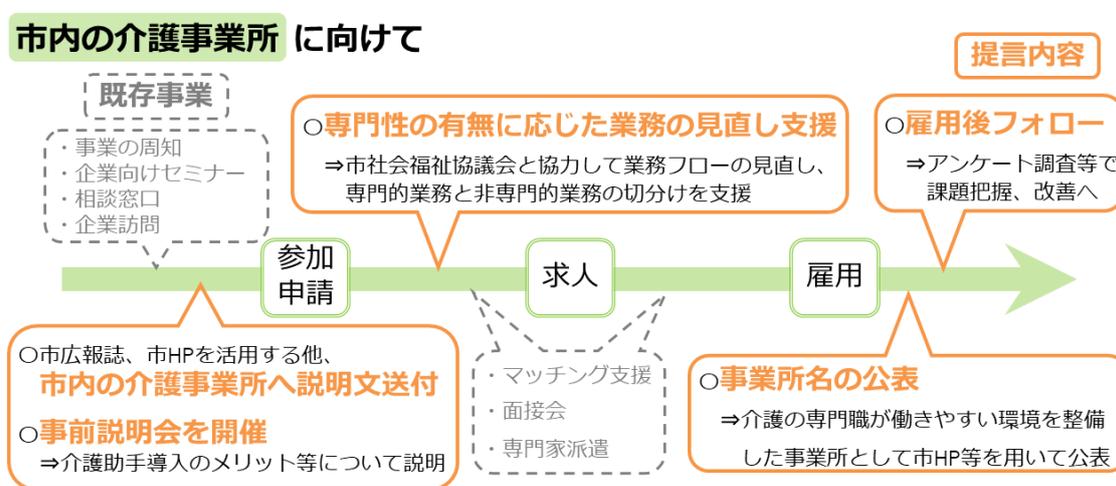
就業に結び付いたら支援が終わりではなく、就業後に抱く課題や問題点をアンケート調

査等で把握し、改善に繋げていくことが重要だと考えている。後述する介護事業所の雇用後フォローと併せ、両者の調整役でもある横手市が責任を持って、主体的に改善の道筋を付けることが必要だと考えている。

(b) 市内の介護事業所への取組

市内の介護事業所を対象とする、本提言のイメージは図3-4のとおりである。市内の介護事業所の段階（参加申請前、参加申請後から求人前、求人後から雇用前、雇用後）に応じて、それぞれに効果的な取組を行うことを目指している。

図3-4 市内の介護事業所への取組イメージ



出典：WSB 作成

・市内の介護事業所へ説明文送付

横手市内に約200ある介護事業所へ本提言内容を記した文書を直接送付する。

・事前説明会を開催

前述した秋田県のアクティブシニア介護職参入・活用促進事業で行われている介護助手活用促進セミナー（講演、活用事例発表）を活用する他、実際に介護助手を導入している介護事業所を招き、導入効果や課題等についての説明や質疑応答できる説明会を開催する。

・専門性の有無に応じた業務の見直し支援

横手市社会福祉協議会と協力して、介護事業所における専門的業務と非専門的業務の切分けを支援する。非専門的業務の具体的内容については、施設内外で場合分けすることができ、このうち施設内で行う業務は表3-1のとおりである。

表 3-1 非専門的業務（施設内）の内容

利用者に関わる業務	利用者に関わらない業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ドライヤーかけ ・食事などの誘導 ・利用者への声掛けや見守り ・レクリエーション補助など 	<ul style="list-style-type: none"> ・床・車椅子などの清掃 ・テーブルや椅子などの消毒 ・物品の補充 ・ベッドメイキング ・食事の配膳や下膳 ・飲み物の準備など

出典：福岡県「介護助手の手引き」を基に WSB 作成

一方、施設外（利用者の自宅を想定）で行う業務は下記のとおりと考えている。

- ・掃除
- ・買い物、薬の受け取り
- ・洗濯
- ・調理・配下膳
- ・衣類の整理
- ・ベッドメイク

なお、非専門的業務を担ういわゆる介護助手は、本人の体力や興味等に応じて、非専門的業務の内容をステップアップすることが想定されている¹¹⁵。非専門的業務から専門的業務への就業希望があれば、介護職員初任者研修や実務者研修の受講、介護福祉士の資格取得を勧め、就業者のモチベーションや、やる気を高めることも重要だと考えている。

介護事業所において就業規則の改正や賃金体系の整備が必要になる場合は、横手市生涯現役促進協議会と連携している社会保険労務士に協力を依頼できる。

・事業所名の公表

専門性の有無に応じた業務の見直しが完了し、定年前後の方を雇用した後は、専門職が働きやすい環境を整備した事業所として横手市ホームページ等を用いて公表する。その際には、秋田県の介護サービス事業所認証評価事業による認証も併せて取得することが望ましいと考えている。

・雇用後フォロー

雇用に結び付いたら支援が終わりではなく、雇用後に判明する課題や問題点をアンケート調査等で把握し、改善に繋げていくことが重要だと考えている。前述した定年前後の方の

¹¹⁵ 厚生労働省「福祉・介護人材確保対策について」31頁（<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000549665.pdf> 2020年12月21日最終閲覧）

就業後フォローと併せ、両者の調整役でもある横手市が責任を持って、主体的に改善の道筋を付けることが必要だと考えている。

(5) 期待される効果

本提言により、①横手市、②定年前後の方、③市内の介護事業所、それぞれに期待される効果について記載する。

①横手市

- ・定年前後の方の社会参加が促進されることで、地域が活性化する。
- ・雇用を所管する商工観光部と介護を所管する市民福祉部が部署を超えて協働する機会となり、行政内部の連携が促進され、既存事業である横手市生涯現役促進協議会の事業の課題解消にも繋がる。

②定年前後の方

- ・所属している会社を退職し、社会と繋がりが断たれてしまうことの防止になる。
- ・就労を通じて体を動かし、他者とコミュニケーションを取る頻度の増加が介護予防に繋がる。
- ・役割を持って他者に貢献し、感謝されることが生きがいになる。
- ・介護事業所で働くことは、誰もが齢を重ねれば介護を必要とする可能性が高まることを理解する機会となり、本人の将来像をイメージしやすくなる。
- ・将来的に家族等の介護が必要になった際、また現在進行形で介護をする際に役立つ知識等を入手しやすくなる。
- ・収入を得る機会になる。

③市内の介護事業所

- ・業務フローを見直し、業務効率化を図る機会になる。
- ・専門職が非専門的業務に割く負担が軽減され、ケアの質が向上する。
- ・専門職の働きやすい環境を整備できることで、職場の満足度や職員の定着率が向上する。
- ・多様なバックグラウンドや強みを持つ定年前後の方が職場に加わることで、これまでとは異なる視点や気づきを得ることができる。
- ・専門職が働きやすい職場を整備できた事業所として市の公表、秋田県からは認証が得られ、介護事業所としての信用度や知名度が上がる。

(6) 残された課題

本提言により専門性の有無に応じた業務の見直しを行うことで、介護ロボットや見守りセンサー等の ICT 機器を効果的に導入・活用できる可能性は高まるが、本提言では ICT 機

器の導入支援等について全く触れていない。そもそも ICT 機器の導入については、国や都道府県が補助金による支援事業を既に行っており、横手市へのヒアリング調査でも介護現場から ICT 機器の導入・活用ニーズがある旨は伺っていない。地域包括ケアシステムの構築は、地域の実情に応じて取組むことが重要であることから、現時点で、国や都道府県による支援に加えて、横手市が独自で ICT 機器の活用に係る支援を行う必要はないと考えている。しかし、日進月歩で進化する ICT 機器が、介護職員の身体的・精神的負担を軽減し、介護の質を維持しながら、効率的な業務運営に資すると十分に証明できるほどのエビデンスが揃った場合は、その時の地域の実情を踏まえ、独自の支援策を検討することは必要なのかもしれないと考える。

第2節 地域共生社会の提言

1. 提言にあたって

第2章第2節で述べたように、本研究では相談・支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの観点を念頭に置きつつ、高齢者、障がい者、児童・保育者、生活困窮者の分野ごとに横手市の現状と課題を探ってきた。それを通じて本研究では、分野を問わず地域全体で抱える課題と、分野をまたがる共通的な課題ではないもののその分野の特性を反映して専門性が高く、その分野において重要な課題とが存在すると考えた。地域共生社会とは、全住民を対象にしており、福祉的配慮が必要な者も地域共生社会の一員として幸せに生きるためには、彼らが抱える相談・支援、参加支援、地域づくりに向けた支援のいずれかに該当する課題は集中的に解決を図る必要があると考える。

したがって、本研究では、「誰もが幸せに生きられる社会」を実現するためには、地域全体で抱える課題の解決を目指す「分野横断的な提言」と分野ごとの専門性の高い課題の解決を目指す「各分野の提言」と、その両方が必要かつ重要であると考えた。以下では、横手市における地域共生の実現に向けて、分野横断的な提言と各分野からの提言の両方を提案する。

2. 分野横断的な提言

(1) 提言1：世代や分野を超えた多様な住民が交流する「きっかけ」の提供

①提言の方向性

第2章第2節1. で述べたように、横手市には特に多世代が交流する機会が不足しており、その対策に横手市も苦慮している。その一方で、横手市ヒアリング調査（11月19日）では、横手市社会福祉協議会は、耕作していない畑を貸し出したい者と畑を利用したい者をマッチングさせる取組を行っており、当該畑で収穫された野菜が児童養護施設にお裾分けされて、児童養護施設がそのお返しを渡したという「きっかけ」から畑の利用者と児童養護施設の間で交流がはじまり、今では、クリスマス会や餅つき大会を一緒に行うまでに関係が進展したという事例の収集ができた。また、盛岡市へのヒアリング調査では、畑を活用した多世代交流のイベントを開催したところ、それがきっかけとなり、イベント後も恒常的に地域ぐるみの交流が行われているという事例の収集もできた。こうした事例から、交流のきっかけさえあれば、その関係は発展し、恒常的な交流につながるのではないかと考えた。したがって、まずは交流のきっかけの提供を行うことで、地域内に「交流の芽」を展開させることが重要であると考えるに至った。ここでは、交流のきっかけの提供を目的に、提言を提案する。

②提言の具体的内容

具体的には、イベントの公募・開催とワークショップ形式の勉強会の開催を行う。イベントの公募・開催については、例えば、高齢者と子ども子育て世帯、子ども子育て世帯と障がい者といったように、現状の日常生活の中では接する機会が少ない者たちの交流をテーマに掲げ、それに見合ったイベントを住民から公募し、開催する。その実施主体は、横手市または横手市社会福祉協議会を想定している。また、イベントの開催場所には、誰もが集いやすいような設備が整備されていることが求められるため、横手市において多様な住民の交流の場の役割を担っている Y²ぷらざをはじめ、提言2を通じて設備が整備される公民館や交流促進施設などを想定している。

他方で、単に公募を募るだけでは、テーマに掲げた分野に属さない人々の関心を集めることは困難であると考えられるが、イベントの公募・開催には広く住民が関心を持つことが望まれる。関心を喚起するためには、まずは他者を理解する必要があることから、テーマに掲げた分野に関する理解の促進を図るために、ワークショップ形式の勉強会を開催する。勉強会の内容は、テーマに掲げた人々と交流する際の留意点など、イベントを公募・開催する際に必要となる知識の習得と、それを踏まえた上でのイベント案の意見交換を想定している。勉強会の開催にあたっては、学生や労働者世代も含めて、できるだけ多くの住民を巻き込むために、開催時間を彼らも参加しやすい18時以降にするべきではないかと考える。その実施主体は横手市を想定している。

イベントの公募・開催の実施主体が横手市または横手市社会福祉協議会である理由は、行政と民間の両方を主催者側に予定することで、柔軟な対応を可能にし、公募により寄せられ

た様々なイベント案の実現性を高めるためである。一方で、勉強会のような普及啓発活動は、行政が責任を持って実施することが望ましいと考え、横手市を実施主体とした。

次に、イベントの公募・開催に係る財源としては、横手市一般財源や横手市社会福祉協議会の第二種社会福祉事業の寄付金を想定している。イベントの公募・開催の実施主体が横手市の場合は一般財源を使用し、実施主体が横手市社会福祉協議会である場合は第二種社会福祉事業の寄付金を主に使用し、横手市は一部補助金を支出することを想定している。なお当該寄付金は、現在は住民がイベントを開いたときに貸し出すことを前提に、テントや懐中電灯などの防災グッズの購入資金などに充てられており、住民の活動をソフト面からサポートするために使われていることが、横手市ヒアリング調査（11月19日）で分かったが、本提言は、住民の交流促進を目的としたソフト事業であるため、現状の使い道の延長線上に位置づけられる。加えて、横手市と横手社会福祉協議会は非常に協力的な関係にあることから、第二種社会福祉事業寄付金を活用することは有効なのではないだろうか。一方、勉強会の実施に係る財源としては、横手市が実施主体となるため、一般財源を想定している。

③期待される効果

本提言による多様な住民を巻き込んだ交流の機会の創出を通じて、地域のつながりの強化や他者への理解が促進されると考える。特にワークショップ形式の勉強会は、他者の課題や地域の課題の気づきに寄与すると考える。これらにより、他人事を我が事と考えて課題の解決を図る意識の醸成が期待できる。

④残された課題

残された課題としては、一般財源の捻出という点が挙げられる。全国の多数の自治体と同様に横手市も自主財源の確保が課題となる中で、本提言の裏には、そうした中でも諦めず、住民の福祉向上を図る方策を模索し続ける重要性を伝えるという意図も含まれているが、実際のところ、どのように一般財源を捻出するかについては、更なる考察が必要であると考える。

(2) 提言2：交流の「場」(公共施設)の設備に係る整備

①提言の方向性

多様な世代の者が分野を超えて交流をするためには、誰もが集まりやすい交流の場所が必要になると考えるが、横手市における既存の資源である公共施設は、量的には充実しているものの質的には十分ではなく、いかなる人々も集いやすい場としては機能し得ないと考える。そこで、解決策の選択肢としては、既存の資源を整備することの他、新たに施設を創設することも考え得る。

その点について、湯沢市ヒアリング調査(7月16日)では、地域福祉計画の実行期間である5年間で1つの区切りと考えると、新たに施設を整備するのなら1か所が限界なのではないかという意見が聞かれた。

既述のとおり、横手市の公共施設は量的には充実していることに加えて、湯沢市の意見を踏まえると、横手市においては新たに誰もが集いやすい施設を創設するのではなく、既存の施設を誰もが集いやすいように整備することが適切であると考えられる。

そこで、既存の公共施設の質の向上を目的に本提言を提案する。

②提言の具体的内容

住民が交流の場として利用することができる横手市内の公共施設の設備の整備を行う。

整備にあたっては、現在横手市において多世代交流の場の役割を担っているY²ぷらざの設備を水準の目標にする。

整備に係る財源としては、横手市一般財源を想定している。

③期待される効果

本提言により、公共施設が誰もが集まりやすい場となり、いかなる人々も地域活動に参加できる環境が整うと考える。また、提言1で提案したイベントや勉強会の開催場所として、整備された公共施設を使用することもできるため、提言1と提言2は、これらを一体的に実施することで、より一層の効果が期待できると考える。

④残された課題

残された課題としては、より長い目で見たときのまちづくりとの調整が挙げられる。今後の横手市における人口推移の予測を加味すると、公共施設の統廃合も必要になるかもしれない。そうであるならば、公共施設の設備を整える際に、まちづくりの長期的な視点からの考察も必要になると考える。

(3) 提言3：地域局市民サービス課の機能強化及び相談窓口の出張

①提言の方向性

先述したとおり、横手市においては、地域局市民サービス課が実質的に複雑化・複合化した課題を受け止めて、必要な支援につなげる役割を担っているが、その相談・支援体制には、改善の余地がある。そこで、地域局市民サービス課が複雑化・複合化した課題を所管することを制度上明確化し、相談支援決定のプロセスにおいて中心となるように位置付けることを提案する。

ここで、市民サービス課の他に、地域包括支援センターも複雑化・複合化した課題を受け止める役割を果たしていることから、選択肢としては、地域包括支援センターが複雑化・複合化した課題を所管することを制度上明確化し、相談支援決定のプロセスにおいて中心となるように位置付けることも考え得る。この選択肢の可能性を探るために、地域包括支援センターの機能の強化を図り、複雑化・複合化した課題を対処している石川県能美市へヒアリング調査を行った。能美市ヒアリング調査（11月2日）を通じては、やはり複雑化・複合化した課題を受け止めるにあたって、業務量の増加は避けられないことが分かった。横手市は地域包括ケアシステムの先進自治体として、先駆的な取組を行っており、その運営においては地域包括支援センターが重要な役割を担っている。そのことを踏まえると、業務量の増加に対して、サービスの質を担保するためには、人員の増加は必須であると考え。人員の増加に関しては、地域包括支援センターの根拠法である介護保険法との整合性の観点から、生活支援コーディネーターを活用することが考え得るが、横手市における生活支援コーディネーターは、その多くが市民のボランティアであることから、彼らに複雑化・複合化した課題を受け止める業務を担わせるのは適当ではない。つまるところ、仮に地域包括支援センターが複雑化・複合化した課題を所管することを制度上明確化した場合、それに伴う業務量の増大を見越した人員の増加は容易ではないということである。

更に、地域包括支援センターは東部・西部・南部の各地区に1つずつ、計3か所存在するのに対して、地域局市民サービス課であれば、横手市内8地域全てに存在することから、地域包括支援センターよりも地域局市民サービス課の方が住民に身近なところで相談を受け止めることができる。

これらを総合的に考慮すると、地域局市民サービス課の機能強化が適切であると考えた。

また、現状では、課題を抱えるも窓口で足を運ぶことが困難な者へのアプローチの方途が限られていることから、課題が埋もれてしまうことが懸念される。特に複雑化・複合化した課題を抱える者は自らの力のみで、窓口まで足を運んで相談に来ることが困難なケースも多いことから、彼らを相談・支援につなげるために、アウトリーチ的なアプローチが必要になると考える。

②提言の具体的内容

地域局市民サービス課が複雑化・複合化した課題への対策を所管することを制度上明確

化し、相談支援決定のプロセスにおいて中心となるように位置付ける。具体的には、複雑化・複合化した課題については、市民サービス課が解決までを担当する。更に、他の課に複雑化・複合化した課題が寄せられた場合も、市民サービス課が担当課として対応する。

また、相談窓口の出張を行う。出張先としては、旧市町村8地域を順に回ることを想定している。

③期待される効果

まず、本提言のうち、地域局市民サービス課の機能強化により、相談が寄せられてから一定期間が経過した後に事案の中心となる課が決まることはなくなり、情報の集約場所も一元化することで、支援開始までより迅速な業務が行えるようになると思う。また、地域局市民サービス課の役割の明示により、当該課の職員は、自分たちが複雑化・複合化した課題への対応をする、ということが明確になるため、彼らの意識向上にも資すると思う。

次に、相談窓口の出張により、行政と支援を必要とする者の距離が縮まることで、支援を必要とするものの公的支援制度につながるができなかった者も支援を受けられるようになり、課題を抱えながらも埋もれてしまっていた者たちのすくい上げにつながることを期待される。

④残された課題

残された課題としては、寄せられた相談の支援開始までに要する会議の開催回数を目安の提示や出張相談の実施スパン、また出張相談会の具体的な開催場所の提示などが挙げられる。寄せられた相談の支援開始までに要する会議の開催回数は、もちろん事案の内容により異なるが、大体の目安を目に見える形で示しておくことで、行政内部の意識共有が進み、スムーズな業務執行に資すると思う。また、実際に出張相談を行う際には、出張相談の実施スパン、出張相談会の具体的な開催場所の決定は避けては通れないことである。

ただし、これらは経験則的に、トライアンドエラーを繰り返す中で最適解を見つけることも効果的なのでないだろうか。

(4) 提言4：CSWの適切な配置

①提言の方向性

第2章第2節1. で述べたとおり、横手市において、コミュニティーソーシャルワーカー（以下、CSW）の設置に向けた人材育成が進行中であることから、近い将来のうちにCSWが設置されることが見込まれる。その際には、資源の最大・有効活用の観点から、既に設置されており、CSWと業務内容が親和的な生活支援コーディネーターの存在を踏まえた配置が求められる。そこで、既存の資源の最大・有効活用を目的に、CSWの適切な配置を提案する。CSWの適切な配置とは、CSWと生活支援コーディネーターとの関係性の整理とCSWをどこに配置するかを検討の2つの内容を含む。

CSWと生活支援コーディネーターとの関係性の整理については、その解決の糸口を探るため、両者を設置して先進的な取組を行っている大阪府豊中市へヒアリング調査を行った。豊中市ヒアリング調査（11月4日）では、CSWと生活支援コーディネーターとを兼任することによるメリットとデメリットが判明した。メリットとしては、高齢者を含めた全世代に対応した地域づくりが行えること、デメリットとしては、CSWと生活支援コーディネーターの役割が地域に伝わりにくいことが挙げられる。

次に、先述したとおり、現在、横手市の生活支援コーディネーターは、全市を俯瞰してマネジメントする役割を担う者が1名（横手市社協職員が担う）、東部・西部・南部の各エリアを俯瞰して活動するエリアマネージャーの役割を担う者が3名（いずれも横手市社協職員が担う）、旧市町村8地域で地域に根差して活動する者が15名（市民の無償ボランティアが担う）となっている。CSWの配置場所については、この手厚いシステムを活かす方向で検討することが適切だと考える。

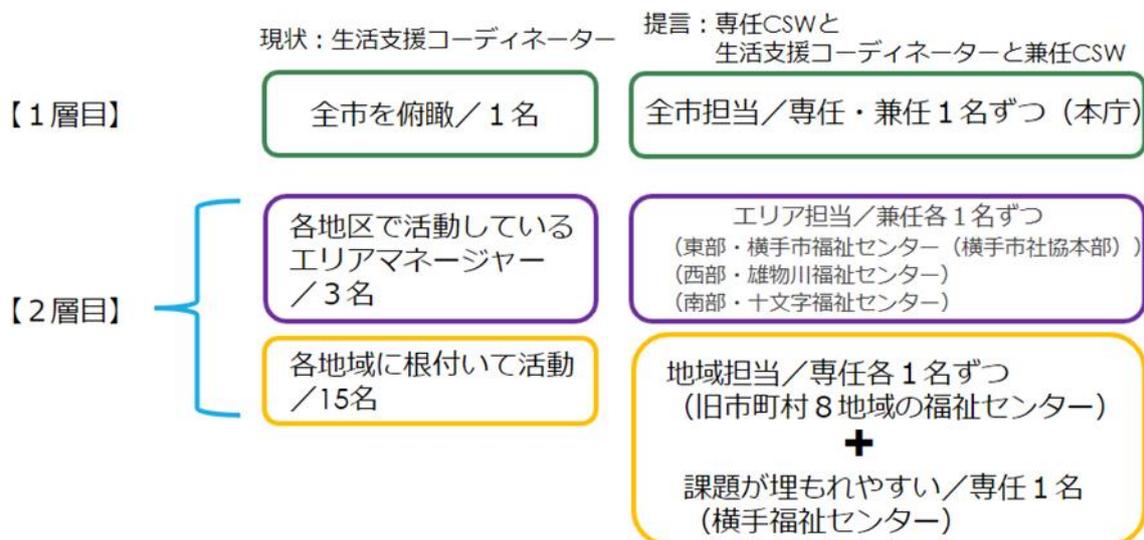
②提言の具体的内容

CSWと生活支援コーディネーターを兼任することのメリットとデメリット、並びに横手市には既に生活支援コーディネーターが存在することに鑑みて、既存の資源を活用しつつデメリットを補うことを考慮した結果、CSWの業務のみを行う専任と生活支援コーディネーターの業務も行う兼任をどちらも配置することを提案する。

また、専任のCSWと生活支援コーディネーターと兼任のCSWを共に配置することを踏まえつつ、生活支援コーディネーターの設置状況から、次のような専任CSWと兼任CSWの配置場所を提案する（図3-5）。全市を俯瞰してマネジメントする専任のCSWと生活支援コーディネーターと兼任のCSWを共に本庁に配置する。次に、生活支援コーディネーターがエリアマネージャーとして、横手市社協本部と雄物川福祉センター、十文字福祉センターに1名ずつ配置されていることから、これらと同じ場所に兼任のCSWを配置する。そして、旧市町村8地域にそれぞれ存在する福祉センターに1名ずつ専任のCSWを配置する。これに加えて、横手市ヒアリング調査を通じて、旧横手地域には40～50年前に建築された木造住宅が立ち並び、当該地域は課題が埋もれやすい地域であることが判明したため、

手厚い支援体制を構築する観点から、更に専任の CSW 1 名を横手福祉センターに配置する（横手市地域福祉センターと横手市社協本部は同一の建物に存在する）。

図 3 - 5 専任の CSW と生活支援コーディネーターと兼任の CSW の配置場所について



出典：WSB 作成

③期待される効果

本提言により、CSW と生活支援コーディネーターの関係性が明確になりつつ、適切な場所に CSW が配置されれば、インフォーマルな視点を含めた多様な視点からの相談支援や地域づくりが可能になると考える。それにより、制度の狭間へ陥った人のすくい上げにも資すると考える。

④残された課題

残された課題としては、CSW の業務のみを行う専任と生活支援コーディネーターの業務も行う兼任とのスムーズな連携体制の構築が挙げられる。両者の業務内容が親和的であるからこそ、業務の住み分けは難しく、注意が必要であると考え。CSW の設置にあたっては、この点に関して更なる考察を要するだろう。

3. 各分野の提言

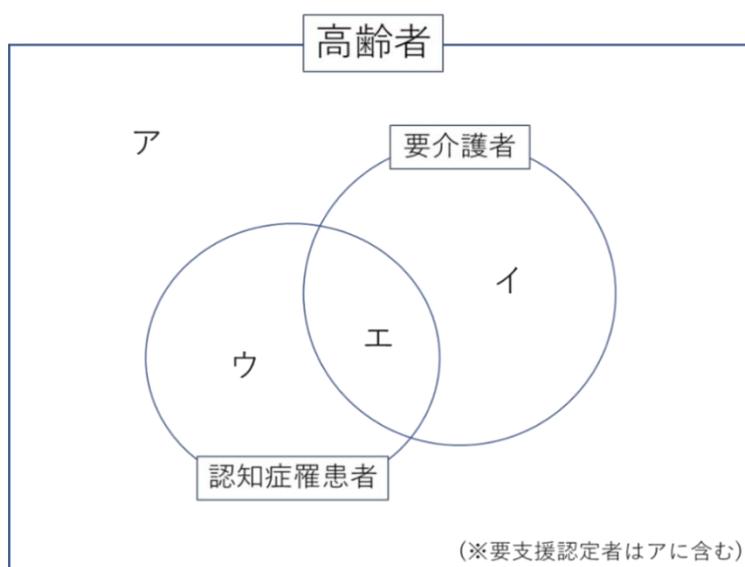
(1) 高齢者介護・福祉分野における提言

横手市の高齢者介護・福祉分野における課題については第2章第2節2. で述べたとおりであるが、そのうち、「通いの場の不足」という課題に着眼し、その解消を目指すという視点の下で、以下のとおり3つの提言を行うこととした。

ところで、高齢者の抱える生活課題は、その身体・認知機能の状態等に応じて多様化していると一般的に言われている。本研究ではこれに鑑みて、高齢者について、その状態に応じて3つの属性に分類し、各属性に向けた提言を行うこととした。まずは、高齢者一般、すなわち、すべての高齢者を包摂するものとして、1つ目の属性を設定した。ただし、この1つ目の属性に対応する提言は、高齢者のうちでも、特に比較的身体・認知機能が良好であり、また地域との繋がりを乏しく感じている者について主たる対象として想定するものである。次に、高齢者のうち未だ介護が必要な段階に至っていない者、より具体的に言えば、自立または要支援1、2に該当する者（すなわち、要介護1～5に該当していない者）について、2つ目の属性として設定した。横手市の大規模健康の駅や、宮城県岩沼市の特定非営利活動法人「ホームひなたぼっこ」の展開するサロンにおいては、その利用者の対象から要介護者を除外する取扱いとしていることが横手市及び同法人へのヒアリング調査から判明しているが、その理由は、要介護者にも利用してもらうためには専門職の配置が必要となる場合があり、制度上その運用が困難となる点にあるという。以上に倣って、要支援者と要介護者の間に線引きを行った上で提言を行うこととしたのである。最後に、高齢者のうち、認知症を罹患している者について、3つ目の属性として設定した。

ここで、以上の3つの属性について整理すると、次の図3-6および表3-2のとおりとなる。

図3-6 高齢者の属性の整理



出典：WSB作成

表3-2 高齢者介護福祉分野における提言とその対象

属性	対応する提言	主たる対象	図3-6の該当部分
属性1	提言1： 通いの場の拠点の 創設	高齢者一般 (特に、比較的身体・認知機能が良好で、 地域との繋がりを乏しく感じている者)	ア+イ+ウ+エ (特に、ア)
属性2	提言2： 自主的な介護予防 活動の推進	自立または要支援1，2に該当する者	ア+ウ
属性3	提言3： 認知症カフェの 量的・質的な拡充	認知症患者	ウ+エ

出典：WSB作成

①提言1：通いの場の推進拠点の創設

まずは、高齢者介護・福祉分野における1つ目の提言としての「通いの場の推進拠点の創設」について詳述を行う。

(a) 主たる対象

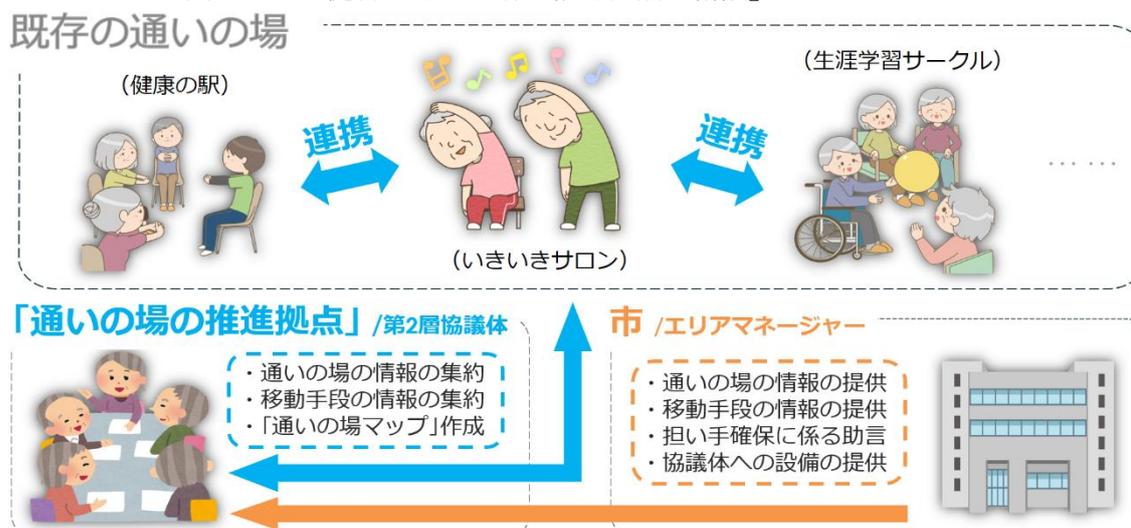
本提言は、上述のとおり、高齢者一般を対象とするが、特に、高齢者のうちでも比較的身体・認知機能が良好であり、また地域との繋がりを乏しく感じている高齢者へ向けたものとして検討を行った。

(b) 提言の方向性

横手市市民福祉部ヒアリング調査(11月19日)においては、既に市内には多数の通いの場が存在している¹¹⁶ものの、その数は未だ不足しており、これが同市における問題となっていることが明らかになった。また、同調査においては、地域における「通いの場」の充足状況について評価するにあたっては、単にその数を参照するだけでは十分でなく、その質的側面についても考慮することが肝要であるとの回答も得られている。そこで、本提言の方向性として、地域の通いの場を単に増設することを目指すのではなく、その質的な側面に着眼することにした。「通いの場」とは、第2章第2節2(3)①において、高齢者が日常的に共同の活動を営むことのできる場所・団体のことを指すものであると述べたが、横手市においては、健康の駅、生涯学習サークル、いきいきサロンといったものが該当する。このように、通いの場として機能している資源は多岐に渡っているものの、それらの相互の連携についてはこれまで重視されてこなかったように思われる。そこで、本提言は、生活支援体制整備事業における第2層協議体に対して、地域の通いの場の情報等について共有・提供し合う機能を付与することを目指すものである。本提言では、市内各地域の通いの場同士の連携を推進する機能について「通いの場の推進拠点」と称し、提言の標題として据えることとした。また、地域共生社会の実現に向けては地域づくりに向けた支援が必要とされるが、本提言は、この趣旨とも合致するものである。本提言のイメージについて整理すると、図3-7のとおりとなる。

¹¹⁶ 横手市市民福祉部ヒアリング調査(11月19日)において市内における通いの場の数について尋ねたところ、その総数(「健康の駅」「生涯学習サークル」「いきいきサロン」の合計数)は、358であるとの回答が得られている。

図3-7 提言「通いの場の推進拠点の創設」のイメージ



出典：WSB 作成

(c) 提言の具体的内容

(ア) 通いの場の推進拠点における具体的な機能

通いの場の推進拠点における具体的な機能について、ここでは、3点に整理することとした。まず1つ目に、「多様な属性を持つ住民の参画を促進すること」が挙げられる。2つ目の機能は、「地域内の各種情報について共有し、整理すること」である。最後に、3つ目の機能は、「整理した情報について地域へ周知させること」である。そして、これらについて順番に、繰り返し継続的に行っていくことが、通いの場の推進拠点の活動の流れということになる。

(イ) 通いの場の推進拠点の運営主体

通いの場の推進拠点の主たる運営を行う主体は、生活支援体制整備事業における第2層協議体が望ましいと考える。第2層協議体は、これまでに地域の生活支援を主導する役割を担ってきたことから、以上の3つの機能を遂行するためのノウハウがある程度蓄積されてきていると考えられるためである。例えば、横手市市民福祉部ヒアリング調査(6月23日)によれば、第2層協議体の中には、地域で行われている交流活動や支え合い活動等の「キラリと輝く地域の『お宝』」について情報を収集したうえ、それをチラシに集約・発信する取組を行っているところがあるのだという。具体的には、老人クラブについて地域の『お宝』と見做して、その魅力を発信しようとする動きがあるということが判明している。本提言では、この動向を更に拡張して、老人クラブはもちろん、健康の駅・生涯学習サークル・いきいきサロンを始めとした通いの場での活動を行う高齢者等がそれぞれの活動の魅力を発信し合うことで、地域資源同士の連携を図ることを目指すのである。

(ウ) 第2層協議体の具体的な役割

通いの場の推進拠点の運営主体となる第2層協議体の具体的な役割について、以下、本提言の3つの機能に即して述べる。

通いの場の推進拠点における1つ目の機能（多様な属性を持つ住民の参画を実現すること）に係る第2層協議体の役割は、多種・多様な属性を持つ住民を第2層協議体に勧誘し、その活動に参画をしてもらうよう促すことにある。市内の第2層協議体では、現在のところ、自治会会長、民生委員、市職員等がその主な構成員となっていると見られるが、今後、各通いの場同士の連携を強化するためには、老人クラブを始めとして既存の多種の通いの場において活動をしている高齢者を確保することが必須となるためである。

ところで、横手地域の第2層協議体である「よこて支えあいネット」の構成員を参照すると、児童委員、婦人会、子育てサークルといった者も在籍しており、高齢者のみならず子育て世代の女性や児童に対してまで、その裾野を広げていることが分かる¹¹⁷。また、増田地域の「支えあいますだネット」では、商工会青年部の構成員といった若年者の参画を見て取ることが出来る。これらのような多様な住民のうちから互助的活動の担い手となってもらうことも、本提言の目指すところの1つである。特定非営利活動法人ホームひなたぼっこピアリング調査（10月27日）では、「高齢化が子どもと触れ合うことで刺激を受けている。」との回答が得られており、以上のような多世代等との交流には、認知機能低下を防ぐ作用があると考えられるためである。特に身体・認知機能が良好な高齢者を対象とする本提言においては、介護予防の観点からも、これらの多様な住民の参画を実現することが望ましいと考えるのである。

次に、通いの場の推進拠点における2つ目の機能（地域内の各種情報について共有・整理すること）に係る第2層協議体の役割については、第2層協議体は、地域内のそれぞれの通いの場で活動する住民が話し合う場を定例的に設けることとする。そのうえで、それぞれがその通いの場における活動の魅力や、所在地といった情報を提供し合うこととする。

最後に、通いの場の推進拠点における3つ目の機能（整理した情報について地域へ周知すること）に関する第2層協議体の役割について述べる。現在のところ、第2層協議体が保有する情報を提供する手段は、上述のように老人クラブの活動について収集した情報をチラシとして作成・配布するに留まっているが、この点には更なる拡充の余地があると考えている。通いの場の推進拠点の創設によって、老人クラブのみならず各地域に存在するその他の通いの場についても情報を共有することが可能となるためである。第2層協議体はこれらの地域内の通いの場の情報について「通いの場マップ」に集約し、これを配布することが望ましいと考える。通いの場マップは、第2層協議体ごとに作成したのち、協議体の構成員が、それぞれが所属する通いの場に持ち帰り頒布することで、通いの場の情報について地域全体に浸透させることが出来るであろう。

¹¹⁷ 横手市社会福祉協議会「福祉でまちづくり」(<http://yokote-shakyo.jp/fukushidemachi.html>)
2021年1月12日最終閲覧)

また、通いの場において共有され、通いの場マップに記載されるべき情報は、単にそれぞれの通いの場の活動内容や所在地といった情報だけに留まるものではないと考える。横手市市民福祉部ヒアリング調査（11月19日）の結果、同市では、「開催場所までの移動手段がなく参加できない」「歩いて行ける範囲に通いの場がない」といった声が住民からあがっているとの事情を聴取することが出来た。通いの場について検討するにあたっては、移動手段支援策についても併せて考慮を行う必要があるのだという。市は既にこの対応として、例えば、第8期の介護保険事業計画・高齢者福祉計画においては、通いの場の運営とボランティアによる移動支援を一体的に行う団体等へ補助金を交付する地域支援事業である「訪問型サービスD」事業の実施に向けた内容を盛り込むことを予定しているという。また、通いの場への移動手段に関する市の事業としては、以上に加えて、「移動手段支援事業¹¹⁸」を挙げることが出来る。本提言で創設を目指す通いの場の推進拠点においては、各地域において訪問型サービスD事業を実施する団体等の情報を通いの場の推進拠点から地域に発信し、通いの場までの移動手段に関する情報の非対称性を解消することを目指すこととする。特に、新規事業である訪問型サービスDは、住民に対して周知の徹底を行う意義が大きいと考えられる。

(エ) 市・エリアマネージャーの具体的な役割

上述のとおり、通いの場の推進拠点の運用は主に第2層協議体の担うところとする。生活支援体制整備事業においては、住民により組織される第2層協議体の活動を支援するために生活支援コーディネーターを設置することとなっている。横手市においては、「エリアマネージャー¹¹⁹」がその役割を担っているが、本提言においても、以下のとおり、本提言の3つの機能について、エリアマネージャーが第2層協議体の支援を行うこととする。

まずは1つ目の機能（多様な属性を持つ住民の参画を実現することに関する市・エリアマネージャーの役割）について述べる。第2層協議体の構成員は現在のところ高齢者がその大部分を占めているが、その他の多種・多様な住民についても活動に参画してもらうことが望ましいと考える。そこで、現に地域内で障がい・児童・生活困窮の福祉分野の支援を受けている者のうち、第2層協議体の活動に興味がある者について、市・エリアマネージャーは第2層協議体へ斡旋を行うこととする。例えば、石巻市には「オンザコーナー」という施設があるが、これは児童と高齢者が共に活動する通いの場、いわば多世代交流型の通いの場として機能しているものであることが石巻市健康部ヒアリング調査（11月12日）により明らかとなった。この例に鑑みれば、横手市においても、高齢者とそれ以外の属性を持つ者との交

¹¹⁸ 移動手段支援事業では、タクシー車両を用いた「デマンド交通」と、市街地の一部を巡行する「横手市循環バス」が運用されている。

出典は上掲注25) 65頁

¹¹⁹ エリアマネージャーは、上述のとおり、横手市の委託を受けて横手社会福祉協議会の職員が担当している。

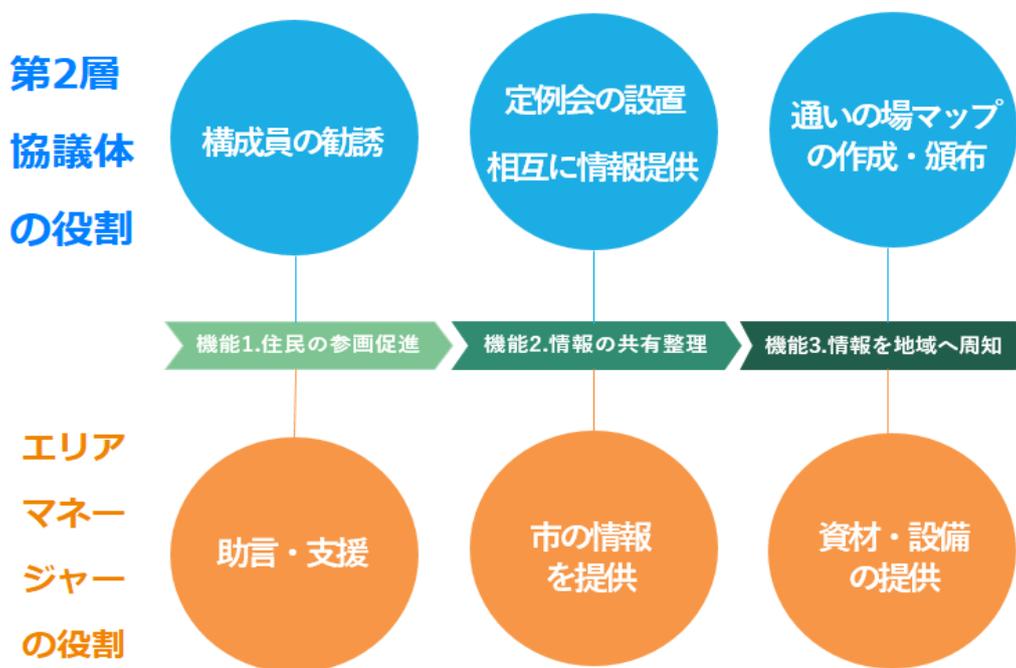
流には潜在的な需要があると考えられることも可能であろう。市・エリアマネージャーは、これらの潜在的なニーズと、地域活動の場としての第2層協議体のマッチングを叶えることを目指すのである。

続いて、通いの場の推進拠点における2つ目の機能（地域内の各種情報について共有・整理すること）に関する市やエリアマネージャーの役割について述べる。第2層協議体は、地域内の「各種情報」について共有・整理することとなるが、ここでいう各種情報とは、通いの場に関する情報に加えて、移動手段に関する情報が該当する。この移動手段に関する情報については、地域住民が独自に情報を収集するには適さない性質のものであることから、第2層協議体に対して、市・エリアマネージャーが一元的に提供を行うことが望ましいと考える。

最後に、3つ目の機能（情報を地域へ周知させること）に関する市やエリアマネージャーの役割は、第2層協議体が通いの場マップを作成するにあたって必要となる資材や設備の提供を行うことにある。

以上（ウ）（エ）のとおり、通いの場の推進拠点が有する3つの機能について、その運営主体である第2層協議体およびそれを支援する市・エリアマネージャーそれぞれの主体別に確認を行ったが、これを整理すると、図3-8のとおりとなる。

図3-8 通いの場の推進拠点における各主体の役割



出典：WSB作成

(オ)「地域」の範囲

上述のとおり、相互交流の拠点たる通いの場は、市内各地域に設置されるべきであるが、ここで、各地域とはいかなる範囲を指すものであるかについて明らかにしておくべきであろう。本提言は、市の既存事業たる生活支援体制整備事業を活用するものである。そして、生活支援体制整備事業における第2層協議体は、市の日常生活圏域ごとに設置され、住民主体による生活支援の検討と実施に向けた協議を行っていくものであるが、横手市の場合には、横手・増田・平鹿・雄物川・大森・十文字・山内・大雄の旧市町村8地域において1つずつ設置されている。このため、本提言の通いの場の推進拠点についても旧市町村8地域に1つずつ設置することが望ましいと考える。

この8つの地域は、横手市が合併する以前まではそれぞれが市・町・村として独自の基礎自治体として存立していたものであることから、当然にそれぞれの地域が有する特性には差異が生じていると思われ、その点に留意して活動を推進するべきであると考え。

この点について検討するために、横手市市民福祉部ヒアリング調査（11月19日）においては、8つの地域における通いの場の数¹²⁰と、通いの場1つあたりの高齢者の人数について質問を行った。その結果、表3-3のとおり回答を得ることが出来た。

表3-3：8地域における通いの場の数

地域名	通いの場の数	通いの場1つあたり の高齢者の人数
横手	164	75
増田	29	96
平鹿	43	109
雄物川	18	195
大森	38	66
十文字	27	168
山内	17	84
大雄	22	82

出典：横手市市民福祉部ヒアリング調査（11月19日）の結果を基にWSB作成

上述のとおり、通いの場の数だけをもって、住民のニーズへの充足状況を測ることは困難と考えられるが、通いの場1つあたりの高齢者の人数といった指標は、地域の移動支援に係る公的あるいは互助的サービスの需要を測るための一指標とはなり得るのではないだろうか。それに従えば、雄物川・十文字の2つの地域は高齢者の数に対して極端に通いの場の数が少ないことから、これらの地域においては今後展開される訪問型サービスD等の移動支援に関する事業のニーズが高いことが推察できる。市・エリアマネージャーはこの点に留意

¹²⁰ 横手市内における「健康の駅・生涯学習サークル・いきいきサロン」の数

し、まずは雄物川・十文字の2地域に対して優先的に移動支援に関する情報の提供を行うことが望ましいであろう。

(d) 期待される効果

(ア) 高齢者における効果

この提言により得られる効果としては、まず、高齢者における効果として、住民による生活支援に関する活動が一層推進され、通いの場の不足という課題の解消に寄与することが挙げられる。

また、高齢者介護・福祉分野においては、介護予防事業の認知度が不十分という課題があることが明らかになったと上述した。また、ホームひなたぼっこや石巻市の例を引き合いに出した上で、多世代の交流において介護予防に通じるところがあることについても言及した。比較的認知機能の状態が良い高齢者が様々な人と交流することを目指す本提言は、介護予防事業に代替する形で、介護予防といった点においても効果があると考えられる。

加えて、本事業は、通いの場で活動する高齢者の状態が悪化し、要支援状態・要介護状態に陥る等した場合に、各種公的サービスへの接続をし易くする効果が期待できると考えている。これについては、特定非営利活動法人ホームひなたぼっこヒアリング調査(10月27日)において、通いの場を利用していた高齢者の状態が悪化し、介護保険のデイサービスを利用する必要がある状態になった時、普段から通いの場を利用していたお陰で、本人の介護サービスに対する拒否感が軽減され、円滑にサービス導入を進めることが出来たという事例を聴取できたことから、以上のとおり考えた。

(イ) 横手市における効果

また、本提言は、横手市においても副次的な効果をもたらすものである。具体的には、介護給付費の抑制といった面において効果が期待できると考える。

②提言 2：自主的な介護予防活動の推進

(a) 主たる対象

本提言は、高齢者のうち要介護状態にない者、言い換えれば、自立および要支援の区分で介護認定を受けている者を主たる対象として想定する。

(b) 提言の方向性

提言 1（通いの場の推進拠点の創設）と同様に、本提言についても、既存事業に焦点を当てた上で、地域の通いの場の不足という問題の解決策として述べるものである。高齢者のうち、要介護状態にない者を対象とする既存事業のうち、ここで特に注目したのは、横手市において一般介護予防事業の一つに位置付けられている「地域介護予防活動支援事業」である。後述する理由からこれまで同事業の実績は潜在的な水準に留まってきたものと思われるが、住民主体の地域づくりに向けた支援を推進すべきと掲げる地域共生社会の実現にあたっては、これまで以上に同事業の促進が必要になると考えられる。

横手市における地域介護予防活動支援事業は、地域の自主的な介護予防活動を推進するものとして実施されてきた。同事業は、地域活動に携わっているリーダーについて介護支援の知識や技術を地域で提供できるよう育成し、地域に根差した活動ができるよう支援するものである。同事業による介護予防普及講座・介護予防普及フォローアップ講座を受講した者は、介護予防サポーターとして地域の互助的な介護予防活動を牽引する役目が期待されるが、横手市では、介護予防サポーターの登録者数が 60 名と少なく、更に、そのうち実際に活動していると見られるのは 10 名程度に留まっていることが問題となっている¹²¹。

提言 1（通いの場の推進拠点の創設）と同様に、本提言においても、行政機関としての市はあくまで地域住民の自主的活動の支援に徹することとなるが、具体的には、住民への研修の実施・活動のインセンティブ付与・事業の広報の 3 つの側面において注力をする。

(c) 提言の具体的内容

(ア) 住民への新たな研修の実施

まず、住民への研修といった側面について検討するにあたっては、他市における先進的事例として、仙台市の「介護予防自主グループ支援事業」を参照した¹²²。同事業は、その枠組みは横手市の地域介護予防活動支援事業と同様であると見られるが、地域活動のリーダー（以下、いずれの事業においても「サポーター」と言う。）を育成するための研修の種類が豊富である点で、横手市のそれとは差異があると考えられる。横手市の場合には、サポーターを養成するための研修として「介護予防普及フォローアップ講座」を実施している。一方、仙台市の場合、これに類する研修として「新規サポーター研修」を実施しているが、これに加

¹²¹ 横手市ヒアリング調査（11月19日）

¹²² 以降、仙台市の介護予防自主グループ支援事業に関する情報は、特に断りのない限り同市へのヒアリング調査（11月6日）において聴取したものである。

えて、更に「追加サポーター研修」「スキルアップ研修」という2種類の研修についても実施しているのである。追加サポーター研修とは、より多くのサポーターを養成するために、追加的に行う研修のことである。主に、「準サポーター」（介護予防自主グループにおいて、介護予防運動サポーター養成研修は受講していないが、サポーターと一緒にグループの企画運営を行っている者）や、今後新規に立ち上げを予定している地域でのサポーターとしての活動を予定している地域住民を対象としている。また、スキルアップ研修とは、既に活動を行っているサポーターが継続して自主グループを企画・運営できるよう支援するため、必要な運動知識等を提供するものである。

横手市においても、この仙台市の例を参考として、研修の種類について拡充の余地があると考えられる。特に、既に活動を開始しているサポーターの活動を支援するための研修は横手市では未だ類を見ないものであり、新たにこれを創設することは有用であると考えられる。厚生労働省の地域共生社会推進検討会は、今後の対人支援におけるアプローチとして、「具体的な課題解決を目的とするアプローチ」と「つながり続けることを目的とするアプローチ」が支援の両輪として掲げている¹²³。既に活動を開始しているサポーターについても継続的に支援を行う取組は、以上のうち後者に該当するものとしての役割を期待することが出来るであろう。本提言においても、上述したような活動支援のための研修の実施に加えて、定期的に各介護予防自主グループの活動状況の報告を求めたり、活動において課題を抱えている介護予防自主グループへの助言を行ったりする役割を担う職員を配置することが望ましいと考える。

(イ) 活動のインセンティブ付与

横手市は、新たなサポーターの養成に努めると同時に、自主的な介護予防活動についてインセンティブを付与し、活動を促進する役割を担う。

市が住民に対して付与し得るインセンティブには多様な種類があると考えられるが、第一には、金銭的なものが挙げられる。石巻市健康部ヒアリング調査（11月12日）では、住民の自主的活動に対してどのようなインセンティブを付与し得るかとの質問を行ったところ、やはり、金銭的なインセンティブを付与することが活動の推進において効果があるとの回答が得られている。

加えて、石巻市健康部ヒアリング調査（11月12日）において特に意義深い回答として、石巻市は、スポーツ大会を始めとした各種イベントを開催、あるいは住民と共催し、住民の互助的活動を「盛り上げる」ことで、活動へのインセンティブを付与することが出来ると考えているという。また、特定非営利活動法人ホームひなたぼっこヒアリング調査（10月27日）においても、まずは単純な楽しみを求めてイベントに参加することが、地域への参画・

¹²³ 地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会「資料1 事務局提出資料（新たな福祉政策のアプローチ（案）について）」2頁（2020年5月28日）

（<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000514235.pdf> 2021年1月12日最終閲覧）

貢献のきっかけとなっているとの回答が得られている。本提言においても、介護予防サポーターや介護予防グループへの参加者を対象に、グループ間で対抗をするスポーツ大会や、茶話会、食事会等¹²⁴のイベントの開催により、参画のインセンティブを付与することが必要であると考ええる。

また、横手市においては、「認知症サポーター養成講座」により、認知症に関する正しい知識を深め、偏見を持たずに認知症の人やその家族を見守ることができる地域住民の養成に努めてきた。同市の精力的な活動により、市には既に多数の認知症サポーターが存在している¹²⁵が、横手市市民福祉部ヒアリング調査（6月23日）では、これらの人に対して未だ具体的な役割は付与されていないことが市の課題となっていると回答があった。介護の知識等において素地があると思われる認知症サポーターに対して、以上で述べたように複合的な研修を実施し、本提言における新たなサポーターとしての役割を担うよう働きかけることは、この課題の解決に寄与するという点と、本提言における活動の担い手を確保するという点の2点において有効であると考ええる。

（ウ）事業の広報

本提言では、住民同士の自主的活動を支援するための市の役割の一つとして、事業について広報活動を行うことが挙げられると考えている。ここで、横手市は重度認定者の割合が大きいことが地域包括ケア「見える化」システムの分析により明らかとなっていることに留意したい。また、これに関連して、上述のとおり「介護予防事業の認定度が不十分」が課題化していることも判明しており、本事業を含めて、事業の広報のあり方については他市の状況を参考にした上で慎重に検討をする必要があると考えられる。

仙台市健康福祉部ヒアリング調査（11月6日）、石巻市健康部ヒアリング調査（11月12日）において、介護予防やその他の高齢者介護・福祉に関する事業の広報について尋ねたところ、「広報誌」「地域ケア会議」「窓口配布」「訪問」等を活用して行われているとの回答が得られた。また、特定非営利活動法人ホームひなたぼっこヒアリング調査（10月27日）では、「ケアマネージャー」「地域包括支援センター」から利用をしたいと考えている高齢者が斡旋されてくるといふことが多いと明らかになった。まずは、当然に、これらの主体とも連携をして事業の広報活動に注力していく必要がある。

加えて、盛岡市保健福祉部ヒアリング調査（11月9日回答）では、事業の広報において、

¹²⁴ ここで例示したイベントは、すべて他市へのヒアリング調査において明らかとなったものについて参考にした。スポーツ大会については石巻市ヒアリング調査（11月12日）により、茶話会および食事会については仙台市ヒアリング調査（11月6日）により聴取したものである。

¹²⁵ 横手市ヒアリング調査（6月23日）により次のとおり確認した。同市が養成したサポーターの数は既に1万人を超えているというが、「認知症のひとにやさしい地域づくり」を目指し、一人でも多くの市民に認知症を正しく理解してもらい、まちぐるみで認知症高齢者をささえていく必要があると考えていることから、今後も受講者数は増やしていく予定であるという。

生活支援体制整備事業におけるエリアマネージャーの活動と連携をすることが肝要であるとの回答が得られている。横手市においても、エリアマネージャー・第2層協議体との連携により広報の裾野を広げることが出来る可能性がある。そしてこの点は、本提言と先の提言1を接続し得る部分ともなり得るであろう。通いの場は、高齢者が日常的に共同の活動を営むことのできる場所・団体のことを指すものと定義したが、これは当然に本提言において推進する介護予防自主グループについても包摂するものである。自主的な介護予防グループについてもまた地域の『お宝』の一つであるとして通いの場マップに掲載し、地域内へ周知することが望ましいと考える。

(d) 期待される効果

本提言により得られる効果として、第1には、提言1と同様に、全地域に共通する問題である「通いの場の不足」の解消に奏功することが考えられる。

仙台市における介護予防自主グループでは、その波及効果として、「高齢者の閉じこもり予防効果」、「介護予防の更なる啓発効果」、「地域における交流機会の創出効果」の3点が得られるとしている¹²⁶。仙台市の介護予防自主グループを参考とした本提言を実施することにより、以上の課題の解消に寄与することに加えて、高齢者の閉じこもりの予防と、介護予防についても効果が期待できると考える。

¹²⁶ 仙台市「仙台市介護予防・地域包括ケア構築事業報告書（概要版）」2頁

(<http://www.city.sendai.jp/kaigo-suishin/kurashi/kenkotofukushi/korenokata/kaigoyobo/torikumi/documents/keakouchiku-gaiyou.pdf>
2020年11月21日最終閲覧)

③提言3：認知症カフェの量的・質的な拡充

(a) 主たる対象について

高齢者介護・福祉分野における最後の提言として「認知症カフェの量的・質的な拡充」を掲げるが、この主たる対象は、認知症患者である。

(b) 提言の方向性

上述したとおり、認知症カフェの設置は第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画において「認知症総合支援事業」の一環として行うものとして位置付けられている。現在のところ、横手市内では2カ所において開催されている。

しかしながら、認知症カフェの設置状況について他市を比較したところ、横手市はやや後手に回っているとの印象を否めないのである。例えば、人口や高齢化率に大きな乖離が認められない石巻市（2020年3月末日時点での石巻市の老年人口は46,821人であり¹²⁷、横手市の33,638人¹²⁸を上回る。）においては、既に8カ所の認知症カフェが存在している。また、仙台市においては、横手市とは人口規模等において差異はあるものの、後述するとおり多数かつ多様な認知症カフェの設置が完了しているのである。通いの場が不足しているという上記課題や、またこのような他市との実績の違いと照らしても、横手市における潜在的な認知症カフェの需要は高い水準にあると考えられ、この拡充を行うことが市にとって急務であると考えられる。

また、詳細は後述するが、仙台市における認知症カフェに係る取組を参照し、横手市におけるそれと比較をした結果から、認知症カフェの実施形態についても大いに検討の余地があると考えた。

以上から、認知症カフェの拡充にあたっては、量的・質的側面のいずれにおいても提言を行うことが適切であると判断した。

(c) 提言の具体的内容

(ア) 量的側面に関する提言

まずは、横手市における認知症カフェの量的側面、すなわち、その設置数が少ない点に着目し、検討を行う。上述のとおり、横手市では通いの場の確保が課題化しており、また他市の状況と比較をしても、市内における潜在的な需要は高いと思われるが、市内では、現状、認知症カフェは2カ所が存在しているのみである。そこで、まずは、認知症カフェについて、日常生活圏域ごとに1つずつ、計8カ所にまで増設することを提言する。提言2と同様に、

¹²⁷ 石巻市「石巻市の高齢化率について」

(<https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10401000/700/20160202162758.html>)

2020年11月23日最終閲覧)

¹²⁸ 横手市「横手市の人口（令和2年度）」

(<https://www.city.yokote.lg.jp/somu/page000084.html> 2021年1月19日最終閲覧)

市は、ケアマネージャー、地域包括支援センター、エリアマネージャー等との連携のうえ、広報誌、地域ケア会議、窓口配布、訪問等を活用して、各地域住民に対する広報活動を行っていく。

(イ) 質的側面に関する提言

次に、横手市における認知症カフェの質的側面について着目をする。これについては、認知症カフェの設置に注力していると見られる仙台市の取組を参照した。仙台市では、認知症カフェについて「認知症カフェタイプ」「家族交流会タイプ」「ご本人中心のタイプ」の3つに分類している¹²⁹。そのうち、「認知症カフェタイプ」にあたる認知症カフェは、その参加者について、認知症の人やその家族のみに限定をせず、地域住民や専門職等、認知症に関心のある誰もが参加できることを目指すものである。石巻市における認知症カフェについてもこれと同様の形態を採っており、このタイプこそ認知症カフェの基幹的役割を担うものと言うことが出来るであろう。また、石巻市健康部ヒアリング調査（11月12日）においては、「認知症罹患者本人やその家族はともかく、地域住民や医療介護の専門職等の方が認知症カフェに通うことは、難しいのではないか。」との質問を行った。その回答は、「やはり、認知症カフェにおいては、まずは本人やその家族の来場が多いように思われる。認知症カフェは地域住民や専門職等との連携や情報交換を目的として行うことが望ましいと思うが、まずは本人たちの来場から始まっていくことが適切だと思う。」というものだった。この回答を踏まえると、第一義的には本人とその家族を対象とし、その上で、徐々に来場者の裾野を広げていく方針が適切と考えられる。石巻市からは、「認知症サポーター養成講座をやっているので、そのような（認知症サポーターの）人にも協力して欲しいと思っている。」との回答が得られており、横手市においても既に多数の認知症サポーターが存在していることから、これを活用することは有用な手段となり得ると考える。また、専門職等とはともかくとして、認知症サポーターや地域住民等の参画を求めるためには、提言2と同様に、市が認知症カフェにおける多種のイベントを企画し、純粋な楽しさを提供することが肝要であると考えられる。

上述の仙台市による認知症カフェの3つのタイプのうち、家族交流会タイプに該当する形態のものは、横手市においては未だ例が見られないものであると考える。このタイプの認知症カフェは、認知症罹患者本人ではなく、その家族たちが参加をし、介護に関する情報交換を行ったり、不満を言い合ったりする場であり、介護者の負担を軽減するという点において機能しているという。特定非営利活動法人ホームひなたぼっこヒアリング調査（10月27日）においても、普段高齢者等の介護をしている家族が悩みや不安な気持ちを話し共有する場所としての「あまやどりサロン」というサロンが有用に機能しているとの回答があり、その必要性を支持する結果が得られた。横手市の介護保険に関する特徴の一つに重度認定者の

¹²⁹ 仙台市「認知症カフェ・家族交流会の開催情報」(<http://www.city.sendai.jp/kaigo-suishin/kurashi/kenkotofukushi/korenokata/ninchisho/torikumi/kaisai.html> 2021年1月20日閲覧)

数が多いというものが挙げられることから、同市においても介護者の負担は過大となっていることは想像に難くなく、いわゆるピアサポートの観点から、以上に類する形態の認知症カフェを市内に創設することが、一見すると望ましいように思える。

しかし、横手市市民福祉部ヒアリング調査（11月19日）によれば、市社協の自主事業として実施されている「家族介護者交流事業¹³⁰」は、かつては要介護者の家族等、対象を介護者に限定していたが、2018年度からはこの限定をすべて撤廃し、地域の誰でもが気軽に立ち寄ることの出来る場所として運用することにしたという。それ以降、同事業は、子どもから高齢者まで幅広い年代の市民が交流できる場となり、家族介護者にとっても心の支えとなる良い機会となるとして好評であるという。

加えて、2021年4月1日からは、介護保険法の改正法が施行される予定である。この改正では、認知症に関する施策の総合的な推進について記載されている介護保険法第5条の2において、新たに「(国及び地方公共団体は、) 認知症である者が地域社会において尊厳を保持しつつ他の人々と共生することができるように努めなければならない」との規定が置かれることとなるのである。

以上のような横手市の実態や法制の動向を勘案すれば、同市においては、家族交流型タイプの認知症カフェよりもむしろ、認知症カフェタイプのものこそが適合性が高いと考えられるのである¹³¹。

(d) 期待される効果

本提言により得られる効果として、まずは、提言1および提言2と同様に、全地域に共通する問題である「通いの場の不足」の解消・緩和に奏功することが挙げられる。

加えて、上述したような形態の認知症カフェの拡充は、上述した横手市ヒアリング調査（11月19日）の結果から、本人のみならず、その介護者の負担も軽減できるといった効果ももたらすものであると考えている。

¹³⁰ 介護者の日頃の介護疲れを癒すために、年に1回交流会を開催する事業。その対象は、「横手市に住所を有し、介護保険の要介護認定で、要介護4、5と認定された高齢者等を在宅で介護している家族」である。詳細は以下のとおり。

横手市「家族介護支援事業」(<https://www.city.yokote.lg.jp/korei/page100125.html> 2021年1月20日最終閲覧)

¹³¹ 加えて、横手市ヒアリング調査（11月19日）では、「(介護者のうち、) 真に(支援を)必要としている方への支援は充足しているものと考えられます。」との回答が得られている。また、「価値観やライフスタイルの多様化により、在宅介護の担い手の心理的・経済的負担が増大傾向にある可能性は考えられますが、実際のところは把握しておりません。」とも聴取されている。これらについても、横手市において認知症カフェタイプの形態が妥当することを示唆する証左たり得るものであろう。

④残された課題

以上のとおり3つの提言を行ったが、これらはいずれも、住民の主体的な活動に期待をす
るといった点において共通しているものである。しかし、そのインセンティブを与える方法
が十分に検討されているかという点については疑問の余地があり、これこそが3つの提言
に残された本質的な課題であると認めざるを得ない。

自主的な介護予防活動の推進にあたっては、それを支援するための市の役割の一つとし
て住民へのインセンティブ付与を挙げることができ、その具体的な手段としては各種イベ
ントの開催といったものが考えられると上述した。これは残る2つの提言についても同様
のことが該当するが、やはり、これだけを以て十分な住民の参画を見込むことは出来ない
ということを認めざるを得ない。地域共生社会の実現に向けて、横手市、延いては基礎自治体
においては、住民へのインセンティブ付与の方法を模索するための不断の努力が求められ
ると考える。

⑤小括

高齢者介護福祉分野においては、高齢者についてその身体・認知的状態に応じて3つの属
性に分類をした上で、それぞれに対応する形で3つの提言を行った。これらの提言の主たる
対象や得られる効果等について整理すると、表3-4のとおりとなる。

表3-4：高齢者介護福祉分野における提言の整理

提言	主たる対象	地域共生社会 との関係	得られる効果
提言1： 通いの場の拠点の創設	高齢者一般	地域づくりに向けた支援	・課題の解消・緩和 ・介護予防 ・公的サービスへの接続
提言2： 自主的な介護予防活動 の推進	要介護状態 にない人	地域づくりに向けた支援	・課題の解消・緩和 ・介護予防 ・閉じこもり予防
提言3： 認知症カフェの量的・ 質的な拡充	認知症罹患者	地域づくりに向けた支援	・課題の解消・緩和 ・介護者の負担の軽減

出典：WSB作成

(2) 障がい者福祉分野における提言

①提言1：総合相談窓口の設置及びチューター制の導入

(a) 提言の方向性

第2章第2節3. で述べたように、横手市は、障がいに関する相談を地域生活支援センターのぞみ、秋田県社会福祉事業団阿桜園、横手市社会福祉協議会の3法人に委託している。しかし、その相談窓口の施設状況や実績等についてみると、分野ごとに偏りがあり、総合的な相談窓口が設置されているとは言い難いと考えられる。

こうした状況においては、障がい者が相談窓口を利用する際は相談内容に応じて異なる窓口へ足を運ぶことになり、悩みを有していても、手続きが煩雑であることを考えて結局、相談窓口を訪れなくなり、その結果、適切な支援に繋がらない可能性が生ずることが考えられる。

こうした課題への対応として、障がい者にとって、どのような悩みであっても一括して相談に応じる総合的な相談窓口を設置することにより、障がい者は異なる窓口へ足を運ぶ必要性がなくなり、障がい者の負担を軽減することができる。加えて、こうした相談窓口において、障がい者1人ひとりに担当者を設定することによって、障がい者が「信頼できる人」が窓口へ配置されることとなり、些細な悩みでも相談できるようになる可能性がある。と考える。

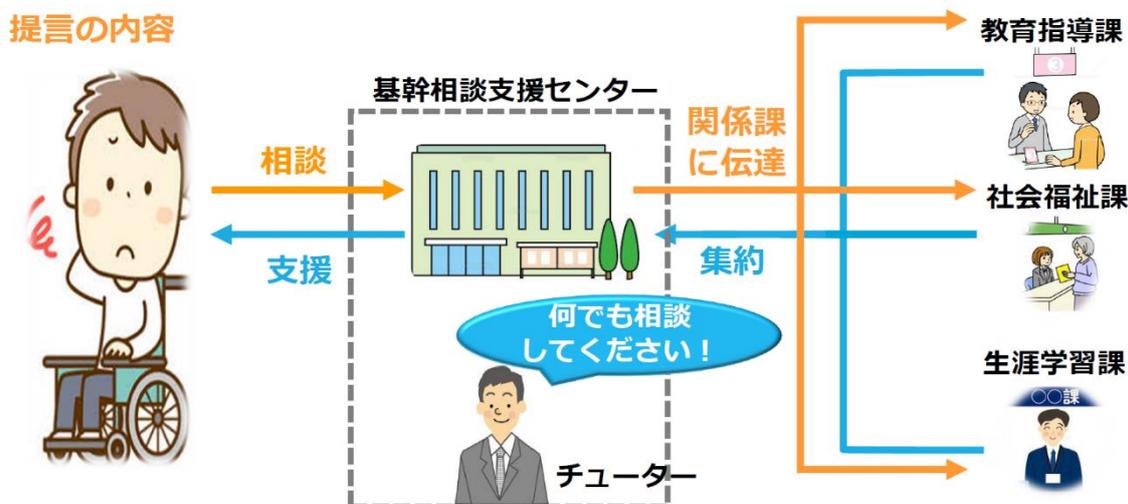
(b) 提言の具体的内容

分野を問わない総合的な相談をすることのできる窓口を設置し、チューター制を導入することを提言する。

図3-9のとおり、障がい者は基幹相談支援センターのチューターに悩みを相談し、相談の内容に応じてチューターが関係課や施設等にそれを伝達した後、伝達した相談内容に対する支援等をチューターが集約して、障がい者にその内容を伝えるという相談フローを想定している。このような一連の相談フローによって、第2章第2節3. で述べた、相談の内容ごとに異なる窓口を訪問する手続きの煩雑さという課題を解決することにつながると考えられる。また、チューターが障がい者の「信頼できる人」となることで、障がい者も相談窓口へ足を運びやすくなる。と考えられる。

また、この提言は、市が2023年度までに市内1か所に設置することとしている基幹相談支援センターの機能の一部を拡充するものである。具体的な設置場所については、現段階においては、市役所の本庁舎を想定しているが、現行の相談支援事業が3法人に委託されていると同様に、民間に委託することも考えられる。

図3-9 提言のイメージ図



(c)期待される効果

横手市にとっては、障がい者を適切な支援につなげられることが期待される。障がい者にとっては、相談しやすい窓口が設置されること、信頼できる人が配置されることが期待される。障がい者の家族にとっては、頼ることのできる存在ができること、障がい者の家族特有の悩みを相談しやすくなることが効果として期待される。

(d) 残された課題

分野横断的な提言の提言3(2.(3))で述べた地域局市民サービス課の相談窓口と本提言における基幹相談支援センターの総合的な相談窓口の共同運用も考えられる。地域局市民サービス課の窓口は障がい者以外の人々も対象とする一方、基幹相談支援センターは障がい者のみを対象とするものであることや、それぞれの相談窓口を所掌する課が現状では異なることが想定されるが、これら双方の窓口を共同運用することができれば、障がい者の相談を適切な支援により迅速に繋げられる可能性もあると考える。

②提言2：Y²ぶらぎを活用した障がいに関するイベントの定期的な開催

(a) 提言の方向性

第2章第2節3. で述べたように、横手市は小中高等学校等の要請に応じて、車椅子体験や視覚障がい体験、聴覚障がい体験等の出前講座を実施することで障がいの理解促進を図っている。またその他にも、横手市社会福祉協議会や一般社団法人秋田県障害者スポーツ協会と連携を行い、スポーツ交流を通して障がいの理解促進を行っている。しかし、市が実施したアンケート調査（図2-3及び2-4）によると、約4割の人々が障がいに対する差別や嫌な思いを感じており、障がいに対する理解が進んでいると感じる人が少ないのが現状である。障がいに対する理解促進には、より多くの人に障がいを身近に感じてもらえるようにすることが重要であり、そのためには、障がいに関するイベントの開催をより一層推進していく必要があると考える。

(b) 提言の具体的内容

Y²ぶらぎを活用して地元の農家や商店街と協力し、又は障がい者の生産した農作物を利用した朝市や夕市の開催、障がい者が生産した工芸品をバザーや福祉フェアを通して販売する等の各種イベントを定期的を開催することを提言する。

Y²ぶらぎを活用することで、高齢者、子ども子育て世代、学生等の多様な人々を巻き込んでイベントを開催することができる。また、朝市や夕市等のイベントは申し込み制ではないため、福祉に関心の薄い人も参加しやすく、定期的を開催することで、障がいを感じる頻度を増やすことができると考えられる。

(c) 期待される効果

Y²ぶらぎにおいて朝市（夕市）、バザー及び福祉フェア等のイベントを定期的を開催することにより、障がい者（児）と多様な主体（学生や主婦、高齢者や子ども子育て世代等）が交流する場を設けることができる。また、それらのイベントを定期的を開催することにより、障がいを日常生活において身近に感じることができ、現在より更に障がいの理解を促進することができると考えている。

(d) 残された課題

上述したように、障がいの理解促進のためのイベントをY²ぶらぎのような多様な主体が集まる場所において開催したとしても、それに参加するインセンティブがなければ、障がい者以外の人々は参加しないものと考えられるが、そうしたインセンティブの具体的な措置については残された課題である。また、イベントの実施主体についても人的資源の観点から、横手市がイベントの調整や実施を行うことが可能なのかという点も含めて今後の検討課題であると考えている。

(3) 子ども・子育て支援分野における提言

①提言1：保育の周辺人材の活用

(a) 提言の方向性

第2章第2節4. で述べたように、保育人材が不足しているとはいえ、直ちに保育士を増やすことは難しい。また増員したとしても、少子化が進む中で保育園の規模や数を縮小することになった場合、保育士が継続して働くことが困難になるおそれがある。

このため、保育人材の不足という課題に対しては、保育士の増員ではなく、周辺人材を活用し、現在働いている保育士の負担を減らす方向が望ましいと考える。本提言は、公定価格の加算の現状に着目し、周辺人材確保のための補助について検討したものである。

(b) 提言の具体的内容

本提言では、「保育周辺人材活用促進事業」という名称で、非専門的業務に従事することで保育士を援助する周辺人材を念頭に、短時間勤務者の人件費に相当する額を保育園に対して補助する。第2章第2節4. で述べた通り、現在、横手市において活用されている高齢者等活躍促進加算では勤務時間が年間400時間以上の非常勤職員、保育補助者雇上強化事業では一日6時間の短時間勤務者が対象とされているが、本提言における短時間勤務とは、例えば13時から16時、午睡の時間から保護者が迎えに来るまでの時間など、1日3時間から4時間程度を想定している。また、高齢者等活躍促進加算の申請は年単位で行うこととされているが、この補助は、月単位で申込みを行うこととする。こうすることで、突発的な人材不足にも対応できるようにする。

また、当該事業では、高齢者やひとり親家庭などに対し、短時間勤務ができることを周知する。市民全体に向けては横手市ホームページや広報紙を使った呼びかけを行ったり、高齢者に対してはハローワークやシルバー人材センターを利用して情報提供したり、ひとり親家庭の父母や寡婦に向けては子育て支援サイトに求人掲載したりと、対象者ごとに異なるアプローチをとる。

周辺業務の内容は、高齢者等活躍促進加算で想定されている掃除や洗濯業務、また、昨今の新型コロナウイルス感染対策の観点から消毒を行うことなどを想定している。これらは、必ずしも保育の専門的知識を必要とせず、比較的従事しやすいと考えられる。

(c) 期待される効果

保育園が得る効果として、保育士の負担が軽減され、それに伴って、保育士が保護者とのやり取りや自身の勉強に時間をかけられるようになり、保育の質が向上する。同様に、横手市が得る効果として、保育士の負担が減ることで、市全体の保育の質が向上することにつながる。また、従来の加算に加えて保育園が受けられる補助の選択肢が増えるため、保育園の実情に応じて適切な支援を受けられるようになる。更に、保育園に高齢者やひとり親など多様な人が関わることで保育園にとっては高齢者等と子どもの触れ合いによる教育効果が生

まれ、地域住民にとっては潜在的人材の雇用の受け皿になる。

(d) 残された課題

周辺人材の活用に当たっては、量の確保だけでなく質の向上も推進していく必要がある。専門的知識を必要としない業務を担うとはいえ、保育施設内にいる間は、子どもと関わり合う場面が出てくるのが想定される。そのため、保育園の運営方針への理解や、子どもとの関わり方など保育に関する基礎知識を習得できるような研修や説明会を行うことを検討する必要がある。

②提言 2：保育園で働く看護師確保に係る学校や関係機関との協働

(a) 提言の方向性

第2章第2節4. で述べたように、横手市においては、病児保育のうち体調不良児対応型保育の利用者が増加傾向にある一方で、看護師を確保できないために、体調不良児対応型保育を行えない保育園があることが判明した。そこで、本提言では、横手市における病児保育のニーズが高まる中で、看護師の保育園勤務を推進し、体調不良児対応型保育の拡大を図る。以下、ターゲットの状況とそれに応じた方法を説明する。

(b) 提言の具体的内容

保育園勤務を促す看護師のターゲットとしては、看護師資格を取得する予定の学生、および病院等で看護師として勤務経験のある転職希望者が考えられる。

看護師資格を取得する予定の学生については、保育園で働けることを知らない場合がほとんどであるため、周知を図る必要がある。具体的には、大学や専門学校を通じて、チラシ配布やポスターによる呼びかけを行う。また、学校で行われる就職説明会に、保育園関係者が参加し説明を行う。更に、希望する学生については、保育の知識や技術を習得できるように、横手市内の保育施設や児童センターを用いて実習ができるように調整する。

病院等で看護師として勤務経験のある転職希望者については、看護の知識を生かした仕事ができることをアピールしながら、秋田県看護協会の再就職支援事業¹³²と連携して様々な支援を行い、保育園勤務を推進することが望ましい。具体的には、保育園への再就職に関する説明会を行ったり、働く上での不安を軽減するために、保育施設や児童センターなど既存資源を活用して研修を行ったりする。看護のノウハウは持っていないが、保育のノウハウは持っていないことが想定されるため、転職前の丁寧な説明・研修により、スムーズな就労移行が実現するように調整する必要がある。

また、保育園には複数の保育士が勤務しているが、看護師は基本的に一人で働くことが想定される。そこで、横手市が主体となり、Y²ぶらざや保健センターを活用し、保育園で働く看護師が集まる場を設置する。看護師が集まり、仕事上の悩みや業務の進め方などを相談しあえるようにし、看護師同士のつながりが形成されるようにコーディネートする。

(c) 期待される効果

横手市においては、保育園で働く看護師の確保により、市内における病児保育サービスが確保され、保護者のニーズを満たすことができる。保育園においても、看護師確保により、

¹³² 看護師の再就職について、ナースセンター部にて看護職を必要としている施設とのマッチングを行い、復職を支援している。

秋田県看護協会 ナースセンター 「【重要】看護職の方で現在、就業していない方へ（復職のお願い）」
(2020年4月10日)

(<http://akita-kango.or.jp/nurses-center/id144.php> 2021年1月20日最終閲覧)

体調不良児対応型保育を行いたいと考えている保育園でサービスを始めることができる。学生や転職希望者など看護資格を持っている人については、保育園で働くという将来の選択肢が増えたり、看護のノウハウを生かした仕事ができたりするという効果がある。また就職前後のフォローを行うことで、看護師が安心して保育園で働ける環境が実現する。

(d) 残された課題

看護学部の学生へのヒアリングより、看護師資格を取得する学生の多くは、病院勤務を念頭に置いており、その理由として給料が高い点が挙げられることが分かった。石巻市ヒアリング調査（11月12日）や戸田市ヒアリング調査（11月4日）などから、様々な自治体で、保育士のなり手を増やすために給与面や住宅補助などの待遇改善が行われていることが判明しており、同様に保育園に勤務する看護師についても給与や働き方などの待遇改善が求められる。

③提言3：放課後児童クラブにおける公共施設の活用

(a) 提言の方向性

本提言は、放課後児童クラブのニーズを満たすために、公共施設を用いて場所の確保を図るものである。第2章第2節4. で述べたように、横手市における放課後児童クラブの利用者は増加傾向にあり、定員を増やして対応する小学校区も存在する。しかし、放課後児童クラブの設置要件では、子ども1人当たりに対して確保しなければならないスペースが規定されており¹³³、利用希望が多いとしても、拡大できる定員には上限がある。横手市市民福祉部ヒアリング調査（11月19日）では、小学校の空き教室を使うことが簡便な解決策であるが、現状では適切な空き教室を確保できていないとの回答が得られた。そこで、小学校ではなく公共施設に着目し、場所の整備を行う。

(b) 提言の具体的内容

本提言では、小学校の空き教室を使用できない学区において、公民館などの公共施設を利用して、放課後児童クラブ事業を行う。場所の面積や必要な設備については、「横手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に則って整備するものとする。本条例において、面積については、児童1人につき概ね1.65㎡以上を確保することとされているため、既存の公共施設を大きく改修せず使うことを考慮すると、1つの施設につき5～6名程度の定員を確保できると推測される。また、必要な設備とは、書籍や机、ロッカーといった物品や、生活の場として休養を取るスペースのことである。

また、公共施設を利用することで、当該施設を利用する高齢者との交流が生まれる。例えば、秋田弁でお茶をすることを「おちゃっこする」と言い、高齢者が公民館の和室などを利用して集まることがある。高齢者と学童の触れ合いは、学校の空き教室でなく公共施設という同じ空間を利用するからこそ生まれるものである。このような関わり合いを生かし、例えば高齢者に対して、ボランティアとして学童を見守ったり、一緒に遊んだりするように促すことが考えられる。

(c) 期待される効果

横手市においては、放課後児童クラブの場所が確保され、利用希望者を収容できるようになる。また、放課後児童クラブについては、高齢者がボランティアとして参加することにより、児童支援員の援助につながる。更に、多世代交流により、副次的な効果も期待できる。例えば、学童においては、高齢者と同じ場所で過ごすことにより、年上との関わり方を学ぶなど、教育効果が生まれると想定され、高齢者については、子どもとの触れ合いにより、心身の活性化や生きがいの創出につながる。

¹³³ 2014年4月30日厚生労働省令第63号

(d) 残された課題

今後は、児童支援員の確保についても手立てを講じる必要がある。「横手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」では、放課後児童クラブ1か所につき児童支援員を最低でも1人含む、2人以上の児童支援員・補助員を配置することとしている。そのため、場所が確保されても、支援員がいなければ学童を預かることはできない。横手市市民福祉部ヒアリング調査（11月19日）において、横手市では、2018年度より国の補助金を活用して、支援員の賃金改善を行うことで人員確保を図った結果、横手地域においては採用数が増加傾向にあるとの回答が得られた。今後は、新たな解決策を模索しつつ、現行の賃金改善がどの程度効果があるかを検証していく必要がある。

また、横手市市民福祉部ヒアリング調査（11月19日）において、放課後児童クラブの充足状況については旧市町村ごとに集計をとっており、横手市としては集計結果を「量の見込み」と「確保方策」としてまとめるだけであると説明があった。それぞれの場所の詳しい状況や定員から溢れた利用希望者の取扱い等については各地域に委ね、全市的な把握はしていないとのことだったため、それら情報についても横手市で把握することが望ましいと考える。

(4) 生活困窮者支援分野における提言

①提言1：ひきこもりサポーターの養成と派遣

(a) 提言の方向性

第2章第2節5. で述べたように、中高年のひきこもりは若年のひきこもりと比較して、ひきこもり状態が悪化しており、支援者の負担を軽減する必要がある。国では、ボランティアとしてひきこもり支援に携わる人材を「ひきこもりサポーター」として、その養成を推進している¹³⁴が、このようなサポーターが支援者の代わりに相談支援などを行うことで、支援者の負担の軽減が図られるものとする。また、充実した養成研修を行うことで、質の高い支援が可能となり、ひきこもりの状態も緩和できると考える。

以上の理由から、ひきこもりサポーターの養成と派遣を提言する。

(b) 提言の具体的内容

(ア) 提言の概要

本提言では、ひきこもりサポーターの養成と派遣を提言する。具体的には、国の「ひきこもり支援に携わる人材の養成研修・ひきこもりサポート事業」¹³⁵を活用して、横手市において、ひきこもりサポーターの養成と派遣を行い、支援者の代わりに相談支援を行う。

具体的には、図3-10のとおり、市は、ひきこもりサポーターの養成研修と派遣事業および広報活動を行う。また、元ひきこもりがひきこもりサポーターとして活動を行うピアサポーターは、ひきこもりの経験を共有することで、ひきこもりにリカバリーすることができるという実感を与えることができる¹³⁶。そのため、ピアサポーターを養成することは、ひきこもり状態の緩和に効果があると考えられるので、積極的に働きかける必要がある。

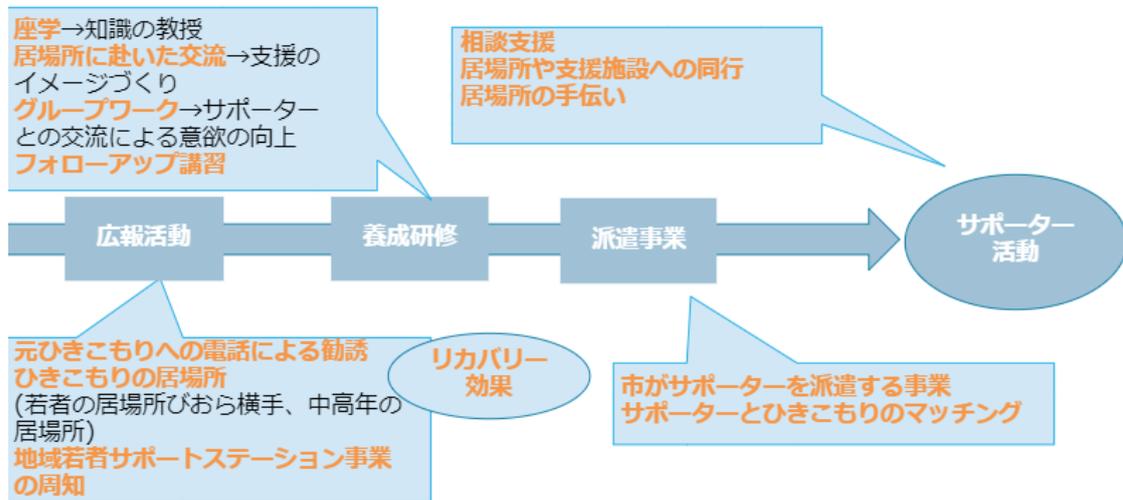
¹³⁴ 厚生労働省「ひきこもり支援推進事業」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html
2021年1月4日最終閲覧)

¹³⁵ 前掲注134)

¹³⁶ 総社市ひきこもり支援等検討委員会『ひきこもりサポーター養成テキスト』61頁（吉備人出版、2019年）

図3-10 提言のイメージ図



出典：WSB作成

(イ) 養成研修

ひきこもりサポーターの養成研修には、ひきこもり支援に関する知識を教授する座学は当然のこととして、知識と実際の支援の橋渡しのために、実際にひきこもり支援を体験する研修も必要と考える。この研修では、現在ひきこもり支援を行っている「若者の居場所 びおら横手」や、提言2の中高年のひきこもりの居場所などに実際に赴いてひきこもりの方と交流を行うことで、支援のイメージをつかんでもらうことを目的としている。その他、総社市においては、他の受講者や先輩サポーターと意見交換を行うグループワークを通じて、サポーター活動の意欲を高める取組を行っており¹³⁷、充実した養成研修の必要性の観点から、こうした取組も導入されるべきと考える。

養成研修を修了した者に対しても、フォローアップ講習を通して、活動を継続してもらえようように、支援を行うことが重要となる。総社市においては、他の居場所の見学研修、発達障害や対人支援の基礎等をフォローアップ講習として行っており¹³⁸、横手市においても、これらを参考にした講習の実施が求められる。

(ウ) 広報活動

国の事業では、ひきこもり本人や家族等への支援に関心をもつ人をサポーター養成研修の対象とする¹³⁹ため、横手市は、住民への広報活動を通して、サポーターのなり手としての住民の参加を促す。そのため、回覧板や市の広報誌で広く周知することとする。

特に、元ひきこもりは、ひきこもり経験の共有やひきこもりの悩みに寄り添った支援がで

¹³⁷ 前掲注136) 92頁

¹³⁸ 前掲注136) 92頁

¹³⁹ 前掲注134)

きることから、サポーターとして活用することが重要であると考えられるため、元ひきこもりへは電話などを通して直接サポーターとなってもらえるように働きかける必要がある。その上で、ひきこもりの居場所（若者の居場所びおら横手、提言2の中高年のひきこもりの居場所）や地域若者サポートステーションなど、ひきこもりの支援が行われている施設において広報活動を行うことで、将来的に社会復帰することが予想されるひきこもりに対して事業を周知することが可能となる。

(エ) サポーター派遣事業

ひきこもり本人とその家族の要請に基づいて、サポーターの派遣を行う。その際、限られたサポーターを効率的に派遣して、支援を効果的なものとするために、市はひきこもりとサポーターとのマッチングも行う。

(オ) サポーターの役割

ひきこもりサポーターの役割は、訪問支援や電話による相談などのひきこもりの相談支援や居場所の情報の提供、居場所をはじめとした支援施設への同行である。特にピアサポーターの場合は、ひきこもり経験を共有することで、ひきこもりにリカバリーすることができるという実感を与えることができるリカバリー効果が期待されるため、積極的な活用が必要となる。その点で、ひきこもりの居場所でイベントを開催することで、多くのひきこもりと経験の共有ができる。そのため、居場所におけるひきこもりとの交流も行う。

(b) 期待される効果

横手市にとっては、ひきこもりの状態が緩和することで、居場所などの次の段階の支援につなげやすくなる。ひきこもりにとっては社会へ一歩踏み出せる可能性が出てくる。民生委員などの支援者に対しては、負担が軽減する効果が期待できる。

(c) 残された課題

ひきこもりサポーターのなり手が集まらない場合は、インセンティブの付与も検討に入れる必要がある。その場合は、財源が必要となるため、どこから捻出するのかという課題も生まれる。また、ひきこもり状態の緩和についても、サポーターによる支援に加えて、更なる支援が必要と考えられる。

②提言 2：中高年のひきこもり居場所の創設

(a) 提言の方向性

第2章第2節5. で述べたとおり、横手市には、若者の居場所びおら横手というひきこもりの居場所があるが、主に若年のひきこもりを対象にしている。居場所では、就労に向かう一歩手前の支援として、家族や支援者以外の人との会話を通して、社会性を身に着けることで、就労へ結びつけることができる。これは、若年者だけでなく、中高年に対しても、コミュニケーション能力を養い、就労支援にスムーズに結びつけることが可能となるという点において有効である。

以上の理由から、中高年のひきこもりの居場所の創設を提言する。

(b) 提言の具体的内容

40代以上の中高年のひきこもりを対象にした居場所を横手市内に創設する。

実施主体は、情報共有などの面において、生活困窮者自立相談支援事業と連携できることが望ましいため、当該事業の委託先である横手市社会福祉協議会を想定している。

居場所の創設にあたって、常設と非常設のどちらの方式で設置するかが問題となるが、常設の場合、敷地の購入や維持費などのコストの面で多く費用がかかるため、財政面からは、非常設での運営が適切であると考えられる。その場合、居場所を開催する施設を検討する必要があるが、地域に身近なところであれば、来訪しやすい反面、人の目を気にしてしまう可能性もある。そのため、Y²ぶらざや、びおら横手の開催場所となっている「勤労者総合福祉センター サンサン横手」など、市内中心部にある施設での開催が適当と考えられる。

具体的な支援の内容については、仙台市で行われている中高年の居場所事業を参考にする¹⁴⁰。仙台市では、具体的なプログラムとして、ゆるやかな対人交流を目指したコミュニケーショントレーニングが行われている。中高年のひきこもり要因として、人間関係がうまくいかなかったことが挙げられている¹⁴¹ことから、対人関係の構築を可能とする支援は必要であると考えられる。その他、提言1のピアサポーターによるひきこもり経験共有等を通じた交流などのイベントも、リカバリー効果の観点から、開催されることが望ましい。費用は、参加者から徴収する。その点、生活に困窮しているひきこもりに対して、料金を徴収することにより、負担が増加する懸念がある。しかしながら、開催を予定しているY²ぶらざやサンサン横手では、非営利目的で利用される場合、研修室の使用料は1時間当たり

¹⁴⁰ 仙台市「中高年ひきこもり者向け居場所支援モデル事業 おれんじ・すべーすを開設します」

(https://www.city.sendai.jp/shogaihoken/kurashi/kenkotofukushi/kenkoiryo/documents/tyuukounenhiki_komoriibasyo.html 2021年1月17日最終閲覧)

¹⁴¹ 内閣府「生活状況に関する調査（平成30年度）」55頁（2019年3月）

(<https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/life/h30/pdf/s3.pdf> 2020年12月20日最終閲覧)

200 円から 300 円前後¹⁴² ¹⁴³であり、飲食代を含めても、全体の費用を按分することで、一人当たりの費用は数百円程度で済むものと考えられる。

開催頻度は、どの程度の人が集まるかについての予測が立たないため、適切かどうかは判断しかねるが、交通費や参加費の負担や非常設型として既存の施設を利用するため、他の施設利用者の利用を妨げないように、月に 2 回程度行われることが適当と考える。

(c) 期待される効果

横手市にとっては、中高年のひきこもりが就労支援に結び付ける前段階の状態となることにより、スムーズに就労支援につなげることができる。ひきこもり本人にとっては、悩みや不安の解消が可能となるとともに、社会性が向上すると考えられる。

(d) 残された課題

中高年のひきこもりの居場所を市内中心部に創設する場合、居場所までの交通手段をどのように確保するのかが課題となる。一方で、オンラインによる実施などの対応も考えられるが、生活困窮に陥っているひきこもりが、オンラインを可能とする機具を持ち合わせないことも想定される。その場合にはパソコンの貸与なども考えられるが、予算の問題もある。また、そもそも対面によらない支援の効果がどの程度あるのか不透明であり、オンラインによる実施を検討する場合には、こうした点を踏まえることが必要となる。

¹⁴² 横手市「サンサン横手」

(<https://www.city.yokote.lg.jp/joho/page000141.html> 2021 年 1 月 4 日最終閲覧)

¹⁴³ 横手市「横手市交流センター Y²ぶらざ」

(<https://www.city.yokote.lg.jp/joho/page000137.html#section3> 2021 年 1 月 4 日最終閲覧)

③提言 3：就労準備支援事業を用いたひきこもりの就労支援

(a) 提言の方向性

第2章第2節5. で述べたように、就労支援に関する国の委託事業として、秋田県南若者サポートステーションよこてがあるが、年齢が49歳までと制限されている。8050問題を念頭に置いたとき、就労支援の対象は中高年のより幅広い年齢に拡大する必要があるが、秋田県南若者サポートステーションよこてでは対象年齢が限られている。一方で、生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業は、対象年齢が制限されておらず、また、生活の自立、社会の自立、就労の自立の3点から就労に向けた支援を行うもの¹⁴⁴であるため、50代のひきこもりに対しても、当事者の状況に応じた支援を通じて、就労へつなげることが容易になると考えられる。また、家計改善支援事業と効率的かつ効果的に連携を行うことができれば、補助率が増加するメリットもある¹⁴⁵。

以上の理由から、就労準備支援事業を用いたひきこもりの就労支援を提言する。

(b) 提言の具体的内容

横手市では、就労準備支援事業の実施は計画されているものの¹⁴⁶、実施主体や支援メニューに関しては、白紙の状態である。そのため、実施主体と支援メニューを考案する。

まず、実施主体については、自立相談支援事業との連携の観点から、当該事業の委託先である横手市社会福祉協議会が望ましい。

次に具体的な支援メニューであるが、生活の自立、社会の自立、就労の自立の3点に分けて記述する。

生活の自立では、石巻市福祉部ヒアリング調査（11月12日）を参考に、朝食会などを開催することで、朝早く起きることを習慣づけて、生活習慣が整える取り組みが考えられる。また、中高年としての基礎体力を向上させるため、健康の駅横手を活用した体力づくりも行うことが望ましい。

社会の自立では、石巻市福祉部ヒアリング（11月12日）を参考に、あいさつ訓練を行うことが考えられる。加えて、横手に特有の課題である除雪作業などのお手伝いを通じた地域の住民との交流が考えられる。除雪作業のお手伝いは、支えられる側であったひきこもりが、お手伝いを通じて、支える側としての立場を経験することで、自己肯定感が向上することが見込まれるとともに、地域の人との交流により、コミュニケーション能力の向上も期待される。

就労の自立では、就労練習先が課題となる。その点で、茨木市では、生活困窮者を対象に

¹⁴⁴ 厚生労働省「2019年3月29日社援地発通知0329第9号厚生労働省社会擁護局地域福祉課長通知 就労準備支援事業の手引き（別添2）」15頁

（<https://www.mhlw.go.jp/content/000520648.pdf> 2020年12月19日最終閲覧）

¹⁴⁵ 生活困窮者自立相談支援法第15条第4項

¹⁴⁶ 前掲注50) 86頁

庁内職場実習を実施しており¹⁴⁷、これと同様に横手市が率先して公共施設の軽易な作業を紹介することで、働く体験の場を提供することが可能となる。横手市市民福祉部ヒアリング調査（11月19日）によれば、庁舎や公共施設の清掃活動や封筒詰めなどの作業が想定されるとの回答があり、このような作業を提供することが求められる。また、秋田県の実施するひきこもりに就労体験の場を提供する職親事業¹⁴⁸とも連携して、働く場を提供するとともに、秋田県南若者サポートステーションよこてとも情報共有を行うことにより、年齢制限によりひきこもりが制度の狭間に陥ることを防止する。

就労後は、豊中市の取り組みを参考に¹⁴⁹、定期的にOB会を実施することで、就労後のフォローも可能になると考えられる

(c) 期待される効果

横手市としては、8050問題の解決に結びつく。ひきこもりにとっても、一般就労に向けた準備が可能になるとともに、自分の状態に合わせた支援が受けられる。

(d) 残された課題

就労準備支援事業を通して、中高年のひきこもりに対して就労練習を行ったとしても、支援後にそのひきこもりを雇い入れる企業は多くないと推察される。そのため、企業を開拓する取り組みが課題になると考えられる。

また、横手市市民福祉部ヒアリング調査（11月19日）より、横手市社会福祉協議会に当該事業を委託するとした場合には、新たな人材確保と育成が必要との課題も示されている。

¹⁴⁷ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「就労準備支援事業の支援方法の把握と共有に関する検討会報告書」12頁（2019年3月）

（https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2019/04/koukai_190422_1.pdf 2021年1月4日最終閲覧）

¹⁴⁸ 秋田県「ひきこもりの方を支援していただける企業・事業所を募集します！」

（<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10991> 2021年1月20日最終閲覧）

¹⁴⁹ 豊中市社会福祉協議会「CSWと生活困窮者自立支援」13頁

（<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/18550/00156635/siryou1.pdf> 2021年1月4日最終閲覧）

④提言4：ひきこもりの家族会の創設

(a) 提言の方向性

ひきこもりの家族はひきこもりを抱えることで、負担や不安をかかえており、日頃の苦勞を軽減するためにも、同じ悩みを持つ家族どうしが身近な場所で不安や悩みを吐き出せるような場が必要となる。しかしながら、横手市内にはそうした場がなく、第2章第2節5.で述べたように、秋田県精神保健福祉センターで実施されている親の会（にじの会）に参加するには、秋田市内まで移動しなければならない。また、悩みを吐き出せる場所としてふらっとカフェはあるが、ひきこもりの悩みに特化していないため、より身近な地域で、ひきこもりの家族が集える場を創設することが必要である。

以上の理由から、ひきこもりの家族会の創設を提言する。

(b) 提言の具体的内容

ひきこもりの家族が悩みや不安を吐き出せる居場所であるひきこもりの家族会を横手市内で開催する。

開催場所は、Y²ぷらぎを予定している。その理由は、Y²ぷらぎには児童センターが付属している¹⁵⁰ことから、子供連れでも足が運びやすくなるためである。

支援の内容としては、堅苦しい雰囲気にならずにひきこもりに関する悩みを吐きだせるようにするため、お茶会や食事会の実施を想定している。また、その費用については、限られた財源の中で、利用者に負担を求めることで、財源を確保しやすくするため、利用者から徴収する。

開催頻度は、中高年のひきこもりの居場所と同様の理由であるが、既存の施設を利用するため、他の利用者の利用を妨げないように、月2回程度の実施とする。

(c) 期待される効果

ひきこもりの家族にとっては、同じ悩みや不安をもつひきこもりの家族との交流を通じて、悩みや不安の解消ができると考えられる。

(d) 残された課題

家族会で悩みや不安を吐き出せることで、ひきこもりの家族の負担を一定程度軽減することができると考えられるが、家族会だけでは不十分であり、ひきこもりの家族の支援も一層強化していく必要がある。また、開催場所については、市内中心部ではなく、身近な地域で開催することも当然考えられるが、その場合、どの程度人が集まるかが不明であるため、実施後の人数や出身地域などから人数に目途が立った場合は、公民館など身近な地域で開催する可能性もあると考えられる。

¹⁵⁰ 横手市「横手市児童センター」

(<https://www.city.yokote.lg.jp/koho/page000240.html> 2021年1月17日最終閲覧)

⑤各提言の関連性

これまで述べてきた提言1から提言4は密接に関連している。具体的には、ひきこもりサポーター（提言1）によって、ひきこもりの居場所（提言2）につなぐことが可能となる。居場所につないだひきこもりは、家族や支援者以外との会話を通して社会性を身に着け、就労準備支援事業（提言3）を通して、対象者の状態に応じた就労練習を行うことで、就労へと繋げて行く。

また、ひきこもりの家族会（提言4）を開催することで、普段の生活で不安や悩みのたまっているひきこもりの家族に対しても支援を行き届かせることができる。

このように、提言1から提言4の取組を連携させ、三位一体ならぬ「四位一体」の支援により、ひきこもりが無理なく社会復帰できるとともに、ひきこもりの家族のケアも可能になると考えられる。

4. 新型コロナウイルス感染症への対策

昨今、日本全国において新型コロナウイルス感染症が猛威を奮っている。秋田県においてもその例に漏れず、県や横手市は感染拡大の防止に努めているところである。しかし、以上で述べたような人と人の世代や分野を超えたつながりの拡充を目指す取組は、一見すれば、その感染拡大のリスクを高めるもののように思われる。特に、高齢者は罹患した場合に重症化する可能性が高いとの指摘が為されていることから、より一層これに留意する必要があるだろう。

そこで、先進事例の見られる他市へヒアリング調査を実施した際には、いわゆるコロナ禍における地域の互助的活動のあり方について質問を行うこととした。例えば、石巻市へのヒアリングにおいては、新型コロナウイルス感染症により一度中止していた活動を再開した際には、その再開を待ち望んでいたという利用者の声が散見され、そのニーズの高さを再確認したという。仙台市へのヒアリングにおいては、これらの活動には高齢者の身体・認知機能の低下を防止する等の役割があり、ウィズコロナ時代においても、工夫して継続をしていく必要があるとの回答が得られている。

横手市に対しても同様の質問を行ったところ、やはり、石巻市・仙台市と同様の回答が得られている。横手市では、2020年6月頃から互助的活動が一部再開されることとなったが、再開を待ち侘びていたという声が多く、その重要性を認識したという。横手市では、感染症対策として、施設利用者の名簿の提出を求める等、既に様々な取組を展開している。ウィズコロナ時代においても、高齢者からのニーズの高さに鑑みれば、本提言を始めとした地域活動は、感染防止に万全の対策を取ったうえで、可能な限りにおいて、今後も継続していくことが望ましいであろう。

石巻市健康部ヒアリング調査（11月12日）の結果から、同市では、国が示す感染防止のためのマニュアルをそれぞれの地域活動の場に適したものに改編し、配布する取組を行っていることが明らかになった。これはコロナ禍における地域の互助的活動を継続的に支援していく上で参考になるものであると考えている。

おわりに

本研究では、「地域包括ケアシステムの構築および地域共生社会の実現に向けた更なる取組の推進」をテーマに、人口減少・少子高齢化に直面している横手市をフィールドとして調査研究を行ってきた。地域包括ケアシステム、地域共生社会、高齢者介護・福祉、障がい者福祉、子ども・子育て支援、生活困窮者支援の6分野に分かれ、各分野の政策や現状を踏まえ問題点を明らかにし、それらへの解決策として提言をまとめた。これら各提言は、分野ごとに独立したものではなく、「相談・支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」のいずれかに結びつくものであり、地域包括ケアシステムの構築と地域共生社会の実現に向けた更なる取組の推進に寄与する可能性があると考えている。本提言が横手市における更なる取組の推進にあたっての参考となれば幸いである。

謝辞

本稿の執筆にあたっては、その主たるテーマである「地域包括ケアシステム」、「地域共生社会」に関わる多くの方からご指導やご助言、ご協力を頂戴した。

まず、横手市を始めとする多数の基礎自治体や、NPO 法人等の皆様からは、ヒアリング調査の依頼についてご快諾を頂けた。政策の実施に関する率直な意見を伺うことが出来たからこそ、実態に即した視座を保って研究を推し進められた。ここに深く感謝の意を表す。

そして、主担当教員である橋本敬史教授からは、社会福祉政策に関する実務経験に基づいて、政策の基礎知識やその立案の思考に關して的確なご指導を頂いた上、ヒアリング調査先との折衝といった事項についてもご助言を頂戴した。また、副担当教員の木村宗敬教授からは、地方行財政の制度設計や現場における業務の経験に基づき、地方公共団体を研究対象とする本研究において特に有益なご指導を頂くことが出来た。最後に、副担当教員の諸岡慧人准教授には、研究者教員として、法学の知識や論理的思考について熱心なご指導を頂戴し、ワークショップにおける議論を正しい方向へ導いていただいた。改めて御三方に対する御礼を申し上げ、本研究の謝辞と代えさせていただく。

参考文献

※脚注には示していないが、福祉政策の基礎知識を得るために参考としたものも含む。

【書籍】

- ・赤石千衣子『ひとり親家庭』（岩波新書、2014年）
- ・秋吉貴雄ほか『公共政策学の基礎（新版）』（有斐閣ブックス、2010年）
- ・伊藤周平『社会保障入門（シリーズ ケアを考える）』（ちくま新書、2018年）
- ・柏女霊峰『子ども・子育て支援制度を読み解く その全体像と今後の課題』（誠信書房、2015年）
- ・榊原智子『「孤独な育児」のない社会へー未来を拓く保育』（岩波新書、2019年）
- ・総社市ひきこもり支援等検討委員会『ひきこもりサポーター養成テキスト』（吉備人出版、2019年）
- ・筒井孝子『地域包括ケアシステムの深化』（中央法規出版、2019年）
- ・宮本太郎『共生保障<支えあい>の戦略』（岩波新書、2017年）
- ・椋野美智子ほか『はじめての社会保障（第14版）』（有斐閣アルマ、2017年）
- ・椋野美智子ほか『はじめての社会保障（第16版）』（有斐閣アルマ、2019年）
- ・山崎史郎『人口減少と社会保障（6版）』（中公新書、2019年）

【論文】

- ・石田路子「自治体における地域包括ケアシステムの構築」（城西国際大学福祉紀要第22巻第3号、2015年）
- ・二宮利治「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 平成26年度総括・分担研究報告書、2015年）
- ・沼尾波子「地域包括ケアシステム構築と行政の役割」（月刊福祉、2015年）
- ・畠山輝雄・中村努・宮澤仁「地域包括ケアシステムの圏域構造とローカル・ガバナンス」（E-Journal GEO13(2)486-510頁、2018年）

【報告書等】

- ・秋田県「地域医療構想」（2016年10月）
- ・秋田県「秋田県医療福祉計画」（2018年3月）
- ・秋田県「障害者計画」（2018年3月）
- ・秋田県「第7期介護保険事業支援計画 第8期老人福祉計画」（2018年3月）
- ・秋田県「医療介護総合確保促進法に基づく秋田県計画<令和元年度>」（2020年1月）

- ・秋田県「令和2年度健康福祉部の事業概要」(2020年4月)
- ・石巻市「第1期障害児福祉計画」(2018年3月)
- ・石巻市「第5期障害福祉計画」(2018年3月)
- ・閣議決定「ニッポン一億総活躍プラン」(2016年6月)
- ・厚生労働省「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部について」(2016年7月)
- ・厚生労働省「平成28年度版厚生労働省白書」
- ・厚生労働省「平成29年版厚生労働省白書」
- ・厚生労働省「平成30年版厚生労働省白書」
- ・厚生労働省「令和2年版厚生労働省白書」
- ・厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム等を活用した地域分析の手引き」
(2017年6月)
- ・厚生労働省「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」(2017年7月)
- ・厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来見通し(議論の素材)」(2018年5月)
- ・厚生労働省「『地域包括支援センターの設置運営について』の一部改正について」
(2018年5月)
- ・厚生労働省「介護人材対策について」(2018年12月)
- ・厚生労働省「2019(令和元)年人口動態統計」
- ・厚生労働省「介護人材確保に向けた取り組み」(2019年9月)
- ・厚生労働省「福祉・介護人材確保対策について」(2019年9月)
- ・厚生労働省「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会 取りまとめ」
(2019年12月)
- ・厚生労働省「令和3年度介護報酬改定に関する審議報告」(2020年12月)
- ・厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会
「資料1 事務局提出資料(新たな福祉政策のアプローチ(案)について)」(2020年5月)
- ・厚生労働省「第28回社会保障審議会(2019年2月1日) 資料2「今後の社会保障改革
について-2040年を見据えて-」
- ・厚生労働省「第1回医療政策研修会第1回地域医療構想アドバイザー会議(2019年6月
7日) 資料1「地域医療構想について」
- ・厚生労働省「平成29年国民生活基礎調査の概況」(2018年7月)
- ・厚生労働省「第79回社会保障審議会介護保険部会(2019年7月26日) 参考資料「介護
人材の確保・介護現場の革新」
- ・厚生労働省「第83回社会保障審議会介護保険部会(2019年10月9日) 参考資料1「地
域支援事業等の更なる推進」
- ・厚生労働省「第83回社会保障審議会介護保険部会(2019年10月9日) 参考資料2「介
護人材の確保・介護現場の革新」
- ・厚生労働省「第177回社会保障審議会介護給付費分科会(2020年6月1日) 資料3「令

和3年度介護報酬改定に向けて（地域包括ケアシステムの推進）」

- ・厚生労働省新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」（2015年）
- ・厚生労働省「2019年3月29日社援地発通知0329第9号厚生労働省社会擁護局地域福祉課長通知 就労準備支援事業の手引き（別添2）」
- ・仙台市「障害者保健福祉計画」（2018年3月）
- ・仙台市「第1期障害児福祉計画」（2018年3月）
- ・仙台市「第5期障害福祉計画」（2018年3月）
- ・仙台市「仙台市介護予防・地域包括ケア構築事業報告書（概要版）」（2010年3月）
- ・全国国民健康保険診療施設協議会「地域の実情に応じた在宅医療・介護連携を推進するための多職種研修プログラムに関する調査研究事業報告書」（2016年3月）
- ・総務省統計局「人口推計—2020年（令和2年）12月報—」
- ・豊中市「第4期豊中市地域福祉計画」（2019年3月）
- ・内閣府「『高齢者の健康に関する意識調査』結果（概要）」（2014年）
- ・内閣府「令和元年版少子化社会対策白書」（2019年7月）
- ・内閣府「令和2年版高齢社会白書（全体版）」
- ・内閣府「生活状況に関する調査（平成30年度）」（2019年3月）
- ・日本総合研究所「介護人材の需給推計に係る調査研究事業報告書」（2016年3月）
- ・日本総合研究所「介護人材の需給推計に関する調査研究報告書」（2017年3月）
- ・日本総合研究所「地域包括ケアシステムの構築に向けた公的介護保険外サービスの活用に関する調査研究事業報告書」（2019年3月）
- ・福岡県「介護助手の手引き」
- ・三重県「介護助手導入実施マニュアル」（2019年3月）
- ・三菱UFJリサーチ&コンサルティング 地域包括ケア研究会「地域包括ケアシステムを構築するための制度論等に関する調査研究事業報告書」（2014年3月）
- ・三菱UFJリサーチ&コンサルティング 地域包括ケア研究会「地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（2016年3月）
- ・三菱UFJリサーチ&コンサルティング 地域包括ケア研究会「報告書—2040年に向けた挑戦—」（2017年3月）
- ・三菱UFJリサーチ&コンサルティング 地域包括ケア研究会「2040年：多元的社会における地域包括ケアシステム—『参加』と『協働』でつくる包摂的な社会—」（2019年3月）
- ・三菱UFJリサーチ&コンサルティング「就労準備支援事業の支援方法の把握と共有に関する検討会 報告書」（2019年3月）
- ・盛岡市「第5期障がい福祉実施計画」（2018年）
- ・横手市・横手市社会福祉協議会「第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画」

- ・横手市「夢はぐくむゆきんこプラン 第2期横手市子ども・子育て支援事業計画」
(2020年3月)
- ・横手市「横手市人口ビジョン」(2016年3月)
- ・横手市「横手市病院事業改革プラン」(2017年3月)
- ・横手市「第1期障がい児福祉計画」(2018年3月)
- ・横手市「第5期障がい福祉計画」(2018年3月)
- ・横手市「第7期横手市介護保険事業計画 高齢者福祉計画」(2018年3月)
- ・横手市「第2次障がい者計画(改訂版)」(2018年3月)
- ・横手市「健康と福祉に関するアンケート調査報告書」(2020年3月)
- ・横手市「健康の駅よこて 事業の取組」
- ・横手市「令和元年度 福祉の概要」(2019年8月)
- ・横手市「令和2年度 福祉の概要」(2020年8月)
- ・横手市立大森病院「地域包括ケア時代における病院医療を考える～中小病院の立場から～」
- ・横手市立大森病院「市立大森病院の概要」(2020年4月)

【ウェブサイト】

- ・秋田県「ひきこもりの方を支援していただける企業・事業所を募集します！」
(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10991>)
- ・秋田県「令和2年度親の会にじの会」
(https://www.pref.akita.lg.jp/uploads/public/archive_0000007906_00/R2%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E3%81%AB%E3%81%98%E3%81%AE%E4%BC%9A.pdf)
- ・秋田県看護協会ナースセンター「【重要】看護職の方で現在、就業していない方へ(復職のお願い)」
(<http://akita-kango.or.jp/nurses-center/id144.php>)
- ・秋田県南若者サポートステーションよこて「サポート内容」
(http://sapoyoko.jp/?page_id=11)
- ・秋田県南若者サポートステーションよこて「ご案内」
(http://sapoyoko.jp/?page_id=11)
- ・阿桜園「相談支援事業」
(<http://www.fukinoto.or.jp/azakura/soudanshien>)
- ・石巻市「石巻市の高齢化率について」
(<https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10401000/700/20160202162758.html>)
- ・厚生労働省「地域包括ケアシステム」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiik)

i-houkatsu/)

- ・厚生労働省「『地域共生社会』の実現に向けて」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184346.html>)
 - ・厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」
(<https://mieruka.mhlw.go.jp/>)
 - ・厚生労働省「要介護認定」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/nintei/index.html)
 - ・厚生労働省「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）について」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000088998.html>)
 - ・厚生労働省「平成23年介護保険法改正について（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」
(https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/gaiyo/dl/k2012.pdf)
 - ・厚生労働省「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の概要」
(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/k2014.pdf>)
 - ・厚生労働省「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント」
(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/k2017.pdf>)
 - ・厚生労働省「利用者支援事業とは（概要）」
(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/riyoshasien.pdf>)
 - ・厚生労働省「令和3年度介護報酬改定に関する審議報告の概要」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000709007.pdf>)
 - ・厚生労働省「平成30年度介護報酬改定の主な事項について」
(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000196991.pdf>)
- f)
- ・厚生労働省「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）の概要」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000640392.pdf>)
 - ・厚生労働省「社会参加と介護予防効果の関係について」
(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000087538.pdf>)
 - ・厚生労働省「介護人材確保に向けた取り組み」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02977.html)

- ・厚生労働省「自治体担当者の方へ 横手市」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000494548.pdf>)
- ・厚生労働省「ひきこもり支援推進事業」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html)
- ・国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（2018(平成30)年推計）」
(http://www.ipss.go.jp/ppajsetai/j/HPRJ2018/houkoku/hprj2018_houkoku.pdf)
- ・国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018（平成30）年推計）」(<http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson18/t-page.asp>)
- ・仙台市「中高年ひきこもり者向け居場所支援モデル事業 おれんじ・すぺーすを開設します」
(<https://www.city.sendai.jp/shogaihoken/kurashi/kenkotofukushi/kenkoiryo/documents/tyuukounenhikikomoriibasyo.html>)
- ・豊中市社会福祉協議会「CSW と生活困窮者自立支援」
(<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/18550/00156635/siryou1.pdf>)
- ・独立行政法人福祉医療機構「コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）」
(https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/fukushiworkguide/jobguidejobtype/jobguide_job58.html)
- ・内閣府「公定価格に関する FAQ（よくある質問） Ver.15」
(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/faq/pdf/kouteikakaku/zenbun15.pdf>)
- ・内閣府「子ども・子育て支援新制度 なるほど BOOK 平成28年4月改訂版」
(https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/event/publicity/pdf/naruhodo_book_2804/a4_print.pdf)
- ・内閣府「子ども・子育て支援新制度ハンドブック（施設・事業者向け）（平成27年7月改訂版）施設型給付の概要と仕組み・公定価格の骨格（イメージ）」
(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/faq/pdf/jigyousya/handbook2.pdf>)
- ・内閣府「地域子ども・子育て支援事業」
(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/setsumeis8-1.pdf>)
- ・内閣府「令和2年版少子化社会対策白書」
(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2020/r02pdfhonpen/pdf/s3-1-1.pdf>)
- ・横手市「子育て支援拠点施設」
(<https://www.city.yokote.lg.jp/kosodate/page100392.html>)
- ・横手市「地域福祉計画」
(<https://www.city.yokote.lg.jp/fukushi/page400286.html>)

- ・横手市「はじまりました！子育て応援窓口」
(<https://www.city.yokote.lg.jp/kosodate/page0000096.html>)
- ・横手市「横手市の人口（令和2年度）」
(<https://www.city.yokote.lg.jp/somu/page000084.html>)
- ・横手市「サンサン横手」
(<https://www.city.yokote.lg.jp/joho/page000141.html>)
- ・横手市「横手市交流センター Y²ふらぎ」
(<https://www.city.yokote.lg.jp/joho/page000137.html#section3>)
- ・横手市「横手市児童センター」
(<https://www.city.yokote.lg.jp/koho/page000240.html>)
- ・横手市「生活困窮者自立相談支援事業」
(<https://www.city.yokote.lg.jp/fukushi/page000048.html>)
- ・横手市「新型コロナウイルス感染症の影響による相談窓口について」
(<https://www.city.yokote.lg.jp/fukushi/page000080.html>)
- ・横手興生病院「地域支援センターのぞみ」
(https://www.kohseikai.com/facility/group_top.html)
- ・横手市社会福祉協議会「みんなの居場所 ふらっとカフェにぜひお越しください」
(<http://yokote-shakyo.jugem.jp/?eid=161>)
- ・横手市社会福祉協議会「福祉でまちづくり」
(<http://yokote-shakyo.jp/fukushidemachi.html>)
- ・横手市社会福祉協議会「輪気愛相スポーツ交流事業」
(<http://www.yokote-shakyo.jp/shougaishya.html>)
- ・横手市生涯現役促進協議会
(<https://www.yokote-geneki.com/>)

ヒアリング調査先

本研究においては、次の表に掲げる自治体等に対してヒアリング調査を実施した。

表：ヒアリング調査先

	横 手 市 ※1	秋 田 県	石 巻 市	仙 台 市	盛 岡 市	湯 沢 市	上 越 市	戸 田 市	豊 中 市	能 美 市	横手 社協 ※2	ホーム ひなた ぼっこ ※3	りぷ らす ※4
地域共生社会	◎	◎	◎	◎	○	◎				●	◎		
地域包括ケア	◎	◎	○	○	○	○			○		◎	●	●
高齢者介護福祉	◎	◎	◎	◎	○	○					◎	●	●
障がい者福祉	◎	◎	○	◎	○	○					◎	●	
子ども・子育て	◎	◎	○	○	○	◎	○	●			◎	●	●
生活困窮者支援	◎	◎	◎	◎	○	◎			○		◎		
<p>◎……対面によるヒアリング調査を実施 ○……書面によるヒアリング調査を実施 ●……オンラインでヒアリング調査を実施 ※1……年度内に計3回のヒアリング調査を実施 ※2……社会福祉法人横手市社会福祉協議会 ※3……特定非営利活動法人ホームひなたぼっこ ※4……一般社団法人りぷらす</p>													

出典：WSB作成

ヒアリング調査結果

横手市ヒアリング調査（6月23日）

日時	2020年6月23日（火）		
調査先	横手市		
担当者	所属先	役職	お名前(敬称略)
	市市民福祉部社会福祉課	課長	伊藤 英明
		主幹	鈴木 英宗
		係長	武田 和典
		係長	佐々木 恵
		係長	蛭川 聡
		主査	佐々木 良
	市市民福祉部子育て支援課	主幹	木村 智子
		副主査	本郷 美佳
	市市民福祉部高齢ふれあい課	課長	内桶 圭時
		課長代理	阿部 淳子
		係長	佐々木 信広
		主査	斎藤 雄平
	市市民福祉部包括支援センター	所長	上法 佳奈子
		所長代理	藤田 孝輔
市社会福祉協議会 地域福祉課	次長兼課長	七尾 覚	
	課長補佐	佐藤 司	
参加者	大野岳 小野真吾 白井大貴 白幡大騎 藤原和咲 細越大毅 橋本敬史教授 木村宗敬教授 諸岡慧人准教授 佐藤沙栄 TA		
調査目的	ワークショップの政策提言先である横手市へ実際に赴き、質疑応答やワークショップを通して、横手市の抱える課題を認識するため。		
調査の概要	横手市内にあるY ² ぷらざ内で行った。初めに同施設内で運営されている健康の駅事業と子育て支援センターの見学を行った。その後、事前に送付した質問に関するご説明と質疑応答、3班に分かれてヒアリングが行われた。		

地域共生社会

質問(書面)	令和2年(2020年)度策定の第3次横手市地域福祉計画横手市地域福祉活動計画の中で「包括的な支援体制の構築」という方向性の下で「包
--------	---

	括的な支援体制の構築に取り組む」計画を策定しておられますが、その後より具体的な進展はございますでしょうか。
回答(書面)	「括的な支援体制の構築」については、具体的な進展はございません。この第3次計画期間である5年間において構築すべく、関係部署と協議を行っていく予定となっております。
質問(書面)	令和2年(2020年)度策定の第3次横手市地域福祉計画横手市地域福祉活動計画の中で、「地域福祉の向上のために保健・医療・福祉分野の関係者や関係団体のネットワークを構築する」と策定しておられますが、その括的なネットワーク体制の実態はどのようなものなのでしょうか
回答(書面)	高齢者・子ども・障がい者等各分野それぞれにおいては関係団体等によるネットワークがあると考えていますが、対象者や分野を超えた括的なネットワークは構築されておらず、「括的な支援体制」と併せてネットワークのあり方を検討し構築したいと考えております。
質問(書面)	地域共生社会は、高齢者、子育て世帯、生活困窮者等様々な方々を対象者としておりますが、行政内部でどの部署が中心となって地域共生社会の施策を進めておられますか。
回答(書面)	社会福祉課が中心となり福祉関係部署と連携し、全庁体制にて地域福祉の推進と併せ「地域共生社会」の施策を進めなければならないと考えております。
質問(書面)	「第3次横手市地域福祉計画 横手市地域福祉活動計画」においても、貴市と横手市社会福祉協議会が横手市の地域福祉のビジョンを共有なされていることが伺えますが、現状どのような役割分担で地域福祉を担い、今後どのような関係性を構築することをお考えでしょうか。また、貴市が横手市社会福祉協議会に対して行っている、もしくは今後行う予定のサポートなどがあれば、ご教示いただけますでしょうか。
回答(書面)	市は制度や施策をとおして地域福祉の基礎的な部分の整備などを主な役割とし、市社協は、主体である住民、地域の事業者や団体等に働きかけ、協働して地域福祉を推進する活動などに取り組んでいくといったことが主な役割と考えています。市と市社協は、共に地域福祉を推進するパートナーとして、緊密に連携しながら取り組んでいきます。 市は市社協に対し、主に財政面でサポートしています。
質問(口頭)	括的な支援対策の構築を今後5年間で目指されるということでしたが、その具体的なロードマップはございますか。
回答(口頭)	ない。そこまでも行けていないのが現状。そこも含めて関係部署と協議していきたい。
質問(口頭)	各分野それぞれにおけるネットワークは存在するということでした

	が、それらを接続することで、分野を越えた包括的なネットワークを構築するご予定はあるか。
回答(口頭)	その点も含めて、今後検討する。
質問(口頭)	全庁体制にて施策を進めるというお話だが、外部との連携の理想形態はあるのか。
回答(口頭)	まずは内部から進めていく。

地域包括ケアシステム

質問(書面)	市内の東部・西部・南部それぞれに地域包括支援センターを設置し、貴市が直営されておりますが、3地域における人的・物的資源(病院の有無等)の違いから、地域包括ケアシステム構築に向けた課題は異なると思います。地域ごとの課題や、その解決に向けた施策等について、ご教示いただけますでしょうか。
回答(書面)	<p>【人的課題】</p> <p>○地域包括ケアシステムの構築のため、地域包括支援センターの機能強化を図る必要があるが、全てのセンターで国の人員基準を満たすことができていない。</p> <p>○福祉人材が不足しており、廃業する事業所が出ている。 ⇒地域包括支援センターのあり方を検討し、体制の整備方針を定める。</p> <p>【物的資源】</p> <p>○日常生活圏域ごとの特性</p> <p>東部地域 急性期病院が中心(2病院)回復期リハビリテーション病棟なし。</p> <p>西部地域 市立大森病院を中心に健康の丘おおもりで地域包括ケア体制が確立</p> <p>南部地域 基幹病院がなく、開業医による往診・訪問診療が多く、在宅看取りの多い。</p> <p>これらの特性をふまえ、急性期から回復期、慢性期、在宅へと切れ目のない医療と介護を提供するために、病病連携、病診連携、訪問看護ステーションなど多職種との連携体制を推進していく必要がある。 ⇒在宅医療介護連携推進事業 (ア)～(ク)の取組みの強化</p> <p>(ア) 地域の医療・介護の資源の把握</p> <p>(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討</p> <p>(ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進</p> <p>(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援</p> <p>(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援</p> <p>(カ) 医療・介護関係者の研修</p>

	(キ) 地域住民への普及啓発 (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携
質問(書面)	全国の地域包括支援センターは8割弱が社会福祉法人等へ運営を委託しております。貴市が直営されているメリット、また課題等があればお伺いしたいです。
回答(書面)	○メリット <ul style="list-style-type: none"> ・市の方針が周知、徹底しやすい。 ・平準化ができる。 ・市民の安心感・信頼感を得られやすい。 ・市関係機関との連携がしやすい。 ・虐待対応で職員が立ち入る際、立ち入り調査権を有しており、措置権限行使がスムーズに行える。 ○デメリット <ul style="list-style-type: none"> ・業務量に応じた柔軟な人事異動や体制の変更が難しい。 ・定期人事異動により、専門職としての技術向上や地域との連携継承が難しい。 ・予防給付マネジメントなど、緊急対応以外の夜間・休日にサービス事業の対応ができない。 ・主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師など、実務経験を積んだ専門職の確保が難しい。
質問(書面)	地域包括支援センターの業務は、包括的支援事業と介護予防支援業務の「2枚看板」であると認識しておりますが、人員基準も双方に基準があると思います。各センターで不足している職種や人員、またその理由をご教授いただきたいです。
回答(書面)	包括的支援事業の配置基準については、横手市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例に規定しておりますが、原則のみの規定であり、規則等で明確に定めたものではありません。 国で定めた最低基準に合わせて必要数を積算すると 【必要数】 <ul style="list-style-type: none"> ・東部 主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師 7 ・西部 主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師 4 ・南部 主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師 7 【現 状】 <ul style="list-style-type: none"> ・東部 主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師 6 ・西部 主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師 4 ・南部 主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師 3

	<p>以上のとおり、最低基準よりも東部では1名、南部では4名の職員が不足している。</p> <p>不足している原因は、一部署で判断できるものではないが、市には有資格者があまりいないこと、職員の適正化計画により職員が減少している中、増員には至らないものと思われます。</p>
質問(書面)	<p>福祉人材が不足している理由、人材不足に地域の偏りの有無、廃業した事業所のサービス類型（訪問介護事業所、居宅介護事業所など）、廃業数、廃業理由（需要はあるのに、人材が確保できなかったなど）をご教示いただきたいです。</p>
回答(書面)	<p>地域による人材不足の偏りはなく、横手市全体で不足していると考えております。最近では、訪問介護事業所1件、訪問看護事業所1件、グループホーム1件の合計3件が廃業となっており、理由としては、人材不足と経営が立ち行かなくなったとのお話を聞いております。なお、今年度中に、訪問介護事業所2件、小規模デイサービス2件が新規事業開始となります。</p>
質問(書面)	<p>福祉分野の人材不足や経営が厳しい事業所に対して、貴市では独自の支援策は行っておりますでしょうか。（介護助手の導入支援、外部専門家等の経営支援を受けるための助成金等）</p>
回答(書面)	<p>現在のところ市の独自の支援事業は行っておらず、国や県の支援事業を活用していただいています。なお、介護事業所だけでなく、市内のすべての企業向けの融資・助成事業は商工労働課が中心となって実施しております。</p>
質問(書面)	<p>寝たきり等で在宅介護が厳しくなり、特別養護老人ホーム等への入居を希望しながらも、空きがなく待機されている方はどれくらいおりますでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>秋田県が市町村を通じて行っている調査によりますと、平成31年4月1日現在で特別養護老人ホーム362人、介護老人保健施設39人となっております。また、横手市独自で居宅介護支援専門員向けに調査を行い、実態を把握する予定です。（6月～7月に実施予定）</p>
質問(書面)	<p>地域ごとに、要介護度別の人数、サービス別事業所数、施設の定員と充足率等がまとめられている資料を作成されておりましたら、いただくことは可能でしょうか。</p>
回答(書面)	<p>地域ごとの要介護度別人数については、別紙のとおりです。なお、サービス別事業所数、定員数については、地域ごとにまとめておりませんが、「横手市介護保険事業所一覧」をご覧ください。なお、充足率及び訪問系の事業所の定員数については記載がございませんので、ご了承ください。</p>

質問(口頭)	(地域包括支援センターの運営形態)に関して、市では、メリット・デメリットを比較して直営を選択しているのでしょうか。また、これまで地域包括支援センターの運営を委託するか議論になったことはありますでしょうか。
回答(口頭)	現状、直営で運営を行っているが、人員不足が厳しいです。今後も人員を整えることを目指していきたいと考えています。
質問(口頭)	人材の不足は、市全体で労働力が不足しているのでしょうか。それとも介護分野で顕著なのでしょうか。また、介護分野の特定のサービスで人員が足りていない等がありますでしょうか。
回答(口頭)	労働力は、市全体で不足しており、介護分野もサービス類型に関わらず不足しています。 (参考として)以前、介護関係の資格を取得するために助成金(10万円)を支出する事業を行い、平成20年には125人の申し込みがありました。平成25年には20名となり、事業を廃止した経緯があります。また、一般的に、不景期の時に人が集まりやすい傾向にあります。
質問(口頭)	南部に基幹病院がないことは、地域包括ケアシステム構築に際し、デメリットとなりますでしょうか。
回答(口頭)	デメリットという認識はありません。要介護度が進行し、在宅介護が厳しくなる場合には、施設系サービスを利用することになります。

高齢者介護・福祉

質問(書面)	地域包括ケアシステム構築を推進するため、貴市では様々な地域支援事業が行われておりますが、今後の優先順位が高い事業や課題等が見受けられる事業はありますでしょうか。
回答(書面)	令和元年(2019年)度実施「健康と福祉に関するアンケート調査」では、日常生活に困ったとき地域や近所からしてほしいことは「雪よせ・雪下し、見守り・声掛け、話(相談)相手、買い物、ゴミ出し」の順となっていた。総合相談では、介護に関する相談が最も多く、次に、認知症、福祉事業が続く。地域ケア会議、基本チェックリスト等を鑑みると、総じて今後の優先順位が高い事業としては、高齢者の介護予防、認知症の方への支援、在宅生活を支える医療と介護の連携(在宅医療介護連携推進事業)、認知症予防対策事業等の推進、高齢者うつ訪問の実施が挙げられる。 以上の中で、3地域に共通して特に重要度が高い課題としては、地域の見守り体制の確立と、通いの場の創出の2点に集約出来る。
質問(書面)	認知症カフェの具体的なプログラム、周知方法等について

回答(書面)	<p>認知症カフェは市内二カ所（西部と東部）で実施している。西部では、既存事業であるサロンへ願い共催として実施。プログラムは、軽体操、ミニ講和等を取り入れたアクティビティ型。東部では、市内精神科病院で運営している喫茶店と共催で実施。こちらは高齢者がお茶を飲みながら話すことが出来るようなカフェタイム型で実施。FM かまくら、デジタルサイネージ、チラシの全戸配布により周知を行っている。現状では定期的に日程を決定し、周知したうえで実施する形態を採っており、常設型の設置を模索はしているが実施には至っていない。</p>
質問(書面)	<p>老人クラブを活かした取り組みについて</p>
回答(書面)	<p>現状では、例えば市や社会福祉協議会が地域住民に対して老人クラブを紹介したり、斡旋したりする活動はこれまで行っていない。令和元年（2020年）度までの5年間で県社会福祉協議会による会員増強運動を行われていたが、大きな成果は見られなかった。この15年間で、1万団体ほどあった老人クラブが、現在は4千団体にまで減少している。今後は、生活支援体制整備事業における地域協議体の中で、地域のお宝の一つとして、老人クラブについての情報を収集し、発信する活動を予定しているが、老人クラブに対しても、自身の魅力を創出する取り組みを促し、支援を実施していく予定である。</p> <p>なお、老人クラブの新規会員確保が難しい理由は、①親世代が未だに現役会員として活動しているため、子世代が入りたがらない、②市への補助金申請や実績報告などの煩雑な事務手続きを担うことへの負担感が大きい、③活動に魅力を感じられないといったことが考えられる。</p>
質問(書面)	<p>認知症サポーター養成講座について</p>
回答(書面)	<p>講座受講数は1万人を超えているが、今一人でも多くの市民に認知症を正しく理解してもらいまちぐるみで認知症高齢者をささえていく必要があると考えていることから今後も受講者数は増やしていく予定。受講者の割合としては、近年はPTAでの保護者の受講が多いが、以前は町内会でのサロンや婦人会等での講座が多かった。令和元年（2020年）度からは裾野を小学校から中学校にまで広げている。今後、サポーターの役割の明確化と活動の場の提供が必要となると認識している</p>
質問(口頭)	<p>新型コロナウイルスの感染拡大が、第8期介護保険事業計画・高齢福祉計画の策定に対して及ぼしている影響はあるか</p>
回答(口頭)	<p>計画策定のスケジュールへは影響ない。計画策定に先立って行う調査は、感染が拡大するより先に終了していたため日程に問題は生じなかった。但し、5月に開催するはずであった運営協議会は対面では行わず、書面でのやり取りで済ませる等をしており、形式面での影響はある。</p>

障がい者福祉

質問(書面)	精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、令和2年(2020年)度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を「1協議会」設置するとしていますが、設置状況や開催予定等、設置・開催に向けて現在ではどれほど進んでいるのでしょうか。
回答(書面)	市単独での協議会設置はありませんが、平成27年度から県南圏域を対象とした保健、医療、福祉関係者による「精神障害者地域移行・地域定着推進協議会」を設置し、年1回協議会を開催し、市町村の枠を超えた調整を行っています。 利用者の高齢化により地域移行が進んでいない現状にあり、引継ぎ協議を深めていく必要があると思います。
質問(書面)	第5期横手市障がい福祉計画において、これまで対応が困難だった精神障がい合併症患者の救急医療体制について、横手興生病院、他科救急病院との連携を図るとありますが、具体的にどのように連携強化に努めているのでしょうか。
回答(書面)	横手興生病院が事務局になり医師会や他科救急病院MSW、民生委員や各種団体が役員となる「秋田県精神保健福祉協会横手支部」が昭和53年3月から組織されています。 個別の困難事例については、随時連携が図れていますが、すべての市内関係機関が共通の認識を持てるよう緊急時の受け入れ体制を今年度構築する予定で進めています。
質問(口頭)	上記回答において「緊急時の受け入れ体制を今年度構築する予定」としているが、その対象は3種類の病院が(精神科病院、総合病院、精神科病床を有する総合病院)対象なのか。
回答(口頭)	3種類の病院に加え、障害者支援施設等が対象です。
質問(口頭)	障がい児(者)の歯科診療の充実(ハートフルプランP48)とあるが、具体的にどのようなことをしているのか
回答(口頭)	歯科医院に勤務している人に対して、各障がいの理解を促進するために、啓発活動を行っている。
質問(口頭)	障がい児(者)の歯科診療の充実(ハートフルプランP48)とあるが、具体的にどのようなことをしているのか
回答(口頭)	歯科医院に勤務している人に対して、各障がいの理解を促進するために、啓発活動を行っている。
質問(口頭)	精神科合併症患者を受け入れた一般病院が、精神科病院の専門医師から直接電話や対面によるアドバイスを受けることは行っているのか。

回答(口頭)	医師からの直接電話や対面によるアドバイスは行っているとは把握していないが、病院ワーカー間では電話連絡や書面によって、回復後、精神科病院に転院するか否かを相談するような連携は行われている。
質問(口頭)	秋田県精神保健福祉協会横手支部において研修会が行われたと、先ほどご教授頂きましたが、その内容は緊急医療体制の構築についてなのでしょうか。具体的にどのような内容なのでしょうか。
回答(口頭)	緊急医療体制の構築に関する研修会ではありません。対象が、現場の方ではなく、責任者向けです。したがって、実務研修のようなものではございません。具体的な研修内容と致しましては、引きこもり支援に関する講演、精神科医療における薬物療法の終結に関するガイドラインの見解、精神医療のゴールについて考えること等が挙げられます。
質問(口頭)	精神障がい者の救急搬送に関して、何か具体的に問題となったようなケースはございますか。
回答(口頭)	精神障がい合併症の方を緊急搬送するにあたり、内科と精神科の両方で受け入れを拒否されてしまった事例があったと記憶しております。内科で対処する症状でもなく、精神科でも個室の確保ができず入院にいたらなかったと記憶しております。

子ども・子育て支援

質問(書面)	地域共生社会の理念をふまえると、自宅近くの保育施設を利用して、地域一体となり子育てを行うことが望ましいと考えます。一方で、全国的に待機児童が問題となっており、希望する保育施設を利用できないケースもあるようです。そこでお伺いしたいのですが、貴市においては希望する保育施設に入所できなかつたり、地域外から入所したりしているご家庭はいらっしゃいますでしょうか。
回答(書面)	希望する保育施設に入所できない家庭は、ほとんどありません。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用申請書には、第三希望までの入所希望施設を記入して頂いております。 保護者の意向により『どうしても「第一希望施設」でなければならない』という場合を除けば、保育施設に入所できないということはありません。 ・1年を通して、施設の受入状況と入所希望児童のバランスは取れていると思われ、 横手市では待機児童はいないという認識であります。 ・地域外から入所している家庭はあります。(主な入所先：大仙市、湯沢市、羽後町、美郷町、由利本荘市)

	<p>・一時的な入所（里帰り出産期間）も含み、R2.6月時点で43人を受け入れております。</p> <p>※R2.6月時点で33人を他町村へ委託しております。</p>
質問(口頭)	地域外からの入所の理由について、横手市で把握しているか。
回答(口頭)	理由としては、主に「地域外の保育施設が定員を満たしているため入所できない」「保護者の勤務先の関係で、横手市内の施設の方が都合がよい」という点が挙げられる。また、稀ではあるが「保護者の実家が横手市にあり、横手市内の保育施設を利用して子育てしたい」という理由もある。ただ、基本的には横手市内の子どもを優先して入所させるようにしている。
質問(口頭)	横手市の基本的立場について
回答(口頭)	<p>・子育て支援課では、保育施設の選び方や保育サービスの種類等についての相談を受け、保護者のニーズを一番に考えながら適宜助言を行っている。</p> <p>・家庭での保育を一義的に考え、各家庭について必要性を認定した上で保育サービスを利用してもらう。</p> <p>・保護者のニーズに関連して、自宅から離れた保育施設に入所する子どもが5歳になると、小学校区を意識して転所するケースも多い。横手市においても、受入れ側で余裕があれば転所可能としている</p>
質問(口頭)	市内保育施設の現状について
回答(口頭)	<p>市内には民間と公立の保育施設が併存しているが、5年後には公立の保育施設を全て民営化する予定である。</p> <p>・どの保育施設においても、数少ない保育士を取り合うような状況であった。背景として、有資格者が保育士にならないこと、子育てセンター等の保育関連施設でも有資格者を必要としていることが挙げられる。</p> <p>→インターンシップにより、保育士確保を図る。</p> <p>市で行っている、ひとり親の資格取得支援に関連して、保育士資格取得も勧めている。</p> <p>保育施設における補助員に対して、保育士になることを前提とした補助金を交付している。</p>
質問(口頭)	地域共生社会との関連事項について
回答(口頭)	地域の夏祭り等、保育施設における地域交流活動に対して補助金交付を行っている。

生活保護 生活困窮者支援について

質問(書面)	生活保護に関しては捕捉率が低い現状にあり、本当に必要な人に適切
--------	---------------------------------

	<p>に支援を届ける必要があると考えております。支援の必要な人が申請を拒む原因は、生活保護を受給することを恥や負い目を感じる住民の心理にあると考えますが、これを軽減するために貴市が現在取り組んでいること、または今後取り組む予定のことがある場合はご教示いただけますでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>横手市は1市5町2村が広域合併した自治体であり、秋田県内では秋田市に次ぐ人口となっていますが、生産年齢人口の減少と高齢人口比率の上昇が課題となっています。また、農地(田)面積も多く、基幹産業は農業です。</p> <p>こうした土地柄では都市部と比較して、人付き合いや助け合いが多い反面、どうしても近所の目を気にしてしまうのが実情ですが、要支援者は各地域の民生児童委員が状況を把握し、市担当者と情報共有を図って対応しています。</p> <p>さらに、平成27年4月からは生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立相談支援事業がスタートしています。当市では自立相談支援機関として「横手市くらしの相談窓口」を設置して要支援者に必要な支援を行いつつ、生活保護担当や社会福祉協議会などの関係機関とも十分に連携しながら対応しています。</p> <p>質問では生活保護の捕捉率が低い現状にあるとのことですが、当市では上記のような対応で要支援者への支援を行っており、必ずしも捕捉率が低いとは考えていません。</p> <p>なお、特別な取り組みとは言えないかもしれませんが、「相談を待つのではなく、要支援者へこちらから出向いて現状を把握し、的確な助言・支援を行うことで良好な関係を構築する」ことが最も大切なことと認識しています。いずれにしても関係機関で連携を図り対処することが重要です。</p>
質問(書面)	<p>就労に向けた支援に関しては、支援者対象者の性格や能力を考慮した支援を行うべきであると考えておりますが、「第3次横手市地域福祉計画横手市地域福祉活動計画」86頁の就労準備支援事業で言及されている就労にむけた支援や就労機会の提供では具体的にどのような形の支援が予定されているのでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>生活困窮者自立支援制度については、当市では自立相談支援機関として「横手市くらしの相談窓口」を設置し、社会福祉協議会へ業務委託することで、生活困窮者自立相談支援事業、住居確保給付金、家計改善支援事業の3つの取り組みを実施していますが、就労準備支援事業については現段階では未実施です。</p>

	<p>現段階で具体的な支援方法は決まっておりませんが、就労準備支援事業の対象となる方は、引きこもりや障がいなどにより複合的な課題を抱えているため、就労支援の前段階として生活習慣や社会参加能力の形成・改善を必要とする方であることから、その支援を行う人材確保や実施方法も含め今後検討することになります。</p>
質問(書面)	<p>「令和元年度 福祉の概要」によれば、生活困窮者自立支援に関して「引きこもり・不登校」の相談件数は3年間で25人と少ない現状にあり、この要因の1つに、引きこもりの方が自ら相談支援に向くことが困難な点にあると考えております。そういった方に対して訪問支援を行うためには、引きこもりの方の把握が必要と考えます。引きこもりの方の把握に関して現在行われていることや課題と感じていることがあればご教示いただけますでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>当市の自立相談支援機関「横手市くらしの相談窓口」で令和元年度に受けた「引きこもり・不登校」の相談件数は20件でした。これまでも年度により大きく増減はしていますので、これが一時的な増加なのかということについては、まだ要因を掴みきれてはいません。</p> <p>引きこもりの方は、基本的に家族が生活全般にわたって面倒を看ている場合が多く、経済的に困窮しているケースは少ない反面、社会から孤立しており、当事者意識が希薄であることから、問題が顕在化するまで長期化し、支援自体も長期にわたることが想定されるため、就労準備支援事業などの支援につなげることが難しいと考えられます。</p> <p>このため、引きこもりの方の把握については、家族はもとより、学校や地域の民生児童委員、地域包括支援センター、場合によっては医療機関などとの情報共有が重要になると考えます。</p> <p>まずは情報を得て、家族や周囲へのアプローチを試み、支援を必要とする当事者に支援を届けることができる体制を構築することが必要であり、そのためには自立相談支援機関だけではなく、関係する部署が連携し、チームで対応することが求められると考えます。</p>
質問(口頭)	<p>民生委員が十分に足りている、または不足している等の課題について</p>
回答(口頭)	<p>民生委員一人当たり350人程度の市民を担当している現状である。民生委員の高齢化、不在の地域がある点が問題であり、改選時に担当地域の再編などで対応している。</p> <p>大事なのは、助け合いのネットワークを作ること。</p>
質問(口頭)	<p>生活保護の受給を拒む対象者については、粘り強く出向いていくしかないのか。</p>
回答(口頭)	<p>個人の考えを第一に、行政が押し付けてはならない。健康状態や電気</p>

	等ライフラインの状況を確認し、粘り強くケースバイケースで対応していく。
質問(口頭)	就労準備支援事業を行うにあたり、障がい者就労のノウハウなどを使うお考えはあるか。
回答(口頭)	限られた地域資源の中で、障がい者への就労支援をはじめとした既存の地域資源を活用するという考えはある。また、事業者へ委託するなども考えられる。
質問(口頭)	引きこもりへの支援に関して、年齢別にアプローチの違いがあればご教示願いたい。
回答(口頭)	若者に対しての支援としては、就労準備支援や若者サポートステーションが考えられる。高齢化している方については、親の高齢化が進んでいるため、介護に関する相談が入り口となって、地域包括支援センターなどからアプローチしていくことが考えられる。
質問(口頭)	高齢者や障害者、母子世帯が生活保護を受給している割合が高いが、それぞれについて課題と考えることがあればご教示願いたい。
回答(口頭)	<p>高齢者に関しては、過疎化や単身化が進んだのち、子供がいなくなった後が心配である。お年寄りが安心して暮らしていける様に、地域で見守っていく必要がある。</p> <p>障害者に関しては、障害者年金を受給しているが、更に就労に結び付けて自立させることが重要と考える。横手市の基幹産業は農業であり、JAや社協との協力で障害者雇用へ結びつけることも一つの方法。</p> <p>傷病に関しては、治癒すればまた働くことができるので、あまり問題とは考えていない。</p> <p>母子家庭に関しては、母子施設が少ない。貧困の連鎖が問題となる。中学卒業の方が多く、高校卒業を目標に親を支えてほしい。</p> <p>その他の世帯に関しては、リーマンショックで解雇された人や派遣切り等、社会動向と連動している。雇用の確保と安定が重要と考える。</p>
質問(口頭)	貧困の連鎖を断ち切るためには、そもそもまず制度を利用してもらう必要がある。しかし、そうした制度を必要としている方々は、自ら制度を利用しに行くのは困難な状況にあることが多いと思われます。そこで、横手市はそうした方々も制度を利用できるようにアウトリーチ的な取り組みは行っていますか。
回答(口頭)	対策として、断らない相談支援が考えられるが、これは国からのトップダウンでできる。これを支えるのは地域の力なので、地域の力を強化する取り組みを行っている。例えば、就労するための支援としてインフォーマルな力を活用した取り組みがある。企業(地元スーパー)の力を借

	<p>りたもので、買い物をする経験、店員と話す経験を積んでもらう。</p> <p>また、横手市内には引きこもりの支援は少ないので、大仙市、秋田市の団体と協力して、居場所を作って、引きこもりの方を家から出す取り組みを行っている。生活困窮者に対しては、従来は市社協がメインに行っていたフードドライブの取り組みを現在は JA と協力をして行っている。こういう取り組みが広がれば、地域力の向上になるし、自然とアウトリーチを行わなくても制度を利用してもらえるようになると考えている。</p>
質問(口頭)	横手市の地域力の強みはありますか。
回答(口頭)	強みは、ボランティア。企業、中学生高校生などがある。例えば、地域の力で除雪をしており、隣近所の地縁関係が今だにある。これを行政に反映させた体制づくりが必要と考えている。

農福連携

質問	市内の農福連携の取組みについて
回答	<p>大規模に農福連携を展開している事業所は今のところ無い状況。農業補助やスプラウトを栽培し販売している就労系事業所がある。また、乾燥しいたけやどくだみ茶など加工販売している事業所や、将来的に農福連携を目指して「花でつながる心と笑顔」事業として花ハンギングバスケットを高齢者や障がい者など様々な人たちと協働して作成および管理している団体もある。今後このような関係者の意見も踏まえつつ、市の農林部とも連携して農福連携の実現可能性について検討していく予定。</p>

豪雪対応

質問	豪雪への対応について
回答	<p>横手市総合雪対策基本計画」を策定し、様々な部署が官民協働で雪対策へ取り組んでいる。その中で高齢者等（障がい者や母子世帯を含む）を対象とした取り組みは、「高齢者等除排雪及び雪下ろし事業」の他、町内会等で高齢者世帯等の除排雪作業を行う際に市が所有する除雪機械を貸し出すことで地域による除排雪活動を支援する「くらしの安心サポート事業」等がある。</p> <p>以上のような支援がある一方で、地域で排除雪を担う人的資源の不足については特に大きな課題と認識している。共助促進については、生活支援体制整備事業における地域協議体や、生活圈域ごとに設置した雪対策連絡協議会の場において、地域の雪に関する課題や対策を話し合い、町</p>

	<p>内会や NPO、ボランティア団体など様々な関係者の連携を図るほか、除雪や見守りを行う共助組織への活動費助成や、共同で融雪設備や除雪機械を導入する町内会等への補助交付を通して、地域コミュニティの活性化と共助や担い手づくりの取り組みを支援している。</p> <p>現在のところ、訪問医療や訪問介護等の従事者に対する支援制度は無いものの、これらは近隣住民や店舗などが訪問者の駐車スペースを提供するといった「地域の助け合い」により対応可能である事例が多いと認識している。しかしながら、地域での対応が困難な場合には、「高齢者等除排雪及び雪下ろし事業」など既存の制度の柔軟な運用について検討することも必要と考えている</p>
--	---

健康の駅

<p>概要</p>	<p>「健康の駅」とは、地域で健全な健康維持増進活動をリードする施設であり、設立にあたっては NPO 法人地域交流センター「健康の駅推進機構」により認証を受ける必要がある。健康の駅よこては東北地方において最初に開設された健康の駅であり、その内容は独自性に富んだものとなっている。横手市では、拠点型としての大規模健康の駅と、地域派遣型としての中規模健康の駅・小規模健康の駅がある。市健康推進課健康の駅係に事務職 3 名と保健師 2 名を配置し、事業を実施している。身体的健康のみならず、閉じこもりの予防や人との交流の拡大といった社会的健康についても効果を上げることを目指している。</p>
<p>大規模健康の駅について</p>	<p>大規模健康の駅は、東部トレーニングセンター、西武トレーニングセンター、南部トレーニングセンターの 3 カ所。健康運動指導士（正規職員でない）等が常駐している。トレーニング機器が設置されており、市民の継続的な健康づくりを支援するための拠点型の健康の駅である。高校生以上で、かつ要介護認定を受けていない方が対象。対象者が施設を利用することが適切かどうか確認するために、医師から意見書を徴取する場合がある。利用時間は 1 回につき 2 時間以内で、利用料は 200 円。平成 22 年度以降、1 日あたりの利用者数は増加し続けている。利用者の年齢層としては、60～69 歳が最も多く、高齢者から 10 代の若年層にまで幅広く活用されている。</p>
<p>中・小規模健康の駅</p>	<p>大規模健康の駅との違いは、トレーニング器具が設置されておらず、保健師や運動指導士が派遣される地域派遣型の体制を採っていることである。また、こちらは要介護認定を受けた者でも利用することが出来る。医療専門職が考案した安全かつ効果的な体操である「健康の駅よこてらくらく体操」等を実施している。令和元年（2019 年）時点で、小規模健</p>

	<p>康の駅は 63 駅、中規模健康の駅は 21 駅が活動している。令和 9 年(2028 年)にはそれぞれ 80 駅と 30 駅まで活動駅数を拡大することを目標として掲げている。利用者の年齢層は大規模健康の駅とは異なっており、高齢者がほとんどであり、若年者は極端に少なくなっている。</p>
--	--

横手市ヒアリング調査（11月19日）

日時	2020年11月19日（木）		
調査先	横手市		
担当者	所属先	役職	お名前(敬称略)
	市市民福祉部社会福祉課	主幹	鈴木 英宗
		係長	武田 和典
		係長	佐々木 恵
		係長	蛭川 聡
		主査	佐々木 良
	市市民福祉部子育て支援課	主査	小野 博之
		主任	高橋 英史
	市市民福祉部高齢ふれあい課	課長	内桶 圭時
		課長代理	阿部 淳子
		係長	佐々木 信広
		主査	斎藤 雄平
	市市民福祉部包括支援センター	所長	上法 佳奈子
		所長代理	藤田 孝輔
	市市民福祉部健康推進課	保健師主査	後藤 ひとみ
市商工観光部商工労働課	主査	奥山 晃史	
市社会福祉協議会 地域福祉課	次長兼課長	七尾 覚	
	課長補佐	佐藤 司	
参加者	大野岳 小野真吾 白井大貴 白幡大騎 藤原和咲 細越大毅 橋本敬史教授 諸岡慧人准教授		
調査目的	最終提言を検討するにあたり、新たに調査が必要になった事項についての調査を行いつつ、最終提言の案を横手市様に説明し、それに対するご意見を頂戴するため。		
調査の概要	担当分野ごとに別れて、各々質疑応答、意見交換等を行った。		

地域共生社会

質問(書面)	当方は、「居場所作り」や「断らない相談窓口の出張」についての提言へ向けて検討を重ねております。例えば、マンションや集合住宅などでは、居住者同士の交流が図られず、孤立してしまうという課題があり、そのような課題が発生しやすい場所が、「居場所の創設場所」、もしくは「重点的に出張する先」として、適切だと考えています。そこで、貴市
--------	---

	<p>において、そのような課題の存在を把握しにくいと感じている場所・地域があれば、ご教授いただけますでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>4、50年前に造成された住宅地は、ほぼ一人暮らし、高齢者のみ世帯となっている。地域とのつながりが弱く、問題があってもなかなか把握できない状況となっている。</p>
質問(書面)	<p>貴市において、複数の分野にまたがる相談が寄せられた際には、どのようなフローで解決を目指しておられますか。その際に要する人員の数についてもご教授いただけますでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>《対応フロー》 1 相談を受け付け場合、主訴をよく聞き取り、困っている内容を分類する 2 困っていることへアドバイスするとともに、相談窓口をお知らせする。必要であれば相談窓口に同行する 3 複雑なケースは、定期的な訪問を行い、解決状況等を確認する。進展がない場合は追加アドバイスを行う。(繰り返し) 《対応人員》 ・2名以上</p>
質問(書面)	<p>課題を抱えるも、様々な理由からすぐに課題解決に至らないケースもあると思いますが、その場合は、課題を抱える人と周囲がつながり続けることが大切だと考えます。そこで、例えば、課題を抱える人に貴市の職員が定期的に会いに行き続けるという支援が考えられますが、その場合は、金銭的負担、職員の身体的・精神的負担が予想されます。この点について貴市のお考えをご教授いただけますでしょうか。また、これら以外にも懸念されることがあれば、ご教授いただけますでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>重層化した課題を抱えているケースは、職員が定期的に訪問し、状況を確認しながら適宜アドバイスをするなど、課題解決へと導いております。</p> <p>また、定期的な見守りが必要なケースであれば、民生委員や福祉協力委員などへ訪問要請するなど、見守りをしているのが現状です。</p> <p>このようなケースに対応する職員は、身体的・精神的な負担があると思いますので、一人の職員に対応させるのではなく、複数の職員で対応することや関係機関と協力するなど、負担軽減を図りながら対応しております。</p>
質問(書面)	<p>貴市には7つの公民館があると存じておりますが、例えば、おむつの交換台や授乳スペースなどは設置されていますでしょうか。また、高齢者や障害者、生活困窮者の方が公民館を使用することを念頭において整</p>

	備されている設備や備品等がございましたら、ご教授いただけますでしょうか。
回答(書面)	<p>ご依頼の件について、横手市で公民館は37施設あります。(11月19日にお話しした公民館の数は横手地域のみです。)高齢者や障がい者向けにバリアフリー設備についての対応状況は別紙の表のとおりです。</p> <p>なお、おむつの交換台や授乳スペースについては、Y²ぷらぎなどの比較的新しい施設には設置をしておりますが、古い施設には設置出来ておりません。また、生活困窮者向けの設備や備品について、横手市では設置しておりません。</p>
質問(書面)	<p>地域局の市民サービス課では総合相談窓口が設置されているとのこと説明をいただきましたが、各地域局では、どのような相談を受け付けているのでしょうか。高齢者や障害者、生活困窮者、子ども子育て世帯のみならず、複合的な相談も受け付けているのでしょうか。</p> <p>また、受け付けた相談に対しては、それぞれどのような方法で必要な支援につなげているのでしょうか。その際、地域局において相談・支援を担当する課と貴市の所管課との間で連携・調整は行っているのでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>各地域局市民サービス課は、市役所の地域の窓口として、配属された市の職員が地域住民からの相談の対応や行政手続の受付・処理などを行っております。そのため、お問い合わせにある「貴市の所管課」は、対応した地域局市民サービス課(お問い合わせになりました「地域局において相談・支援を担当する課」)がそれとなり、専門的な知識や総合的な事務処理を行う本庁と同じ市の職員として、連携を密に対応を行っており、相談内容によっては、所管課を本庁の専門的な部署で対応を行うように引継ぎを行っております。</p> <p>そのため、相談内容は、行政手続きに関する問い合わせ(複合的な相談も含む)がメインとなりますが、地元の民生委員や地元選出議員、ご家族やご本人様からの生活困窮への対応や子育て・介護等に関する相談も受け付けております。なお、地域局で対応いたしました具体的な相談内容については、統計を取っていないため、把握はしておりません。</p>
質問(口頭)	Y ² ぷらぎの設置の目的についてご教授いただけますでしょうか。
回答(口頭)	<p>Y²ぷらぎの設置の目的は、賑わいの創出である。</p> <p>設置当時、駅前にあった平鹿総合病院やジャスコが移転によりなくなり、駅前に何も無い状態だった。そこで、まちの再生と賑わいの創出を目的に、まちづくり、年齢を問わない健康づくり、子ども子育て、観光</p>

	<p>案内の拠点となるべくY2ぶらぎを設置した（まちづくり推進部まちづくり推進課が所管）。</p> <p>年代を問わず足を運べるようにすることを目標としており、一般の商業施設の商品の展示など、通常公共施設ではあまり受け入れたくないような催し物も、断らずに、受け入れている。</p> <p>以上より、Y²ぶらぎは、住民の集いの場、多世代が交流する場としての機能を有していると評価できる。</p>
<p>質問（口頭）</p>	<p>貴市においても、耕作放棄地は存在していると存じておりますが、貴市もしくは横手市社会福祉協議会が活用することができる畑はございますか。</p>
<p>回答（口頭）</p>	<p>まず、市が自由に使える農地はない。また、なぜ耕作放棄地になってしまったのかという原因に立ち戻ると、水利が悪い、山奥にある、の2つが横手市においては大きな原因として挙げられる。よって、仮に権利関係を克服して、市が使える農地があったとしても、「現実的」に耕作をして、使用するのは困難である。更に、そもそも畑に関する市の意向は「農副連携の推進」であり、地域共生×農業というように、全体に跨る分野で農業・農地を活用するのではなく、障害者×農業というように、障害分野において農業・農地を活用したいと考えている。ちなみに、農副連携に係る取組は既に動き出しており、農副連携の仕組みづくりを行っている段階にある。</p> <p>次に、社会福祉協議会は活用できる畑を持っており、現に農作業を通じた多世代交流に近い取組を行っている。詳細を次の通り。まず、地域の方から「畑を使っていないから使って欲しい」という話があり、一方で、近年「リタイアしたから畑を使いたい」という声が寄せられていたので、社会福祉協議会が両者をマッチングさせた。次に、畑利用者が収穫した野菜を児童養護施設にお裾分け分けをし、そのお礼のお返しをした。そのやり取りの中で、畑利用者と子ども子育て世帯との間で交流が生まれ、今では、畑利用者と児童養護施設などが協力をして、収穫をみんなで行ったり、餅つきやクリスマス会を地域で行ったりするなど、畑以外にも交流が発展している事例も誕生している。</p> <p>また、福祉協力員会は、上記の例とは別に、提言と同じような活動も行っている。</p> <p>※福祉協力員とは、社会福祉協議会の会長の委嘱により、町内の代表や民生委員になるもので、横手市には850人いる。地域の交流や見守りを行っている。社会福祉協議会に寄せられた会費1600万円の予算のうち、1/3を、福祉協力員の予算として提供している（あくまでそれ</p>

	<p>は活動費であり、報酬は0である)。また多分に漏れずその年齢層は高く、町によっては、連番性で担っている。</p>
質問 (口頭)	<p>貴市における生活支援コーディネーターの業務内容及びCSWの業務内容についてご教授いただけますでしょうか。</p>
回答 (口頭)	<p>横手市における生活支援コーディネーターの整備は社会福祉協議会に委託している。そして、横手市全域を担当する生活支援コーディネーターが1名と東部地域・西部地域・南部地域に1人ずつの、計4名がいるが昨年度はその役割を住民の代表が担っていた。今年度から社会福祉協議会の職員が担っている(昨年度までの方々は推進員として活動を続けている)。その業務内容は、地域の介護予防や生活支援の情報の把握・地域への発信、課題を把握し、サービスの開発や、資源の発掘することである。</p> <p>※CSWは現在横手市にはいないが、秋田県社会福祉協議会が音頭をとって、社会福祉協議会の職員や社会福祉法人の職員(特別養護老人ホームの職員)がCSWとなることを目指しており、人材の育成を行っている。その業務内容は、個別支援と地域づくりを想定している。生活支援コーディネーターは高齢者に関する支援を担っている一方で、CSWは高齢者に限定せずに支援を担うということになる。つまり、前者は高齢者を主に担当している一方で、後者は高齢者に限定しない、ということイメージしている。そのため、ゆくゆくは生活支援コーディネーターとCSWが同じ役割を担い、CSWが生活支援コーディネーターと一緒に動くことも、可能性の1つとして、見据えている。また、相談窓口に公的なサービスでは解決しかねる相談が来たときに、現状ではインフォーマルな支援を提供し、公的な支援につないでいるが、こうした給付になじまない支援をCSW=社協のような民間を通じて、より手厚く行えるのではないかと。</p>
質問 (口頭)	<p>貴市における第二種社会事業の寄付金の用途をご教授いただけますでしょうか。</p>
回答 (口頭)	<p>指定のない第二種社会福祉事業の寄付金はいきいきサロンの用具や災害に備えた発電機、テントの購入に充てられている(発電機やテントは地域の方がイベントで使えるように貸し出している)。</p> <p>なお、会費や募金は抽象的で多様な使い道をしていることから、住民に理解が得られにくい状況にある一方で、ファンドなら用途が明確なために住民の賛同を得られやすいと社会福祉協議会は考えている。</p>

地域包括ケアシステム

<p>質問（書面）</p>	<p>貴市において、介護人材の不足対策や高齢者の介護予防に取り組むうえで、介護分野の非専門的な周辺業務をアクティブシニア（介護助手）が担い、活躍できる環境を整備することが重要ではないかと考えております。つきまして、以下の事項について、質問いたします。</p> <p>①貴市において、定年前後の方の就業意欲について調査等で把握していましたら、ご教授いただけますでしょうか。</p> <p>②貴市において、定年前後の方の地域活動への参加意欲について調査等で把握していましたら、ご教授いただけますでしょうか。</p> <p>③貴市において、定年前後の方の地域活動への参加状況について調査等で把握していましたら、ご教授いただけますでしょうか。</p> <p>④貴市において、現にアクティブシニア（介護助手）を導入している介護事業所等の有無や、今後の導入意向について把握していましたら、ご教授いただけますでしょうか。</p>
<p>回答（書面）</p>	<p>①定年前後では調査を実施しておりません。</p> <p>②定年前後では調査を実施しておりません。</p> <p>③定年前後では調査を実施しておりません。</p> <p>④【横手市生涯現役協議会について】</p> <p>横手市生涯現役促進協議会は、平成30年度、国からの採択を受け委託事業として事業開始しました。</p> <p>事業の趣旨・目的については、市内の「働く場」を維持・発展させていくため、人口の35%を占める高齢者の就業意欲を促進し、就業へ誘導することで、事業主へ高齢者雇用の有効性を認識していただき、高齢者雇用の増が現役従業員の就業環境や人材不足の改善に繋がることによる、生涯現役社会の実現に向けた地域社会全体の機運醸成を目指すものです。</p> <p>横手市生涯現役促進協議会では、市内事業所対象に「高齢者雇用に関するアンケート」調査を毎年実施し、企業の高齢者雇用に関する意識調査及び高齢者雇用の現状把握に努めています。</p> <p>「高齢者雇用に関するアンケート」 アンケートの内容 令和2年度 調査結果（介護・福祉）29事業所回答：事業所名把握 問1. 高齢者を雇用したことがあるか？ 【回答】「ある」 23事業所 「ない」 6事業所 問2. 高齢者を雇用する際に、最も重視する点は何ですか？（複数回答可）</p>

	<p>【回答】①経験・技術・資格 16 事業所 ②面接での対応、態度 11 事業所 ③定年後の、継続雇用 5 事業所 ④その他 3 事業所</p> <p>問 3. 高年齢の従業員に、どのような業務を任せていますか？（複数回答可）</p> <p>【回答】①現役従業員と同一業務 15 事業所 ②現役従業員と同一業務だが、時間や日数を短縮 10 事業所 ③その他 2 事業所 ④体力、技術面を考慮し、比較的軽度の業務 1 事業所 ⑤単純な作業 1 事業所</p> <p>問 4. 高年齢者を雇用する際に、最もメリットと感ずるのはどのような点ですか？（複数回答可）</p> <p>【回答】①人手不足の解消になる 15 事業所 ②知識経験があるため技術的な教育の必要がない 10 事業所 ③若手従業員の育成教育につながる 3 事業所 ④その他 1 事業所</p> <p>問 5. 高年齢者を雇用する上で不安・心配な点はありますか？（複数回答可）</p> <p>【回答】①高年齢者の健康や体力 16 事業所 ②業務への対応能力 10 事業所 ③コミュニケーションや協調性 8 事業所 ④特になし 3 事業所 ⑤高年齢者向けの自社業務の見直し 1 事業所 ⑥その他 1 事業所</p> <p>問 6. 高年齢者に関わらず、現在、人手を要している業務はありますか？</p> <p>【回答】①ある 13 事業所 36 名 ②ない 11 事業所</p> <p>問 7. 高年齢者「雇用したことが無い」または「雇用する予定は無い」の理由は何ですか？（複数回答可）</p> <p>【回答】①業務内容が高年齢者に不向きと考えるため 4 事業所 ②高年齢者の配属が困難なため 2 事業所 ③その他 2 事業所 ④高年齢者を雇用した実績があるが、良い結果にはならなかった 1 事業所</p> <p>以上の回答をふまえて、求人求職のマッチングに活かしていますが、介護事業所の求人件数に比べ、高年齢者の介護業界への求職希望者は少</p>
--	---

	<p>なく、マッチングに苦慮しています。</p> <p>【介護予防サポーターについて】 介護予防サポーターは、介護予防サポーター養成講座で習得した介護予防の知識や方法を身近な人たちに伝達し、ともに活動することをお願いしております。主に介護予防活動をお願いしていることから、介護助手としての講座開催や活動要請等はしていないのが現状です。</p>
質問（書面）	<p>介護予防の観点から、定年後も切れ目なく社会と繋がり、生きがいを持ち続けることが重要だと思いますが、現状、定年後の、とりわけ男性が、社会との接点を失い、いずれのコミュニティにも属することができない課題があると思います。貴市において、定年前後の方に焦点を当てた、介護予防としての側面を持つ施策等がありましたら、ご教授いただけますでしょうか。</p>
回答（書面）	<p>定年前後の方だけに焦点を当てたものではありませんが、前述の介護予防サポーターを養成することで、地域の皆様の健康増進と合わせ、ご自分の介護予防にも役立てていただいております。なお、養成にあたっては、介護予防サポーター養成講座、介護予防サポーターフォローアップ講座、介護予防サポーターの情報交換会を年1回ずつ開催しております。</p>
質問（書面）	<p>アクティブシニア（介護助手）が活躍できる環境を整備するとした場合、定年前後の方への周知・説明、就業希望者の名簿作成・管理、介護事業所等におけるニーズ調査・導入に向けた説明、就業希望者と介護事業所のマッチング等、貴市が主体となり行う業務が生じると思います。貴市が上記を事業化する上で、現状困難だと思われることがありましたら、ご教授いただけますでしょうか。</p>
回答（書面）	<p>横手市生涯現役促進協議会では、介護事業所へのニーズ調査等実施すると同時に、高年齢者就業調査も実施し、就業希望者（就業相談者）への情報提供を実施しています。高年齢者は、介護業界への就業についてはイメージ（大変そう）が先行し、敬遠されることが多いようです。高年齢者が行える、仕事の棚卸と、高年齢者の介護事業へのイメージ変革が難しい点と考えます。</p>
質問（書面）	<p>アクティブシニア（介護助手）を導入する際には、メンバー間の繋がりを育むため定期的に交流する機会を設けることが活動意欲を維持・向上させ、通いの場、また物理的・心理的な居場所としても機能するのではないかと考えております。その際に、交流するための場所代や食事を共にする場合は食材費等の経費が生じることになるとは思いますが、貴市において、それらの費用を助成することは現状可能でしょうか。また、</p>

	助成のための財源はどこから捻出されるのでしょうか。
回答（書面）	横手市生涯現役促進協議会においては、メンバー間の繋がりを持つために定期的に交流の場を持つことは可能です。活動意欲を維持・向上させるための居場所の提供は可能
質問（書面）	新型コロナウイルス感染症は、介護分野へ様々な影響を及ぼしていると新聞等で見聞きしております。前回のヒアリング時にもお伺いしましたが、貴市におかれましても、現在進行形で、様々な困難に直面していると思います。新型コロナウイルス感染症が地域支援事業に及ぼしている影響について、ご教授いただけますでしょうか。
回答（書面）	<p>主なものとしては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所系サービスは、地域の感染状況から、施設で実施している事業を休止する事業所があり、この事業自体を実施できない時期があった。 ・ケアマネジメントは、増加傾向にあり影響はあまり見られない。 ・在宅医療・介護連携推進事業は、これまで多職種向けの研修会を開催できずにいたが、参加者数を減らすか、オンラインでの開催を検討している。 ・生活支援体制整備事業は、年度当初に開催できなかったが、3密に配慮し定期的に開催されている。 ・一般介護予防事業は、法人や団体から講座等への派遣要請があれば、3密に配慮した実施を約束していただくことで、出向くようにしている。事前に予約があった要請団体等は、前半にキャンセルが多くなっていたが、最近ではほぼ通常通りに対応している。
質問（書面）	地域介護予防活動支援事業における、介護予防普及講座・介護予防普及フォローアップ講座の内容や目的、参加者の募集方法、参加者の属性（性別、年齢、職業等）について、ご教授いただけますでしょうか。
回答（口頭）	<p>○介護予防普及講座について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的：受講者に介護予防の知識や技術を習得してもらい、ご自身や家族の介護予防に活かしてもらうこと。 ・内容：高齢期の口腔ケア、介護予防、リハビリ、認知症予防、食生活、高齢期の心の病等をテーマにした講話の受講 ・募集方法：市報にチラシを折込み（全戸配布） ・参加者：修了者 28 名（令和元年度、男性：6 名 女性：22 名） ・年齢、職業：不明（感覚的には 65 歳以上、無職の方が多い） <p>※年齢に関係なく受講可能</p> <p>○介護予防普及フォローアップ講座について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的：介護予防普及講座修了者が介護予防について更に理解を深める

	<p>こと。また、介護予防サポーターの人員充実を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容：介護予防普及講座の振り返り、グループワーク（仲間と共に介護予防活動を実践するとしたら等のテーマについて議論） ・募集方法：介護予防普及講座の修了者に対し個別に案内 ・参加者：3名（すべて女性） ・年齢、職業等：3人すべて65歳以上で職業は無職 <p>○介護予防サポーター情報交換会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的：介護予防サポーターとして、より活発に活動できるようになること。 ・内容：講演（通いの場の必要性、自立支援型地域ケア会議、歯科衛生士の役割）の受講、グループワーク（通いの場について等） ・募集方法：介護予防サポーターに登録されている方へ個別に案内 ・参加者：18名（令和元年度）
質問（口頭）	受講者に男性が少ない理由は何かありますか。
回答（口頭）	男性の場合、女性と比較し当該講座内容に関心が高くないかもしれないが、理由について確かなことはわかりません。
質問（書面）	介護予防普及フォローアップ講座において介護予防サポーターを養成されていますが、介護予防サポーターになる方法、介護予防サポーターに登録されている人の属性（性別、年齢、職業等）、活動内容、活動実績について、ご教授いただけますでしょうか。
回答（口頭）	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防サポーターになる方法：前述の2つの講座（介護予防普及講座・介護予防普及フォローアップ講座）を受講後、登録を希望された方 ・登録されている人：60名（令和2年2月時点） ・活動内容：グループワーク（通いの場について、介護予防の普及に係るボランティア活動のあり方について等） ・活動実績：いきいきサロン、老人クラブ、市有施設等でのボランティア活動 <p>※実際の活動者は登録されている60名のうち10名ほど</p>
質問（書面）	介護予防サポーターが活動する上で課題に感じていることや改善点等がありましたら、ご教授いただけますでしょうか。
回答（口頭）	<p>介護予防サポーターとしての活動に繋がるための講座内容を工夫する必要がある。</p> <p>介護予防サポーター登録後の活動がイメージできるよう、想定される活動場所へ赴き、実際に活動してみたり、活動している光景を目にすることも大切だと感じている。</p>

質問（口頭）	事前のお伺い事項に係る回答で、貴市では介護予防サポーターのことを、“介護助手”と称していますが、介護の非専門的な業務を元気な高齢者が担う“介護助手”とは別物との認識でよろしいでしょうか。
回答（口頭）	別物です。
質問（口頭）	介護予防サポーターは、無償のボランティアとして、サロンや施設等で介護予防の普及を図る役割を担っているという認識でよろしいでしょうか。
回答（口頭）	そのとおりです。
質問（口頭）	介護予防サポーターが、実際に介護事業所で雇用されて働く、または有償のボランティアとして働くことは想定されていますでしょうか。
回答（口頭）	介護予防サポーター養成の目的は、第一に、ご本人やご家族の介護予防に活かしてもらうことです。その上で、地域のリーダー的な役割を担ってもらいたい希望はあります。雇用に繋げるような目的はありません。
質問（口頭）	前述の2講座はどちらも1年に1回開催されていると思いますが、1年に2つの講座を両方受講することはできるのでしょうか。
回答（口頭）	できます。その年に介護予防普及講座を受講し、翌年に介護予防普及フォローアップ講座を受講することも、受講人数に余裕があれば可能です。
質問（書面）	「令和2年度 福祉の概要」54頁には、令和元年度の介護予防サポーター情報交換会において、参加したい「通いの場」、「通いの場」を継続するために必要な事項についてグループワークを行ったと記載されていますが、どのような結論に至ったのか、差し支えなければご教授いただけますでしょうか。
回答（口頭）	令和元年度は18名に参加いただいたが、グループワークに慣れていない参加者が多く一定の方向性を見出せるまでには議論が深まりませんでした。参加した介護予防サポーターからは「地域で活動したいが、どう活動できるかわからない」「地域で活動している方の具体的な活動を知りたい」等の要望がありました。
質問（書面）	横手市生涯現役促進協議会の事業における活動内容について、事前のお伺い事項の回答によりご教授いただきましたが、活動実績（平成30年度から現在までの業種ごとのマッチング実績等）について、ご教授いただけますでしょうか。
	平成30年度、国（厚生労働省）の採択を受け、国からの受託事業として事業を開始しました。事業の趣旨・目的については、市内の「働く場」を維持・発展させていくため、人口の35%を占める高齢者（55歳以上の方）の就業意欲を促進し、就業へ誘導することで、事業主へ高齢者雇用の有効性を認識していただき、高齢者雇用の増が現役従業員の就

	<p>業環境や人材不足の改善に繋がることによる、生涯現役社会の実現に向けた地域社会全体の機運醸成を目指しています。</p> <p>事務局は横手市商工会議所に設け、専任職員が2名おります。毎年、総会を開催し、事業計画の策定も行っています。</p> <p>活動としては、高齢者の雇用を希望する企業と就業希望の高齢者のマッチングのため、セミナーを開催したり、専任職員が毎日市内の企業を訪れ、当該事業内容の周知や高齢者の雇用に係る不安解消のためのレクチャー等を行っています。</p> <p>令和元年度の活動実績としては下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所向けセミナーの開催：年2回 ・高齢者向けセミナーの開催：年3回 <p>他、セミナー中、個別の相談や、一般就労者向けセミナーに55歳以上の方専用のブース設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業に繋がった人数：4人（令和元年度）※平成30年度は5人 ・就業先の業種：清掃、販売、経理 <p>※平成30年度の事業開始から、介護の業種で就業に繋がったケースはありません。</p>
質問（口頭）	就業に繋がった人の年齢層について教えてください。
回答（口頭）	就業に繋がった人は60歳～65歳の方です。
質問（口頭）	就業希望者が採用された場合、給料の負担は誰が行いますか。
回答（口頭）	雇用形態（正社員・アルバイト）に関わらず、採用した民間事業者が負担します。
質問（口頭）	当該事業で就業できた方や採用企業に対し、アフターフォローは行っていますか。
回答（口頭）	採用された方や企業に対して、採用後に個別のアフターフォローは行っていません。就業になかなか結び付かない就業希望者へのアドバイス等の支援は行っています。
質問（口頭）	専任職員はどのような経歴を歩まれてきた方なのでしょうか。
回答（口頭）	専任職員は男女各1名です。男性は小売り、飲食等の業種を経験し、施設の経営者も経験された方です。
質問（口頭）	2人の専任職員以外で、当該事業に関わっている職員はいますか。
回答（口頭）	商工会議所には兼任職員がいます。
質問（口頭）	専任職員から市に対して要望等がありますか。
回答（口頭）	当該事業の周知を図るためのチラシ配布や市報への掲載をお願いされることがあります。
質問（書面）	当該事業に参加している企業の数や業種の内訳等について、ご教授いただけますでしょうか。

回答（口頭）	<p>事業への参加は企業向けセミナーへの参加を意味しますが、年に2回行われている企業向けセミナーにおいて、平成30年度は20社、令和元年度は36社が参加しました。</p> <p>業種については、小売り、飲食、福祉、建設等、幅広い業種から参加いただいています。</p>
質問（口頭）	<p>セミナーに参加した介護事業所数や規模を教えてください。</p>
回答（口頭）	<ul style="list-style-type: none"> ・企業向けセミナーへ参加した介護事業所の数 平成30年度：0 令和元年度：2 ・令和元年度の企業向けセミナーへ参加した介護事業所の規模 A社 従業員数 52人（男12、女40） 受入人数 老人ホーム居所24R、通所介護定員25人、訪問介護可能な限り B社 従業員数 19人（男女比把握できず） 受入人数 グループホーム18人
質問（書面）	<p>これまでに就業を希望された市民の属性（性別、年齢等）や人数について、ご教授いただけますでしょうか。</p>
回答（口頭）	<p>市民からは、商工会議所内に設けている常設の相談窓口へ月に15件ほど相談が寄せられています。相談者の性別や年齢は把握していませんが、職員の感覚的には男女比は半々、年齢は60歳～65歳くらいの方が多いようです。</p>
質問（書面）	<p>当該事業に企業や市民が参加するにあたり、募集や周知はどのように行っていますでしょうか。</p>
回答（口頭）	<p>企業の参加を募集するに当たっては、商工会議所の会員のうち高齢者を雇用できる可能性が高い企業（規模等を考慮）へのダイレクトメール送付や、ホームページを活用し募集を行っています。</p> <p>市民の参加を募集するに当たっては、市内の公共施設等に当該事業のチラシを設置したり、高齢者向けセミナーが開催される際は、市広報誌（全戸配布）に記事を掲載し募集・周知を図っています。</p>
質問（口頭）	<p>市内在住の定年予定の方を把握し、当該事業のチラシを直接送付、または市内の全企業に対し、定年する職員に当該事業のチラシを配布してもらうことは可能でしょうか。</p>
回答（口頭）	<p>市内に5,000ほど企業があり、また市としては若年者の就労支援をメインに考えているので、なかなか厳しいと思います。ただ、商工会議所の会員向けに、例えば、会報に記事を載せたり、チラシの折り込みはできるかもしれません。</p>

	参考情報ですが、市内の 5,000 企業のうち、商工会議所の会員は 1,110、商工会の会員は 2,431、他は商工会議所や商工会に登録していない企業になります。
質問（口頭）	実際に市民は何を見て相談に訪れることが多いのでしょうか。
回答（口頭）	市の各施設、例えば Y ² ぷらざや公民館等に設置したチラシであったり、実際にアンケートに答えていただいた方が来所されることが多いです。
質問（書面）	当該事業に企業や市民の参加を促進するために、工夫していること等は何がありますでしょうか。
回答（口頭）	<p>企業の参加を促進するために工夫している点としては、高齢者を雇用する可能性の高い、ある程度の規模の企業に絞ってダイレクトメールを送っている点、ホームページの活用です。</p> <p>専属職員の 2 名は、ハローワークと協力して毎日数社の企業を訪問し、就業規則の改正が必要であれば社会保険労務士へ繋いだり、アドバイスを行っています。</p> <p>例えば、若い人への周知ですと、SNS の活用等が考えられると思いますが、当該事業の対象者（55 歳以上の高齢者）ですと全戸配布される市報（紙媒体）の方が、対象者は見る機会が多いのではないかと考えています。</p> <p>市民の参加について工夫していることについては、ハローワークへ当該事業の対象者が求職活動に訪れた際には、当該事業のチラシを配って欲しいとお願いしていることが挙げられます。</p>
質問（口頭）	ある程度の規模とは、介護事業所では従業員数等がどれくらいのところになるのでしょうか。
回答（口頭）	<p>ダイレクトメールを送付した介護事業所は、前述したとおりです。</p> <p>A 社 従業員数 52 人（男 12、女 40） 受入人数 老人ホーム居所 24R、通所介護定員 25 人、訪問介護可能な限り</p> <p>B 社 従業員数 19 人（男女比把握できず） 受入人数 グループホーム 18 人</p>
質問（口頭）	企業が当該事業に参加するメリットはなんのでしょうか。
回答（口頭）	例えば、大工さん、建築業界は経験が大事になってきます。経験がある方を雇用すると、若い人を雇用するよりも教育に係るお金、人件費が安く済みますので、企業にとってはメリットになると思います。
質問（書面）	横手市生涯現役促進協議会のホームページによれば、今年の 8 月～9 月に 55 歳以上のシニアと企業に対し、現状把握のためのアンケート調査を行ったと記載されていますが、差し支えなければ調査結果について、

	ご教授いただけますでしょうか。(事前のお伺い事項のご回答でご教授いただいたアンケート結果が、上記の調査に該当するのでしょうか。)
回答(口頭)	<p>高齢者向けのアンケートは、市内の高齢者が多く集まる施設(シルバー人材センター、サンサン横手、顧客利便施設こうじ庵、本市が商工会議所に対し指定管理をお願いしている施設、老人クラブの総会(総会参加者の多くは80代で当該事業が想定している年齢層よりも高かったため、平成30年度だけ実施)等)で行いました。</p> <p>アンケート内容としては、働く意欲、今後勤める予定、何歳まで働きたいか、働きたい理由、収入の希望額等を聞いています。</p> <p>アンケート結果の詳細については、後日メールでお送りします。(受領済み)</p>
質問(口頭)	令和2年度のアンケートは何名から回答を得たのでしょうか。また回答者の年齢について、ご教授ください。
回答(口頭)	令和2年度のアンケートは97名から回答を得ました。回答者の平均年齢は69歳です。
質問(書面)	横手市生涯現役促進協議会のホームページによれば、貴市が会員に名を連ねていますが、貴市の関わり、また貴市市民福祉部の関わりについて、ご教授いただけますでしょうか。
回答(口頭)	<p>本市の関わりとしては、平成30年度の当協議会発足時、本市が関係機関等との調整役を担い、国へのプレゼン、エントリーのかじ取り等も行いました。また、現在、当協議会の会長は本市商工観光部長が兼ねていますし、事務的な業務の一部も担っています。</p> <p>当該事業の目標数値や事業計画は、当協議会の専任職員と市の担当者がやりとりしながら決定し、本市の意見を尊重していただいています。</p> <p>本市市民福祉部は、当該事業にノータッチです。</p>
質問(口頭)	国の委託事業にエントリーした経緯を教えてください。
回答(口頭)	<p>当該事業は国から協議会への委託事業ですから、専任職員の給料等、活動にかかる経費は全て国が負担しています。本市や商工会議所、協議会が負担しなければいけない経費等はありません。</p> <p>当初、商工会議所には定年前後の方の労働力をもっと活用した方が良いという意識と、当協議会の発足、運営にあたり金銭的な負担が不要であることから、市に対して当該事業にエントリーして欲しい旨の依頼がありました。本市としては、若年者の就労支援や移住支援に特に力を入れていましたが、商工会議所からの依頼、費用負担が不要であったことから、参加することになりました。現在は、高年齢者確保計画を作成し、当該事業の対象者の就労支援も重要であると認識しています。</p>
質問(口頭)	当該事業の目標件数を教えてください。

回答（口頭）	目標件数は、年に3回開催される高齢者向けセミナーで、各回2人の採用です。年に6人の採用となりますが、令和元年度は4名採用でしたので、目標へは2名届きませんでした。
質問（書面）	横手市生涯現役促進協議会のホームページによれば、横手市社会福祉協議会が会員に名を連ねていますが、横手市社会福祉協議会が担う役割や活動実績について、ご教授いただけますでしょうか。
回答（口頭）	当協議会の会員である社会福祉協議会の役割についてですが、当協議会発足1年目（平成30年度）は、就労に繋がる方の発掘のため社会福祉協議会に協力していただきました。具体的には、いきいきサロン、老人クラブの活動者に、当該事業の対象者になり得る方が多くいると推測し、アプローチを手伝ってもらいました。しかし、その思惑を外れ、前述の団体等で活動されている方の年齢は80代がメインでしたので、当該事業のメインターゲットより年齢層が高く、成果には繋がりませんでした。2年目以降、現在は、社会福祉協議会には年に1度の総会への参加はお願いしていますが、事業への関わりは特にない状態です。
質問（書面）	事前のお伺い事項のご回答で、当該事業の介護分野における課題として「介護事業所の求人件数に比べ、高齢者の介護業界への求職希望者は少なく、マッチングに苦慮している」とお伺いしました。高齢者の求職希望者が少ない理由としては「高齢者は介護業界への就業についてはイメージ（大変そう）が先行し、敬遠されることが多いこと」、その改善のためには、高齢者が行える仕事の棚卸と、高齢者の介護事業へのイメージ変革が必要であると理解しました。高齢者で行える仕事の棚卸を支援した実績、また支援するとした際に困難なこと等の想定がありましたら、ご教授いただけますでしょうか。
回答（口頭）	質問文として記載いただいたことは、そのとおりだと考えています。介護現場は間違いなく人手不足の状態、市内の業種としては建設と並び、人手不足が深刻な業種の1つだと考えています。一定数の介護事業所から当該事業へも継続的に参加いただいておりますが、介護業界への就業に繋がらない大きな理由としては、就業希望の高齢者が介護業界を希望しないこと、経験者ですら介護業界を希望しない状態であることだと思います。なぜ希望しないのかというと、施設等の利用者を介護する業務自体が大変であること、また、そのイメージが強いことにあると思います。例えば、当該事業2年目（令和元年度）にセミナーの一環で職場体験バスツアーを行いました。職場体験の業種は、介護事業所、スーパー、ホテルを選択したのですが、やはり現場を見て業務の説明を受けた参加者からは介護事業所が大変であると認識したようでした。介護事業所には、介護以外にも、清掃や調理の仕事もありますが、そういつ

	<p>た仕事の求人が出た際は、就業希望者へ紹介したいと思っています。</p> <p>また、介護事業所もできるだけ若い方を希望している場合が多いと考えられますので、仕事の棚卸（高齢者に担ってもらう業務の切り分け）自体が介護事業所にとっては負担となっていて、棚卸を行う労力をかけてまでは・・・と感じている事業所が多いようです。</p>
質問（書面）	<p>当該事業を運営している中で、今後の改善点等がありましたら、ご教授いただけますでしょうか。</p>
回答（口頭）	<p>当協議会は、平成30年度の発足から令和2年度末で3年が経ちます。第1期の3年が経ち一区切りとなります。まだ確定ではありませんが、来年度4年目も引き続き事業が行えるよう、エントリーする予定です。</p> <p>国（厚生労働省）へのエントリーにあたり、これまで効果的だったもの、効果的じゃないものの棲み分けが必要になると考えています。つい先日、秋田県労働局から連絡があり、4年目以降に行う新規の取組みについて、しっかり考える必要がある旨、助言をいただきました。</p> <p>今後の運営する上での改善点としては、シルバー人材センターとの関係があると思っています。以前、就業に繋がった方がシルバー人材センターの登録者だったことで、シルバー人材センターとトラブルになったことがありました。高齢者向けセミナーについては、シルバー人材センターに業務を委任等した方が良いのかなとも思っています。ちなみに、その一件以降、シルバー人材センターの会員には手を出していない状態です。</p>
質問（口頭）	<p>シルバー人材センターの利用は平均賃金以下で働く場合があるため、定年前後の方、仕事をしてお金を稼ぐことを主目的にしている方にとっては、当該事業に対し、より魅力を感じるのではないかと思います。シルバー人材センター利用者と当該事業の参加者の動機の違い等について、どのようにお考えでしょうか。</p>
回答（口頭）	<p>参加される方の動機等の違いは確かにあると思います。シルバー人材センターは認知度が非常に高い一方で、労働時間の上限が月80時間と決まっていたり、利用者が会費を払わなければいけないことから、お金を稼ぐことを主目的と考えるとメリットが比較的乏しい制度ではあると思います。例えば、利用者の中には、センター内でのサークル活動をしたいがために利用している人も一定数いると聞いております。当協議会は、正職員として採用される可能性があるため、やはり金銭的な利点はあると考えられます。</p>

高齢者介護・福祉

質問（書面）	「横手市高齢者センター」と「幸福会館」は、市民の趣味の活動やサ
--------	---------------------------------

	<p>ークル活動等のために利用が出来る場として貴市ホームページにおいて紹介されておりますが、これらにおける次の事項についてお伺いしたく存じます。</p> <p>①主な利用実績（どのような用途で利用されることが多いのか等）</p>
回答（書面）	<p>高齢者センター：主に 65 歳以上の方の趣味の活動や、サークル活動のために、月平均 500 人程度が利用（活動内容：体操、陶芸、囲碁、将棋、カラオケ、押絵など）。</p> <p>幸福会館：主に 65 歳以上の方の趣味の活動や、サークル活動のために、月平均 200 人程度が利用（活動内容：陶芸、囲碁、将棋、体操など）。その他、学童保育（月平均 350 人）や乳幼児健診・会議等（月平均 80 人）といった市の事業実施のために利用されている。</p> <p>※市役所十文字庁舎の建て替えに伴い、幸福会館は R2.10 月末で閉館。サークル等の団体は、新十文字庁舎内の十文字コミュニティセンターへ活動拠点を移した（学童保育は十文字文化センターへ移転）。</p>
質問（書面）	②利用者の年齢・性別・居住圏域のデータ、あるいは傾向
回答（書面）	<p>高齢者センター：主に 65 歳以上・性別不明・横手地域在住者</p> <p>幸福会館：主に 65 歳以上・性別不明・十文字地域在住者</p> <p>幸福会館（学童保育）：小学 1～3 年生児童・十文字地域在住者</p>
質問（書面）	③市民が集う活動において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためにどのような策を講じているか。
回答（書面）	<p>市で定めた「公共施設における利用制限」の基準に従い対応策を講じている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. マスク着用、手指消毒、手洗いの徹底 2. 体調管理の徹底（使用前にチェックリストにより健康状態等を確認） 3. 全員分の施設使用者名簿の提出 4. 3 密回避の工夫徹底 5. 1 時間ごとの換気徹底 6. 使用後の物品や会場設備の消毒徹底
質問（書面）	<p>高齢者の介護をめぐっては、介護者同士が集う場を設ける等の、介護者の負担を軽減する取組が全国的に推進されています。貴市におかれても、同様に介護者の負担の増大といった問題は生じているとお考えになりますでしょうか。また、その対策として行われている事業等がございましたら、ご教授いただけますでしょうか。</p>
回答（書面）	<p>当市では、社会福祉協議会へ委託する形で「家族介護者交流事業」を H29 年度まで実施しておりましたが、H30 年度以降は、市からの委託ではなく社会福祉協議会の自主事業として実施されています。</p> <p>H29 年度までは、家族介護者のみを対象としたつどいの場を月 1 回開</p>

	<p>催しておりましたが、H30年度より対象者を限定せず、誰でも気軽に立ち寄ることのできるカフェ形式へ変更したところ、子どもから高齢者まで、幅広い年代の市民が交流できる場となり、家族介護者にとって心の支えとなる良い機会であると好評をいただいております。</p> <p>また、市では、在宅で重度の要介護者を介護する家族へ、紙おむつ等を購入できる金券を交付する「介護用品支給券支給事業」を実施し、介護者の負担軽減を図っております。</p>
質問（書面）	<p>横手市シルバー人材センターは、就労を希望する高齢者に対して軽易な就労の機会を斡旋されていると伺っております。そこで、これにおける、次の事項についてお伺いしたく存じます。</p> <p>①シルバー人材センターとの連携の中で、あるいは独自の事業として、高齢者の就労機会の確保のために貴市が取組を行われていることがありましたら、ご教授ください。</p>
回答（書面）	<p>年2回、一般求職者の方々へ就職機会を提供し、また企業の人材確保を支援するため「横手市就職面接会・企業説明会」を開催しています。その際にセンター職員を派遣いただき説明会での相談業務をお願いしています。</p>
質問（書面）	②主な利用実績（どのような職種に斡旋されることが多いのか等）
回答（書面）	<p>厚生労働省職業分類 運搬・清掃・包装等の職業のうち、具体的には、事業所や施設等の清掃作業、冬囲い作業、草刈り作業の割合が多くなっています。</p>
質問（書面）	③利用者の年齢・性別・居住圏域のデータ、あるいは傾向
回答（書面）	<p>事業所、個人からの受注がありますが、年齢・性別については把握していません。利用者の所在圏域については、横手地域が圧倒的に多くなっています。</p>
質問（書面）	<p>全国的に、介護の担い手の心理的・経済的負担が増大していることが問題視されています。貴市におかれては介護用品支給券支給事業等で介護の担い手の支援を行われていると存じておりますが、現在も以上は市の問題となっているとお考えになりますでしょうか。</p>
回答（書面）	<p>R2.9月末時点での認定者数は、要介護3＝1,137人、要介護4＝917人、要介護5＝947人、計3,001人であり、そのうち在宅で介護を受けている方は、要介護3＝698人（61.3%）、要介護4＝448人（48.8%）、要介護5＝393人（41.4%）、計1,539人（51.2%）となっています（ショートステイ長期利用者を含む）。</p> <p>R2年度の介護用品支給券支給事業については、要介護3～5の方を在宅で介護する家族等であり、要介護者・介護者ともに所得税非課税者が均等割のみ課税世帯という、いわゆる低所得者を対象としていますが、</p>

	<p>所得以外の要件を満たした申請 443 件中、所得税課税世帯のため対象外となったものが 89 件 (20.0%)、支給対象ではあるものの均等割課税世帯が 78 件 (17.6%) であり、一般的に低所得と判断される所得税非課税世帯は全体の 62.4%となっております。</p> <p>R 2.6～7月に実施した、居宅介護支援事業所アンケートでは、所得要件の緩和や、使用対象品目の拡大などを求める意見が寄せられましたが、当事業が、「寝たきり高齢者等への紙おむつ支給」を起源とし、重度要介護者を介護する低所得家族等への支援であることを考えると、真に必要なとしている方への支援は充足しているものと考えられます。</p> <p>介護にかかる経済的支援としては、高齢介護サービス費の支給や、おむつ代が所得税の医療費控除の対象として認められることなども挙げられます。</p> <p>価値観やライフスタイルの多様化により、在宅介護の担い手の心理的・経済的負担が増大傾向にある可能性は考えられますが、実際のところは把握しておりません。</p>
質問(書面)	<p>8つの日常生活圏域(横手、増田、平鹿、雄物川、大森、十文字、山内、大雄)において、それぞれの高齢者の通いの場として機能している施設についてご教授いただけますでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>横手：朝日ヶ丘児童センター、高齢者センター、各町内会館 増田：各交流センター、各町内会館 平鹿：ゆとり館、平鹿就業改善センター、各町内会館 雄物川：雄物川就業改善センター、各公民館、各町内会館 大森：コミュニティセンター、各公民館、各町内会館 十文字：コミュニティセンター、各町内会館 山内：各公民館、各町内会館、ゆうらく館 大雄：コミュニティ交流センター、各町内会館 など</p>
質問(書面)	<p>貴市においては、全地域に共通して高齢者の通いの場が不足していることが問題となっておりとお伺いしましたが、8つの日常生活圏域間において、その問題の大きさや形態に違いはあるのでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>R 1 年度の通いの場についての調査結果によると、地域ごとの通いの場(健康の駅、生涯学習サークル、いきいきサロン)の数は次のとおりとなります。</p> <p>横手：164 (1 団体当たり 75 人) 増田：29 (1 団体当たり 96 人) 平鹿：43 (1 団体当たり 109 人) 雄物川：18 (1 団体当たり 195 人)</p>

	<p>大森：38（1団体当たり66人） 十字字：27（1団体当たり168人） 山内：17（1団体当たり84人） 大雄：22（1団体当たり82人）</p> <p>通いの場が少ない地域は雄物川と十字字ですが、参加者数や開催頻度、参加者の身体レベル、参加者の満足度等、介護予防や健康づくりへの影響を与える様々な要素について把握していない部分もあるため、いちがいに通いの場の数だけで充足状況を比較できるものではないと考えます。</p> <p>通いの場については、「開催場所までの移動手段がなく参加できない」「歩いて行ける範囲に通いの場ない」といった意見もあり、担い手確保が課題となる中、数を増やすことだけではなく、移動手段支援策と併せて検討する必要があります。</p> <p>第8期においては、通いの場運営と移動支援を一体的に行う団体等へ補助金を交付する「訪問D」（地域支援事業）の実施に向けて、生活支援体制整備事業における地域協議体と連携し、地域のニーズ調査や担い手の発掘等を行っていきたいと考えています。</p>
質問(書面)	<p>貴市の生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターは、どのような資格・職種を有する方が担当されているのでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>第1層コーディネーター1名、エリアマネージャー3名＝社協職員(全員CSW)</p> <p>第2層推進員(14名)</p> <p>横手：いきいきサロン世話人、主任児童委員 増田：共助体代表、商工会職員 平鹿：地区会議代表、JA助け合い組織、元社協職員 雄物川：福祉協力員 大森：共助組織代表、地区交流センター代表 十字字：民間企業代表 山内：ケアマネ、JA職員 大雄：福祉協力員</p>

障がい福祉

質問(書面)	<p>貴市の現状において、障がい児の就学前の教育相談の充実や教育相談の充実、療育に関する相談支援体制の充実、就労に関する相談支援等各分野ごとに相談窓口を整備していると認識していますが、障がい者及び障がい児の相談支援体制においては療育、教育、労働等を一括して相談できる窓口を設置することで、ニーズを的確に把握し、相談者に必要な</p>
--------	--

	<p>支援に繋げられることや、手続き上の煩雑さの軽減が図られるのではないかと考えています。そうした障がい者や障がい児に関する相談窓口を一括して設けることについてどのようにお考えでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>市では、障がいに関するすべての相談を3法人に委託しております。また、合計10カ所の窓口には相談支援専門員や精神保健福祉士、社会福祉士が配置されており、課題の解決に努めております。そこで解決が困難な時は、保健師や教育機関、公共職業安定所と連携して対応しております。</p> <p>一括して相談できる窓口があれば、利用者がどこに相談すべきか迷うこともなく、複合的な課題にも対応できることになり、サービスの向上につながると思います。</p> <p>今後、障がい分野に限らず、より包括的な総合相談窓口が必要と考えております。そのための初期段階として障がい者、障がい児の総合的・専門的窓口である基幹相談センターの設置を目指しています。</p>
質問(書面)	<p>障害者の工賃を向上させるために具体的に何か取組は行っているのでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>障害者優先調達推進法の定めにより、障がい者就労施設からの物品等の調達について市役所内部へ向け、年2回庁内掲示板にて依頼しています。</p> <p>今後、各部署で切り分けることで受託可能な作業等がないか調査を行い、調達を働きかけます。</p> <p>具体的な取組について、何かご提案いただければ幸いです。</p>
質問(書面)	<p>労働意欲を有するが、働いていない障害者に対してどのような支援及びアプローチを行っているのでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>労働意欲が有り、相談があった障がい者に対しては、公共職業安定所と就労移行支援事業所が連携して、定期的な働きかけを行っています。意欲があっても通える範囲に会社がない、職種がない、医師から止められているなど様々な理由から働いていない障がい者に対して、段階に応じて会社とのマッチングや面接会・会社訪問への同行、求職活動や職場体験実習を通して就労へつなげるよう支援しています。</p>
質問(書面)	<p>※最後に、横手市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画施策整理シートについてお伺いいたします。</p> <p>④2ページ15番(新番)において、課題として療育にあたってのプログラムを作成していないことが挙げられていますが、その療育プログ</p>

	ラムとは具体的にどのようなものなのでしょうか。また、当該プログラムは、災害時における療育計画等も含むものなのでしょうか。
回答(書面)	<p>市では療育にあたってのプログラムは作成していません。サービス事業者が作成する個別支援計画がそれに当たると考えますが、災害時については含まれておりません。</p> <p>個別支援計画は、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画を受けて、サービス事業所の中での取組について具体的に掘り下げて計画を作成するものです。</p> <p>主な様式：状態像、ニーズ、主目標・達成時期、個別目標・達成時期、支援内容</p>
質問(書面)	9ページ67番(新番)において、教員研修、研究の充実を図っていますが、具体的な方法や内容はどのようなものなのでしょうか。
回答(書面)	特別支援教育については、学校からの要請による訪問やセミナー研修、スキルアップ授業研修、特別支援教育支援員配置校研修など障がいの種別毎、自主活動についての指導など様々な研修の機会が設けられています。
質問(書面)	10ページ73番(新番)において、市民の方々や企業に対して障がいの啓発活動を促進することが挙げられていますが、労働者に対して理解促進を行う取り組みは行っているのでしょうか。その具体的な内容や方法や内容についてご教授いただけますでしょうか。
回答(書面)	<p>障がいに関する基本的な知識と特性を理解して、できる範囲で障がい者への配慮や手助けを行うことができるよう障害者サポーター養成講座を開催します。</p> <p>今年度から民生児童委員や精神保健福祉協会の研修会として60分程度の講座が行われています。</p> <p>また、外見では障がいがあるとわからなくても援助や配慮を必要としている方が周囲の援助が得やすくなるように、ヘルプマークやヘルプカードを平成29年12月から配布しています。</p>
質問(口頭)	基幹相談支援センター課題についてご教授いただけますでしょうか。
回答(口頭)	障がい者に対する総合的な相談窓口であると認識しています。計画相談支援事業所は障がいの種別に関わらず支援することが求められていますが、事業所によって特色があり、必ずしも3障がい全てに対応している事業所ばかりではありません。人材の確保が課題であると認識しています。
質問(口頭)	基幹相談支援センターの業務についてご教授いただけますでしょうか。

	か。
回答(口頭)	基幹相談支援センターの主な業務として、市として求めるものとして自立支援協議会の運営や関係者間でのケア会議の開催による困難事例対応の実績の蓄積、緊急時の対応が挙げられます。
質問(口頭)	基幹相談支援センターにおいて担当者制やメンター制を導入し、その役割を市の職員が担うことを考えていますが、この点についてご意見をご教授いただけますでしょうか。
回答(口頭)	相談支援専門員基幹相談支援センター機能の代わりに地域生活支援拠点コーディネーターを配置しています。また、市の職員は事務職であるため、相談の内容によっては対応することが難しいこともあります。障がい者は担当者が代わると相談窓口に足を運ばなくなる可能性があります。それは、担当者が代わることによる心理的不安や信頼関係を新たに構築しなければならなくなるのが原因として考えられます。
質問(口頭)	相談支援専門員を募集するに当たり待遇を優遇する等のインセンティブ措置を講じているのでしょうか。
回答(口頭)	特段インセンティブ措置は講じていません。
質問(口頭)	労働相談等、窓口で足を運んだ場合、対応する職員は固定されているのでしょうか。
回答(口頭)	対応する職員が障がい者ごとに固定されているわけではありません。また、担当者が配置されるわけでもありません。
質問(口頭)	障がい者の工賃の報酬単価を上げることについて、ご教授いただけますでしょうか。
回答(口頭)	障がい者の工賃の報酬単価を向上させることは難しいと認識しています。特に就労支援 B 型の場合、個人の作業能力に一定の制約ある場合が多く、作業できる範囲が限定される可能性があります。
質問(口頭)	横手市独自の共同受注窓口を設置すること等は考えているのでしょうか。
回答(口頭)	横手市独自の共同受注窓口を設置について、議題として挙げられたことはあります。しかし、共同受注窓口を設置した場合、大口の受注に対応できるかということが指摘されました。今後更に検討をしていく必要があると認識しています。
質問(口頭)	障がいの理解促進のために、Y ² ぷらざを活用しているのでしょうか。
回答(口頭)	サマーフェスティバルで、障がい者がその一区画で物品等を販売するイベントを今年度開催予定していましたが、中止となりました。また、毎年の障がい者週間に Y ² ぷらざの一区画において障がい者が制作した

	絵画等の芸術作品を展示することを計画しています。								
質問(口頭)	Y ² ぶらぎ内の喫茶店において障がい者を雇用することでより、障がいを身近に感じることができると考えていますが、この点についてご意見をご教授いただけますでしょうか。								
回答(口頭)	Y ² ぶらぎ内の喫茶店は、就労支援センター「グリーン」で運営している障がい者の就労支援の場で、障がいを持った方が働いています。								
質問(口頭)	貴市において、作成を予定している療育プログラムですが、課題などがあればご教授いただけますでしょうか。								
回答(口頭)	教育委員会で行っている療育プログラムは高校1年生になり次第終了するものです。そのため、高校卒業後の社会に出た場合に、社会にうまく適応できない状況などでも療育プログラムを引継ぐことが難しくなることが課題として考えられます。								
質問(口頭)	医療的ケア児の災害時における個別避難計画は作成しているのでしょうか。								
回答(口頭)	市では現状では特段作成はしていません。								
質問(書面)	「市では障がいに関するすべての相談を3法人に委託している」とご回答いただきましたが、その3法人とは具体的にどの法人なのかご教授いただけますでしょうか。								
回答(書面)	(社会福祉課障がい福祉係回答) 社会医療法人 興生会 地域生活支援センターのぞみ 社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団 阿桜園 社会福祉法人 横手市社会福祉協議会								
質問(書面)	3法人では、それぞれどのような相談を受けているのでしょうか。3法人が受託している「すべての相談」には、教育相談や療育相談、就労等の労働に関する相談、その他障がい者の悩み等も含まれているのでしょうか。								
回答(書面)	(社会福祉課障がい福祉係回答) 令和元年度集計(3法人) 1:相談支援を利用した障がい者等の人数(年間)								
		実人員	身体障がい	重症心身障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	高次脳機能障がい	その他
障がい児		39	1	0	30	0	1	0	7

障がい者	1958	32	0	194	1524	87	18	104						
計	1997	33	0	224	1524	88	18	111						
2：上記の支援方法														
	訪問	来所相談	同行	電話相談	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	計					
件数	962	639	179	2877	18	30	858	843	6406					
3：上記の支援内容														
	福祉サービスの利用に関する支援	障がいや健康の理由に関する支援	が健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就業に関する支援	社会参加・余活に関する支援	権利擁護に関する支援	苦情に関する支援	その他	計
件数	2246	489	1107	2097	23	408	362	435	426	1271	22	12	286	915
質問(書面)	「合計 10 カ所の窓口には相談支援専門員や精神保健福祉士、社会福祉士が配置されており、課題の解決に努めている」とご回答いただきましたが、その 10 カ所の窓口とはそれぞれどこに設置されているのかご教授いただけますでしょうか。													
回答(書面)	(社会福祉課障がい福祉係回答) 社会医療法人 興生会 地域生活支援センターのぞみ 社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団 阿桜園 社会福祉法人 横手市社会福祉協議会 横手福祉センター、増田福祉センター、平鹿福祉センター、雄物川福祉センター、大森福祉センター、十文字福祉センター、山内福祉センター、大雄福祉センター													
質問(書面)	上記 3 法人にすべての相談を委託している上に、更に、基幹相談支援センターを新たに設置する理由についてご教授いただけますでしょうか。													

<p>回答(書面)</p>	<p>(社会福祉課障がい福祉係回答)</p> <p>3法人それぞれに課題解決に努めていますが、中心となって指導や指示または調整する役割が必要です。市の障がい福祉相談員がその役目を担うべきですが、募集しても応募がない状況です。その代わりに地域生活支援拠点整備コーディネーターを配置して、相談支援事業所への専門的指導や資質の向上のための事例検討などを行っています。</p> <p>拠点の整備も来年度で一区切りと考えており、その後もコーディネーター的機能として基幹相談センターが必要だと考えております。</p>
<p>質問(書面)</p>	<p>まちづくり推進部市民サービス課及び横手市社会福祉協議会において、障がい者も利用することができる総合相談窓口が設置されている上に、更に基幹相談支援センターを新たに設置する理由について、基幹相談支援センターとまちづくり推進部市民サービス課、横手市社会福祉協議会の総合相談窓口の違いも含めて、ご教授いただけますでしょうか。</p>
<p>回答(書面)</p>	<p>(社会福祉課障がい福祉係回答)</p> <p>まちづくり推進部市民サービス課及び横手市社会福祉協議会では幅広く相談を受けますが、必ずしも専門職が配置されておらず、専門機関へのつながりが主な業務となります。</p> <p>基幹相談センターは専門機関への助言指導や困難事例の蓄積など中核的役割と、より高度な対応が必要な場合の実施機関としての役割を担うこととなります。</p>
<p>質問(書面)</p>	<p>通園、通学先の相談体制の拡充が望まれていると認識しています(ハートフルプラン43頁)が、その理由についてご教授いただけますでしょうか。</p>
<p>回答(書面)</p>	<p>(社会福祉課 障がい担当回答)</p> <p>近年保護者からの相談内容が多様化するとともに相談件数も増加しています。より市民のニーズに応じた支援が可能となるよう相談体制の拡充が望まれています。</p>
<p>質問(書面)</p>	<p>基幹相談支援センター設置にあたって、どの程度設置(各地域に対する設置数)する予定なのか、設置する際の課題についてご教授いただけますでしょうか。また、基幹相談支援センターの業務の具体的な内容についてご教授いただけますでしょうか。</p>
<p>回答(書面)</p>	<p>(社会福祉課 障がい担当回答)</p> <p>市内に1カ所の設置を目指しています。障がい者に対する総合的・専門的な相談支援と地域の相談支援事業者に対して専門的な指導や助言、人材育成のサポートなど地域の相談支援の中核的役割を担います。</p> <p>市では、その他に自立支援協議会の運営や困難事例(虐待や緊急時対</p>

	<p>応など) への対応としてケア会議の開催や処遇方針の決定なども業務と考えております。</p>
質問(書面)	<p>工賃を向上させるためには、工賃の報酬単価を向上させることではなく、共同受注窓口を設けて、受注量を拡大し、障がい者の工賃向上を図ることが必要であると考えていますが、その点どのようにお考えでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>(社会福祉課 障がい担当回答)</p> <p>現状では、工賃単価を向上させることは非常に難しいです。県で共同受注窓口を設けていますが、少しずつ仕事の問い合わせが寄せられ、発注依頼につながっているようです。</p> <p>ただ登録施設になるためには、年会費 14,000 円+定員数×100 円を支払い会員になる必要がありますが、数件の依頼しかないのが現状です。受託している県社協によると窓口の周知が課題となっているようです。</p>

子ども・子育て支援

質問(書面)	<p>放課後児童クラブについて、『第2期横手市子ども・子育て支援事業計画』によると、小学校区によっては、定員から溢れてしまう施設もあることがうかがえます。この問題は、児童クラブを開設する場所の狭さに起因するものでしょうか、あるいは、指導員不足によるものでしょうか。そのほかにも、本事業を実施する上での課題がありましたら、ご教授ください。</p>
回答(書面)	<ul style="list-style-type: none"> ・場所と職員、両方の不足が原因。 ・場所の不足…学校の余裕教室を間借りすることが効率的な解決策。 課題：放課後児童クラブの専用として使用できる部屋の確保が困難。 ・職員の不足…待遇を改善することが有効な解決策。当市においては、平成30年度より国の補助金を活用し、賃金改善を実施。 課題：事業の性質上、午後からの勤務とせざるを得ず、働き手に対して十分な勤務時間を確保することが困難。 ・その他の課題…保育の質の向上。具体的には、障害等の事情から配慮が必要な児童への対応や、児童の持つアレルギーへの対応。 対応：職員への研修等により、保育の質の向上に努める。
回答(口頭)	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点で、利用したくてもできない人は一定数いると思われる。 ・平日14時～19時、土曜日7時～19時の間での勤務となり、フルタイムで働きたい人には向いていない。勤務時間の是正について要望がある。…夫が働いていて、自身はパートで働きたいという40～50代女性が多い。 ・横手地域では、放課後児童支援員50人のうち、男性1名、女性49名

	<p>という構成である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PC を使えない人が多く、日誌などは手書きで作成している。予算や機器等の扱いの問題があり、現状 ICT の導入は難しいと思われる。 ・秋田県や秋田県児童館等連絡協議会が実施する外部研修（支援員としての資質を養成する）を活用して職員の質向上を図っている。アレルギー研修などは、保健師など横手市の内部の力を使って実施できる可能性があるが、現在実施はしていない。 ・研修で学んだことを生かしたいが、人手が足りないため、イベントの企画や実施準備といった改善を行いたくてもできないという意見がある。
質問（書面）	<p>保育士の成り手を増やすには、給与や働き方など、保育士の待遇を改善することが必要であると考えております。貴市では、保育施設で働く補助員に対して、保育士になることを前提とした補助が行われていると伺いましたが、その詳細な内容についてご教授ください。また、保育士への補助について、貴市における過去の事業実績や、検討された事業がありましたらご教授ください。</p>
回答（書面）	<p>■保育補助者雇上強化補助金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短時間勤務の保育資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者を雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行うことを目的とした補助金です。 ・令和元年度では市内保育所4施設でこの補助金を活用しました。 ・保育補助者が将来的に保育士となり、継続勤務することが理想ではありますが、保育士の確保につながっていないのが現状です。
回答（口頭）	<ul style="list-style-type: none"> ・保育補助者の主な業務内容としては、雑務や掃除、消毒業務、子どもと一緒に折り紙を折るといったことが考えられる。
質問（書面）	<p>休日保育や病児保育について、現在は各保育施設の実情に応じて受入れがなされているように見受けられますが、保護者のニーズに対してどの程度の過不足がありますでしょうか。</p>
回答（書面）	<p>■休日保育について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度、休日保育を行っている施設は9施設（全35施設）あります。 ・利用実績は延べ利用者数2,165人です。（令和元年度10施設） <p>比較的利用者が多い施設でも、一日当たりの利用者数は数名程度です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日保育の利用が可能かどうかを施設の選択理由の一つとして挙げられる保護者の方もいるので、ニーズはあると感じています。しかし、実施施設が限られているため、全ての要望に応えきれてはいないかもしれません。（調査等は行っておりません）

	<p>また、休日保育を実施するという事は、それだけ保育士の労働日数が増えるということになります。全体的な保育士不足の中で、新たに、実施可能施設を増やすためには、保育士の確保が課題となってくると思われませんが、休日保育で出務した保育士は平日に代休を取得する園がほとんどのため、平日の保育士が不足になり、休日保育の実施施設が求人時に避けられる傾向があります。</p> <p>■病児保育について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度、病児保育（体調不良児対応型）を行っている施設は 13 施設（全 35 施設）あります。また、横手市内には「病児保育施設（1 施設）」と「病後児保育施設（1 施設）」があります。 <p>保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合があります。それぞれの状況にあった病児保育事業を実施しており、過不足はないものと認識しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「体調不良児対応型」：登園後に微熱を出すなど体調不良となった児童を、保護者が迎えに来るまでの間看護師、准看護師等を配置した医務室等で一時的に預かるサービスです。 ・「病児保育」：児童が病気の回復期に至らない場合であり、かつ当面の症状の急変が認められない場合において専用施設や専用スペースで一時的に預かるサービスです。 ・「病後児保育」：児童が病気の回復期であり、かつ集団保育が困難な機関において専用施設や専用スペースで一時的に預かるサービスです。
<p>質問（書面）</p>	<p>貴市で現在行われている子どもの一時預かりに関して、以下の三点をお聞きしたく存じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①保育所や幼稚園における一時預かり事業に関する保護者の利用実績（利用の多い保育施設、一時預かりを必要とする理由） ②ファミリーサポートセンターにおける一時預かりに関する保護者の利用実績(利用者数、リピート率、会員数の推移、年齢や性別など会員の特徴) ③保育所や幼稚園における一時預かり事業と、ファミリーサポートセンターの住み分けがどのようになされているか
<p>回答（書面）</p>	<p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年度上半期の利用延べ人数は 31 施設（全 35 施設）で 624 人です。

- ・一時預かりは保育所や幼稚園等に通っていない、または在籍していない乳幼児が対象となります。日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより利用される場合や里帰り出産などで一時的に利用されることが多いです。
- ・今年度はコロナ禍により利用者数は例年に比べ減少しています。

②について

- ・会員の特徴としては、ファミリー会員は未就園児の保護者が多く、ほとんどが母親です。また、サポート会員は定年退職した方や自身の子育てが落ち着いた方で、どちらも女性が多くなっています。
- ・リピート率は把握していませんが、9割方は繰り返し利用する傾向にあります。

区分	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元年度末
ファミリー会員	664人	664人	504人
サポート会員	193人	91人	95人
両方会員	30人	15人	14人
合計	887人	770人	613人

活動の内容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり及び送迎	57件	18件	7件	
保育施設までの送迎	7件	39件	-件	
学校の放課後の子どもの預かり	2件	1件	-件	
学校の送迎	99件	89件	27件	
冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	11件	10件	7件	
買い物等外出の際の子どもの預かり	79件	56件	65件	
保護者等の病気、通院、検診等	23件	8件	13件	

保護者等の短時間、 臨時的な就業時の援助	161件	151件	131件	
子どもの習い事等の 場合の援助	98件	164件	91件	
病児の預かり（通院援助 や発熱時の預かりなど）	3件	1件	-件	病児サ ポート
病後児の預かり	2件	-件	-件	
その他	10件	26件	76件	
合計	552件	563件	417件	

③について

・“住み分け”というよりは、それぞれ、制度(利用方法)が異なっていますので、どちらを選択するかは保護者次第と考えます。

*	一時預かり	ファミリー・サポート・センター
対象	就学前児童	4ヵ月～小学校6年生
日時	実施施設の開所日による	月～日、（通常）7：00～21：00
場所	実施施設	保護者と相談して決定
料金	実施施設による	時間・用途により ¥500～¥700/h
特徴	・事前に施設へ申込が必要 ・「一時預かり」実施施設 内で、在園児と同様の保育 を行う	・事前の会員登録が必要 ・サポート会員が1対1で預かる

※「一時預かり事業」は就学前児童が、在園児と同様の保育が受けられるサービスです。

質問（書面）	一時預かり専門の保育施設を設置している自治体がありますが、貴市においても一時預かりに特化した保育施設の設置が検討されたことはありますか。同様に、休日保育や病児保育に特化した保育施設の設置が検討されたことはありますか。
回答（書面）	・病児保育については上記回答のとおりです。（病児保育に特化した保育施設があります） ・休日保育や一時預かりに特化した専門の保育施設については検討したことはありません。 ・通常保育を行うための保育士人数に余裕があつてこそ、実施できる事業（サービス）だと思います。横手市の現状として保育士に余裕がある

	<p>とは言い難く、各保育施設の保育の充実・入所希望児童の受入・全市的な保育士確保が先行課題と考えております。</p>
質問（書面）	<p>保育園で働くことができる看護師確保に関して、大学の看護学部や専門学校への呼びかけも効果的と思われますが、そのような呼びかけや各種学校との連携などは行われていますでしょうか。</p>
回答（口頭）	<p>特に行っておらず、過去にも行ったことはない。</p>
質問（書面）	<p>放課後児童支援員について、職員不足が問題であり、待遇改善が解決策になるとご回答いただきましたが、賃金改善により、どの程度の職員を確保できましたでしょうか。</p>
回答（書面）	<p>全市の集計をしていないので、参考に横手地域の状況。効果が表れ始めたのは昨年度から。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度まで：おおむね毎年5～6名程度採用 ・平成30年度：6名採用（制度導入直後） ・平成31年度：10名採用 ・令和2年度：既に6名採用 →採用職員が増えつつある。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月1日時点の職員数：45人 ・平成31年4月1日時点の職員数：44人 ・令和2年4月1日時点の職員数：50人 ・現在の職員数：52人
回答（口頭）	<p>応募はハローワークを通じて行われる。理由について聞き取り調査は行っていないが、応募件数が増えていることを踏まえると、賃金改善が寄与していると推察される。</p>
質問（書面）	<p>「保育補助者雇上強化補助金」につきまして、市内保育施設でも活用されているようですが、保育補助者が保育士にならない原因としてどのような理由が考えられますでしょうか。</p>
回答（口頭）	<ul style="list-style-type: none"> ・補助者に年齢制限はないが、実際に採用されるのは自身の子育てが落ち着いてきた40～50代が多い。資格を持っていても年齢的に保育士になるのが難しかったり、資格取得を目指していても家庭等の都合により困難であったりするケースがある。 ・保育補助者がすべて保育士になりたがるわけではない。
質問（書面）	<p>子育てに関する相談窓口が「子育て応援窓口」として市内8地域に設置されておりますが、これを「子育て世代包括支援センター」として1か所に統合する予定はありますでしょうか。</p>

回答（口頭）	<ul style="list-style-type: none"> ・旧市町村ごとに「子育て応援窓口」を計8か所設置し、利用者の身近で相談できる体制になっている。 ・1か所に統合することで、業務が集中してしまう恐れがある。 ・逆に、自分の住む地域で相談しづらい場合は、他地域で相談することも可能である。
質問（書面）	<p>保育補助者に係る補助金に関して、「高齢者等活躍促進加算」が行われていると伺いましたが、この加算につきまして、保育園での適用件数や対象となった方の人数、金額、財源など、詳細をお聞きしたく存じます。</p>
回答（書面）	<p>令和元年度実績で13施設(保育所12・認定こども園1)の23人(高齢者20人(1人)・寡婦1人・障がい者2人(1人)、()内は保育補助者)で、加算額は約1,000万円です。</p> <p>財源は、おおむね国1/2 県1/4 市1/4 となります。</p>
質問（口頭）	<p>保育補助員への補助について、保育補助者雇上強化補助金のほかにもありますでしょうか。</p>
回答（口頭）	<ul style="list-style-type: none"> ・入所児童処遇特別加算→高齢者等活躍促進加算（今年から改称）：年間106万円まで補助する事業。高齢者や母子家庭の方などを雇ったときに、人件費相当の補助を給付する。 ・高齢者等活躍促進加算で雇った人材は、掃除や子どもの話し相手などを担う。年金をもらっているが、少し働きたい高齢者や、短時間勤務を希望する人など、潜在的人材を活用することもできる。 ・保育園への給付費の中に、主任保育士を補助する人に対する加算があり、加算の面でも、主任保育士の負担軽減の面でも、当該補助を用いる保育園がある。 ・保育補助者が、必ずしも保育士になればいい訳ではないのではないかと。
質問（口頭）	<p>休日保育や病児保育の受入れやニーズについて、現在どのようなになっているのでしょうか。</p>
回答（口頭）	<p>①休日保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の入っている保育園での利用になるため、保護者の保育園選びの条件の一つとなる。 ・休日保育は、保育園への給付費の加算の項目というだけであり、申請があれば市から加算を行うという運用になっている。 ・保育士の負担が大きいため、休日保育を廃止したい保育園もある。 <p>←最低2人は出勤しなければならない。人件費、電気代、給食代などの負担。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・休日出勤した保育士への手当は、代休という形で処理している。日曜日に休めないため、休日保育を行っている保育園は、求人の際に避けられる傾向がある。 ・休日保育の有無は、園にとって PR ポイントとなるが、上記のようなデメリットもある。 ・今後休日保育を休止するグループ系列の保育園が2園あるが、預ける場所がなくファミサポに一気になだれ込み、対応できない可能性がある。→保護者の大反対があったと思っていたが、意外となかった。休日保育がなくなり、ファミサポも利用したくない保護者が、休日保育を行っている転園までするかといえば、そうではないと思われる。休日保育は、必ずなければならないサービスかといえば、そうではないのではないか。会社に頼んでシフトを変更したり、家族に頼んだり、頼る人が全くないというケースはそこまで多くない。 <p>②病児保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一日の定員は6名だが、定員を超えた分の受入を断っているかどうかは把握していない。 ・需要と供給がマッチしている状況である。湯沢市からの利用者もある程度いた。 ・コロナ禍においては、利用者数が減り、稼働率が低くなっている。→看護師を待機させておくなど施設負担が大きくなるため、昨年の利用者実績を踏まえて市から委託料を払うような形になっている。(国の方針)
質問(口頭)	<p>保育士不足について、現在どのような認識でいらっしゃいますでしょうか。</p>
回答(口頭)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園を建て替えたのに、建物の規模に対して定員が少ないのでは?と思う保育園もある。(周辺の開発が進み、定員をもう少し増やしても園児が集まると思われるケース) →保育士が集まらないために、規模を拡大できない。しかし、今いる保育士でできる程度の保育を行っており、ニーズに対して不足しているようなことはない。 ・定員が少ないほうが、園児一人に対して市からもらえる単価が高い。園児をたくさん預かっても、人件費等を差し引くと収入が増えるわけではない。定員を増やしてもメリットはあまりない。 ・保育士を募集しても集まらないことはあるようだが、園からの相談は特にない。保育士を一旦やめてから、復職する人が少ないのではないか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士への待遇改善は、行政がテコ入れするよりも、県などの補助も含めつつ園の自助努力に任せるほかないというのが現状である。 ・保育園の主体である社会福祉法人が、利益を上げて資金をプールしておくのはよくないため、保育士の賃金を大きく上げるというのも難しい。
--	--

生活困窮者支援

質問(書面)	<p>就労準備支援事業には、生活困窮者自立相談支援事業と一体的に行うことにより、継続的な支援が可能になるメリットがあると考えられます。その場合、貴市において人材、ノウハウなどの面から、社会福祉協議会に委託できる可能性についてご教授いただけますでしょうか</p>
回答(書面)	<p>平成 30 年の生活困窮者自立支援法改正に伴い、就労準備支援事業は家計改善支援事業とともに自立相談支援事業と一体的に実施することが努力義務化されました。3 つの事業を一体的に実施することにより相互補完的かつ連続的で、より効果の高い支援が可能になるとされています。</p> <p>就労準備支援事業の対象となるのは、ひきこもりや長期間就労することができないなど、すぐに求職活動や一般就労につなぐことが困難な方であり、就労体験などを通じてコミュニケーション能力の習得や生活習慣の改善等の支援が必要とされることから、事業実施のためには専門的な知識やノウハウを持つマンパワーの確保が必要不可欠となります。</p> <p>横手市社会福祉協議会でも福祉分野に関して様々な資格やノウハウを持つ職員が多数在籍していると承知していますが、就労準備支援事業を実施するためには新たな人材確保・育成が必要になると想定されます。就労準備支援事業を実施する場合の委託先については、このような点も考慮しながら選定することになると考えられます。</p>
質問(書面)	<p>就労準備支援事業において、庁内の清掃業務や資料の発送、公共施設の除草業務などを行うことが考えられますが、公共施設などでできる軽易な作業がありましたらご紹介いただけますでしょうか。</p>
	<p>就労体験の一環として、庁舎・公共施設等の清掃作業や封筒詰め等の軽易な事務補助などが想定されます。また、就労の前段階としてコミュニケーション能力や協調性を身につけるためのものとして、介護施設での利用者の話し相手なども考えられます。(新型コロナウイルス感染症拡大の状況下では困難かと思われませんが)</p>
質問(書面)	<p>就労準備支援事業が実施された場合、地域若者サポートステーションと事業内容が類似しているため、就労準備支援事業を特に高齢者に向けた事業とすることが一つの方向性として考えられると思います。就労準備</p>

	<p>備支援事業は直ちに一般就労が困難な方に就労に向けた練習を行う事業であるとの性質上、ひきこもりの方などが主な対象になると考えられます。そこで、就労準備支援事業のうち、生活習慣の改善や社会常識の習得に関する支援事業について、高齢者のひきこもりの方の居場所としても位置づけることについて、貴市のお考えを伺えますでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>ご承知のとおり地域若者サポートステーション(サポステ)は15~49歳の様々な理由で就労していない若者を対象に就労支援を行っています。</p> <p>一方、就労準備支援事業は対象者の要件として、「1年を基本とした計画的・集中的な支援により一般就労することが可能であると見込まれるが、複合的な課題を抱え、生活習慣やコミュニケーション能力などの社会参加能力の形成・改善が必要であり、直ちに就職が困難な者」とされており、支援終了後に一般就労が見込まれることが前提とされています。</p> <p>就労準備支援事業は生活困窮者の自立支援という性質上、収入・資産要件はあるものの、年齢制限はありませんので高齢者の方も対象となりますが、最終的な目標が一般就労であり、かつ支援期間が1年間という時間的制約もあることから、単に「居場所」としての位置づけは難しいと考えます。</p>
質問(書面)	<p>ひきこもりの方が地域活動やボランティア活動を通して、社会参加していくことが考えられますが、貴市においてひきこもりの方が参加する地域活動やボランティアの取組があればご教授いただけますでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>市としてはご質問のような特にひきこもりの方を対象とした地域活動やボランティア活動の取り組みは現在実施していませんが、NPO法人と横手市社会福祉協議会が運営する「若者の居場所 びおら横手」(別紙資料参照)では、ひきこもりの方の居場所の提供・運営をしており、ゲームや地域ボランティア等を通じて他者とのコミュニケーション、社会参加のための支援を行っています。</p>
質問(書面)	<p>以前質問させていただいた際には、CSWの各地域への配置を検討していると伺いましたが、その後に進展があればご教授いただけますでしょうか。各地域への配置を行った際、負担が増えるという課題に関して、生活支援コーディネーターとの連携により、重複する業務を減らしていくことが考えられますが、その点について貴市としてのお考えがあれば、ご教授いただけますでしょうか。</p>

<p>回答(書面)</p>	<p>引き続き秋田県社協主催の CSW 養成研修(R3 は参加申し込み後にコロナ禍の影響により中止)及びフォローアップ研修等に職員を参加させるなど人材育成に努めていますが、現段階では具体的な CSW の配置計画はありません。</p> <p>その理由の一つが、今年度から来年度にかけて、社協活動や財政基盤の充実・強化を目的とした中長期計画「社協発展・強化計画」を策定することとしており、現時点では現状を踏まえた組織体制のあり方(支所の配置及び機能、職員配置など)を検討している段階であることから、まだ具体的な施策はもちろん、今後の方針も定まっていないためです。</p> <p>いずれ計画の中で CSW の配置についても検討する予定であり、仮に配置する場合でも早く令和 4 年度以降となる見込みです。</p> <p>また、生活支援コーディネーターの件ですが、社協では市より生活支援体制整備事業を受託し、市全域を担当する生活支援コーディネーター(1 名、以下 SC)と一定の区域を担当するエリアマネージャー(3 名)を職員として配置しています。</p> <p>※ 昨年度までは地域の方が SC であり、ボランティア的な立場での活動であったため、活動機会が少ない状況にありました。そのため、今年度より上記のとおり社協職員を SC 等として配置することとなりました。</p> <p>提案いただいたとおり、実際に各種事業の統廃合を考え、SC は本来の業務と共に他の関連業務(交流の場の普及・拡大に関する事業、高齢者団体の育成支援など)を兼務で行うこととしましたが、コロナ禍の影響のほか、業務の整理ができず益々煩雑となり、当初に思い描いていた結果(重複業務の解消など)には至っていないのが現状です。</p> <p>そこで市の担当課と協議し、今後は本来の SC 業務に専従として当てる方向で考えており、その実績や状況等を踏まえて、他事業の統廃合や縮小等を検討していく予定です。</p> <p>なお、SC の業務は高齢者分野の内容が中心となっていますが、地域共生の考え方を踏まえると、分野を問わず、多様な主体の連携・協働による地域づくりを進めていく必要がありますので、「SC=CSW」ということも一つの考えとして今後の配置を検討していきます。</p>
<p>質問(書面)</p>	<p>ひとり親家庭の貧困の原因の 1 つとして、ふたり親家庭と比較して非正規やパートの就業者が多いことが考えられます。対策として、就職のあっせんが必要になると考えられますが、「横手市 子供の貧困対策推進計画」のアンケートによれば、就職、転職ができない理由として、希望</p>

	<p>する勤務条件の仕事がないということが一番にあげられております。貴市において、勤務条件にあう企業を開拓するなどの取組はおこなわれているのでしょうか。</p>																		
回答(書面)	<p>独自の企業開拓はしていませんが、勤務条件のマッチングは重要と捉えています。そのため、ひとり親との面接の中からハローワークの利用を勧めるだけでなく、勤務条件の希望の出し方をアドバイスしています。また、場合によっては、横手市の母子・父子自立支援員が、ハローワークの担当者へ本人の希望を伝えるなどして、ハローワークと連携して、マッチングが上手くいくように努めています。</p>																		
質問(書面)	<p>ひとり親家庭の貧困への対策として、ひとり親が資格取得により収入を増やしていくことが考えられますが、貴市の高等職業訓練促進費等給付金事業に関して以下の質問にお答えいただけますでしょうか。</p>																		
回答(書面)	<p>①事業の利用者数と取得資格について 平成 28 年度以降の申請者数等</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> <th>H30 年度</th> <th>R 元年度</th> <th>R2 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請人数</td> <td>継続 1 名 (H27 年度～)</td> <td>継続 1 名 (H27 年度～)</td> <td>なし</td> <td>新規 2 名 (うち 1 名 途中辞退)</td> <td>新規 1 名、 継続 1 名 (R 元 年度～)</td> </tr> <tr> <td>希望資格</td> <td>看護師</td> <td>看護師</td> <td>なし</td> <td>保育士、 看護師</td> <td>保育士、 看護師</td> </tr> </tbody> </table> <p>②事業に関する広報の有無について (回答) 有 (・児童扶養手当現況届面談時期に合わせ、年に 1 回市報へ掲載) (・ひとり親家庭のしおりへ掲載)</p> <p>③資格取得後の進路について (回答) 平成 28 年度以降の進路について ・看護師資格取得後に看護師として、総合病院へ就職 ・申請時点で保育園の保育補助員や医院の准看護師をしており、資格を取得後も継続して勤務の意向</p>	年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	申請人数	継続 1 名 (H27 年度～)	継続 1 名 (H27 年度～)	なし	新規 2 名 (うち 1 名 途中辞退)	新規 1 名、 継続 1 名 (R 元 年度～)	希望資格	看護師	看護師	なし	保育士、 看護師	保育士、 看護師
年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度														
申請人数	継続 1 名 (H27 年度～)	継続 1 名 (H27 年度～)	なし	新規 2 名 (うち 1 名 途中辞退)	新規 1 名、 継続 1 名 (R 元 年度～)														
希望資格	看護師	看護師	なし	保育士、 看護師	保育士、 看護師														
質問(書面)	<p>ひとり親家庭に対する生活援助としてホームヘルパーが重要であると考えられますが、貴市において、ひとり親家庭に対するホームヘルパー</p>																		

	派遣事業は行われているのでしょうか。
回答(書面)	当該事業は行っていません。なお、事業を実施するためには、ヘルパーの確保が大きな課題と考えています。
質問(口頭)	貴市においてひきこもりの方の人数は把握されておりますでしょうか。また把握されていた場合、その人数に地域差はございますでしょうか。
回答(口頭)	横手市では人数は把握していない。個別に民生委員や自立相談窓口で情報共有されているケースはある。
質問(口頭)	貴市において、高齢者のひきこもりの方を対象とした居場所はございますでしょうか。
回答(口頭)	若者を対象にした居場所はある。居場所から支援をつなげていけたらいいと考えている。
質問(口頭)	ひきこもりの方を対象とした就労先の開拓やマッチングを行う取り組みなどがあればご教授いただけますでしょうか。
回答(口頭)	おこなわれていない。社会参加のために収入を度外視して受け入れてくれる企業などの開拓なども行われていない。
質問(口頭)	「横手市 子供の貧困対策推進計画」13頁の表によれば、貴市はひとり親の相対的貧困率に関して、全国平均より11.2%低い数値となっておりますが、効果的であったと考える取り組みに関してご教授いただけますでしょうか。
回答(口頭)	当市のひとり親は、母子父子のみの世帯よりも祖父母等と同居する世帯が多くなっております。そのため、生活に係る経費の面で母子、父子のみの世帯よりも負担が少ないと思われ、貧困率が低い数値になっていると推測されます。
質問(口頭)	全国的にひとり親の貧困が問題となる中、自治体でできることには限界があると考えております。貴市としては、ひとり親の貧困に関して、国や県への要望等はございますでしょうか。
回答(口頭)	ひとり親雇用の促進、生活の安定を図るための施策の充実
質問(口頭)	民生委員について不足していると伺いましたが、特に不足している地区がありましたら、ご教授いただけますでしょうか
回答(口頭)	定員314人は満たしているので、足りていないということはない。しかし、民生委員のなり手が確保できていないという状況はある。地域内で担当地区者の調整や地区の民生委員を増員することで対応している。
質問(口頭)	ひきこもりサポーターは実施されておりますでしょうか。
回答(口頭)	実施していない。そういった人を通じて、ひきこもりを把握していきたいと考えている。

質問(口頭)	被保護者就労準備支援事業は行われておりますでしょうか。またその具体的内容もご教授いただけますでしょうか。
回答(口頭)	実施している。就労支援専門員 2 人を配置し、ハローワーク職員との協議や情報を共有するなどの取り組みを行っている。この他、医療介護事務専門員を 2 人、警察との連携のための特別相談員を 1 人配置し、被保護者の様々な課題にケースワーカーと共に対応している。
質問(口頭)	ひきこもりの家族を対象とした居場所がありますでしょうか。
回答(口頭)	横手市としてはない。秋田県のほうでは親の会が存在する。
質問(口頭)	若者の居場所びおら横手を創設するのにあたって、どのような根拠で設置場所を決めたのでしょうか。
回答(口頭)	目立つような場所ではなく、離れた場所のほうが来やすいと考えて、サンサン横手で実施している。
質問(口頭)	「第 3 次横手市地域福祉計画」74 頁に記載されている協力企業について詳しくお伺いできますでしょうか。
回答(口頭)	就労準備支援事業などで行うことが考えられる。外部の企業へは広く呼び掛けていく方針。一番いいのは障害者などを含めて就労体験実績がある企業が望ましいが、それ以外でも仕事の中身も考慮してくれる企業があれば望ましい。
質問(口頭)	貴市において CSW はどのような活動を想定されておりますでしょうか。
回答(口頭)	地域の相談や様々な事例を蓄積していき、支援活動を行うことを想定している。様々な事業者から来た困難ケースの対応なども考えている。また、協議体などの活動への参加も考えている。
質問(口頭)	社協において、就労準備支援にかかわる人材の育成は行われているのでしょうか。
回答(口頭)	行われておりません。
質問(口頭)	中高年ひきこもりの居場所を設置していないが、びおら横手以外に、どのような場所に集まるのか。
回答(口頭)	地域で行われている集まりに参加したい場合は、いきいきサロンがある。しかし、ひきこもりは地域の付き合いがないことがあるので、そういう人が誰かと話したいというときは、ふらっとカフェがある。しかしながら、なかなか来てくれない人もおり、そのような人をどのようにして来てもらうかという問題の解決策はない。
質問(口頭)	訪問支援では負担がかかるため、身近な地域活動でひきこもりの方を把握していく方針なのでしょうか。

回答(口頭)	地域に小ネットワーク会議があり、そこでひきこもりの把握がされている場合があるが、出てきてもらうことが困難。
質問(口頭)	ひきこもりの方に出てきてもらうという部分が課題となっているという認識でよろしかったでしょうか。
回答(口頭)	住民などの声掛けなどが行われても、拒否されることも多い。民生委員などもデリケートな部分は入り込めないことがある。 10代20代などの若いひきこもりであれば、出てきてくれる場合があるが、中高年のひきこもりの場合だと、出てくるハードルが高い。たとえば、保健師などが訪問しても、震えるなどして、拒否反応を示す人もいる。
質問(口頭)	なかなか出てこれないひきこもりの方に対しては、在宅で支援を行っていくという方針なのでしょうか。
回答(口頭)	健康状態を担当する保健師のほか、社協の職員、民生委員などと連携して頻繁に状況把握に努めながら、状況改善の提案をしながら、支援を行っていく。 本人は困っていないが、周りの人が困っていることがある。誰が困っているかというところをしっかりと把握しながら、本人に対して粘り強く支援を行っていく必要がある。
質問(口頭)	生活保護に至る前に早期のアプローチが重要という認識でよろしいでしょうか。
回答(口頭)	重要という認識で大丈夫です。 地域の方はひきこもりの人に大丈夫と言われると声掛けの回数が減る。地域の人や社協などによる見守りが理想だが、地域の方とうまくいかず、ギリギリの状態になって、相談になることが多い。
質問(口頭)	民生委員などが継続的な支援を行っていくことに負担があると考えられるが、CSWが後方的な支援を行ってサポートしていくことをどのようにお考えでしょうか。
回答(口頭)	具体的な困っているという声があれば支援につなげられるが、関わりたくないということで、支援につなげることができないケースがあり、困惑してしまう現状に民生委員はある。
質問(口頭)	就労準備支援事業に関して、農業や除雪作業などをおこなっていくことについてどのようにお考えでしょうか。
回答(口頭)	農業は体力を使うので、就労準備支援事業を理解してもらえる企業に受け入れてもらうことが重要。除雪作業に関しては、被保護者なども行っており、可能であると考えられる。

質問(口頭)	生活困窮者などが就労練習として農業に従事する際に、農業団体にインセンティブを与える取り組みは行っているのでしょうか。
回答(口頭)	おこなっておりません。
質問(口頭)	就労準備支援事業では1年を目途でおこなわれるものであるが、1年を過ぎた人に対してはどのような支援を想定されておりますでしょうか。
回答(口頭)	就労準備支援事業の次は就労支援となる。自立相談支援事業やサポステなどのほかの就労支援を利用していくことになる。
質問(口頭)	小ネットワーク会議についてご教授いただけますでしょうか。
回答(口頭)	町内で町内会長や民生委員などが地域の人を見守るために情報共有などを目的に集まる会議。
質問(口頭)	国の機関であるハローワークに対して、市が働きかけや連携をおこなうことは困難なのでしょうか。
回答(口頭)	支援調整会議では、ハローワークの方も参加されていて、連携はできている。

秋田県ヒアリング調査

日時	2020年7月17日(金)		
調査先	秋田県		
担当者	所属	役職	お名前(敬称略)
	健康福祉部福祉政策課	参事(兼)課長	佐藤 徳雄
	福祉政策課	企画班主幹(兼)班長	三浦 貴之
	福祉政策課	企画班副主幹	石塚 誠
	長寿社会課	介護人材対策班主幹(兼)班長	古井 正賢
	障害福祉課	調整・障害福祉班主査	渡辺 智子
	地域・家庭福祉課	調整・地域福祉班スタッフ	小松 弘幸
参加者	大野岳 小野真吾 白井大貴 白幡大騎 藤原和咲 細越大毅 橋本敬史教授 木村宗敬教授 諸岡慧人准教授 佐藤沙栄 TA		
調査目的	県と市が連携して行っている福祉に関する取組等を伺い、より広域的な視点から横手市の課題を発見するため。		
調査の概要	約2時間、秋田県庁第二庁舎5階で事前に送付した質問内容をベースにヒアリングを行った。ヒアリング終了後、佐竹敬久秋田県知事へ表敬訪問を行った。		

地域共生社会

質問(事前)	貴県が、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築のための支援の中で、特に力を入れていることをご教授いただけますでしょうか。
回答(事前)	県では令和2年6月12日公布された「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に先駆ける形で、平成30年度から『我が事・丸ごと』の地域づくり推進事業(以下「我が事・丸ごと」事業)を実施し、地域住民等が「我が事」として地域づくりに参画する地域共生社会の実現に向け、市町村の地域福祉計画の策定等の取組を支援するとともに、県民の地域福祉活動の参加促進に向けた意識醸成や地域福祉の担い手養成等を実施してきたところです。
質問(事前)	貴県は、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制の構築の支援を行うとされておりますが、横手市に対してはどのような支援を予定さ

	れているのでしょうか。
回答(事前)	<p>「我が事・丸ごと」事業において、全市町村、市町村社会福祉協議会、並びに関係者及び住民に対しセミナーや養成講座等を実施するとともに、地域共生社会の実現に欠かせない地域福祉の担い手育成や住民の参加促進を図るための具体的手法等をまとめた「地域福祉活動参加促進方策の手引き」を作成・配布しました。</p> <p>県としましては、引き続き、横手市を含めた各市町村の取組や進捗状況を注視しつつ、共に推進していくこととしております。</p>
質問(事前)	<p>「秋田県地域福祉支援計画」の包括的な支援体制の構築に向けた支援の中で、「広域的な仕組みが必要な場合における県による調整支援の実施」とありますが、広域的な仕組みが必要になる場合の具体例をご教授いただけますでしょうか。</p>
回答(事前)	<p>まずは、今般改正された社会福祉法において示された「重層的支援体制整備事業」等に関する情報等を市町村並びに社会福祉協議会等へ速やかに発信するとともに、適切な指導等を行っていくこととしております。</p> <p>また、既述のとおり、地域共生社会の実現に向けた各市町村の取組の動向を注視しつつ、必要に応じて調整等の支援を行っていくものと考えております。</p>

地域包括ケアシステム

質問(事前)	<p>貴県では、県内市町村の地域包括ケアシステム構築を推進・支援するにあたり、主導的立場で独自の事業（例えば、高知県の「あったかふれあいセンター事業」や、三重県が全国に先駆けて行った「介護助手導入支援事業」）を行う予定はありますでしょうか。</p>
回答(事前)	<p>行う予定はありません。</p>
質問(事前)	<p>横手市は、平成 24 年度に在宅医療連携拠点事業（厚生労働省）が実施され、また、市内西部の「健康の丘おおもり」では、地域包括ケアシステムが確立されているとされており、県内における先進自治体の 1 つだと思いますが、貴県では、横手市の地域包括ケアシステム構築の進捗度合いや課題について、どのようにお考えでしょうか。</p>
回答(事前)	<p>平成 30 年度に実施した地域包括ケアシステム評価シートによる県内市町村の集計結果によると、横手市は「医療」、「住まい・住まい方」及び「市町村の体制整備（行政の関与・連携）」の分野において満点になるなど、地域包括ケアシステムの構築が県内で最も進んでいる自治体と評価しております。</p>
質問(事前)	<p>地域医療構想と地域包括ケアシステムは、車の両輪に例えられるほど、</p>

	<p>連携することが重要とされています。地域医療構想の実現は都道府県、地域包括ケアシステムの構築は市町村の役割ですが、実施主体が異なるため、貴県において生じている課題、工夫されていること等がありますでしょうか。また、横手市は秋田県内で唯一、二次医療圏が単独の自治体で構成されていますが、他の二次医療圏と異なること等は何かありますでしょうか。</p>
回答(事前)	<p>県では平成 27 年度から地域振興局単位（平鹿地域振興局を除く）による連携促進協議会の設置及びセミナー等の開催により、市町村と連携を図ってきました。</p> <p>同協議会については、平成 30 年度に市町村における在宅医療・介護連携推進事業の必須化に伴い、地域の実情に応じて継続又は廃止を検討し、廃止した地域振興局については市町村主催の会議やワーキンググループへのオブザーバー参加等により連携を継続しております。</p> <p>また、二次医療圏が横手市のみで構成されている状況については、令和元年度に実施した「地域包括ケアシステム構築に向けた市町村の取組状況調」において、横手市から二次医療圏と市が一致していることにより県との連携は取れている一方で、近隣市町村との情報交換や連携が図られていないとの回答が寄せられております。</p>
質問(事前)	<p>貴県における ICT の活用による情報共有システムの構築促進事業は、多機関の協働において特に重要な事業だと認識しております。これについて、以下のとおりご質問したく存じます。</p> <p>①事業実施主体は医師会であると同っておりますが、病院に対してシステムを導入することを促す取組みはすべて医師会が行っており、県が関与する余地は無いということでしょうか。</p> <p>②医師会や医療機関から、システム導入により得られた成果について報告を受ける等、事業の評価を行う取組みは行われておりますでしょうか。</p>
回答(事前)	<p>①事業名：在宅医療・介護 I C T 連携促進事業（ナラティブブック秋田）</p> <p>本事業は事業主体からの提案に基づき平成 27 年度から開始した補助事業のため、県が事業内容に直接関与することはありません。</p> <p>②補助金の実績報告書とともに活動地域毎の登録状況の報告を受けております。</p>
質問（口頭）	<p>地域包括ケアシステム構築における横手市の課題については、どのように認識されていますでしょうか。また、横手市の取組みで、県内他市町村へ活かせるものがあれば、ご教授いただけますでしょうか。</p>

<p>回答（口頭）</p>	<p>横手市の課題としましては、2次医療圏が異なる湯沢・雄勝から横手へ3割ほど医療需要者の流入があることが挙げられます。両地域は生活圏が一緒なのではないかといった視点から、医療関係者の間では医療圏を合体させた方が良いといった話も出ておりますが、湯沢・雄勝だけで担えるようにした方が良いといった意見もあり、ここ10年ほど継続して議論している状況です。</p> <p>他には、療養病床が少ないこと、地域性として高齢期を自宅で暮らす人が多く、豪雪の影響で訪問医療が難しい場合があること、他自治体との連携が挙げられます。</p> <p>また、横手市自身は、行政内部（障がい、子育て関係）との連携、住まい・生活の多種多様な支援、認知症カフェが挙げられております。加えて、全県的な課題となりますが、通いの場が少ないことも、課題として挙げられます。</p> <p>横手市の地域包括ケアシステムの優れた点についてですが、医師会との連携が非常によく取れていることが挙げられます。市内に市立病院が2つあり、うち1つの大森病院は地域包括ケアシステムにとっても力を入れております。</p> <p>また、医師会・行政・多職種の連携、医者とは普段からメールで連絡を取り合える関係を築き、夕暮れ勉強会といった多職種連携の仕組みを作る等、それらは他自治体の取組みに参考になるのではとないかと思えます。他にも、健康の駅事業は、普段から保健師が高齢者の状況に目を配り、健康づくりとリンクした取組みを行っておりますので、参考になると思えます。</p>
---------------	--

高齢者介護・福祉

<p>質問(事前)</p>	<p>貴県が実施している高齢者福祉・介護に関する事業の中で、特に重要と考えている事業及び課題が見受けられる事業についてご教授いただけますでしょうか。</p>
<p>回答(事前)</p>	<p>本県における高齢者福祉・介護に関する事業のうち今年度の重点事業は、「元気で明るい長寿社会づくり事業」及び「介護人材確保対策事業」です。</p> <p>このうち「元気で明るい長寿社会づくり事業」は、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能な確保のため、保険者機能の強化等による自立支援・介護予防等の取組を推進するとともに、高齢者が充実して過ごせる社会の実現に向けて「社会参加と健康づくり」</p>

	<p>を進めるものであり、①高齢者が継続してスポーツや文化活動に取り組むための支援を行う「高齢者元気アップ支援事業」、②多職種協働による自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議等の取組を推進し、市町村の保険者機能を強化する「新しい総合事業の取組支援事業」、③高齢者総合相談・生活支援センターの運営に関する「高齢者ほっと安心相談事業」の3つの柱から構成されています。特に、「新しい総合事業の取組支援事業」については、自立支援・介護予防普及セミナーや実践研修、市町村等連絡会の開催、地域ケア会議への専門職派遣や個別支援の実施等により自立支援型地域ケア会議の普及拡大を図り、令和3年度には全市町村が実施できるよう支援していくこととしています。</p> <p>なお、「介護人材確保対策事業」については、次の質問にお答えする形で説明させていただきます。</p>
質問(事前)	<p>全国的に介護人材の不足が課題とされており、貴県においても「医療介護総合確保促進法に基づく秋田県計画<令和元年度>」において、令和2年度末までに県内の介護職員を平成28年度末比で3,000人増加させるための様々な対策事業が記載されています。今後、貴県が特に力を入れて行う予定の事業や、効果が目覚ましい事業がありましたら、ご教授いただけますでしょうか。</p>
回答(事前)	<p>本県では、「サービス基盤の整備」、「多様な人材の参入促進」、「職員の資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「外国人材の受入環境整備」に関する様々な事業を展開し、介護人材を質と量の両面から確保することにより介護が必要になっても地域において質の高い安心した生活ができる社会の実現を目指しております。</p> <p>詳しくは、配付資料「令和2年度介護人材確保対策について」を御覧ください。</p>
質問(事前)	<p>介護従事者新規就労支援事業は、昨今の介護人材不足の解消に寄与し得る重要な事業であると認識しております。この事業では、介護事業所と対象者が雇用契約を結び6か月間の実務訓練を行うと伺っておりますが、訓練を行った事業所においてそのまま就労を続けることも可能であるのでしょうか。</p>
回答(事前)	<p>就労継続は可能です。</p>
質問(口頭)	<p>介護事業所の給与体系を専門性や習熟度に応じたヒエラルキー型にするよう奨励した場合、ボトムに属する専門性を有しなくてもできる仕事は、誰が、例えばアクティブシニア、介護助手、外国人が担うと想定されているのでしょうか。</p>
回答(口頭)	<p>本県としまして、アクティブシニアに関しては、そのための研修メニ</p>

	<p>ューを用意しております。介護助手を養成する講座は現在行っていません。外国人については、今年度事業化したところです。</p> <p>介護人材に限らず、本県は外国人の居住人口が日本一低い都道府県でありまして、技能実習生も東北最下位だったかと記憶しております。そのような状況を考えると、若干、外国人を増やしている事業所はありますが、現実的ではないのかと思います。</p> <p>介護分野への間口を広げることが大切だと思うため、本県で実施している介護の魅力発掘事業、周知のための介護の仕事相談コーナー、県社会福祉協議会と一緒にしている福祉人材確保事業等を通して、幾分かでも介護の人材を増やしていくことが必要だと思います。</p> <p>また、介護ロボット等を使った効率化も大切だと思いますが、現在、介護事業所では、福祉の心、真心を伝えることを重視し、手作り感で行っている事業所が多いため、バランスを考慮し、それらに効率化も進めながら、人材も増やすことが大切だと考えております。</p>
質問（口頭）	<p>介護人材の不足は、今後、2025年や2040年を見据えた場合、東京や愛知など、都心部で深刻さが増し、介護人材の需要が増加すると思いますが、そうした場合、地方の介護人材が流出してしまう問題が生じるのではないかと考えます。流出を防ぐためには、貴県独自の魅力を高める必要性があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。</p>
回答（口頭）	<p>過去、産業構造の変化に関連して、首都圏へ本県から労働力の流出が何度かありました。</p> <p>以後は、個人的な見解になってしまいますが、将来を見据えた場合、本県は高齢化が進み、高齢者の人口が減少しますので、介護人材は比較的カバーできるのではないかと考えております。当然、首都圏で介護人材不足が進むと、地方からの流出もあるかと思いますが、現在、首都圏では外国人人材の雇用を増やしております。</p> <p>介護分野に限ったものではありませんが、本県の総合計画プランで「高質な田舎」、文化や自然に誇りを持って、地域全体で助け合いながら、世代間を意識せずとも暮らすことができる持続可能な社会のように謳っておりますので、その延長線上に考えていく必要があるのかと思います。</p> <p>捕捉として、介護に限らず、医療も含め、人材面につきましては、高齢者が出来るだけ元気で暮らしていただくため、介護予防の取組みが重要になってきます。また、地域として、人材が少ないながらも、ネットワーク力を高めること、地域共生社会、地域づくりと関わってきますが、地域の魅力を高めることが必要であると考えております。</p>
質問（口頭）	<p>介護人材の不足問題は、例えば、貴県が他都道府県よりも働きやすい</p>

	<p>環境を構築するといったような魅力を高めることでは、問題の解消に繋がらないとお考えでしょうか。</p>
回答（口頭）	<p>介護人材不足への対策では、介護分野の職場環境を良くしていく、例えば認証制度の活用は、本県オリジナルの取組みではなく、全国で広く行われている取組みです。県内の他業種から介護人材を引っ張ってくる効果は期待できても、他都道府県の介護職や使用者を本県に引っ張ってくるのは、介護分野の取組みというより、本県自体の魅力アップの話になります。</p> <p>例えば、介護分野における外国人人材について、昨年度に創設された在留資格「特定技能」では北海道や東北はハンデがありまして、彼らの中に一定数いる出稼ぎ感覚の人、しっかり働きたくさん稼ぐのが目的の人は、給与の高い首都圏で働きたいため、その部分のハードルが本県にはあります。本県では、介護分野の取組みで言えば、地域の過ごしやすい環境、地域で支え合う環境等をアピールしていくしか手段がないため、介護の人材対策というよりは、本県の総合的な取組み、地域づくりという話になってくると思います。</p>
質問（口頭）	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、介護分野においては、実際に介護を行う際に濃厚接触が避けられないため、集団感染の発生するリスクが高く、仮に発生した場合は近隣地域も含め感染リスクが高まると思います。対応として、市町村の枠を超えた連携や市町村外にある介護事業所との連携が必要になるのではないかとと思いますが、県として、どのようにお考えでしょうか。</p>
回答（口頭）	<p>国から、2次交付金の対象としてコーディネーターの構築事業に予算が付いております。内容としましては、県が主体となって、介護施設や障害福祉施設、老人福祉施設協議会等と連携をとりつつ、施設間における応援体制の構築を図るといったものです。本県では、来週に行われる臨時会へ提出する予算案に、内容の記載がございます。本県の場合、老人福祉施設や障害福祉施設の団体は、独自に事務局を持っておらず、県社会福祉協議会が事務局を持っているため、現時点では、県社会福祉協議会へ業務を委託しようと考えております。いずれ、コーディネーターを設置し、応援体制を構築したいと考えております。</p> <p>また、近隣の地域へは応援職員を派遣しやすいので、一時的には、福祉圏域内になると思いますが、仮に地域的なパンデミックのようなものが起きてしまった場合は、その近隣の地域から応援職員を派遣しなくてはいけなくなります。その際に派遣先で新型コロナウイルスに感染することを避けるため、例えば、障害福祉施設であれば、応援職員は、基本</p>

	<p>的には接遇には携わず、清掃や厨房での業務を行うこととなります。また、介護施設であれば、原則、一の法人が複数の事業所を営している場合には、感染が発生した事業所以外の事業所から、同じ法人内で派遣を行っていただきます。その際に、職員が手薄になった事業所へは、他の法人から職員を派遣することで、支援先から感染する可能性が減少し、応援体制への登録手控えを防ぐことができるのではないかと考えております。日本全国に先進事例が幾つかあるため、それらを参考にしながら、国の予算の活用を考慮していきたいと考えております。</p>
--	---

障がい者福祉

質問(事前)	<p>県として障害者の就労の際に課題となっていることや力を入れていることをご教授頂けますか。</p>
回答(事前)	<p>県では地域において障害者が自立した生活を送るためには、障害者の工賃の向上が重要な課題であると認識しております。本県における平均工賃は全国的に低位にあるため、令和元年度に共同受注窓口を設置し、就労継続支援事業所の受注拡大に取り組むとともに、事業者に対し、障害及び障害者への理解促進、就労機会の確保及び職場定着の推進を図るための研修会を県内3カ所で開催しました。</p>
質問(事前)	<p>障害者就労支援の一環として、就労先に障害に関する啓蒙活動等を行っているのでしょうか</p>
回答(事前)	<p>県では平成31年4月に施行された障害者差別解消推進条例において、障害及び障害者についての理解を深めることを県民及び事業者の責務とし、理解促進に関する映像の制作や障害者特性を理解し手助けをする障害者サポーターの養成に努めております。</p>
質問(事前)	<p>障害児（医療的ケア児を含む）に関して、課題となっていること、力を入れていることをご教授頂けますか。</p>
回答(事前)	<p>医療的ケア児の受入が可能な短期入所事業所の少なさが課題と認識しております</p>
質問(事前)	<p>精神障害者の医療体制及び救急搬送に関して、以下のとおりご質問したく存じます。</p> <p>①消防、一般救急の実務者を対象に精神疾患患者の救急搬送に関する研修会を行っているのでしょうか。また、行っている場合、研修の内容、具体的頻度をご教授頂けないでしょうか。</p> <p>②精神科病床を有しない病院に搬送された者が、後に精神科病院又は精神科病床を有する総合病院への転院が必要となった場合、精神科病院又は精神科病床を有する総合病院の専門医師とどのように連携を図る</p>

	<p>のか。</p> <p>③参考対応事例（精神科病院対応事例、一般病院対応事例、精神科病床を有する総合病院対応事例、アルコール関連対応事例）に基づき、精神科救急搬送をする際の判断基準を検討しているのでしょうか。</p> <p>④精神障がい者の救急搬送に関して、何か具体的に問題となったようなケースはございますか。</p>
回答(事前)	<p>①実施しておりません。</p> <p>②身体合併治療後に転送又は転院により対応しております。</p> <p>③本県では「傷病者の搬送及び受入の実施基準」（県総合防災課）及び「秋田県精神科救急搬送及び受入対応事例集」（障害福祉課）を適宜改正し検討しております。</p> <p>④アルコール依存症者による救急搬送の度重なる要請により受入医療機関の調整が難航し、救急隊の現場滞在が長時間に及んでしまう事例がありました。</p>

子ども・子育て支援

質問(事前)	<p>貴県と県内市町村が協働して実施している子ども・子育て支援につきまして、特に力を入れて行っている事業とその成果につきましてご教授いただきたく存じます。</p>
回答(事前)	<p>本県では、県民が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進するため、市町村と協力し、主に子育て世帯の経済的支援に力を入れております。</p> <p>1 すこやか子育て支援事業</p> <p>0歳から就学前までのお子さんの保育料及び令和元年10月から実施されている幼児教育・保育の無償化の対象とならない3歳から就学前までの副食費（おかず代）について助成しています。</p> <p>2 子育てファミリー支援事業</p> <p>平成30年4月2日以降に第3子以降が生まれた世帯（施設利用者及び在宅育児者）に対し、就学前の子を対象とした一時預かり等の利用料を助成します。</p> <p>（1）助成内容 1世帯あたり15,000円（年上限額）</p> <p>（2）対象サービス 市町村で実施している一時預かり、病児保育、ショートステイトワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター等</p> <p>また、これらの事業の成果については、平成30年に実施した「保育料助成・子育ての人的支援等に関する調査」（非公表）において、「すこや</p>

	か子育て支援事業が新たに子どもをもうけたいと考えるきっかけになっているか」という問いに対し、「大きなきっかけになっている」、「少しきっかけになっている」が合わせて半数程度になるなど、一定の成果があったと評価しております。
質問(事前)	県内市町村においては、市町村区域を越えて保育施設を利用するケースもあると伺いました。この点について、貴県では当該市町村間の調整が整わない場合には、必要に応じて広域的な見地から調整を行うとされていますが、具体的にどのような調整を行っていらっしゃるかお伺いしたく存じます。
回答(事前)	県ではこれまで保育認定を受けた子どもが居住する市町村と異なる市町村に存在する保育所又は認定こども園の利用を希望される事案に関する相談を受けたことはありませんが、当該市町村間で調整がつかなかった場合は、県が双方の市町村の事情を伺いながらケースバイケースで対応することになると考えられます。
質問(事前)	「第3期すこやかあきた夢っ子プラン」20 ページにおいて、「子育て支援員」の養成研修等により保育士の業務負担軽減を図る旨の記載がありました。子育て支援員の活用は今後も継続する予定でしょうか。もしくは、保育士を十分に確保できるまでの一時的な措置という位置づけでしょうか。この点につきまして、ご見解をお伺いしたく存じます。
回答(事前)	当課の調べ（非公表）によると、本県の児童総数に占める施設利用児童数の割合は平成30年度に8割を超え、令和2年度調査では83%となり今後も同様の傾向が続くものと見込まれます。 また、平成27年度から施行された「子ども・子育て支援制度」により、各市町村は「子ども・子育て支援計画」に基づき各種事業を実施しておりますが、地域の実情や多様な保育ニーズに対応するためには保育士以外の人材も確保しなければならないため、保育士の確保と併せて子育て支援員の養成は引き続き必要と考えております。

生活困窮者支援

質問(事前)	県として引きこもり対策に関する課題や特に重要と考える政策についてご教授いただけますか。
回答(事前)	引きこもりの長期化による対象者及び家族の高齢化への対策が重要と認識しております。
質問(事前)	引きこもりの方の状況に応じて、ひきこもり地域支援センターから、市の実施する就労準備支援事業や、自立相談支援事業へ繋いでいくことが引きこもりの方の社会復帰にとって重要と考えますが、市との連携に

	関して課題と考えることがあればご教授いただけますでしょうか。
回答(事前)	対象者に対し就労準備支援事業等を案内しても市側の受入人数の制限により対応してもらえない場合があります。
質問(事前)	貴県では、就労訓練事業や社会とのつながり支援（職親）事業を行っておりますが、そのような事業に生活困窮者やひきこもりの方をつなげる場合は、市からの申し出などによることが多いのでしょうか。また先ほどの質問と重複する部分も多いですが、市からの申し出をつなぐ場合に課題と考えることがあればご教授いただけますでしょうか。
回答(事前)	職親事業に繋がるケースとしては、対象者世帯からの直接相談や社会福祉協議会及び医療機関からの紹介が多く、市町村からの申し出は少ない状況です。
質問(口頭)	貴県における引きこもりサポーターやひきこもり支援事業者養成研修の実施状況をお伺いできますか。
回答(口頭)	精神保健福祉センターの内部において、ひきこもり支援コーディネーターを置き、相談対応をしております。市町村の方でも相談対応を受ける方の人材育成を行っており、民生委員や地域の方に対して出前講座をおこなっているが、対策としては大きくはございません。 補足として、統合失調症や発達障害などとの親和性が高いため、障害福祉課において対応しております。また、ニートの問題もあるため、青少年課においてあるところもあります。高齢者のひきこもりもある中で、横断的な取り組みが必要と考えております。
質問(口頭)	生活困窮者自立支援制度について、貴県が特に力を入れている事業について御教示いただけますか。
回答(口頭)	本県では生活困窮者自立支援制度の基本であります生活困窮者自立相談支援事業に力を入れており、相談員による丁寧な対応や就労支援員とハローワークとの連携及び就労訓練事業の活用等による支援を実施しております。 一方で、県内の認定就労訓練事業所は26事業所（令和2年4月1日現在）に止まっており、事業の周知及び理解が課題となっております。

農福連携

質問(事前)	農福連携について、福祉分野では、障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組みだと認識しております。貴県においては、平成27年から平成29年に行ったモデル実証で、障がい者の雇用が可能と判断した農業法人が50%に達するなど、潜在的需要は高いのではないかと推測しております。一方
--------	---

	<p>で、実際に普及させるためには、行政内部の分野横断的な対応が必要なこともあり、推進するための糸口が掴めていない基礎自治体も多いのではないかと思います。貴県において、農福連携を県内市町村へ普及させるにあたり、有効な事業等がありましたら、ご教授いただけますでしょうか。</p>
回答(事前)	<p>本県でも農福連携に取り組む事業者は一定数おりますが、他県と比べても特に有効な取組を実施できているとは言えないのが現状です。そのため、令和2年度は農福連携に関する知識や事例紹介、福祉事業所と農業者の相互理解を深めるための意見交換会及び福祉事業所向けの農業体験会の開催を予定しております。</p>

石巻市ヒアリング調査

日時	2020年11月12日(木)		
調査先	石巻市		
担当者	所属	役職	お名前(敬称略)
	福祉部福祉総務課	課長補佐	赤坂 将人
	福祉部保護課	課長補佐	作山 隆之
	福祉部保護課	主査	山口 裕哉
	健康部介護保険課	課長補佐	山口 ちえみ
	健康部介護保険課	技術主幹	門間 千詠子
	健康部包括ケア推進室	室長補佐	戸田 ゆかり
	健康部包括ケア推進室	技術室長補佐	大須 美律子
	健康部包括ケア推進室	主幹	長江 泰
参加者	大野岳 小野真吾 白幡大騎 橋本敬史教授		
調査目的	横手市への提言を検討するにあたって、その参考となる先進事例について把握するため。		
調査の概要	石巻市ささえあいセンターにて実施した。対面でのヒアリング調査に先立って書面にて質問を送付し、書面で回答を頂くことが出来た。そのため、当日は、その回答について更に深掘りする形で追加質問を行った。		

地域共生社会

質問(書面)	地域共生社会に係る令和元年度のモデル事業の「3. 地域力強化推進事業について」において、「本市においては地域を巻き込んだ取組を行う際に特定の高齢者等にのみ負担がかかる傾向にある」とありますが、その詳細な内容をご教示いただけますでしょうか。
回答(書面)	近年では、働く高齢者も増加している一方で、地域で活躍する高齢者が減少してきており、町内会等の役員を決めるにも苦慮している現状があります。そのため、地域の担い手になる方がある程度同じ方になってしまう傾向にあります。 また、サロン活動等においても、参加者や役割が固定化することがよく見られます。
質問(書面)	地域共生社会に係る令和元年度のモデル事業の「地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保」において、「当面は優先的に一般財源が配分される状況」とありますが、「地域互助活動促進助成金」も、一般財源から支出しておられるのでしょうか。そうだとするならば、優先的に一般財源が配分される期間以降の財源確保の見通しはございますか。

回答(書面)	<p>モデル事業終了後、同様に「地域課題を解決する取組」を受託事業者等が寄附金やクラウドファンディングなどを活用した社会貢献として継続できる体制構築が理想と考えているが、現実的には困難なことから、一般財源を用いても地域力強化の推進事業を継続していく必要があることを記載したものです。</p>
質問(書面)	<p>貴市のHPにある石巻市ささえあいセンターの「福祉まると相談」の相談実績を拝見すると、相談件数が多く、特に来所による相談が多いと感じました。その要因があればご教授いただけますでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>社会背景として少子高齢化や核家族の進行、さらに東日本大震災によるコミュニティの再編や希薄化があり、相談内容が複合化・複雑化しておりニーズが高まっていると考えられます。</p>
質問(書面)	<p>多機関の協働による包括的相談支援体制の柱として、「なるべく相談者を歩かせない」とありますが、具体的にどのような取組(工夫)を行っておられますか。</p>
回答(書面)	<p>いわゆる相談者を「たらい回しにしない」「同じことを何度も言わせない」に通じます。工夫としては、相談が他にもある場合、その担当者に来てもらうか、担当先に一緒に出向き相談内容を相手側に伝えるような対応に努めています。</p>
質問(書面)	<p>地域の担い手となる人材を確保するためには、既存の互助組織(自治会、町内会等)への支援に加え、それらの組織に加入をしていない地域住民への新たな参加を促す取組みも重要だと思いますが、貴市において効果を上げている施策等がありましたら、ご教授いただけますでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>東日本大震災により地域コミュニティが崩壊し、新たなコミュニティを形成する必要があったことから、被災者支援の一環として小地域福祉活動の「サロン活動助成」を行っております。新市街地や復興公営住宅での孤立防止にも寄与してきたと考えております。補助期間終了後も自立して活動を継続している団体もあり「生きがづくり」「地域の担い手」など繋がっております。</p> <p>また、既存の互助組織よりも柔軟な組織体へ「地域互助活動促進事業助成金」を交付することで、「互助活動」の理解や社会参加を促すことをしています。</p> <p>○地域互助活動促進事業助成金</p> <p>市民主体の団体が身近な地域において日常生活上の助け合い活動に対し助成金を交付するもの(令和元年度:10団体 令和2年度:11団体)</p>

質問(書面)	<p>(「住民に身近な圏域」における、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備について、) 地域互助活動促進助成事業について、助成金限度額の設定根拠、昨年度の実績(助成対象団体数、助成対象活動ごとの内訳等)、K P Iの達成度合い等をご教授いただけますでしょうか。また、昨年度の事業実施を経て見えてきた課題、今年度における改善点等がありましたら、併せてご教授いただけますでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>昨年度は、10団体16の事業(送迎支援9団体、見守り支援7団体)に対し、総額150万円の助成金を交付しました。年度途中からの事業開始ということもあり、助成団体数は当初見込みより下回っています。</p> <p>また、今年度は、新型コロナウイルス対策もあり、新しい交流の仕方等を模索している状態ですが、団体の構成員としては高齢者が多く、事務処理等についての負担感があるようです。</p>
質問(書面)	<p>(「住民に身近な圏域」における、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備について、) 事業の成果目標について、「参加者が我が事として活動した数(サロン活動、地域活動など)」と記載されていますが、既存事業である「地域サロン活動支援事業」「老人クラブ活動助成事業」「通所型サービス支援事業(住民主体によるサロン活動支援)」との棲み分けについて、ご教授いただけますでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>気軽に集える場で実施した事業に参加することにより、変化に気づき、それを支援機関につなげる意識醸成を図れる取組を想定してきました。</p> <p>その参加者の中から、地域課題の解決を意識した方が、サロン活動や地域活動の実践に繋がること想定できる目標として掲げました。既存のサロン活動支援事業や老人クラブへの参加に繋がることを想定しています。それぞれの事業の財源が異なっているものの、住民目線では類似のものに見えることでもあり、今後の対応等について関係課で意見交換を行っています。</p> <p>地域共生社会を目指して社会福祉法の改正が行われ、関連国庫補助等の交付金化も始まるころではあるが、厚生労働行政の範囲にとどまっている。交付の率も元の各事業に紐づいており、インセンティブ効果に課題があると感じます。</p>
質問(書面)	<p>(「住民に身近な圏域」における、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備について) 対象地域が、市内全域ではなく、港・山下・蛇田・牡鹿地区に限定されている理由をご教授頂けますでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>今回の取組は、地域の実情にあった支援をモデル的に実践したものに</p>

	<p>なります。</p> <p>湊地区、牡鹿地区については、地域の実情に詳しく、社会福祉協議会等との連携がとれるNPO法人や社会福祉法人に委託したものです。</p> <p>山下地区については、地域とのつながりが強いNPO法人に委託をしましたが、蛇田地区については、地域内に事業所がある社会福祉法人に委託しました。</p> <p>本市では、住民自治体现のプラットフォーム「地域自治システム」を整備しようとしており、並行して介護保険法に基づく二層協議体の整備も行っているため、地域住民の理解を得るために慎重に地域選定等を行っているところです。</p>
質問(書面)	<p>(「住民に身近な圏域」における、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備について) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握のために、相談会や交流活動等を行っているとのことですが、具体的な取組み内容について、ご教授いただけますでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>○湊地区：相互交流、多世代交流</p> <p>○牡鹿地区：相互交流</p> <p>○山下地区：地域生活課題に向けた話し合い、多世代交流</p> <p>○蛇田地区：地域生活課題に向けた話し合い、多世代交流</p>
質問(書面)	<p>包括的支援体制の整備において、相談支援包括化推進員の役割は極めて重要だと思いますが、委託職員を選定するにあたり、考慮した点、選考方法、委託費等をご教授いただけますでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>資格要件として、相談支援業務の実務経験5年以上、又は地域の相談支援機関等を適切にコーディネートできる能力を有するものとして、社会福祉士や精神保健福祉士、保健師の有資格者としています。委託費は約500万円です。</p>
質問(書面)	<p>貴市ささえあいセンターHPにおいて、包括的支援体制構築事業における福祉まるごと相談窓口の相談件数が掲載されていますが、そのうち当該窓口の設置目的である複合化・複雑化した課題(高齢者、障害者、生活困窮者等の対象者別相談窓口では対応できない課題)を抱え、関係課の横断的な連携体制や包括的な支援体制を必要としたケースはどのくらいあったのでしょうか。また、「令和2年度石巻市多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施要領」において、今年度10月から各総合支所に当該窓口を開設し、6か所に増設すると記載されていますが、各窓口の人員体制(相談支援包括化推進員の有無、職員の専任・兼務の内訳等)をご教授いただけますでしょうか。</p>

回答(書面)	<p>令和元年度の相談件数108件中、包括的な支援体制を必要とした件数は、38件(継続相談)です。</p> <p>今年度各総合支所に窓口を増設し、その人員体制としては、各総合支所の保健師に対応を担ってもらいます。専従という事ではなく、日頃の保健師業務の中で併せて相談受理をしてもらうため、支所の場合は事前予約のスタイルとしています。</p>
質問(口頭)	クラウドファンディングにおける困難について、その内容をご教授いただけますでしょうか。
回答(口頭)	委託期間が終了しても、継続的に事業が実施できるようクラウドファンディングなどの活用も検討するように各事業所に求めるも、実施までにはいたらなかった。
質問(口頭)	福祉まるごと相談窓口の設置に係る課題やこれまでの経緯についてご教授いただけますでしょうか。
回答(口頭)	<p>縦割り事業の中で横の連携をどのように取っていくのが課題である。設置にあたって、担当者は縦の事しか知らないで、横の連携を取る前に、まずは他の課の事を知ることからはじめた。共通項や類似項を探して連携の可能性を探った。</p> <p>人対人なので、上手くいかないこともあった。</p>
質問(口頭)	断らない相談を受けた後、部署同士の押し付け合いが発生することはないのでしょうか。
回答(口頭)	たしかに、かつては、押し問答はあったが、断らない相談窓口の設置がされたことで、たらい回しにしない、断らない場所という意識の下、押し付け合いはなくなった。

地域包括ケアシステム

質問(書面)	介護人材の不足対策や介護職の専門化、介護分野のイメージ向上を図る上で、介護の専門的知識を必要としない周辺業務を、アクティブシニア(介護助手)、生活困窮者(中間的就労)、障害者(福祉的就労)等が担うことが重要ではないかと考えますが、貴市において、介護人材の不足を補う上で、特に効果的な施策、今後取組む予定の施策等がありましたら、ご教授いただけますでしょうか。
回答(書面)	介護人材確保は本市においても喫緊の課題ですが、現時点ではご質問にあるような、高齢者、生活困窮者、障がい者の方々を対象とした施策は検討しておりません。
質問(書面)	介護予防の観点から、定年後も切れ目なく社会と繋がり、生きがいを持ち続けることが重要だと思いますが、現状、定年後の、とりわけ男性

	が、社会との接点を失い、何れのコミュニティにも属することができない課題があると思います。貴市において、定年前後の方に焦点を当てた、介護予防としての側面を持つ施策等がありましたら、ご教授いただけますでしょうか。
回答(書面)	現時点では該当施策はありません。

高齢者介護・福祉

質問(書面)	<p>貴市では、8つの場所において認知症カフェを開設しており、これは他市と比較してもかなり高い水準にあると承知しております。そこで、これについて次のとおりお伺いしたく存じます。</p> <p>①認知症カフェは、高齢者が気軽に通ってコミュニティを形成出来る場として機能しているのでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>認知症カフェは、認知症の人やその家族、地域の人や介護・医療の専門職などが、身近な場所で気軽に集うことのできる場としています。認知症の理解の普及や、地域とのつながりができる居場所づくりを目的としています。</p>
質問(書面)	<p>②認知症カフェの利用者は、何をきっかけに来場するケースが多いのでしょうか。その広報の手段について何か工夫されていることがございましたら、ご教授いただけますでしょうか。</p>
回答(書面)	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座での、市の認知症事業や認知症カフェに関するチラシ(日程表)の配布。 ・パンフレット「認知症ケアパス(認知症カフェの記載あり)」を市内の相談窓口、各地域包括支援センター、認知症講演会などで配布。 ・市ホームページ、市報へ認知症カフェについて掲載。
質問(書面)	<p>「オンザコーナー」は、地域住民だけでなく介護・福祉の専門家等様々な職種の方々が参加して地域ぐるみで認知症予防と早期発見の体制をつくることに寄与しているとお伺いしておりますが、具体的にどのような職種の方の協力を得られているのでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>当法人にて開催する交流会や介護予防運動教室への参加者に対して心身の変化や困りごとなどが収集できたときに参加者が居住する担当地域包括支援センター職員(社会福祉士、正看護師)や生活支援コーディネーターへ介入の協力・相談を行っています。</p>
質問(書面)	<p>石巻市地域介護予防活動支援事業(住民主体によるサロン活動支援)は、地域の支え合い体制や高齢者の通いの場を確保する住民主体の自主的活動として有効に機能しているものと存じております。このような事業を確立出来た要因は、何処にあるとお考えでしょうか。</p>

回答(書面)	<p>現在市内には 280 余りの通いの場が存在しており、この補助金を活用しているサロンはわずかである。社会福祉協議会や地域包括支援センターの支援によるものも多く、震災後のコミュニティー支援の面から関係各課の連携により、再構築に至ったと思われる。</p> <p>そのなかで、活動する際の資金不足(会場費や講師料)を補う形で補助金を活用し、通いの場の運営を支援している状況である。</p>																																														
質問(書面)	<p>貴市では、老人クラブ活動に対して支援を行っているとお伺いしております。他市においても同様の支援を行っている市が多く見られますが、その中には老人クラブの減少を問題として抱えている市もあるようです。そこで、老人クラブに関する以下の事項についてご教授いただきたく存じます。</p> <p>①貴市における老人クラブの数およびその推移</p>																																														
回答(書面)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">◎平成 28 年度から令和 2 年度までの老人クラブ数推移</th> </tr> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">老人クラブ構成人数</th> <th rowspan="2">合 計</th> </tr> <tr> <th>35 人未満</th> <th>70 人未満</th> <th>100 人未満</th> <th>100 人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>41</td> <td>44</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>46</td> <td>41</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>41</td> <td>39</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>44</td> <td>31</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>43</td> <td>23</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>69</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 R2 については、10 月 1 日時点のクラブ数になります。 ※2 上記クラブ数は市の老人クラブ助成事業を利用されたクラブのみになります。</p>	◎平成 28 年度から令和 2 年度までの老人クラブ数推移							老人クラブ構成人数				合 計	35 人未満	70 人未満	100 人未満	100 人以上	H28	41	44	3	2	90	H29	46	41	3	2	92	H30	41	39	3	1	84	R1	44	31	2	1	78	R2	43	23	2	1	69
◎平成 28 年度から令和 2 年度までの老人クラブ数推移																																															
	老人クラブ構成人数				合 計																																										
	35 人未満	70 人未満	100 人未満	100 人以上																																											
H28	41	44	3	2	90																																										
H29	46	41	3	2	92																																										
H30	41	39	3	1	84																																										
R1	44	31	2	1	78																																										
R2	43	23	2	1	69																																										
質問(書面)	②老人クラブの減少を食い止めるための具体的な対応策																																														
回答(書面)	<p>本市においても、①に記載しているとおり老人クラブの減少が問題となっております。</p> <p>現状の具体的な対応策としては、市報における老人クラブ活動の勧誘、ホームページにおける老人クラブ助成事業の P R などを実施しております。また、直接的な対応策ではありませんが、スポーツ大会などのイベントにおいて共催や後援という形で老人クラブの活動を応援することもしております。(R2 年度のスポーツ大会については新型コロナウイルスにより中止。)</p> <p>ただし、これらの対応策を講じて、老人クラブ数の減少を止めることができていない状況です。</p>																																														
質問(口頭)	認知症カフェに、本人やその家族でもない地域住民や介護・医療の専門職の方が来場してくれている実績はあるのでしょうか。																																														
回答(口頭)	認知症カフェは地域住民や専門職等も対象とするべきものとされているが、実際には、やはり本人やその家族の来場が多い。まずは本人やその家族を中心に運用し、徐々にこれらの人へも裾野を広げていくことが望ましいと考えている。																																														
質問(口頭)	地域の互助的活動を推進するために、行政はどのようなインセンティ																																														

	ブを付与するべきでしょうか。
回答(口頭)	まずは金銭的なインセンティブ。加えて、スポーツ大会のような楽しいイベントを開催（または共催）し、地域を盛り上げることで、活動のインセンティブを付与できると考えている。
質問(口頭)	生活支援コーディネーターと相談支援包括化推進員との関係についてご教授いただけますでしょうか。
回答(口頭)	密に連携を取り合っている。
質問(口頭)	ウィズコロナ時代における通いの場のあり方についてご教授いただけますでしょうか。
回答(口頭)	地域の互助的活動を中止するケースもあったが、再開した時に、その再開を待ちわびていたという声があり、その活動のニーズの高さを再確認した。このような状況下でも、地域の通いの場は必要なものと考えている。 行政は、国が提示する感染防止マニュアルを地域向けに改編したものを配布する等して支援することができると考えている。

障がい者福祉

質問(書面)	石巻市第5期障害福祉計画において、相談支援体制の確保として、「相談支援事業所において、障害者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行う」ことが挙げられていますが、これら相談窓口は就学や進路、療育を一括して相談でき、情報を提供できる窓口であるのでしょうか。具体的な方法や内容についてご教授ください。
回答(書面)	相談支援事業所では幅広く相談を受けているが、解決困難なものは、他機関紹介や、他機関と連携して対応している。
質問(書面)	障害者の工賃を向上させるために具体的に何か取組を行っているのでしょうか。具体的な方法や内容についてご教授ください。
回答(書面)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労施設等からの物品等の優先調達の推進 ・障害者就労施設等の授産品等紹介、販売会の実施
質問(書面)	労働意欲を有するが、働けていない障害者に対してどのような支援及びアプローチを行っているのでしょうか。
回答(書面)	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援や就労継続支援等サービスの活用助言 ・ハローワークや地域就業生活支援センターと連携した就職支援
質問(書面)	教育現場における障害の理解促進のために、教職員等に対して研修等は行っているのでしょうか。具体的な内容及び方法についてご教授ください。
回答(書面)	教職員等に対する研修等は未実施。

質問(書面)	石巻市第5期障害福祉計画において、希望する就労支援に関して「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が多く挙げられています。職場において障害に対する理解促進のために、具体的にどのような取組を行っているのでしょうか。またそれは、事業主を対象とするものでしょうか。労働者を対象とするものでしょうか。
回答(書面)	障害に対する理解を深め、差別解消を図るため、商工会議所を通じ事業者へ啓発リーフレットを配布。対象は事業主、労働者双方を想定。
質問(書面)	精神障害者等の障害を持った人々が緊急時や日常的に医療を受けられるため、どのように診療体制を構築しているのでしょうか。
回答(書面)	歯科診療については、障がい児者歯科診療対策事業を実施。

子ども・子育て支援

質問(書面)	貴市ホームページより、市内で新たに働く保育士への金銭的援助を行っていると同っておりますが、どの程度の利用実績がありますでしょうか。また、そのほかにも保育士の定着や質の向上を図るための取組がございましたらご教授ください。
回答(書面)	<p>本市の保育人材確保を図るため、石巻市保育士就職支援事業を平成30年度より実施し、市内の私立認可保育所等に保育士として新たに勤務する者に対し、就職支援金・資格取得支援金を助成しております。</p> <p>就職支援金は転入者の場合、1年目20万、2年目10万を支給し、本市在住の場合、1年目10万円、2年目10万円で、かつ、保育士資格取得の1年前から本市に住所を有し、資格取得から1年以上経過していない者には、資格取得支援金10万円を助成しております。</p> <p>平成30年度から令和2年度までの実績としては、就職支援金の交付は、転入者で6人、本市在住者で27人となり、資格取得支援金については、本市在住者27人のうち2名に交付しております。</p> <p>交付した33人は現在も保育士として本市で活躍されております。</p>
質問(書面)	貴市ホームページの認可保育所(園)一覧より、市内の保育施設のうち公立保育所と公立認可保育所が大半を占めていることがうかがえますが、公立保育所を民営化するご予定はございますでしょうか。
回答(書面)	<p>本市では、平成30年3月に「石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画」を作成し、公立の保育所と幼稚園の統廃合を計画的に行ってまいります。</p> <p>計画においては、統廃合を進めるにあたって、民間誘致を前提したものであり、平成30年度で30箇所ある公立の保育所・幼稚園・こども園を令和7年度までに18箇所に減らし、5箇所ほど民間での保育所・</p>

	こども園の設置を行います。
質問(書面)	貴市ホームページの認可保育所(園)一覧に記載のあるすべての保育施設で土曜日の保育が行われておりますが、休日保育の需要はどの程度ありますでしょうか。また、現在行われている土曜保育は、利用者のニーズをどの程度満たしているのでしょうか。
回答(書面)	本市休日保育は、平成26年度から私立認可保育所で実施してまいりましたが、保育士の確保が困難なことから平成29年度以降は休止であり、当時の利用状況も3年間で平均6.6人/日とかなり低いニーズでありました。 また、土曜日保育についても、概ね利用定員の20%程度の利用率となっております。
質問(書面)	貴市子育て世代包括支援センターは、市内に住む子ども・父母・祖父母であれば誰でも無料で利用できるとのことですが、利用者の年齢層や居住地域など、具体的にどのような方が利用されているか、差し支えなければご教授いただきたいです。
回答(書面)	本市の子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期までの切れ目のない包括的な支援を実施し、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを目的としております。親子が安心して集える遊びの場の利用者としては、市内在住の0歳から6歳までの子どもを持つ親子の利用が最も多くなっており、また、相談利用については、妊娠期から子どもの発育・発達や、保育に関する相談などのほか、学童期にわたった相談もあり、支援が必要とされる方には適切な支援が受けられるように関係機関へ速やかにつないでおります。

生活困窮者支援

質問(書面)	令和元年度第23回庁議要旨によれば、貴市では、令和2年8月より生活困窮者自立支援法に基づく、就労準備支援事業が行われていると伺いましたが、導入に際して地域若者サポートステーションなどの既存の就労に係る地域資源との連携や棲み分けはどのようにされたのでしょうか。
回答(書面)	地域若者サポートステーション事業の対象者は、就労に関する意欲は認められるものの何らかの課題を抱え、主にハローワーク等において、一人で求職活動ができるまでには至っていない15歳から49歳までの者で所得・資産要件はございません。 これに対し、就労準備支援事業は、就労の前段階である生活習慣の形成や社会参加、一般就労に向けた基礎的な能力を身につけること等を目

	<p>的とした事業で、年齢要件はありませんが、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある者として所得・資産要件がございます。</p> <p>そのため、相談世帯の所得・資産要件や年齢要件等を考慮し、状況に応じて適切な事業につないでおります。</p> <p>なお、就労準備支援事業は新型コロナウイルス感染症の影響から予定より若干遅延し、令和2年9月から実施しておりますが、地域若者サポートステーション事業を実施（スタッフは別）している事業者へプロポーザルによる入札の結果、委託しております。</p>
質問(書面)	<p>貴市において、まきっこの会や K2ハウス石巻などのひきこもりに関する NPO の活動が行われておりますが、貴市がこれらの活動に対して行っている支援がありましたら、ご教授いただけますでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>ひきこもりに関する支援活動を行っている団体に対し、直接的な支援は実施しておりませんが、生活困窮者自立支援事業において、ひきこもり家族会や支援事業者と連携し、相談者の状況に応じてそれらの団体につないでおります。</p> <p>なお、宮城県では令和2年度から「ひきこもり居場所支援モデル事業」を実施しており、これまで以上に支援団体との連携強化につながると認識しておりますので、今後も宮城県の助言を受けながら、支援団体に対する支援内容や連携体制について検討してまいります。</p>
質問(書面)	<p>住民によるボランティア活動や地域活動への参加は地域づくりにとって重要と考えられますが、仕事や時間がとれないといった理由で参加できない方も多くいらっしゃると思われまます。そのような原因に対応した活動への参加促進に関する取組が行われていましたら、ご教授いただけますでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>ボランティアに参加したい気持ちがあっても、時間がとれない方も多いと思われまます。石巻市社会福祉協議会では、活動相談等を随時行い、ボランティア活動に参加したい方の支援を行っております。</p>
質問(口頭)	<p>貴市の就労準備支援事業の内容に生活自立、社会自立、就労自立および就農等訓練事業がございましたが、その具体的な内容についてご教授いただけますでしょうか。</p>
回答(口頭)	<p>社会問題となっている8050世帯など、一般就労の前段階において、規則正しい生活やできていない方が多く、そのような方々を支援するために生活自立や社会自立などの各ステージにおいて、支援メニューを準備しております。</p> <p>はじめに生活自立について、通所や合宿生活を通じて、朝の決まった</p>

	<p>時間に起き、決まった時間に食事をとることなどの日常生活習慣の形成に係る支援がございました。</p> <p>次に社会的自立について、あいさつや会話の仕方など、母コミュニケーション能力の形成に係る支援がございました。</p> <p>3つ目に、就労自立及び就農等訓練事業について、履歴書の作成指導やハローワークへの同行、農林水産業を通じた職場体験などがございました。</p>
質問(口頭)	<p>就農訓練事業を行うにあたっては、引き受けてくださる農業事業者に対して、何か支援などは行っているのでしょうか。</p>
回答(口頭)	<p>農業事業者に対する支援内容について、共同作業や担い手の育成により支援につながるものと考えています。</p>
質問(口頭)	<p>貴市は就労準備支援事業の実施を地域若者サポートステーションと同一の事業所へ委託していると伺いましたが、その理由と同一事業所で実施することで得られたメリットをご教授いただけますでしょうか。</p>
回答(口頭)	<p>受託事業者を募集した際、地域若者サポートステーションを行っている事業所が別チームを立ち上げて、参加したいと申し出があったため、選考結果の上委託しました。そのため、同じ事業所が行うことで、仮に相談者が就労準備支援事業に当てはまらない場合であっても、地域若者サポートステーション事業につなぐことができる上、情報共有や連携がしやすいというメリットがございました。なお、厚労省から通知があり、地域若者サポートステーション事業と就労準備支援事業はどちらかを選ぶこととなっておりますので、相談者の状況に合わせて事業の利用につないでおります。</p>
質問(口頭)	<p>就労準備支援事業に関して、年齢制限がございましたが、ひきこもりの方についてはその要件に合致しない場合があると存じます。その場合、50代のひきこもりの方には、どのような支援をなさっているのでしょうか。</p>
回答(口頭)	<p>就労準備支援事業について、年齢要件が今年の4月に撤廃されており、年齢制限はありませんが、収入要件や資産要件を満たしている場合に利用することができます。一方で地域若者サポートステーション事業は、収入要件や資産要件はございませんが、年齢要件がございましたので、50代のひきこもりの方の場合は就労準備支援事業の利用につないでおります。</p>
質問(口頭)	<p>就労準備支援事業の利用を終えた方は、どのような職種に就職する方が多いのでしょうか。</p>
回答(口頭)	<p>相談者の状況によりますが、主に農業従事者や水産加工業の正社員な</p>

	どが考えられます。
--	-----------

仙台市ヒアリング調査

日時	2020年11月6日(金)		
調査先	仙台市(於:仙台市役所本庁舎5階第2会議室)		
担当者	所属	役職	お名前(敬称略)
	健康福祉局地域福祉部社会課地域福祉係	係長	五十嵐 美香子
	健康福祉局地域福祉部社会課地域福祉係	主任	渡邊 亜里紗
	健康福祉局障害福祉部障害企画課企画係	係長	我孫子 ゆみ
	健康福祉局障害福祉部障害企画課社会参加係	係長	佐藤 嗣紀
参加者	大野岳 小野真吾 白井大貴 白幡大騎 橋本敬史教授		
調査目的	福祉に関する取組について横手市との共通点や異なる点等の比較分析を行うことで、より広域的な視点から横手市の課題を発見するために調査を実施した。		
調査の概要	以下の1~5の分野にわたる質問項目について書面で事前送付。仙台市からの文書回答から、更に確認したい項目を絞り、当該担当課に対してヒアリング調査を実施した。		

地域共生社会

質問(書面)	地域共生社会に係る令和元年度のモデル事業の「地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保」において、「共同募金等を活用し、住民の身近な圏域における交流の場づくりや地域活動の担い手育成を図る」とありますが、その具体的な内容をご教授いただけますでしょうか。
回答(書面)	CSWが地域団体等の活動支援を行うにあたって、交流の場としてのサロン活動等の実施や地域の人材育成のための研修会等の開催にあたって、活動費用として利用可能な助成金等の紹介や申請制度を行っています。 また、市社協が実施する地域活動支援の事業にも、市補助金のほかに共同募金からの財源も活用しております。【社会課】
質問(書面)	貴市では、「地域共生社会」の実現に向けた令和元年度モデル事業(地域力強化推進事業)を行うにあたり、担い手の不足を課題の1つに挙げていますが、既存の担い手支援や新たな担い手を掘り起こすために、具体的にどのような施策を行っていますでしょうか。

回答(書面)	モデル事業においては、CSW を配置することにより、住民主体の地域活動への支援を行うほか、相談支援包括化推進員の役割を持つ CSW が民生委員等への支援を行うことで負担軽減を図ることや安心して活動できる環境整備を進めることなどを行っていきたいと考えます。【社会課】
質問(口頭)	地域共生社会の実現に向けた令和元年度のモデル事業において、「地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保」において、共同募金を活用と記載がありますが、その理由をご教授いただけますでしょうか。
回答(口頭)	まず共同募金とは、第一種社会事業としての寄付金で、一般の寄付とは趣旨が異なるものであり、自分の街を良くするために使うという当該寄付金の目的が、モデル事業の地域の課題を地域で解決していくこととマッチしているためです。

高齢者介護・福祉

質問(事前)	貴市における介護予防自主グループ支援事業は、「介護予防運動サポーター養成研修」を受講した介護予防運動サポーターによる地域の自主的な介護予防活動を支援する有用かつ先進的な取組であると認識しております。このような地域の互助活動を推進する担い手を育成するためには、市は地域に対してどのような働きかけを行うことが望ましいとお考えでしょうか。
回答(事前)	介護予防自主グループ活動の魅力や地域での役割を広く PR し、新たな担い手の発掘や参加者のきっかけづくりに取り組むことが必要です。特に、現在参加の少ない男性に対しては、グループ活動が社会貢献や自身の生きがいにつながることを PR し参加を促していけるとよいと考えます。
質問(事前)	貴市では、既に多数の認知症カフェの開催に至っており、これは他市と比較してもかなり高い水準にあると承知しております。そこで、これについて次のとおりお伺いしたく存じます。 ①「家族交流会タイプ」の認知症カフェは全国的にも珍しいものであるとお見受け致しますが、これはどのような点でメリットがあるとお考えでしょうか。 ②認知症カフェの利用者は、何をきっかけに来場するケースが多いのでしょうか。その広報の手段について何か工夫されていることがございましたら、ご教授いただけますでしょうか。
回答(事前)	①本市では認知症の人を介護しているご家族を中心としたつどいを「家族交流会タイプ」の認知症カフェとしています。家族だけで抱えてしま

	<p>いがちな介護に関する思いや悩み、経験などを語り合い。暮らしの工夫などの情報を共有し支え合うことで、ピアサポートの効果が期待できます。</p> <p>②認知症カフェは認知症やその家族、地域の人、専門職などが一緒につどい交流する場所ですので、来場のきっかけはそれぞれに異なります。</p> <p>認知症の人やその家族であれば、地域包括支援センターへの相談の際に認知症カフェを紹介されることが多いです。医療機関や薬局、グループホームなどの地域の事業所からの紹介で来場される方もいます。地域の人については、町内の回覧板や掲示板で認知症カフェを知る人や、口コミで参加される方が多いです。認知症カフェはそれぞれの地域で開催されているものですので、民生員や町内会に協力を依頼し、先述の回覧板や掲示板を利用したり、地元のイベントなどでチラシを配布するなど、各地域で工夫をしています。</p>
<p>質問(事前)</p>	<p>介護人材の不足対策や介護職の専門化、介護分野のイメージ向上を図る上で、介護の専門的知識を必要としない周辺業務を、アクティブシニア（介護助手）、生活困窮者（中間的就労）、障害者（福祉的就労）等が担うことが重要ではないかと考えますが、貴市において、介護人材の不足を補うにあたり、特に効果的な施策、今後取組む予定の施策等がありましたら、ご教授いただけますでしょうか。</p>
<p>回答(事前)</p>	<p>仙台市内の介護人材の確保を促進するため、仙台市内の介護関係団体と仙台市が協働で「仙台市介護人材確保取組み実行委員会」（以下、「実行委員会」という。）を組織し、介護関係従事者の意欲向上支援の取り組みによる介護人材の定番・離職防止と、将来の介護人材確保につながる介護職のイメージアップに向けた取り組みについて検討し、実施しています。</p> <p>具体的取り組みとしては、小学生向け出前授業（介護の仕事のイメージアップに向け、実行委員会の委員が仙台市内の小学校に講師として訪問し、介護の仕事の大切さや魅力等を紹介する出前授業（高齢者疑似体験含む）を実施）、介護の職場体験授業（介護の仕事の魅力と実際の現場を知ってもらい、その後の就労につなげることを目的とする）、介護職電話相談窓口（介護サービス事業所に自らの力で継続的に人材を確保していく能力を身につけてもらうためのセミナー等を開催）等がありますが、令和2年度においては、一部事業は、新型コロナウイルス感染症の流行により中止。</p> <p>また、今後は次の（１）から（４）までの方針に沿った施策展開を予定しております。</p>

	<p>(1) 介護人材のすそ野を広げる取り組みの推進</p> <p>(2) 継続して働く意欲を高める取り組みの推進</p> <p>(3) 介護人材の資質の向上</p> <p>(4) 業務の効率化に向けた取り組みの強化</p>
質問(書面)	<p>介護予防の観点から、定年後も切れ目なく社会と繋がり、生きがいを持ち続けることが重要だと思いますが、現状、定年後の、とりわけ男性が、社会との接点を失い、何れのコミュニティにも属することができない課題があると思います。貴市において、定年前後の方に焦点を当てた、介護予防としての側面を持つ施策等がありましたら、ご教授いただけますでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>本市では、地域の関係機関と連携し、平成31年1月に「仙台市生涯現役促進協議会」を設立し、国が公募する生涯現役促進地域連携事業の実施団体として、同年3月に採択を受け、昨年度から当該事業を実施しています。</p> <p>この事業は、高齢者（55歳以上の方）の雇用・就業促進に向けた地域の取り組みを国が支援し、多様な雇用や就業機会を創出していくことを目的としているもので、事業内容として、高齢者向けの就業相談窓口の設置や合同説明会の開催などを行っています。</p>
質問(口頭)	<p>仙台市においては、集いの場を促進するためにCSWを活用した例があるとお聞きしました。このような対面による住民同士が集う活動は、感染症対策の観点からは望ましいとは言えないと思われませんが、いわゆるウィズコロナ時代におけるこのような活動のあり方について、どのように考えておりますでしょうか。</p>
回答(口頭)	<p>今まさに悩んでいるところです。現在地域では、高齢者等への訪問活動はなるべく控えて、電話連絡の方法に拠ることにしていたり、住民主体のサロン活動等については、自粛していたりする状況があります。</p> <p>ただし、つながりの維持や高齢者の身体機能・認知機能の低下の防止のためにもこのような活動は必要なものであると認識しています。そのため、本市としては、感染症対策に留意しつつ、取組を推進していく必要があると考えています。</p>

障がい者福祉

質問(書面)	<p>労働意欲を有するが、働けていない障害者に対してどのような支援及びアプローチを行っているのでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>本市では仙台市障害者就労支援センターを設置し、障害のある方の総合相談窓口を設け、相談者との直接アセスメントにより就労ニーズの把握</p>

	<p>握を行い、求職準備から就労継続までの支援を行っております。また、同センターではハローワークと連携した求職者情報の共有や、各支援学校や仙台市教育委員会との連携により卒業見込者の進路把握に努めていることに加え、障害のある方やその家族等を対象とした「働きたい障害のある方向け説明会」を定期的で開催し、労働意欲のある障害者に対してのアプローチに努めております。</p> <p>【障害企画課社会参加係】</p>
質問(書面)	<p>障害者の工賃を向上させるために具体的に何か取組は行っているのでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>新型コロナウイルス感染拡大により、感染症対策としてマスクの需要が高まったことや対面での販売会の開催が困難となったことを受け、新たなライフスタイルに合わせた製品作りや販売方法に取り組んできました。</p> <p>災害特支援等で繋がりのある岡山県総社市から特産品であるデニムマスク生地の提供を受け、仙台市内の障害福祉サービス事業所で「仙台×総社デニムマスク」の製作販売を実施しております。今年5月に1,500枚限定で製作販売を行いました。大好評であったため、サイズ変更と新たにタグを付けて、7月に5,000枚を追加製作しました。2回とも抽選になるほどお申込みをいただき、現在は7月に抽選で外れてしまった皆様にもデニムマスクを使用していただけるように、追加で1万2千枚の製作に取り組んでおります。</p> <p>また、対面販売が困難であった期間には、事業所へ直接注文をすると職場へ商品を配達してもらえる「ふれあい製品デリバリー」を実施しました。本市職員が閲覧可能なweb掲示板にデリバリー製品のチラシを掲載し、各方面から注文をいただき、ふれあい製品の売上に寄与しました。</p> <p>【障害企画課社会参加係】</p>
質問(書面)	<p>仙台市障害福祉計画(第5期)及び仙台市障害児福祉計画(第1期)によると、「より幅広い業種を対象とした雇用促進及び啓発」の一環として、「障害者雇用促進セミナー等において一般就労の多様な就労事例を取り上げるとともに、福祉的就労についてもふれあい製品フェア等において積極的な周知を行う」としてありますが、これは、事業主を対象としたものでしょうか。それとも、労働者を対象としたものでしょうか。また、その具体的な内容及び周知の方法についてご教授いただけますでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>障害者雇用促進セミナーに関しては、障害者雇用を行う企業のみならず、障害のある方やその家族、その他関心のある市民も対象としており</p>

	<p>ます。(ただし、同セミナーの開催テーマによっては、障害者雇用を行う企業・団体のみを対象とする場合もございます。)令和2年10月13日に開催された同セミナーでは、障害者雇用先行企業の人事担当アドバイザーを講師とした障害者雇用の進め方講話を実施するとともに、同セミナーに参加した企業担当者と市内の障害者雇用先行企業及び各就労支援機関とのグループトークを実施いたしました。同セミナーの開催については、本市で開催案内のチラシを作成し、各区役所・市民センターやハローワーク等の関係機関での設置及び企業への郵送を行い、周知を行っております。</p> <p>福祉的就労については、ふれあい製品フェア等のイベントを通して広く市民に周知を行っております。イベント開催に関しては、市政だよりやホームページを活用した広報を行っていると同時に、障害企画課で製作したチラシを各区役所や関係公所に置いていただくよう依頼をしております。また、参加事業所に対してはチラシのデータを提供しているため、各事業所での周知も行っております。</p> <p>【障害企画課社会参加係】</p>
<p>質問(書面)</p>	<p>教育現場における障害の理解促進のために、教職員等に対して研修等は行っているのでしょうか。具体的な内容及び方法についてご教授いただけますでしょうか。</p>
<p>回答(書面)</p>	<p>仙台市内の教職員における障害理解に関する研修については、教育局の仙台市教育センターにおいて実施しています。校長、教頭、教諭、養護教諭等を対象に、新任時の研修や悉皆の年次研修の中で、主に発達障害を持つ児童・生徒の特性や対応についての研修を行っております。</p> <p>また、教育局の特別支援教育課では、特別支援学級の教職員等を対象に、通級指導、難聴学級、多様指導モデル、特別支援コーディネーター等の専門的な研修を行っております。</p> <p>なお、生徒向けの啓発としては、市内の中高生を対象に障害のある方がファシリテーターとなり、障害理解に関するテーマのグループワーク等を行う「ココロン・スクール」を実施しています。</p> <p>【障害企画課企画係】</p>
<p>質問(書面)</p>	<p>仙台市障害福祉計画(第5期)及び仙台市障害児福祉計画(第1期)によると、「障害者スポーツを通して障害のある方への理解者を増やしていく」としていますが、どのような場面(教育、地域活動等)での普及啓発を想定しているのでしょうか。</p>

回答(書面)	<p>より多くの方に障害者スポーツを知っていただくための取組みとして、どなたでも気軽に障害者スポーツを体験できるイベントを、在仙のプロスポーツチームの試合日に開催したほか、市内の小学校において、障害者アスリートを講師に招き、講演と障害者スポーツ体験を行う「心のバリアフリー教室」を実施しました。</p> <p>【障害企画課社会参加係】</p>
質問(書面)	<p>貴市における「障害理解サポーター事業」について、講師の方は同じ企業に継続的に講演にいくものなのでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>障害理解サポーター養成研修は、特定の企業を対象としているものではなく、申し込みいただいた企業・団体向けに実施しています。</p> <p>*継続して申し込みをいただき、毎年実施している企業もあります。</p> <p>【障害企画課企画係】</p>
質問(書面)	<p>仙台市障害福祉計画（第5期）及び仙台市障害児福祉計画（第1期）によると、「子育て・教育・福祉分野にわたる発達支援・子育て支援に関する相談窓口や支援事業などの情報を集約し、子どもの発達支援について総合的な情報提供を行っていく」としていますが、具体的にどのように情報を提供していくのでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>発達相談総合情報提供冊子（『お子さんの発達が気になったら』）を配布。（冊子の内容は仙台市ホームページの下記のアドレスをご覧ください。）</p> <p>https://www.city.sendai.jp/kikakusomu/kurashi/kenkotofukushi/shogai/shien/shientcenter/sodanshien/shokai.html 【北部アーチル】</p>
質問(書面)	<p>重い障害のある方の災害時個別支援計画とは具体的にどのようなものなのでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>災害に備え、本人・家族、支援者で緊急時の対応や避難方法をあらかじめ確認し、個別の事情を反映させた計画を作成しておくことで、いざという時に自分達である程度何とかできるように準備しておくものです。特に、災害時には、どこで、どのように過ごすのかをイメージし、そのためにはどのような備えが必要か具体的に検討しておくことが必要です。</p> <p>地域において、個別に災害時の対応を考える必要のある対象者の範囲は広いですが、本市の場合は、電源確保の必要な人工呼吸器装着児者を優先して災害時個別支援計画の作成支援を行っています。</p> <p>【ウエルポート】</p>
質問(書面)	<p>精神障害者等の障害を持った人々が緊急時や日常的に医療を受けられるため、どのように診療体制を構築しているのでしょうか。</p>

回答(書面)	<p>身体疾患では 119 番をダイヤルすれば直ちに救急車が臨場し、救急告示病院等に搬送される仕組みがすでに整っております。精神疾患の場合、自力でのアクセスが基本となりますが、宮城県と共同による精神科救急システムが整備（休日の日中帯をカバーしたのが平成 9 年度、全日夜間帯までカバーし 24 時間化したのが平成 30 年 1 月です）されており、緊急時の医療確保が担保されることとなっています。ただし、精神疾患は客観的な指標でその重篤度や深刻度を示すことは難しく、主治医と患者の言語を中心としたやりとりの積み重ねそのものが治療的な意味合いを持つことも多いため、緊急事態を招かぬよう日常的なかかりつけ医療機関を持つことが推奨されます。制度的には、障害者自立支援医療（精神病院）という、医療機関を固定することで通院医療費の自己負担が軽減される仕組みが用意されています。</p> <p>【障害者支援課障害保健係】</p>
質問(口頭)	<p>デニムマスク以外にも生産しているものがあればご教授いただけますでしょうか。</p>
回答(口頭)	<p>事業所ごとにパンやクッキー、工芸品、カレー等を生産しています。</p>
質問(口頭)	<p>生産品を販売するにあたり、各事業所が課題であると認識していること等があればご教授いただけますでしょうか。</p>
回答(口頭)	<p>販路を拡大することが課題であると考えている事業者が多いと認識しています。</p>
質問(口頭)	<p>販路の拡大についてアプリ等の ICT を利用している事業者があればご教授いただけますでしょうか。</p>
回答(口頭)	<p>把握していません。</p>
質問(口頭)	<p>貴市において障害者を雇用している農家はどの程度いるのでしょうか。</p>
回答(口頭)	<p>把握していません。</p>

子ども・子育て支援

質問(書面)	<p>貴市ホームページの「市内で働く保育士さんを応援します！」を拝見すると、市内に勤務する保育士への様々な補助を行っていらっしゃいます。特に、若手保育士等の給与に対する市独自の上乗せ補助について、いくら補助されているか、また補助を利用されている保育士さんはどの程度いらっしゃるかなど、具体的にご教授いただければ幸いです。</p>
回答(書面)	<p>当該補助は、経験年数 3 年未満の保育士等を対象に、一人当たり月額 5,000 円を補助するものです（実際の補助額は、これに法定福利費分が加わります）。令和元年度は、249 施設 1,027 人を対象に交付しております。</p>

	【認定給付課】
--	---------

生活困窮者支援

質問(事前)	厚生労働省 HP「生活困窮者自立支援制度 自治体担当者の方へ」によれば、貴市では、就労準備支援事業において、生活困窮者が日常的に通える場所が設定されていますが、日常的に通っていただくために工夫された点があればご教授いただけますでしょうか。
回答(事前)	該当ホームページに「通いの場」との記載があることについてのご質問としてお受けいたします。 通所頻度に着目すれば、「日常的に通っていただく」ことではなく、「自分の心身の状況にあったペースを理解していく」ことが目的となります。その方の段階に応じた就労準備を効果的に実施していくこといよって、日常的に通っていただくことがその方にあったペースになる方もいらっしゃると思います。
質問(事前)	貴市では、「中高年ひきこもり者向け居場所支援モデル事業」を今月より実施していると伺いましたが、実施するにあたり通常のひきこもり支援と比較して工夫されている点があればご教授いただけますでしょうか。
回答(事前)	ひきこもりに至る要因は人それぞれです。個人ごとにそれを見極めることと、状況状態に合致した多様な援助プログラムを提供することが重要です。状態を見極めることは非常に難しいため、ひきこもり者に対する支援実績があり、発達障害や精神疾患の影響などを評価する能力のある団体に事業を委託しています。
質問(事前)	貴市においては、CSW を積極的に活用しているものと認識しておりますが、ネットワークづくりや相談支援など多様な業務をこなすうえで負担も生じるのではないかと考えております。CSW の負担の軽減をおこなうために工夫されている点があればご教授いただけますでしょうか。
回答(事前)	CSW は、市社会福祉協議会の各区・支部に配置しており、その業務内容として、それまでも市社協が実施してきた地域活動者への支援等に加え、R2年度より、相談支援包括化支援員や第1層生活支援コーディネーターとしての役割も担うこととなります。 そのため、定期的にCSWが集まる担当者連絡会等を開催し、課題の共有や事例の検討などを行っていただくところです。また、東北学院大学が実施しているCSWスキルアッププログラムを活用するなど、市社協としてCSWの人材育成に努めています。

	R2 年度に 6 名の増員を行いました。今後も状況をみながら配置についての検討を行っていく予定です。
質問(事前)	貴市の認定就労訓練事業において、事業内容に介護分野を含む事業者が幾つか認定されていますが、介護分野の事業を行う事業者が直面している課題や改善への取組み等を把握していただけますでしょうか。また、貴市から事業者に向けて、当該事業の事業内容に介護分野を推奨することは、必要であれば行うことはできるのでしょうか。
回答(事前)	介護分野の事業者が直面している課題として、人手不足と聞いておりますが、改善への取組み等は把握しておりません。 認定就労訓練事業は、事業者が経営判断で実施するものと捉えております。事業者に対し、特定分野の事業を実施するよう推奨するということは、経営への介入となりますので、不可能と考えます。
質問(口頭)	CSW と生活支援コーディネーターは業務が類似していると考えております。2 つの業務を兼任することで業務が効率的になりますでしょうか。
回答(口頭)	CSW と生活支援コーディネーターには、地域の団体をつなぎ、住民全体の活動を支えていくという役割について重なる部分も多いため、二つの業務を兼任することで効果的な業務遂行につながると考えています。
質問(口頭)	当日いただいた資料にはひとり親世帯への支援の例として、生活保護に至った例を紹介されているが、生活保護に至らない場合は、どのような支援を CSW は行っていらっしゃるのでしょうか。
回答(口頭)	CSW はコーディネートすることが主な役割です。そのため、生活保護に至らない場合には、生活困窮者支援など他の支援につないだりしています。また、支援を拒否されている方に対しては、地域の交流サロンにつなぐなど、地域での見守りをお願いすることもあります。
質問(口頭)	貴市の HP から CSW に関する役割をまとめた資料を配布して、知名度の向上をはかったとあるが、それは当日配布していただいたこの資料のことでしょうか。
回答(口頭)	そうです。

盛岡市ヒアリング調査

日時	2020年11月9日(月)
調査先	盛岡市
担当者	所属先
	保健福祉部地域福祉課
	保健福祉部長寿社会課
	保健福祉部介護保険課
	保健福祉部障がい福祉課相談認定係
	保健福祉部障がい福祉課自立支援係
	保健福祉部障がい福祉課事業所係
	子ども未来部子ども青少年課
保健福祉部生活福祉第一課	
参加者	大野岳 小野真吾 白井大貴 白幡大騎 藤原和咲 細越大毅
調査目的	盛岡市は、地域共生社会をはじめ、各分野において先進的な取組を行っている。当該取組に関してヒアリング調査を行い、理解を深め、最終提言の材料にするため。
調査の概要	各分野いずれも書面によるヒアリング調査を実施した。

地域共生社会

質問(書面)	<p>地域共生社会に係る平成30年度モデル事業の「地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援」の中の「引きこもり経験者の居場所として畑づくり支援」に関して、地域共生社会に係る令和元年度のモデル事業においては、当該支援は実施されていないと存じますが、その支援の詳細な内容と成果、実施されなくなった経緯をご教授いただけますでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>平成30年度地域力強化推進モデル事業の築川地区において、少子高齢化や人口減少が進行するなかで、地区外の方との交流ができないか、築川地区福祉推進会和盛岡市社会福祉協議会が協議を進めました。協議を進めることにより、畑の活用が可能なこと、また、盛岡市社会福祉協議会が関わっているひきこもりの当事者団体と協力することにより、当該地区において令和元年度から畑を活用した、居場所づくりを実施したものであります。</p> <p>畑では、春にさつまいもを植えて、秋には収穫し、地域の方や児童センターの子どもたちと収穫祭を行いました。</p>

	<p>成果としては、居場所づくりでは、地域の方と適度な距離をとって作業することにより、徐々に地域（社会）とのつながりを持つことができています。また、地域においては、外部の方との新たな交流が生まれたことは、築川地区の活性化が図られたものと存じます。</p>
質問（書面）	<p>地域福祉コーディネーターと第1層及び第2層生活支援コーディネーターのそれぞれの役割についてご教授いただけますでしょうか。</p>
回答（書面）	<p>地域福祉コーディネーターは、盛岡市社会福祉協議会に配置しており、国のモデル事業である「多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業」「地域力強化推進モデル事業」において、地域生活課題を包括的に受け止める体制整備の取り組みや住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを推進しております。</p> <p>第1層生活支援コーディネーターは市社協に配置し、市内全域における生活支援の担い手の育成や第2層の活動の取りまとめや助言等を行っています。また、地域ケア会議兼第1層協議体にも委員として参加しています。</p> <p>第2層生活支援コーディネーターは、各地域包括支援センターに配置し、各地域における生活支援サービスの把握や創出、マッチング等に取り組んでいます。また、第2層生活支援コーディネーターは認知症地域支援推進員を兼務しています。</p>
質問（書面）	<p>「戸建て住民とマンション住民とのサミット」が開催されていると存じますが、当該サミットを開催するにあたっての課題やその解決方法、効果などをご教授いただけますでしょうか</p>
回答（書面）	<p>地域力強化推進モデル事業の杜陵地区では、盛岡市社会福祉協議会で実施している地区福祉懇談会において、戸建ての住民とマンション住民との交流に課題があることから、平成29年度に町内会とマンション関係者（所有者、マンション管理士会、マンション管理会社）とでマンションサミットを立ち上げて、情報交換を実施しました。</p> <p>マンションサミットの効果としては、共通課題として「防災・減災」をテーマに勉強会を重ね災害時には、マンション住民と地域住民がお互いに支え合える関係性の必要性への意識が高まったものであります。</p> <p>また、マンションサミットでは、防災イベントの計画・実行するボランティアを募り、「杜陵コラボ会」を立ち上げることにより、新たな交流の場となっております。</p>
質問（書面）	<p>貴市では、地域住民の相談を包括的に受け止める場として年に数回に渡り「困りごとまるごと相談会」を実施されていると伺っております。このような出張型の相談窓口には、常設型の相談窓口と比してどのような</p>

	メリットがあるとお考えでしょうか。
回答（書面）	常設の相談窓口では、地域福祉コーディネーターが相談を受け止め、関係機関と連携し解決するためその場で支援の方向性を示すことが難しいが、多様な分野が一堂に集まることで、複数の課題を抱える方には相談員数名が対応することにより、ワンストップで相談を受け止めることができました。また、地域の公共施設等に開催チラシを掲示したことにより、新たな相談につながった認識しております。
質問（書面）	貴市では、相談支援包括化推進員を多様な施設に配置し、包括的な相談支援体制の構築に取り組まれていると思いますが、「令和元年度モデル事業実施状況」において、相談支援包括化推進員20人のうち19人が兼任であると記されています。兼任職員の業務負担を軽減する取り組みを行っていただけましたら、ご教授いただけますでしょうか。
回答（書面）	課題に対する分科会を設置や個別ケース会議を開催することにより、すべての相談支援包括化推進委員が集まる会議の回数を減らすなど負担軽減を図っております
質問（書面）	貴市では、令和元年度に「まるごとよりそいネットワークもりおか」を立ち上げ、市民相談のワンストップ化や相談支援機関が対応できない複合課題への支援を行っていると伺いましたが、事業の具体的な内容、運営する上での課題、相談・解決実績等をご教授いただけますでしょうか。
回答（書面）	http://www.morioka-shakyo.or.jp/kaihou/197web.pdf 具体的な取組は、上記 URL によりご確認ください。 運営する上での課題は、少子高齢化や核家族化、人口減少に伴う、福祉課題の複雑化、複合化、深刻化が進行しているが、地域福祉コーディネーター3名配置していますが、きめ細やかな対応には十分でないと考えます。 令和元年度の新規相談件数は222件、終結件数は119件となっております。
質問（書面）	貴市では、福祉的な観点に留まらず、広くまちづくりの観点から、包括的な相談支援体制の構築に向けた取組を行うとしていますが、具体的に、まちづくりの観点とはどのようなものを指しているのか、ご教授いただけますでしょうか。
回答（書面）	相談支援包括化推進員の構成員に地域交流を実施している福祉施設等である「一般社団法人しあわせ計画舎フキデチョウ文庫」「Rashiku 株式会社 きさいや」「もりおかワカものプロジェクト」に参画いただき「共生の場・まちづくり」の観点からご意見等をいただいております。

高齢者介護・福祉

<p>質問（書面）</p>	<p>盛岡市立厨川児童・老人福祉センターを始めとして、貴市の地区老人福祉センターでは、地域交流・多世代交流の一環として老人クラブが多様なイベントを開催されていると伺っております。このような地域住民の自発的活動を支援するための取組・工夫を行われてきたものがございましたら、ご教授いただけますでしょうか。</p>
<p>回答（書面）</p>	<p>地域内の地区の特性に応じた地区コミュニティにおける福祉活動の活発化を図り、社会福祉事業を充実発展させるため、市内全域で32地区の地区福祉推進会があります。それぞれの地区により、活動内容に特色がありますが、高齢者への支援活動、地域のコミュニティ活動(スポーツ大会、敬老会、交流会)、世代間交流活動などを行っています。市内には高齢者の身近な施設である老人福祉センターが市内に28か所あり、全国と比較しても多い施設数を誇っており、児童センターと合築した施設も多く、福祉推進会の活動拠点として利用されています。各地域にこうした活動拠点があることから、日常活動の中で地域や世代間交流の事業が行われています。</p>
<p>質問（書面）</p>	<p>貴市では、高齢者の介護予防に係る取組として、「シルバーリハビリ体操出前講座」「介護予防手帳」等多様な事業を展開されていると伺っております。これらの事業は、高齢者に対してどのような形で周知・広報が行われているのでしょうか。</p>
<p>回答（書面）</p>	<p>シルバーリハビリ体操出前講座は、広報紙や介護予防講演会、地域ケア会議等で周知するほか、第2層生活支援コーディネーターの活動の中でも、居場所づくりと介護予防を車の両輪として同時に取り組んでいる地域もあります。なお、派遣する指導者に限りがあるため、周知については指導者会と調整しながら行っております。</p> <p>介護予防手帳については、主に各地域包括支援センターや介護支援センターが行う介護予防事業の中で普及を進めているほか、市の保健師による高齢者訪問事業の中でも普及啓発を図っています。</p>
<p>質問（書面）</p>	<p>介護人材の不足対策や介護職の専門化、介護分野のイメージ向上を図る上で、介護の専門的知識を必要としない周辺業務を、アクティブシニア（介護助手）、生活困窮者（中間的就労）、障がい者（福祉的就労）等が担うことが重要ではないかと考えますが、貴市において、介護人材の不足を補う上で、特に効果的な施策、今後取組む予定の施策等がありましたら、ご教授いただけますでしょうか。</p>
<p>回答（書面）</p>	<p>本市において、介護人材の不足を補う上で、取り組んでいる施策等は、</p>

	<p>主に次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員奨学金返還支援補助金(令和元年度から実施) <p>職種及び資格の有無を問わず、市内の介護事業所の常勤職員で、奨学金を返済しているものに対し、最長5年間、奨学金返済の一部を補助し、経済的負担を軽減することにより、介護分野への就職の動機付けを行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護施設等体験学習事業(平成30年度から実施) <p>市内の小中学生及びその保護者、介護職への参入を考えている者を対象に、介護施設等の仕事に触れてもらうことで、介護職への関心をもってもらい、将来の介護の担い手確保につなげていくもの。</p>
質問（書面）	<p>介護予防の観点から、定年後も切れ目なく社会と繋がり、生きがいを持ち続けることが重要だと思いますが、現状、定年後の、とりわけ男性が、社会との接点を失い、何れのコミュニティにも属することができない課題があると思います。貴市において、定年前後の方に焦点を当てた、介護予防としての側面を持つ施策等がありましたら、ご教授いただけますでしょうか。</p>
回答（書面）	<p>御質問のような、定年前後の方に焦点を当てた事業には取り組んでいないところであります。なお、生活支援体制整備事業においては、定年前後の年代の協議体への取り込みを課題と捉えている生活支援コーディネーターもおり、高齢者支援の担い手確保の面からも、この年代の参画が今後の課題の一つであると認識しているところであります。</p>

障がい福祉

質問（書面）	<p>盛岡市障がい福祉計画及び障がい福祉実施計画（第4期）によれば、障がい者の理解促進のために「障がい疑似体験の実施や出前講座の実施、障がいをテーマとしたフォーラムの開催」等、様々な活動を実施していますが、通常学級や特別支援学級における教職員に対して研修等を行っているのでしょうか。具体的な内容や方法についてご教授いただけますでしょうか。その他にも、障がい者の理解促進のために事業主や労働者に対して障がいの理解促進を行っているのでしょうか。</p>
回答（書面）	<p>支援学校での保護者向けの制度説明会を毎年開催しており、その際に教職員も併せて聴講しており、支援学級では保護者からの要望で制度説明を行った実績はあるが、定期的な開催ではない。雇用主や社員等への障がい理解の取り組みについては、商工会議所の機関誌で障害者差別解消の特集記事の掲載を実施した例があります。</p> <p>盛岡市中央公民館所管の「学びの循環推進事業」に、「障がい者計画等、</p>

	障がい福祉サービス、疑似体験、盲導犬」の4テーマについて出前講座を行う旨登録しており、任意の団体の申請に基づき、随時に講師を派遣しています。
質問（書面）	就学や進路、教育、療育に関する相談を一括で行うことのできる総合的な窓口又は情報を提供することは行っているのでしょうか。
回答（書面）	専門性の高い助言指導を一般的な窓口では対応できないことから、教育委員会、こども未来部等担当部署が対応しており、部署を超える相談については、連携して対応しています。
質問（書面）	盛岡市障がい福祉計画及び障がい福祉実施計画（第4期）によれば、障がい者の工賃を向上させるために「市庁舎内での福祉事業所販売訓練事業「ふれあい広場」の実施」を行っていますが、具体的にどのようなことを行っているのでしょうか。
回答（書面）	「ふれあい広場」は事業所の販売実習を主として取り組みであり、障害者と市民の触れ合いの場という目的も持たせた事業です。試作品の販売を行い製品化を検討することも可能ですが、売り上げを目的としてはおらず、工賃向上へは間接的効果を想定しています。
質問（書面）	労働意欲のある人が働けていない場合、公共職業安定所における職業紹介以外に貴市において何か取組がございましたらご教授ください。
回答（書面）	市町村においても職業紹介は制度上可能ではあるが、盛岡市では職業紹介は行っておらず、マッチングの問題については岩手県の事業である、障害者就労支援センターを活用する場合があります。
質問（書面）	精神障がい者等の障がいを持った人々が緊急時や日常的に医療を受けられるため、どのように診療体制を構築しているのでしょうか。
回答（書面）	医療体制の整備は医療法第30条による医療計画で対応（担当は岩手県）。

子ども・子育て支援

	貴市の「もりおか子育て応援プラザ ma*mall」での取組につきまして、以下の質問にお答えいただけますと幸いです。
質問（書面）	ma*mall の利用者様は、盛岡市中心部からいらっしゃる方が多いのでしょうか。もしくは、中心部より離れた地域から公共交通機関や自家用車等を用いて来館される方もいらっしゃるのでしょうか。このような利用者様の属性につきまして、差し支えなければご教授いただければ幸いです。
回答（書面）	ma*mall（マモール）は市内中心部に位置しており、利用者の約3割が半径1km未満、約2割が1km超～3km未満、約5割が3kmを超えた

	地域にお住まいの方になっております。全体の約6割の方が自家用車で来館しており、中心部から離れた地域の方は、自家用車で来館される傾向にあります。
質問（書面）	日曜日及び祝日は休館日となっておりますが、休日も開館してほしいという要望はありますでしょうか。
回答（書面）	平成29年4月の開館当初は、水曜日を休館日としておりましたが、マモールで実施している一時預かり事業について、平日の預かりを充実してほしいという利用者の要望があったこと、日曜日の利用者が比較的少なかったことなどから、平成31年4月に休館日を日曜日に変更した経緯があります。休日は家族で過ごす家庭が多いことから、休日の開館の要望よりも、平日の事業の充実に関する要望を多くいただいております。
質問（書面）	貴市のホームページによれば、ma*mallは「子どもをキーワードに市民、地域活動団体・市民活動団体及び企業等が連携、交流できる場」とのことですが、どのような連携や交流がなされているのでしょうか。
回答（書面）	子育てを応援する企業や個人の皆さんに「子育て応援団」として登録していただき、マモールのセミナールームにおいて、遊びや体操、母親のスキルアップのための講師として活動していただいております。また、子育て中の母親を雇用するオフィスを運営する民間事業エリアを併設しており、社会全体で子ども・子育てに参画することを期待しています。
質問（書面）	お母様が休息を取ることができるリラックスルームについて、ぜひ参考にさせていただきたいと考えております。利用者支援事業や一時預かり施設等では珍しいと思われませんが、このような取組に至った経緯をご教授いただきたいと思います。
回答（書面）	母子健康課が実施している乳児家庭全戸訪問において、出産後の生活の中で、子どもを預けてリフレッシュしたり休息できる機会が欲しいとの要望を受け、他市の先進事例や、マモールの設置に至る有識者会議を経て、リラックスルームと一時預かりの一体的な提供による母親のリフレッシュ機能を備えたものです。

生活困窮者支援

質問（書面）	赤石千衣子著「ひとり親家庭」（岩波新書）235頁によれば、「NPO法人インクルいわて」では、シングルマザーに対して、中間的就労の場を提供したうえで、伴走型の支援を行ったと記載されていますが、その事業に対して、貴市がおこなった支援などがありましたら、ご教授いただけますでしょうか。その際、課題と感じた点があれば、その点もご教授いただけますでしょうか。
--------	--

回答（書面）	事業の周知に関する支援を行い、協力したものであります。
質問（書面）	貴市の認定就労訓練事業において、高齢者の生活支援を行う事業者が認定されていますが、認定事業者が直面している課題や改善への取組み等を把握していただければ、ご教授いただけますでしょうか。また、認定就労訓練事業の事業内容として、介護分野の周辺業務が、介護人材の不足を補う意味でも有効なのではないかと思いますが、貴市ではどのようにお考えでしょうか。
回答（書面）	<p>認定就労訓練事業は、失業期間が長い方や長期の引きこもり状態にあった方など、直ちに一般就労が難しい方のために、簡易な作業や短時間の就労など、就労訓練や支援付きの就労の場の提供を行う事業です。</p> <p>高齢者の生活支援を行う事業者の課題については、高齢者の生活支援という仕事のすそ野は確かに広く有望ではありますが、訓練参加者の就労能力と実際の高齢者への生活支援サービス能力に乖離があり、意欲と需要のミスマッチにより、安定的な中間就労の実現には至っていないことが挙げられます。</p> <p>認定就労訓練事業者が直面している課題についてですが、訓練参加者自身の生活リズムが崩れている方や社会との関わりに不安感を抱えている方も多く、サービス提供直前での訓練参加者自身のキャンセル等のリスクがあるため、人員の確保に課題があり、事業者はその調整に苦労しています。</p> <p>訓練参加者の中には長期間社会と接点を持てなかった方も多く、自己肯定感が不安定であり、就労を行う中で、失敗を経験してしまうと、再び就労へのスタートに時間を要します。このため、事業スタッフは、訓練参加者の特性をよく理解して、就労の成功体験を積み上げていくよう努めています。</p>
質問（書面）	地域共生社会に係る令和元年度モデル事業の「新たな社会資源の創出の取組」の中で、ひきこもりに対して市が行う支援策に関する提言をまとめるとの記述がありますが、差し支えなければ、その提言の内容をご教授いただけますでしょうか。
回答（書面）	「多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業」で取り組む「まるごとよりそいネットワークもりおか」において「ひきこもり分科会」を設置しており、ひきこもりに対して市が行う支援策に関する提言を継続して検討しております。

湯沢市ヒアリング調査

日時	2020年7月16日(木)		
調査先	湯沢市		
担当者	所属	役職	お名前(敬称略)
	福祉課	課長	新山 栄泰
	子ども未来課	児童福祉班長	佐藤 美奈子
	長寿福祉課	地域包括支援センター班長	後藤 公之
	福祉課	地域福祉班長	沓澤 清正
参加者	小野真吾 白幡大騎 藤原和咲 橋本敬史教授 木村宗敬教授 佐藤沙栄 TA		
調査目的	地域共生社会に関して先進的な取り組みを行う湯沢市へヒアリングを行うことで、地域共生社会に関する理解を深めるとともに、湯沢市は横手市と高齢化率が近いこと、横手市と共通の課題やその解決策等を伺うことで、今後の方向性を見出す。		
調査の概要	湯沢市役所2階会議室で1時間半にわたって行われた。はじめに昨年湯沢市内で行われた地域共生社会推進全国サミットに関する映像を拝見したのち、地域共生社会と生活困窮者自立支援事業に関する湯沢市の取組をご説明頂いた。その後、事前に送付した質問事項を基にヒアリングを行った。		

地域共生社会

質問(事前)	今後、集いの場として「モデル拠点」2か所を実施することを第3期湯沢市地域福祉計画の中でも策定しておられますが、モデル拠点を2か所にした理由をご教授いただけますでしょうか。
回答(事前)	1.住民が集える施設がある。 2.住民が集う機会や場を創出している。(地域食堂、コミュニティーカフェなど) 3.地域づくりが活発である。住民の意識が高い。 4.地域住民の役割が出来ている。 5.地域と社会福祉協議会と市の連携が図られている。 などの理由により2箇所の地区にモデルを依頼。 5か年で2か所を目標として、拠点づくりと包括支援体制を構築することが実現可能と判断したため。
質問(事前)	地域共生社会の実現のために、目指す地域の姿や包括的支援体制など

	<p>の概略図（絵）を描くことで、住民への周知・利害関係者とのビジョンの共有・人事異動で前任者がなくなった場合の情報共有を図る、という工夫をなさっていると伺っておりますが、その概略図を作成された経緯をご教授いただけますでしょうか。</p>
回答（事前）	<p>平成28年7月のモデル事業実施から毎月1回ライフステージ・サポート体制推進会議（福祉・健康・教育・まちづくり・医療などの専門知識を持つ委員15名で構成）にて、湯沢市の包括支援体制について協議を重ねた。</p> <p>はじめに多機関の協働による包括支援体制を構築したが、潜在的な課題を抱える者（ひきこもり、8050世帯など窓口で相談できない者）をどのようにして相談につなげるかが一番の課題であり、やはり困っている者に対して身近な住民が「困った」に気づき、相談をつなげる意識を高めることが一番大切であり、地域住民対象に「人材育成研修」を開催することとした。</p> <p>更に、課題を抱える者等が地域で生きがいを持って暮らすために、集う場があれば居場所・語れる場となり社会参加の機会を増やすことが可能となると考えた。</p> <p>集う場があることにより、住民同士の交流活動が活発となり、お互いの課題を解決するために助け合ったり、役割を生んだりすることで地域で支えあう力が自然に強化されていくと思われた。</p> <p>また、公的な専門機関で構成される包括的支援体制と連携することで安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指すこととした。</p> <p>このビジョンを地域福祉計画にしっかりと概略図（絵）で掲載することにより、だれもが湯沢市のビジョンを共有することが可能となり、地域住民と共に地域共生社会の実現に向けて動き出すことが可能となると考えた。</p>
質問（事前）	<p>相談支援包括化推進員は、誰がどのように任命されるのでしょうか。</p>
回答（事前）	<p>事業の実施にあたっては、関係機関を円滑にコーディネートすることが必要であり、この地域では最も多く相談支援機関が設置されていて、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有し、相談支援機関で豊富な実務経験を有する者を多数配置していた社会福祉法人と随意契約し、相談支援包括化推進員を配置してもらっています。</p>
質問（口頭）	<p>地域共生社会の目的の1つには複合的な課題を解決することにあると考えますが、8050問題やダブルケアの他にどのような課題があるかご教授いただけますか。</p>
回答（口頭）	<p>親が障害を持ってしまった場合など、世帯でリスクを負った場合は、</p>

	<p>周りの方の支援をしていかなければ根本的に解決できない状況です。例えば、介護の場合は、介護をする側のケアが必要であるなど、家族支援が重要と考えております。</p>
--	---

高齢者介護・福祉

質問（事前）	<p>地域包括ケアシステム構築を推進するため、貴市では様々な地域支援事業等が行われておりますが、その中で今後の優先順位が高い事業や課題等が見受けられる事業はありますでしょうか。</p>
回答（事前）	<p>地域支援事業において、拡充が求められている「在宅医療・介護連携推進」「認知症総合支援事業」「生活支援体制整備事業」についてはもちろん、当市では介護者の不足が大きな課題になっています。人口構成として就労者人口の減少から、在宅介護者はもちろんケアワーカーも不足傾向にありその支援も大きな課題となっています。</p>
質問（事前）	<p>・貴市では、老人クラブ活動に対して支援を行っているとお伺いしております。他市においても同様の支援を行っている市が多く見られますが、その中には老人クラブの減少を問題として抱えている市もあるようです。そこで、老人クラブについて以下のとおりご教授いただきたく存じます。</p> <p>①貴市における老人クラブの数 ②その減少を食い止めるための具体的な対応策</p>
回答（事前）	<p>①湯沢市における老人クラブの数令和2年度80クラブ2,731人</p> <p>②老人クラブ活動費等への補助金交付、活動拠点となる団体事務室を公共施設内に置く等、活動への支援を行っています。</p> <p>湯沢市においても他市同様に、会員の高齢化や新規加入会員の減少により、老人クラブ数、会員数ともに減少傾向が続いています。</p> <p>会員の高年齢化に伴い、活動費補助金の事務手続き等が難儀になっている面もあることから、申請用紙の簡素化や申請に関する相談会の開催等を行ってきました。</p> <p>今後も事務手続きの簡素化や、活動場所の確保、移動手段の情報提供など、老人クラブが無理なく活動を継続していけるような取り組みを進めていきます。</p>
質問（当日）	<p>貴市における認知症カフェの取組みについてご教示ください。</p>
回答（当日）	<p>市直営・社協・地域型の計3か所で行っている。それぞれの特徴としては</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・市直営：市役所の会議室を会場に、当事者やその関係者が語り合う ・社協：歌を歌う等のレクリエーション中心 ・地域型：地域のお祭り等のイベント中心 <p>今年度は新型コロナウイルスの影響で開催できていないが、取組みを拡充していきたい。複数参加する人もおり、利用者のニーズに応じて選んで参加できるようになっている。</p>
--	---

障がい者福祉

質問（事前）	<p>・精神障害者の医療体制及び救急搬送に関して、以下のとおりご質問したく存じます。</p> <p>①消防、一般救急の実務者を対象に精神疾患患者の救急搬送に関する研修会を行っているのでしょうか。また、行っている場合、その研修の内容、具体的頻度をご教授頂けないでしょうか。</p> <p>②精神科病床を有しない病院に搬送された者が、後に精神科病院又は精神科病床を有する総合病院への転院が必要となった場合、精神科病院又は精神科病床を有する総合病院の専門医師とどのように連携を図るのか。</p> <p>③参考対応事例（精神科病院対応事例、一般病院対応事例、精神科病床を有する総合病院対応事例、アルコール関連対応事例）に基づき、精神科救急搬送をする際の判断基準を検討しているのでしょうか。</p> <p>④精神障害者の救急搬送に関して、何か具体的に問題となったようなケースはございますか。</p>
回答（事前）	<p>精神障害者の医療体制について・・・病院 精神障害者の救急搬送について・・・消防本部 いずれも福祉では関わらない分野です。</p>
質問（事前）	<p>障害者の就労支援について、湯沢市特有の支援活動がありましたらご教授ください。</p>
回答（事前）	<p>障害者の就労支援活動については、市単独ではなく、「湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会」という協議体を設置し、湯沢市と羽後町、東成瀬村の3市町村と圏域内にある事業所が連携・協力して支援を行っております。この協議会の中に、『就労支援部会』を設けて、湯沢雄勝障害者就業・生活支援センター（ナカポツ）と就労支援を行っている事業所や支援学校、ハローワーク湯沢、圏域3市町村で就労支援を行っております。</p>
質問（事前）	<p>障害児（医療的ケア児を含む）に関して、障害の早期発見、理解のために具体的にどのようなことを行っているのかご教授頂けますか。</p>

<p>回答（事前）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・早期発見について（健康対策課） 子ども未来課に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠時から出生後4ヶ月まで、新生児訪問や乳幼児健診（保健師）で状態を確認しています。そこで経過観察を要する乳児等を訪問し（乳幼児訪問指導）、必要に応じて福祉、医療と連携します。訪問を拒否した家庭には、家庭相談員が訪問し、状況を確認しています。 ・理解のために（子ども未来課） 家庭相談員が健康対策課（保健師）と連携し、支援が必要なお子さんの保護者の相談や指導を行っています。子育て支援総合センターでも、幼児教室（発達障害等）やサークル活動（すぎの子会・重度の知的障害や身体障害）を行い、障害を持つ子とその親が孤立しないよう、支援しています。 ※障害児に関して、福祉サービスの利用がないと、福祉では把握できない。 医療的ケア児をはじめ、行政として最初に気付くのは訪問等をする保健師等であり、そこから家庭相談員につながり、福祉サービスの利用又は手帳の取得につながって初めて、福祉部門で障害児と認識することになる。
<p>質問（口頭）</p>	<p>障がい者の就労支援に関して、湯沢市と羽後町、東成瀬村の3圏域による連携が行われていると伺いましたが、課題となったことがあればご教授いただけますか。</p>
<p>回答（口頭）</p>	<p>課題になったことはあまりございません。連携はうまくいっていると考えております。障害者就労に関する取り組みとしては、相談支援部会も週に1度行われており、就労に関しては湯沢市役所でマルシェが行われております。</p>

生活困窮者支援

<p>質問（事前）</p>	<p>障害者就労のノウハウを応用した生活困窮者に対する就労準備支援を行っている伺いましたが、ノウハウを応用するには具体的にどのように生かしていったのでしょうか。また、ノウハウを応用する際に、課題となったことがあればご教授いただけますでしょうか。</p>
<p>回答（事前）</p>	<p>委託先が、就労継続支援B型事業所とグループホームを運営しており、そのノウハウの蓄積が生活困窮者向けに応用できると考えました。プログラムが限られてくるため、必要な社会資源の開発が不可欠であること</p>
<p>質問（事前）</p>	<p>貴市では、生活困窮者自立支援事業において子供の学習支援・生活支</p>

	援事業が行われておりますが、導入した結果、子供の貧困に関して改善した点と課題と考える点があればご教授いただけますでしょうか。
回答（事前）	一例を挙げると、自ら企画・製造した商品を販売する活動では、「与えられたこと以外でも、できそうなことを積極的に見つけて行動する」、「他者と協力する」という姿勢がより多く見られるようになるなど、少しずつではあるが、着実に効果が現れていると感じている。 特別な支援を要する児童生徒の増加による支援者不足。現在は市役所若手職員のボランティア協力があるが、日によってはボランティアが少ない日もある。
質問（口頭）	生活困窮者対策に関して既存の地域資源の活用をした例があればご教授いただけますか。
回答（口頭）	湯沢市においても就労練習先は様々な選択肢があった方がいいと考えておりますが、協力先が見つからない等、就労する場の確保は課題と考えております。障害者就労の応用に関しても、障害者就労支援で完結してしまうなど、生活困窮者まで広がっていきません。
質問（口頭）	高齢者は身体の衰えから、就労を通した困窮状態からの脱出が困難であると考えますが、貴市では高齢者の困窮状態からの脱出に関してどのようにお考えでしょうか。
回答（口頭）	年金か、それで足りない部分は生活保護となります。高齢者に関しては地域でいかに暮らすかという地域支援や介護による支援が主になっていきます。
質問（口頭）	貴市ではひきこもり者に対する居場所提供として「りらとこ」がおこなわれておりますが、「りらとこ」へ繋ぐ際や、ひきこもり状態からの脱出に関して課題となったことがあればご教授いただけますか。
回答（口頭）	生活困窮者自立相談の支援員が「りらとこ」に誘っております。活動内容としては、湯沢市以外の人との交流やバレーなどをおこなっております。
質問（口頭）	高齢の生活困窮者に対する支援としては国民年金・生活保護・地域のつながりが大事だと考えますが、一方で当事者が地域と関わりたくないという意識を持っている場合にどう対応すべきか、ご見解を伺いたく存じます。
回答（口頭）	支援の実例として、以下のようなケースがあった。 ・雄勝地域に居住する高齢男性。家はごみ屋敷状態であった。 →社協による伴走支援により本人の意識が変わる。地域住民（集落）の自主的な協力も得ながらごみを片付ける。 →本人のやる気が出てきた。また、高齢とはいえ働ける年齢であったた

	<p>め、就労にも結び付いた。</p> <p>→地域住民と様々な活動に参加しながら、地域で暮らしている。</p>
--	--

子ども・子育て支援

質問（事前）	<p>貴市の「子育て支援総合センターすこやか」は、湯沢駅前の柳町商店街内に設置されていると伺いました。そこで</p> <p>①商店街の中に設置した理由</p> <p>②柳町商店街協同組合との関わり方</p> <p>の二点につきましてお伺いしたく存じます。</p>
回答（事前）	<p>①H18年1月に、柳町商店街にあった空き店舗の有効活用として設置されていたファミリーサポートセンターの施設に、少子化対策の中でも、子育て支援事業の充実は欠かせないものとして、市立保育所内に設置されていた湯沢市子育て支援センターを合併し、子育て支援機能の再編成を行ったものである。</p> <p>センターには、子どもの遊び場が併設され、親子が安心して集える場の提供に加え、商店、スーパーマーケット、また、市役所、小児科医院、小児歯科等の施設が近く、利用者の利便性や商店街の活性化の観点から設置されたものである。</p> <p>②商店街が開催・参画する祭りやイベントへの協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「七夕絵灯ろう」期間のセンター夜間開所 ・「七夕絵灯ろう」期間中、竹飾りの設置をして協力 ・犬っこ祭り期間中、商店街アーケード下に設置する「お堂っこ作り」に協力
質問（事前）	<p>「第二期湯沢市子ども・子育て支援事業計画」資料 49 ページを見ると、子育て支援環境に希望する支援策について、ソフト面への期待が高い一方で、保育施設新設の希望が少なく、現状において保育施設が不足していないと考えました。この点につきまして、貴市のご見解をお伺いしたく存じます。</p>
回答（事前）	<p>年齢や地域により一部待機児童が発生している施設もあるが、概ね保育施設は足りている状況である。一方で出生数の低下により、利用定員を減らす施設も出てきている現状である。</p>
質問（事前）	<p>全国的に保育士不足が問題となっており、秋田県内の市町村においても課題とされていると伺いました。しかし、保護者が働くためには、安心して子どもを預けられる保育環境の整備が不可欠であると考えます。</p>

	<p>そこで、</p> <p>①貴市における保育士数の過不足に関する現状</p> <p>②貴市における保育士確保のための方策</p>
回答（事前）	<p>各園では適正な保育士の配置を行っている。しかし、新卒の保育士の確保は難しい状況であり U ターン就職者の採用が多い状況である。更に再雇用や高齢者雇用により保育士の確保に努めている。また、準保育士や保育補助員を採用し、子どもの保育環境を手厚く整えている。</p>
質問（口頭）	<p>湯沢市の「子育て支援総合センターすこやか」の利用者はどのような方が多いのでしょうか。</p>
回答（口頭）	<p>まだ保育所等に入れていない子ども連れの家庭。ファミサポ機能も持っているため、歯医者に行きたい等の保護者が一時的に子どもを預けたいという時にも利用される。イベント開催時も子連れ世帯が集まってくる。</p> <p>三世帯同居でなく、祖父母に子どもの面倒を見てもらえない家庭が預け機能を利用しているようである。夫の仕事の関係で湯沢市に移ってきた家庭や地元でない家庭、転勤族が多いと思われる。</p>
質問（口頭）	<p>湯沢市内の保育施設の現状についてご教示ください。</p>
回答（口頭）	<p>待機児童が発生しているのは、どうしても特定の保育施設に入所させたいと強く希望する家庭のケース。全体的には定員に対して余裕がある。</p> <p>子ども数の減少の中で、保育施設を利用する子どもの数は増えていたが、平成 28 年頃をピークに人口・子ども数減少と共に利用者も減ってきている。それに伴って利用定員を減らす保育施設が出てきている。</p>
質問（口頭）	<p>保育士の年齢等についてご教示ください。</p>
回答（口頭）	<p>平均年齢が 38-39 歳。新規採用は都会に出てしまう。5 年後くらいに都会の生活から離れて湯沢市に戻ってくる（U ターン）保育士を採用している。また、高齢の保育士を再雇用して保育士数を確保する現状である。高齢の保育士への不安等の声は聞いたことがない。</p>
質問（口頭）	<p>貴市において、保育士の人材不足を改善する取組みは行っていますか。</p>
回答（口頭）	<p>準保育士等が正採用されるようにする補助等は、湯沢市では行っていない。50 代の準保育士が正採用されたというケースもあるようなので、保育施設を運営する法人であれば補助等の取組みを行っているかもしれない。</p>

豪雪対応

質問（事前）	<p>豪雪は、雪かき・雪下ろしなどの作業が生じ、特に高齢者や障害者にとって重要な問題であると認識しております。貴市における豪雪への対応に関して、課題と考えていらっしゃる場合がございますらご教授いただきたく存じます。</p>
回答（事前）	<p>湯沢市の雪対策支援事業</p> <p>①福祉除雪サービス 早朝に稼働した除雪車の除雪により、自宅前に残った雪塊を、道路に面した出入口の1m～1.8m幅で取り除き、人の出入り口を確保する事業。</p> <p>②雪下ろし費用助成事業 労力的、経済的に自力での雪下ろしが困難な高齢者世帯等に対し、雪下ろし費用を助成する事業。 1回の雪下ろしにつき、その費用の半額（上限6千円）、年度につき3回まで。</p> <p>高齢者等世帯の増加に伴い、支援事業の利用を希望する世帯も増加傾向にありますが、除雪や雪下ろしの担い手が不足してきていることが課題です。</p> <p>住み慣れた地域で暮らしていくために雪対策は必須であり、現在除雪作業を委託している事業者のほかにも、地域の雪対策共助組織等との連携、費用負担の見直し等、雪対策の担い手確保に向けた検討を進めています。</p>

農福連携

質問（事前）	<p>就労準備支援事業として、稲庭うどんの仕分け作業やしいたけ栽培手伝いが行われていますが、こうした事業を実施するに至った経緯をご教授いただきたく存じます。</p>
回答（事前）	<p>稲庭うどんの仕分けは、社協で寄付にもらったものを、小分けにしてフードバンクで活用しようとして、就労準備支援に依頼したものです。 しいたけ栽培は、就労Bでやっていたものを利用</p>
質問（事前）	<p>就労準備支援事業に関して、農業分野との連携において課題となったことや、その課題の解決策についてご教授いただけますでしょうか。</p>
回答（事前）	<p>新しく協力してくれる事業所の開拓が難しい。今後は行政も一緒になって開拓していかないといけない。</p>
質問（口頭）	<p>農福連携に関しては秋田県でも行われておりますが、貴市では県との連携は行われているのでしょうか</p>
回答（口頭）	<p>県との連携はあまり行われておりません。湯沢市では障害者就労支援</p>

	B 型において農業をおこなっている事業所が多く、その結果農福連携に結び付いている現状です。
--	---

その他

質問（口頭）	地域共生社会推進全国サミットの映像で紹介された、市内中学校のキャリア教育について詳しくご教示ください。
回答（口頭）	山田中学校で、キャリア教育の一環として「YAMACHu コーポレーション」という会社を設立し、地元食材を生かした商品開発や市内企業とのコラボ等を行っている。開発した商品は市内ホテルで提供されている。湯沢市と連携している事業ではなく、山田中学校の校長先生が熱心に取り組んでいるようである。
質問（口頭）	貴市において、若者に定着してもらうための取組みを行っていただければご教示ください。
回答（口頭）	湯沢翔北高校における商品開発や、先の山田中学校の取組み、さらに市内の中学2年生を対象に県内企業が魅力をアピールする場（県の事業）が設けられている。子どもたちが県内に留まるような取組みを行っている。市内で活躍する方に講演してもらう等、小学校や中学校の頃から取組みを進めている。
質問（口頭）	キャリア教育と関連して、貴市において、医療福祉の担い手を増やす取組みを行っていただければご教示ください。
回答（口頭）	ケアワーカー不足が深刻な現状である。市町村においては介護の魅力を伝える事業が必要になってくる。湯沢翔北高校という介護の学校があるため、研修会等で連携していきたい。生徒に認知症サポーターとして活躍してもらうなど、活躍の場が必要である。

上越市ヒアリング調査

日時	2020年11月10日(火)		
調査先	上越市		
担当者	所属	役職	お名前(敬称略)
	健康子育て部 保育課	主事	笠尾 夏子
参加者	藤原和咲		
調査目的	一時預かり専門施設を運営する上越市に対し、利用者のニーズや運営上の課題について聞き取りを行い、子ども・子育て分野の政策提言に生かすため。		
調査の概要	書面での聞き取り調査を行い、送付した質問に対してご回答と資料をいただいた。		

子ども・子育て支援

質問(書面)	自治体が運営する、一時預かりに特化した保育施設は珍しい取組だと思いますが、ファミリーヘルプ保育園を開設するに至った経緯をご教授ください。
回答(書面)	平成11年度に少子化対策の指針を策定するため「上越市少子化対策検討委員会」を設置した。委員会立ち上げ前に行った住民アンケート調査の結果、「夜間預かってくれる場所が欲しい」、「緊急の場合には朝まで預かってくれる場所が欲しい」という意見があったことから、24時間サポートできる保育園として平成12年度に「ファミリーヘルプ保育園」を開設した。
質問(書面)	このような施設を行政が運営することのメリットとデメリットは、どのようなものがありますでしょうか。
回答(書面)	○メリット ・一時預かり専門の施設として安定的に夜間保育や24時間保育を提供できる。 ○デメリット ・24時間365日開設するという施設の特性上、国や県からの補助はあるが、市の負担が大きい。
質問(書面)	保育園スタッフは、保育資格を持った方や看護師など、どのような方がいらっしゃるのでしょうか。また、年中無休で開所していらっしゃいますが、これらスタッフを継続的に確保する方策があれば、ご教授ください。
回答(書面)	・ファミリーヘルプ保育園では現在保育士、支援員など計23名の職員が在籍している。

	<p style="text-align: center;">＜ファミリーヘルプ保育園職員内訳（R2年度）＞ （単位：人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 14.28%;">保育士</td> <td style="width: 14.28%;">支援員</td> <td style="width: 14.28%;">無資格</td> <td style="width: 14.28%;">事務員</td> <td style="width: 14.28%;">警備員</td> <td style="width: 14.28%;">清掃員</td> <td style="width: 14.28%;">計</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>23</td> </tr> </table> <p>・運営業務は委託しており、委託業者が人員を確保している。委託先は市内で複数の保育園を運営しているため、必要に応じて保育士を柔軟に配置している。</p>							保育士	支援員	無資格	事務員	警備員	清掃員	計	14	4	0	1	3	1	23																																		
保育士	支援員	無資格	事務員	警備員	清掃員	計																																																	
14	4	0	1	3	1	23																																																	
質問（書面）	<p>貴市ホームページによると、「利用は緊急一時的かつ宿泊を要するものに限ります。」とありますが、具体的にはどのような理由で利用する保護者が多いのでしょうか。</p>																																																						
回答（書面）	<p>24時間保育については、緊急一時的かつ宿泊を要するものに限って受け入れており、恒常的な受け入れはしていない。具体的には親族が入院した場合の付き添いや冠婚葬祭などで、子どもの面倒をみるのが本当にできないことを確認したうえで受け入れている。</p> <p>昼間利用については、就労のほかリフレッシュ利用も可能である。（夜間のリフレッシュ利用は不可。）利用事由は就労が最も多く、次いでリフレッシュ、通院・看護となっている。</p> <p style="text-align: center;">＜利用事由（H27～R元年度）＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 16.6%;">\</th> <th style="width: 16.6%;">H27年度</th> <th style="width: 16.6%;">H28年度</th> <th style="width: 16.6%;">H29年度</th> <th style="width: 16.6%;">H30年度</th> <th style="width: 16.6%;">R元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就労</td> <td>73.8%</td> <td>76.7%</td> <td>75.5%</td> <td>71.8%</td> <td>69.0%</td> </tr> <tr> <td>通院・看護</td> <td>8.0%</td> <td>5.7%</td> <td>7.3%</td> <td>5.7%</td> <td>6.9%</td> </tr> <tr> <td>冠婚葬祭</td> <td>0.2%</td> <td>0.5%</td> <td>0.1%</td> <td>0.4%</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td>学校行事</td> <td>3.9%</td> <td>2.6%</td> <td>4.1%</td> <td>4.8%</td> <td>3.6%</td> </tr> <tr> <td>リフレッシュ</td> <td>8.6%</td> <td>12.4%</td> <td>10.9%</td> <td>13.3%</td> <td>15.4%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5.5%</td> <td>2.1%</td> <td>2.1%</td> <td>4.0%</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table>							\	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	就労	73.8%	76.7%	75.5%	71.8%	69.0%	通院・看護	8.0%	5.7%	7.3%	5.7%	6.9%	冠婚葬祭	0.2%	0.5%	0.1%	0.4%	0.6%	学校行事	3.9%	2.6%	4.1%	4.8%	3.6%	リフレッシュ	8.6%	12.4%	10.9%	13.3%	15.4%	その他	5.5%	2.1%	2.1%	4.0%	4.5%	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
\	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度																																																		
就労	73.8%	76.7%	75.5%	71.8%	69.0%																																																		
通院・看護	8.0%	5.7%	7.3%	5.7%	6.9%																																																		
冠婚葬祭	0.2%	0.5%	0.1%	0.4%	0.6%																																																		
学校行事	3.9%	2.6%	4.1%	4.8%	3.6%																																																		
リフレッシュ	8.6%	12.4%	10.9%	13.3%	15.4%																																																		
その他	5.5%	2.1%	2.1%	4.0%	4.5%																																																		
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%																																																		

質問（書面）	利用料金や利用可能日時につきまして、利用者から改善の要望がありましたら、具体的にご教授いただきたいです。																			
回答（書面）	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間保育の受け入れ条件の緩和。 ・現在夜間保育については、恒常的な利用やリフレッシュ利用は受け入れていない。シフト勤務の保護者より利用希望があるが、夜間保育の恒常的な利用は運営側の負担が大きく、お子さんの健康面も考慮し受け入れていない。 																			
質問（書面）	一時預かり支援を受けられる制度として、ファミリーサポートセンターの利用も考えられると思われませんが、貴市においては、ファミリーヘルプ保育園とファミリーサポートセンターはどのように住み分けがなされていますでしょうか。また、両者の間では、利用者の特徴にどのような違いがありますでしょうか。																			
回答（書面）	<p>・ファミリーヘルプ保育園は未就園児のみ、ファミリーサポートセンターは小学生以下を対象としている。利用料金や利用条件が異なることから、保護者が用途に応じて各施設を利用している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ファミリーヘルプ保育園</th> <th>ファミリーサポートセンター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>生後 8 週間～就学前の子</td> <td>おおむね 12 歳以下の子</td> </tr> <tr> <td>送迎</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>支援する場所</td> <td>ファミリーヘルプ保育園</td> <td>主に預かる人の自宅</td> </tr> <tr> <td>依頼者宅での支援</td> <td>×</td> <td>○（家に保護者がいるとき）</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○昼間保育 7:00～18:00 3歳未満児 5時間未満 700円 5時間以上 1,400円 3歳以上児 5時間未満 500円 5時間以上 1,000円 ○夜間保育 18:00～22:00 800円 ○24時間 日帰り（16時以降～24時まで） </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> （平日昼間） 7:00～19:00 700円/時 （早朝・夜間・土日祝） 800円/時 </td> </tr> </tbody> </table>			ファミリーヘルプ保育園	ファミリーサポートセンター	対象	生後 8 週間～就学前の子	おおむね 12 歳以下の子	送迎	×	○	支援する場所	ファミリーヘルプ保育園	主に預かる人の自宅	依頼者宅での支援	×	○（家に保護者がいるとき）	料金	<ul style="list-style-type: none"> ○昼間保育 7:00～18:00 3歳未満児 5時間未満 700円 5時間以上 1,400円 3歳以上児 5時間未満 500円 5時間以上 1,000円 ○夜間保育 18:00～22:00 800円 ○24時間 日帰り（16時以降～24時まで） 	<ul style="list-style-type: none"> （平日昼間） 7:00～19:00 700円/時 （早朝・夜間・土日祝） 800円/時
	ファミリーヘルプ保育園	ファミリーサポートセンター																		
対象	生後 8 週間～就学前の子	おおむね 12 歳以下の子																		
送迎	×	○																		
支援する場所	ファミリーヘルプ保育園	主に預かる人の自宅																		
依頼者宅での支援	×	○（家に保護者がいるとき）																		
料金	<ul style="list-style-type: none"> ○昼間保育 7:00～18:00 3歳未満児 5時間未満 700円 5時間以上 1,400円 3歳以上児 5時間未満 500円 5時間以上 1,000円 ○夜間保育 18:00～22:00 800円 ○24時間 日帰り（16時以降～24時まで） 	<ul style="list-style-type: none"> （平日昼間） 7:00～19:00 700円/時 （早朝・夜間・土日祝） 800円/時 																		

		16時以降～午前8時まで 2,000円 上記以外 3,000円																						
	利用限度 利用方法	定期利用 週3日以内 緊急一時 連続する1か 月	利用限度なし 宿泊を伴う預かりは行わ ない																					
質問（書面）	ファミリーヘルプ保育園へは、公共交通機関を利用して来所する利用者が多いのでしょうか。または、自家用車を用いて来所する方が多いのでしょうか。																							
回答（書面）	・県道に面しており、車でのアクセスがよいことから、自家用車での来所が多い。																							
質問（書面）	働き方と保育需要の多様化に伴い、若い保護者による利用が特に多いのではないかと推測しております。このような利用者の年齢層や、市内のどの地域からの利用が多いかなど、差し支えなければご教授いただければ幸いです。																							
回答（書面）	<p>・直近1か月の利用保護者の年齢層は以下のとおり。父母とも30代が最多である。</p> <p style="text-align: center;">＜保護者年齢別人数（R2.9月）＞ （単位：人）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>父</th> <th>母</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20代</td> <td style="text-align: center;">95</td> <td style="text-align: center;">200</td> </tr> <tr> <td>30代</td> <td style="text-align: center;">282</td> <td style="text-align: center;">378</td> </tr> <tr> <td>40代</td> <td style="text-align: center;">179</td> <td style="text-align: center;">113</td> </tr> <tr> <td>50代</td> <td style="text-align: center;">19</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>60代</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">576</td> <td style="text-align: center;">691（ひとり親含む）</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和元年度の利用者9,885人のうち、旧上越市（合併前の上越市）地域からの利用が9,145人となり、92.5%を占めている。13区（旧町村）の利用は740人で7.5%となっている。</p>				父	母	20代	95	200	30代	282	378	40代	179	113	50代	19	0	60代	1	0	計	576	691（ひとり親含む）
	父	母																						
20代	95	200																						
30代	282	378																						
40代	179	113																						
50代	19	0																						
60代	1	0																						
計	576	691（ひとり親含む）																						

戸田市ヒアリング調査

日時	2020年11月4日（水）		
調査先	戸田市		
担当者	所属先	役職	お名前（敬称略）
	こども青少年部 保育幼稚園室	室長 主任	梶山 浩 武田 悠太郎
参加者	藤原和咲 橋本敬史教授		
調査目的	子育て支援を推進している戸田市に対し、民間企業と協働した保育士の確保や、産学官連携により保育の質の向上を図る事業について聞き取りを行い、子ども・子育て分野の政策提言に生かすため。		
調査の概要	オンライン形式で、事前に送付した質問に関するご説明と質疑応答を行った。		

子ども・子育て支援

質問（書面）	貴市と株式会社ネクストビートが協働に至ったきっかけや、経緯をご教授ください。
回答（口頭）	<ul style="list-style-type: none"> ・H28年に、待機児童数が106人と県内最多となったことをきっかけに、「待機児童緊急対策アクションプラン」を策定し、受入れ枠を1200人増やすとしたことがあった。また、公立・私立・小規模保育所と行政、専門家からなる「とだの保育創造プロジェクト会議」を設立し、産学官連携により保育事業について皆で考えていくこととなった。 ・戸田市全体の事業として、「公民連携ファーム」を実施しており、これをきっかけに株式会社ネクストビートが名乗り出た形である。
質問（書面）	自治体の中でも初めての取組であると同っておりますが、協働に際して困難であった点がありましたらご教授ください。また、その解決策についても、ご教授いただければ幸いです。
回答（口頭）	<ul style="list-style-type: none"> ・信頼性・継続性、公平性の課題があった。 ・当初は私立保育園協会も含めた三者で協定締結を目指していたが、将来的には幼稚園協会との四者間での締結も検討したいとの考えや、法人格を有していないなどの課題があったため、諦めた。民間アクターも入れることで、保育の問題に対して官民が一丸となって取り組む姿勢を作りたいかった。
質問（書面）	保育士確保や質の向上に向けて、行政と民間企業が協働するメリットとデメリットがございましたら、ご教授ください。また、協働して事業を行う中で、株式会社ネクストビート側からどのような反応や、行政に対する

	要望などがありましたか。
回答（口頭）	<ul style="list-style-type: none"> ・メリットとして、民間企業の持つ PR 力や行政にはないノウハウを活用できること、民間と民間のつながりを生かせること、チャレンジ性の強い事業が行えることが挙げられる。基本的にはメリットしかないと考えている。 ・デメリットではないが、留意点として、平等性という観点が挙げられる。ある業者と行政が結びつき、事業が税金で運営されることを踏まえ、その業者が信頼できるものか確認する必要がある。本件では、株式会社ネクストビートの財務諸表を確認するなどして、継続して提携できるかを検討した。また、現時点では、同様のサービスを行っている他業者からクレームや問い合わせが来るなどしたことはない。
質問（書面）	連携項目として「保育の質の向上に関する事項」が挙げられておりますが、具体的にはどのような政策や事業などで連携されていらっしゃるのでしょうか。
回答（口頭）	<ul style="list-style-type: none"> ・単なる保育士確保のみならず、求職者が自分に合った『私らしく』働ける保育園を見つけていただくことが、離職率の低下、安定した質の高い保育の提供につながると考えている。 ・具体的には、保育士就職フェアにて、戸田市のブースを設置した。全体の来場者が 160 人、うち戸田市のブースには 13 人が見学しに来た。行政がブースを設置するのは珍しく、高評価だったという。 ・「保育士バンク！」の HP に戸田市のページを作った。月に 310 件程度の閲覧がある。 ・とだの保育創造プロジェクト会議で企画・運営する保育所見学ツアーについて、「保育士バンク！」の登録者に DM で知らせてもらう。
質問（書面）	協定締結から 1 年が経ちましたが、「保育士バンク！」を利用した保育士と市内保育施設とのマッチングは、どの程度行われているのでしょうか。
回答（口頭）	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な件数は非公開だが、HP の立ち上げ前後で、戸田市だけでマッチング件数が 2.7 倍になった。 ・転職希望者の他にも潜在保育士と呼ばれる有資格にもかかわらず保育士になっていない人などが HP を見ていると予想されることや、株式会社ネクストビートのネームバリューによるものと思われる。
質問（書面）	「とだの保育創造プロジェクト会議 第 1 回協議の場」報告資料によりますと、保育士の確保について、産休・育休により実際に勤務可能な人員の不足を問題として挙げられています。保育現場においては、具体的にどのような問題が起こっているのでしょうか。また、それらの問題に対して

	<p>はどのような改善策を行っていらっしゃるのでしょうか。</p>
回答（口頭）	<ul style="list-style-type: none"> ・「待機児童緊急対策アクションプラン」では、3年間で新たに1200人の受け皿を整備することを目標にスピード拡充を進め、途中での計画変更もあり1100人の受入について実績がある。また、令和2年4月時点で、待機児童数0人を達成した。 ・保育士確保方策として、市単独事業として経済的補助（就職1年目の保育士に20万円、2年目に10万円の補助、冬のボーナスに20万円上乗せ）、国・県の補助事業として民間住宅を借り上げて住ませる場合の家賃補助（戸田市は借家率が高い）、小さい子どもを持つ保育士家庭について保育園への優先入所のインセンティブを与えている。 ・国が定める公定価格について、戸田市では是正を求めている。保育施設の運営費となる公定価格は保育士の給料にも影響を与えるが、国からもらえる額が地域によって異なるため、近隣に比して不利にならないように自治体が独自に補助しているからである。 <p>例) 東京都：20/100、戸田市：6/100、さいたま市：15/100</p> <ul style="list-style-type: none"> →戸田市よりも東京都の方が保育園の運営費を得られる <li style="padding-left: 20px;">+戸田市は東京都に隣接する自治体である <li style="padding-left: 20px;">=戸田市よりも東京都で働く方が高い給料を得られる →東京都までの水準にはならないがさいたま市との差額9/100を戸田市が独自に補助している ・子育てしやすいまちづくりにより子育て世代が集まりやすいというのは当然の方程式。若い世代が集まることでまちの活力につながる。
質問（書面）	<p>戸田市で働く保育士につきまして、差し支えなければ年齢層や出身地などの特徴をご教授いただければ幸いです。</p>
回答（口頭）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年8月調査（回収率65.6%）では、20-24歳：20.7%、30-34歳：16.9%、25-29歳：15.9%と、若い保育士が多い。出身地についてデータはないが、室長の肌感覚では東北出身者が多いイメージである。東北で資格を取るが、少子化により東北に働く場所がないため、東北から東京を目指して来るのではないかと。東京は給料が高いが生活費も高いため、都心へのアクセスが良い戸田市に住んで東京で働いたり、戸田市で働いたりする人をターゲットしている。 ・戸田市は子育てしやすい街でもあるので、将来的にも戸田市に根差していただきたいのはもちろんだが、個人的には都会へ憧れる方が東京の方へ出てきて、生活の安定や結婚を機に、地元へ戻るというのも、キャリアデザインのひとつとして良いと考えている。 ・東北の保育士養成校に対して、東北から戸田市への交通手段を記載したパ

	ソフレットを置くなどして、ターゲッティングしている。
質問（口頭）	保育士に対して様々な支援を行っていらっしゃいますが、保育士の定着率はどのようになっていますでしょうか。
回答（口頭）	<p>・市単独事業に係るアンケート調査（平成 29 年）において、4 割の保育士が「もう戸田市で働きたくない」「保育士をやめたい」と回答 →長期的・安定的な保育人材の確保と定着化を図るために、産学官の協働によるプロジェクト会議を始める。</p> <p>給付金・ボーナスをもらった保育士が定着しているかを後追い調査しているが、一定の保育士は継続して勤めているのではないか。</p> <p>・離職しやすい 4 年目までの若手職員を対象に交流会を開催。 （1 部：まあせんせいの授業、2 部：ワークショップ形式で自己開示）</p> <p>・午睡の時間を活用し、若手保育士の研修会（年 20 回）を行う。専門的知識を身に付けることに加え、同じ悩みを共有できるという点で大切な集まりであると考えている。</p> <p>（若手保育士研修、男性保育士研修、アレルギー研修、発達支援、保護者対応）</p> <p>・保育士の人材確保に関連して、「保育人材確保に関する専門的助言」を人材派遣会社のマイナビに委託（平成 29 年）。人材確保の支援として、アドバイザーの市内保育事業者への訪問（各事業者 1 回）、市内保育事業者を集めたセミナー（2 回）を実施した。</p>
質問（口頭）	保育士への補助について、詳細をご教授ください。
回答（口頭）	<p>・ボーナス 20 万円上乗せ：1 日 6 時間かつ月 20 日以上勤務している者に保育園からの申請により支給している。</p> <p>・家賃補助：国・県による補助。宿舍を借り上げている保育園のみに補助をしている。</p> <p>・当市以外に、子育て支援に力を入れている自治体として思いつくのは、兵庫県明石市・千葉県流山市</p>
質問（口頭）	埼玉県所沢市で、保育園利用に関するルールの変更により育児休業をとった家庭の子どもが保育園を利用できなくなるというケースが発生したが、同じ県内である戸田市ではどのように捉えていらっしゃいますか。
回答（口頭）	<p>・育児休業の手当金をもらうためには、保育園の入所を断られることが条件であるため、入所を断られることを前提に申請するケースを防ぐためにそのような措置を取ったのではないか。（子どもが 1 歳 6 ヶ月になるまでに保育園に入れなければ、2 歳になるまで育休を延長できる制度になっている）</p> <p>・育児休業の考え方について、平等性を保つためにルールを変更したのではないか。</p>

質問（口頭）	<p>ヒアリングの中で、「誰でも保育所に入ってもらいたい」というお話がありました。が、「誰でも」というのは具体的にはどのような人を想定していらっしゃるのでしょうか。</p>
回答（口頭）	<ul style="list-style-type: none"> ・保育を必要とする人々である。専業主婦で一日中家にいるような家庭も保育園に入ってほしいというわけではなく、保育の必要がある家庭についてはサービスを提供したい。 ・共働き、ひとり親家庭、求職中、月 64 時間勤務している、等 →昔に比べると、共働きで誰にも預けられないという家庭以外に子育て支援・母親への支援という意味合いも強くなってきている。 ・一時保育について、リフレッシュという使い方もできる。昔よりも、保育園に預けるハードルは低くなってきている。 ・選択肢が増えてきている。戸田市において認定こども園はないが、幼稚園の預かり保育などを利用することで、母親の働き方や考え方に合わせて子どもを預けることができる。女性の多様な働き方に合わせて、受け入れる側の保育園の形も変わってきている。
質問（口頭）	<p>保護者の多様な働き方に合わせて保育の形を変えていくと、休日保育や病児保育など、人材不足は避けては通れない課題だと思われませんが、その点についてどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。</p>
回答（口頭）	<ul style="list-style-type: none"> ・戸田市では土曜日にも保育園を開所しているため、休日保育については日曜日・祝日に働く家庭の利用がある。定員 15 名であるが、新型コロナウイルス感染症が拡大する前はほぼ毎回埋まる状況であった。昨年の 10 日間連休では、人材確保が課題に挙げられており、休日保育担当ではない保育士を休日に充てるしかないという意見を聞いた。 ・病児保育については、保育士だけでなく看護師も必要であるため、看護師確保も大きい。しかし、看護師になってすぐ保育園で働くことは難しい。看護業務の経験を保育園で生かしてもらいたいため、看護のノウハウはあっても保育のノウハウはないという点で少し力足らずである。保育園で働くためには、保育士と看護師の経験を 50:50 で持っているような方でないと難しい。病児保育をやりたいが、人が集まらないがために実施できないということはあると思う。

豊中市ヒアリング調査（市民協働部くらし支援課）

日時	2020年11月4日（水）
調査先	豊中市 市民協働部 くらし支援課
参加者	小野真吾
調査目的	横手市への提言を検討するにあたって、その参考となる先進事例について確認するため。
調査の概要	事前に送付した質問をもとに、電話を通して、口頭で行った。

生活困窮者支援

質問(書面)	宮本太郎著「共生保障」(岩波新書)98頁によれば、貴市は、「無料職業紹介所において、企業からの求人情報を、最初から公表せず、就労支援の窓口に来てきた人や、福祉事務所に紹介されてやってきた人に対して個別にその情報を提示している」と記載されていましたが、その理由についてご教授いただけますでしょうか。
回答(口頭)	無料職業紹介所では、普通ハローワークに行っても決まらない人や、仕事が長続きしない人を対象に行っている。 地域就労支援センターが入口となり、ハローワーク等の一般求人では就職が難しい場合は、様々な実習を通じて被支援者の強みや弱みなど特性を把握する。把握した情報に基づき、被支援者への特徴に応じて、企業の方へアプローチをする
質問(書面)	宮本太郎著「共生保障」(岩波新書)97頁によれば、貴市の無料職業紹介所には、「隣接地域を含めて約3000社の企業とつながり、毎年300から400の企業から求人を得るようになった」と記載されておりますが、企業とのつながりを作るうえで重要と考えていることや工夫されている取り組みについてご教授いただけますでしょうか。
回答(口頭)	宮本先生の執筆時の状況(2017年)とは異なり、現在は企業を絞り込んでいる。理由としては、求人をいただいても対応できないことが多いため。企業との関係性を深めていくことが大切だと考えている。重要なことは、企業さんがどんな会社で、どんな環境にあるかを把握すること。そのうえで、把握した被支援者の特性をふまえ、マッチングを行っている。また、採用頂ける場合には、被支援者の配慮事項を伝え、就業環境の整備に協力頂いたり、求人条件の調整を行うこともある。 企業からは、①仕事内容を理解したうえで紹介してもらうのでミスマッチが少ない、②少し配慮することで継続雇用につながる など結果的には採用コストの削減につながったとの声も頂いている。

質問(書面)	<p>ひきこもりの方や地域で孤立している方の発見には、地域活動やボランティアによる情報の共有が重要と考えております。しかしながら、個人情報の取り扱いにも注意しなければならないとも考えております。貴市における地域活動やボランティア活動に係る個人情報の取り扱いに関する取り組みについて、ご教授いただけますか。</p>
回答(口頭)	<p>原則としては本人同意をとることとなっている。そのうえで、関係機関につなぐことになる。</p> <p>しかしながら、ひきこもりの方などは、同意を得ることが困難。その場合、生活困窮者自立支援法に基づく、支援調整会議では、本人同意を得ずとも、関係機関へ情報の共有が可能。</p>
質問(書面)	<p>厚生労働省 HP「生活困窮者自立支援制度 自治体担当者の方へ 就労準備支援事業(豊中市)」より、障害者の就労支援と就労困窮者の就労支援には共通する部分と専門性が求められる部分があると記載されていますが、その詳細についてご教授いただけますでしょうか。</p>
回答(口頭)	<p>障がい者の就労支援は歴史があり、本市の取組みは、それをベースとしながら、相談者の実態に応じてプログラムの開発を行ってきた。</p> <p>例えば、ひきこもり状態の被支援者に対しては、職業経験がある場合と、中高不登校や社会経験がない場合では支援メニューが異なる。後者の場合、いきなり就労支援を行うのではなく、まずは、日常生活の訓練を行い、その後、人との距離感の図り方やコミュニケーション等社会性のトレーニングを実施した後、職業訓練的なトレーニングを実施している。</p> <p>こうした、被支援者一人ひとりの状況をふまえオーダーメイド形式での支援を実施するため、多様で段階的なプログラムの開発をすすめてきた。</p>

豊中市ヒアリング調査（福祉部長寿社会政策課）

日時	2020年11月16日（月）		
調査先	豊中市 福祉部 長寿社会政策課		
担当者	所属先	役職	お名前(敬称略)
	福祉部長寿社会課	主事	図師
参加者	小野真吾		
調査目的	横手市への提言を検討するにあたって、その参考となる先進事例について確認するため。		
調査の概要	事前に送付した質問に書面で回答をいただいた。		

地域包括ケアシステム

質問(書面)	<p>介護人材の不足対策や介護職の専門化、介護分野のイメージ向上を図る上で、介護の専門的知識を必要としない周辺業務を、アクティブシニア（介護助手）、生活困窮者（中間的就労）、障がい者（福祉的就労）等が担うことが重要ではないかと考えますが、貴市において、介護人材の不足を補う上で、特に効果的な施策、今後取組む予定の施策等がありましたら、ご教授いただけますでしょうか</p>
回答(書面)	<p>厚生労働省から示されている、次期介護保険制度改正の主な論点として、「介護人材・生産性向上」が位置付けられており、本市においても取り組みについて検討中です。</p> <p>次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、介護分野のイメージ向上施策のほか、日常生活総合支援事業における、「緩和型サービス（生活援助サービス）」の育成および国・都道府県等で実施する「介護ロボット導入支援事業」等の広報を通じて、介護人材対策を進めていくこととしています。</p> <p>なお令和2年5月1日より、新型コロナウイルス感染症の影響で職員が不足している状況でも介護・障害福祉サービス事業所が持続的なサービスを提供できるよう、事業所職員の新規雇用・必要な資格取得に対し支援を交付する事業を実施しています。</p>
質問(書面)	<p>介護予防の観点から、定年後も切れ目なく社会と繋がり、生きがいを持ち続けることが重要だと思いますが、現状、定年後の、とりわけ男性が、社会との接点を失い、何れのコミュニティにも属することができない課題があると思います。貴市において、定年前後の方に焦点を当てた、介護予防としての側面を持つ施策等がありましたら、ご教授いただけますでしょうか。</p>

回答(書面)	<p>近年の研究では、社会参加と介護予防の相関も得られているようになっており、社会参加施策の必要性は認識しています。</p> <p>厚生労働省において、「一般介護予防の在り方に関する研究会」を踏まえて、従来の通いの場の在り方が見直される中、本市においても次期計画では、様々な主体と連携を図りつつ、地域づくりの視点で通いの場を拡充することとしています。</p>
--------	---

豊中市ヒアリング調査（福祉部地域共生課）

日時	2020年11月25日（水）		
調査先	豊中市 福祉部 地域共生課		
担当者	所属先	役職	お名前(敬称略)
	地域共生課	主事	久野
参加者	小野真吾		
調査目的	横手市への提言を検討するにあたって、その参考となる先進事例について確認するため。		
調査の概要	事前に送付した質問に書面で回答をいただいた。		

地域共生社会

質問(書面)	<p>共生社会に係る令和元年度のモデル事業を拝見したところ、アンケート調査を実施し、特に課題が多い、あるいは課題が見えにくい地域に対しては、見守りローラー作戦を実施していると存じておりますが、課題が多い、課題が見えにくい地域は、アンケート調査からどのようにスクリーニングがされているか、ご教授いただけますでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>ご質問のアンケート調査は、75歳の市民を対象とした「抜け漏れのない実態把握事業」でのアンケート調査だと思います。このアンケートは地区の民生委員によって配られ、集計結果をもとに現状を把握するとともに、本人のご希望により豊中市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）や民生委員等から直接制度の説明を行ったり、希望のサービスにつなげたりすることを目的としています。年齢（75歳）を限定していますので、必ずしも地域課題が見えるものではありません。</p> <p>他方、見守りローラー作戦は、市社協のコミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」という。）、地域によっては地域包括支援センター職員等と、福祉なんでも相談窓口を行うボランティアによるアウトリーチ活動です。活動は地域の方の自発性を尊重して実施されており、CSWとともに地域活動としての位置づけです。先ほどのアンケートを配る民生委員の実感、アンケート内容・集計を地域別に把握しているCSWの知見が活かされた活動になっています。</p>
質問(書面)	<p>地域共生社会に係る令和元年度のモデル事業における「自主財源確保のための取組」として、民間事業者に寄付等を依頼していると存じておりますが、どのくらいの寄付が集まっているのでしょうか。また、民間事業者側には寄付を行うことに、どのようなメリットがあるのでしょうか。</p>

<p>回答(書面)</p>	<p>昨年度寄付金額は、個人・事業者併せて市（社会福祉事業基金）＝約700万円、市社協（善意銀行など）＝約520万円でした。市・市社協ともに、目的（こども、困窮、障害者など）を示して寄付を募っており、社会参加のひとつの手段として、また企業の社会貢献の手段として、ご利用いただけることがメリットであると考えています。</p>
<p>質問(書面)</p>	<p>貴市では、相談支援包括化推進会議の開催回数・参加者共に非常に充実しておられていると存じますが、一方で、こうした充実した取組は職員の方々にとっては、かなりのご負担になっておられると思います。その点において、行っている工夫や直面している課題等があれば、ご教授いただけますでしょうか</p>
<p>回答(書面)</p>	<p>相談支援包括化推進会議というのが当市のいずれの会議か不明ですが、個別相談支援について多職種連携で取り組んでいる会議（たとえば生活困窮の支援調整会議や介護分野の地域ケア会議）と仮定します。</p> <p>関係する職員の負担として、連携が必要なケースと考えても当事者の理解が得られない、また連携先の相手方が応じてくれないなど、職員個人の力量でそれを調整するのは負担である、ということが考えられます。</p> <p>したがって、個別相談が発生する前に日頃から支援のネットワークを構築しておき、連携が必要な場面で活用できることが必要です。そのために課題を共有するフォーラムを実施したり、顔の見える関係を作ったりという取り組みを進めています。</p>
<p>質問(書面)</p>	<p>大阪ええまちプロジェクトの「社会福祉協議会のCSWが生活支援コーディネーターを兼任している背景」という記事によれば、貴市においてCSWは生活支援コーディネーターと兼任されていると、記載されておりますが、兼任されたことによるメリットと差し支えなければ、デメリットをご教授いただけますでしょうか。兼任の場合、専従の場合と比較して、職員の負担が大きいと考えております。負担を減らすために行われている取り組みがありましたらご教授いただけますでしょうか</p>
<p>回答(書面)</p>	<p>兼任のメリットは、高齢者が介護予防をしながら地域づくりを行えるよう、生活支援コーディネーター（以下、「SSC」という。）が支援しているが、CSWも兼ねていることから、高齢者だけではなく、全世代を巻き込んだ生活に即した地域づくりが可能になることです。</p> <p>デメリットは、CSWとSSCの役割の違いが地域に伝わりにくいことです。</p> <p>負担を減らす取り組みとしては、各圏域にCSWとSSCを兼務した職員だけではなく、CSWのみの職員（本部勤務1名、地域勤務1名）との</p>

	<p>チームで対応することにより、個別課題を支援する CSW と地域課題の解決を図る SSC を両面で考えて進めていく体制としていることがあげられるかと思えます。</p>
質問(書面)	<p>大阪ええまちプロジェクトの「社会福祉協議会の CSW が生活支援コーディネーターを兼任している背景」という記事によれば、貴市において、CSW は全市と介護保険の生活圈域、小学校区にわけて配置されていると記載されておりますが、そのように配置された根拠と圏域ごとの活動の詳細についてご教授いただけますか</p>
回答(書面)	<p>豊中市では、介護における圏域というだけではなく、地域福祉計画に位置付けられた福祉の圏域設定として、各小学校区-7 圏域-全市の 3 層構造を置いています。これは、住民に身近な圏域-地域を支える専門職や中間支援の圏域-市全体のセーフティネット構築を行うという、それぞれの役割を担っています。</p> <p>この三層構造を活用し、CSW を含む地域福祉分野では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各小学校区においてなんでも相談窓口を設置し、身近な相談を受け止める ・地域での解決が難しい問題があれば 7 圏域において CSW が地域と専門職をつなぎながら地域とともに解決を模索する ・このような課題から仕組の構築が必要と考えられる場合には、全市における地域包括ケアシステム推進総合会議で話し合うという体制を取っています。
質問(書面)	<p>「第 4 期豊中市福祉計画」18 頁において、重点的な取組の 1 つとして、協働型人材の育成を挙げられていますが、具体的な取組内容や課題等について、ご教授いただけますでしょうか。また、同計画 54 頁において、中間支援組織が、担い手の育成、人材の仲介を行っているとは記載されておりますが、組織の概要や具体的な取組内容、課題等について、ご教授いただけますでしょうか。</p>
回答(書面)	<p>例えば地域でのごみ屋敷を片付けるプロジェクトに職員が参加し、実際のごみ出しを市民とともに行ったり、異動者に対する職員研修で協働の取り組み実施経験のある職員を講師に招いて行ったりしました。課題としては、職員の業務が多く、目の前の課題に追われるため人材育成を長期的に企画したり、実施を調整することが難しいことがあります。</p> <p>中間支援組織とは、ここでは主に市社協をいいますが、ボランティアセンターを設置し、団体の支援やボランティアしやすい環境づくりを進めています。また、男性高齢者を対象に農業を行う「あぐりプロジェク</p>

	ト」を実施し、買い物支援や地域づくりに参加してもらうなど人材育成を行っています。
--	--

能美市ヒアリング調査

日時	2020年11月2日(月)		
調査先	能美市		
担当者	所属先	役職	お名前(敬称略)
	健康福祉部我が事丸ごと推進課	主査	南由美子
参加者	白幡大騎 橋本敬史教授 佐藤沙栄 TA		
調査目的	地域共生社会に関する能美市様の先進的な取組への理解を深め、最終提言の検討の参考にするため。		
調査の概要	オンラインで実施した(zoomを使用)。事前に送付した質問事項をベースに質疑応答を行った。その際に適宜取組に関するご説明も頂戴した。		

地域共生社会について

質問(書面)	貴市のHPを拝見したところ、地域共生社会の実現を目指して「のみ地域力強化支援ファンド」が創設されたと存じますが、当該施策により助成された活動事例の詳細をご教授いただけますでしょうか。また、当該施策を実施するにあたっての課題等があれば、ご教授いただけますでしょうか。
回答(口頭)	当該事業は今年の9月からスタートしたものであり、今は事前相談・申請の受け付けが終わり、これから審査会にて審査をする、という状況にある。したがって、まだ「活動事例」を示せる段階にない。
質問(口頭)	なぜ、この様なファンドの立ち上げに至ったのでしょうか。
回答(口頭)	かねてから運転免許返納等により市内の移動手段の確保が課題として挙げられており、移送支援・移動販売を行ってきた。すると次はその支援活動を継続するための資金の確保が困難という課題が生じてきた。そこで、移送支援や移動販売をはじめ、世代や属性を限定しないつながりの場づくり(子ども食堂)、外国人への生活支援を対象として、金銭的支援を行うためにファンドを設立した。互助の活動を長く継続するための支援のツールである。また、当該ファンドは市のSDGsの取組の中核的な事業でもあり、経済・社会・環境をつなぐものである。
質問(口頭)	当該ファンドにより受給できる金額はいくらなのでしょう。
回答(口頭)	まず、ファンドの支援期間は10年間。そして徐々に支援額は減少していく(自主財源を確保して自立してもらうため)。 任意団体…1年目～3年目は補助率10/10で、上限30万円。 NPO…1～6年目は2/3で、上限20万円。 また、活動基盤整備費・備品購入の助成も1回限りあり、限度額はそれ

	<p>ぞれ100万円。 したがって、（任意団体であれば）最大230万の助成を得られる。</p>
質問(口頭)	<p>当該ファンドを運営していく上で、課題や困難なことはありますか。</p>
回答(口頭)	<p>ファンドを維持し続けるためには、原資があって、それを運用して、運用益を出していく必要があるし、同時に寄付ももらう必要もあるが、現状では、寄付の仕組みができておらず、資金が減る一方である。 寄付の仕組みに関する知識を得ることが必要であること、併せて寄付の仕組みをつくり、PRする必要があることである。 また、「こういう活動は対象にならないのか」、という相談が来たときに、まずは「既存の他課の補助金対象にならないのか」ということも踏まえて対応する必要がある。実際は他の課への理解が及んでおらず、相談者に他の課の施策を紹介すること（交通整理：庁内連携）が困難なことがある。それも課題として挙げられる。</p>
質問(書面)	<p>地域共生社会に係る令和元年度のモデル事業の「地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ」の内容として、貴課が「あんしん相談センター職員のスキルアップ研修・支援チーム会議の開催」を行っているかと存じておりますが、その具体的な内容について、ご教授いただけますでしょうか。</p>
回答(口頭)	<p>そもそも能美市には3つの生活圏域がある。そして、それぞれに地域包括支援センターがあり、高齢者の相談を受け止めていたが、窓口を高齢者だけのものではなく、広く障害者や生活困窮者の相談も受け止めるように、相談対象を拡大した。それがあんしん相談支援センターである。あんしん相談支援センターでは、様々な相談が寄せられる中で、高齢者などの相談を切り口に、1つの相談から世帯の課題を把握することに努めている。 そのために支援者と障がいアドバイザー、医療コーディネーターが協力をして、複合的な課題を持つ世帯の支援の方向性を定める支援会議「支援チーム会議」を実施している。また、相談支援包括化推進員が会議をコーディネートしている。会議では、誰が、いつまでに、何をするか、が見えるように都度計画書を作成し、支援の役割の「見える化」を図っている。</p>
質問(口頭)	<p>市民の方から相談をしてもらうための取組は何かしているのでしょうか。</p>
回答(口頭)	<p>市民の方は、地域包括支援センター＝高齢者の相談の窓口であることは知っているが、そこに相談間口が広がり、総合的な窓口になったということについては認知不足の状況にあるので、チラシの配布といった啓</p>

	<p>発強化に努めている。ただ、現状でも地域から相談につながる事例も結構ある。</p>
質問(口頭)	<p>やはり、機能が上乗せされたことで、業務が忙しくなったのではないのでしょうか。</p>
回答(口頭)	<p>たしかに業務が増えているので、各地区に1人ずつ人員を増員している。</p> <p>ただし、各地区に障害者の専門員がいるわけではなく、相談を包括的に受け止めて、必要な支援者や支援チーム会議につなげることに注力しているので、全てあんしん相談支援センターで処理をしているわけではないことには留意が必要である。受け止めた相談を必要な機関や支援者につなぎつつ、連携をとりながら世帯の変化を把握し続けることが目的である。</p>
質問(書面)	<p>地域共生社会に係る令和元年度のモデル事業を拝見したところ。市内91か所に「地域福祉委員会」が設置されていると存じておりますが、地域福祉委員会とはどのような組織なのでしょう。また、CSWが地域福祉委員会に参加しているとありますが、具体的な活動内容をご教授いただけますでしょうか。</p>
回答(口頭)	<p>まず、地域福祉委員会の業務は社会福祉協議会に委託している。そして地域福祉委員会の目的は、自分たちの地域の課題は住民自らが考え、安全安心に暮らし続けることができるようにすることにある。住民自身がまちの状況を把握したり、民生委員が聞いてきた困りごとは、果してまち全体の問題なのか、聞いてきた問題の解決策を含めて考えたりしている。</p> <p>組織の委員長は、町会長と決まっているが、他の望ましいメンバー(町会の役員、公民館の役員、民生委員、児童委員、福祉推進委員など)は、各町会の規模や活動内容によって自由である。</p> <p>生活支援のお助け隊を作ったり、移送の支援の活動をしたり、地域の活動を助ける仕組みづくりの土台作りを行っている。</p> <p>CSWは課題の整理や話し合いのまとめをして住民が主体的になる様なサポートをしている。また、住民だけでは解決できない問題もあるので、CSWはそれを把握し、適切な支援を行うために多機関と連携やつながりなども行っており、大切な業務である。</p>
質問(書面)	<p>高齢者・障がい者・生活困窮者等の市民の相談を総合的に受け止める場として、「寺井あんしん相談センター」を平成29年に設置し、令和元年度には、更に市内2か所「あんしん相談センター」を増設したと存じておりますが、増設した背景をご教授いただけますでしょうか。</p>

回答(回答)	増設ではなく、3生活圏域に合わせて、もともと設置する計画であった。3圏域設置に向けた準備としてモデル的に寺井あんしん相談センターを設置し、課題を検証した上で、3つのあんしん相談センターを設置した。
質問(書面)	地域共生社会に係る令和元年度のモデルの「新たな社会資源創出のための取組」において、「地域と市内社会福祉法人や事業実施団体がつながり、移送のための車両等の提供を実施」とありますが、その具体的な内容について、ご教授いただけますでしょうか。
回答(口頭)	例えば、1事例としてNPO法人が買い物支援を実施しているが、車の大きさが要因で何往復も必要であった。そこで、大きい車が欲しいと思った時に、高齢者施設の社会福祉法人が、「送迎の時間以外なら」ということで車を提供してくれた事例がある。
質問(書面)	第三次能美市地域福祉計画のP46に「貯筋通帳の利用促進を図り」とありますが、具体的にどのような取組を行っているのでしょうか。
回答(口頭)	互助の活動の前に健康＝自助が重要、という考えの下で、健康推進課が万歩計の歩数、もしくは掃除などの活動を歩数に換算しポイント化している。 健康推進課との事業連携でスポーツ振興課でも啓発をしている。
質問(書面)	第三次能美市地域福祉計画のP56に、「いきいきサロンの連絡会の充実を図る」とありますが、当該連絡会は、どのような機能を担っているのかご教授いただけますでしょうか。
回答(口頭)	現状は連絡会としてではなく研修会として実施。福祉推進員、いきいきサロンボランティアが年1～2回情報交換や学習会を実施。地域のネットワークの強化、人材の資質向上を担っている。 連絡会に参加メンバーは、福祉推進委員や町会のメンバー。
質問(書面)	貴市では、「将来を紡ぐ『横糸』プロジェクト」を実施し、7つの政策分野を有機的に結び合わせていると存じておりますが、その中心となるのは市内のどこの課なのか、ご教授いただけますでしょうか。
回答(口頭)	安全安心な生活という切り口から、我が事丸ごと推進課が中心になって、市内の連携を取っている。

特定非営利活動法人ホームひなたぼっこヒアリング調査

日時	2020年10月27日(火)
調査先 担当者	特定非営利活動法人ホームひなたぼっこ 代表理事 布田幸子様 事務局長 布田幸也様
参加者	大野岳 白井大貴 藤原和咲 細越大毅 橋本敬史教授
調査目的	宮城県岩沼市で、赤ちゃんからお年寄りまで、世代、性別、障害のあるなしにかかわらず、誰もが互いに支え合い、心がふれあうコミュニティづくりを目指し活動されている特定非営利活動法人ホームひなたぼっこ様へ、長年に渡り福祉の第一線で活動し続けてきたからこそ持ちえた視点や気付き、行政との関係や行政への要望、一人暮らしの主として男性を対象とした特徴的なサロン運営等の取組について伺うことで、横手市への提言を複眼的な視点から考察できるようになると考えたため。
調査の概要	ZOOMを用いたオンラインにより実施した。書面により事前に質問を送付し、当日、口頭で回答を頂いた。

質問(書面)	貴法人では、自宅を開放した託児事業にはじまり、高齢者、障害児、保育の各分野において多様な取組みを行っていますが、事業を広げる際のきっかけ、事業運営における課題、人材確保策等について、ご教授いただけますでしょうか。
回答(口頭)	<p>【ホームひなたぼっこの沿革】</p> <p>元々、保育所で保育士をしており、常々家庭的な雰囲気を持った保育をすることができたらと考えていました。特に当時は、保育所といえば大規模で且つ混在した保育が中心であり、0～3歳くらいの子どもは、もっと小規模での保育があっているのではないかという思いがありました。これを実現するために昭和53年から自宅で託児所をはじめ、乳幼児を中心に保育を行いました。また、乳幼児からお預かりした子どもが幼稚園や小学校に通うようになった際には、今でいうところの学童保育のように下校後にお預かりし、乳幼児たちと一緒に兄弟のようにすごしていました。</p> <p>託児所を20年ほど行ってきたところ、偶然、近所の独居の高齢者と関わりを持ちました。遊びに来てもらった際に、普段は独りですごしている高齢者が、子供と接してとても表情が良くなり楽しそうにすごしていました。この時、地域の高齢者や子どもで疑似家族のようにすごせる場を作れたらどんなに良いだろうかと考えました。</p> <p>最初はヘルパーの資格を取得するところから始め、岩沼市が行った登録ヘルパー制度の第1期として登録しました。介護保険制度がまだ存在</p>

しなかった時代、岩沼市の福祉事務所から依頼があり、市のヘルパー職員の対応がとれない土日祝や平日の午前2時間、夜20時から22時の2時間にヘルパーとして従事しました。実践を重ねた結果、平成11年に自宅を改造し、宅老所（ひなたぼっこ桑原）を立ち上げました。

平成13年にはNPO法人として認証を受け、また当時始まった介護保険施設としての認可も受けました。

平成20年には国から助成を受け、ひなたぼっこ桑原の近隣にひなたぼっこ二木を開設しました。そこには、自宅を宅老所にした為、近隣の民家をお借りして行っていた託児所を移転し、新たに開始した高齢者デイサービスの事業所と一緒に生活する場としました。

平成23年にはひなたぼっこ二木の向かいで障害児通所支援事業（児童デイサービス）を始めました。もともとのきっかけは、知人である子どもが事故で障害を負い、退院後からお母さんの相談にのり、お母さんのサポートも兼ねて宅老所での食事作りを手伝ってもらい、子どもは託児所ですごしていました。その際に、子どもの障害に対応した施設の必要性やそういった子どもを育てる保護者の支援の必要性を感じ、児童デイサービスを開設しました。

現在は当時と比べ、世代や障害にかかわらず共存する社会の実現への理解が深まっているので、取組の重要性はより増していると考えています。

※ 障害児通所支援施設については現在休止しています

【事業運営における課題】

当法人は、ニーズに応じて、まず実践を試みるアプローチ方針で事業を行ってきました。

新たに何らかの制度ができる当初は、人員等の基準が緩いが、制度が充実してくると、良くも悪くも、専門職の人員条件等、基準が厳しくなり、人材確保が課題となります。

基準が厳しくなると基準を満たすことが目標となりがちで、それぞれの地域や利用者や職員にあわせた特色を持った施設づくりや、当法人のような地域の人のニーズに対応して実践を試みるやり方は困難になってきます。

また、賃金の上昇による人材の獲得競争を実施するためには他の経費を抑えるための効率化が必須となり、それには良い側面も悪い側面もありますが、悪い側面としては、効率化に必要なツールであるICT機器に不慣れではあるが、高齢者や子どもに対する対応や家族や保護者の相談援助等に優れた職員の活躍が難しくなります。また効率化を追求し

	<p>きた結果、本来の福祉の理念がおざなりになっては本末転倒です。</p> <p>当法人では人材活用の一環として、65歳の定年後も多くの方に働いてもらっています。パソコン等に不慣れな人には、手書きで業務を行えるようにしています。最年長の職員は、79歳の看護師で、看護師には看護に限らず介護分野の仕事も行ってもらっています。</p> <p>【人材確保策】</p> <p>私見にはなりますが、賃金の向上は大前提にはなりますが、働く環境として人間関係の影響が大きいと感じています。不況時、別業種から介護分野へ人材の流入がありますが、不況が終われば、割の良い業種に戻るのではないかといった懸念があります。また、将来的に、人材を福祉分野だけで補うには無理があるのではないかと感じています。</p>
質問（書面）	<p>一人暮らしの憩いの場「おばんですサロン」について、活動内容、独居の高齢男性への問題意識を持ったきっかけ、サロンの運営における課題等がありましたら、ご教授いただけますでしょうか。</p>
回答（口頭）	<p>「おばんですサロン」を始めたきっかけは、東日本大震災の少し前、一人の高齢者と出会ったことでした。その方から「夕食をみんなで一緒に食べることはできませんか？一人の食事がむなしく感じてしまっ。」というお言葉をいただきました。デイサービスでの食事のみの利用は難しい為、お泊りで夜のみ使用している施設を利用して、月1回のサロンとして始めました。</p> <p>参加者には、軽い知的障害を持った方、要介護対象者の方もいます。</p> <p>60代や70代前半の元気の良い方にはボランティアになってもらい、料理を作ってもらっています。食事は、皆で食卓を囲んで会食できる内容となっており、例えばお好み焼きをテーブルの鉄板で焼き取り分けながら食べるといった形式です。少量ならお酒も飲むことができます。</p> <p>参加者への送迎も行っており、普段そういった企画に参加したくても移動が難しい高齢者にも大変好評を得ています。月に1回行っていましたが、それ以上の頻度を希望される方が多かったです。</p> <p>現在は新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、「おばんですサロン」は休止となっています。</p>
質問（口頭）	<p>「おばんですサロン」を含む貴法人のサロンを利用している高齢者が、介護の周辺業務やボランティアとして活動したいという要望はありますでしょうか。また、貴法人において、それらを受け入れる体制はありますでしょうか。</p>
回答（口頭）	<p>当法人の高齢者向けサロンは「ひなたくらぶ」「生き生きサロン」「おばんですサロン」がありますが、サロン利用者で、例えば70代の男性は、</p>

	かつてボランティアとして送迎を行って来ていました。また、前職が消防関係だった方は、他利用者の防災関係の相談に乗って来ていました。他にも、夏祭りや餅つき等のイベントや当法人の畑を耕すことを手伝ってくださる方もいます。
質問(口頭)	やはりサロンという楽しいイベントを経験することで、ボランティアとしての参加にも繋がるのでしょうか。
回答(口頭)	そのように思います。当法人では、気軽にボランティアできることとして、畑作り、草取り、イベントのお手伝い等を想定し、実際に行ってもらっています。サロンの参加者の中には、自宅の庭で育てた野菜をお持ちいただける方もいます。また、他法人では、囲碁や将棋の相手として、高齢者がボランティアをされていると伺っております。
質問(書面)	貴法人のサロンは、地域の高齢者等の通いの場となり得る素晴らしい取組であると考えておりますが、その他にはこういった取り組みを行っているのでしょうか？
回答(口頭)	「あまやどり」というサロンがあります。これは、普段高齢者等の介護をしているご家族が悩みや不安な気持ちを話し共有する場所です。特徴としては、他の施設にある「家族の会」と異なり、ひなたぼっこの施設利用者に限定しないで、希望される方は皆受け入れています。また、介護していた高齢者が亡くなった後も、相談相手としてきて頂いているメンバーもいます。
質問(書面)	「ひなたくらぶ」「生き生きサロン」「おぼんですサロン」は、貴法人の通所介護やお泊りデイサービスを利用した方が併せて利用されることが多いのでしょうか。それとも、単にこれらの事業のみを利用される方もいらっしゃるのでしょうか。
回答(口頭)	<p>単独で利用する方が多いです。介護保険制度を使わなくても、いつまでも元気でいてもらえるようにすることが事業の趣旨です。これらの事業は、各人の趣味や地域とのコミュニケーションが長く続けられるようにすること、いわば介護予防が目的となります。</p> <p>一方で、中には、これらの事業を活用している期間中に状態が変わり、要支援状態になる人もいます。そのような人にも可能な限りサロン活動を継続できるようにします。ただ要介護の認定を受けている人など、専門の介護士や看護師が対応しないと安全や健康上難しい場合もある為、そういった方は包括支援等へ繋がります。</p> <p>サロンへの参加が他の事業への利用に結び付いたケースとしては、あるサロン利用者が要介護状態になった際、サロンによる支援から介護保険サービスのデイサービスへと、うまく切り替えることができたことが挙げられます。その利用者は、要介護認定になったからといってご本人</p>

	<p>がデイサービスの利用を希望しないような人でしたが、普段サロンを利用して「ひなたぼっこのデイサービスであれば行ってみようかな」といった気になったとのことで、サロンを入口にすることで、必要なサービスに繋ぐことができたと考えています。</p>
質問(書面)	<p>サロンの利用者は、何をきっかけに利用に至るケースが多いのでしょうか。その広報の手段について何か工夫されていることがございましたら、ご教授いただけますでしょうか。</p>
回答(口頭)	<p>サロン活動を始めた頃は、岩沼市から直接連絡がくることが多かったです。現在は、地域包括支援センター、ケアマネージャーからの紹介や、直接、利用者から電話をいただくことが多いです。ただ、施設のスペースが広くはないので、すべてに対応しきれずお断りすることも多くなっています。</p>
質問(書面)	<p>全国的に介護人材の不足が問題化していると言われていますが、貴法人におかれても、同様にお考えでしょうか。その場合、その要因は何処にあるとお考えでしょうか。</p>
回答(口頭)	<p>賃金の低さが挙げられますが、人間関係が重要です。他のサービス業と異なり、職場同士や利用者と長時間長期間一緒に過ごすことになるので、人間関係がうまくいかなければ長く働いてもらうことは難しく、それを理由に退職してしまう場合も多いです。</p> <p>最近では、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で、求職希望者は多くなっています。しかし、この職場は人に直接接する仕事であるため、しっかりとした動機を持っている人を採用したいと考えています。</p> <p>また、福祉の分野の中だけで人が動いていることは問題であると考えています。それ以外の分野(例えばIT等)から人が来ることは少なく、この分野だけで人材の流動が完結してしまっているのが現状です。</p> <p>また、職場においても、様々な人が長く働ける方法を考えることが肝要だと考えています。例えば、その取組として、高齢の方にも活躍してもらうために、すべてをコンピュータに頼りすぎないようにしています。</p>
質問(書面)	<p>社会において、「障害」に対する理解促進はどの程度進んでいると感じているのでしょうか。また、なぜそのように感じるのでしょうか。</p>
回答(口頭)	<p>小学1年生の障害を持った児童について、両親が共働きの為、小学校から児童館まで同伴してもらえないかと相談された経験があります。小学校から児童館まではすぐ近くではありましたが、その距離を移動することが難しい児童でした。ご両親、学校関係者、児童館の職員と話し合いの場を設け、協力してもらえる友人とともにボランティアで送迎の付添いを行いました。その際に、学校の先生は校門の内側では問題ないですが校門の外では協力が難しいなど、制度や職責の範囲といった壁があり、</p>

	その隙間に対し、どのように地域などが理解し対応するかが課題だと考えました。
質問（書面）	障害児や障害者の保護者の方からどのような相談を受けることが多いのでしょうか。
回答（口頭）	<p>現在休止中の障害児通所支援事業所では、子どもに対しまして保護者へのフォローを含め、1日を通してどういった支援の体制があるか、どういった機関等が利用できるかといった相談が多かったです。</p> <p>看護師等へは、医療機関にかかる際に先生にどういった説明をしたらよいかとの質問も多かったです。</p> <p>逆にそういった子どもの保護者の中には、施設の職員以上に知識や経験が多い方もいて、相談の中から学ぶことも多かったです。</p>
質問（書面）	障害児の就学に際して、園の活動や学校の授業についていけないという相談を受ける頻度は多いのでしょうか。また、卒業後の進路に関して不安を抱いている保護者、障害児又は障害者は多いのでしょうか。
回答（口頭）	<p>障害児施設でお預かりしていた子どもの方では、あまりそういった相談はありませんでした。</p> <p>法人としては、特別支援学校高等部の実習を受け入れており、そういった生徒の中から当法人で働きたいという希望もありました。また学校等から就学に対し相談を受けることもありました。</p>
質問（書面）	障害児又は障害者に対する教育相談体制や療育相談体制、診療体制等の各種相談支援体制について、現場感を踏まえて十分であると感じていますでしょうか。
回答（口頭）	十分ではないと感じています。どうしてもそれぞれの機関や施設での役割が決まっており、それぞれを繋いでいく部分は体制ではなく、現場の能力や意識次第になってしまいます。
質問（書面）	「ひなたぼっこ子どもの園（いえ）」は「ひなたぼっこ二木」と同じ施設内にあり、多世代交流が行われていると伺いました。具体的には、どのような交流活動をされていますでしょうか。
回答（口頭）	交流というよりも、同じ屋根の下で“生活”しています。高齢者が喜ぶから、子どもと触れ合わせるといったものではありません。子どもたちが外に遊びに行くときに、「折角だからおじいちゃんたちもどうですか」と声をかけて、「それなら行くか」という自然な雰囲気を作るような仕掛け作りを行っています。高齢者がカーディガンのボタンを外して着ていると、子どもがやってきて、一生懸命にボタンをつけてあげる。高齢者は、それをじっと見て子どもにボタンをつけさせてあげる。そのような関係ができています。また、施設内でお祭りをして、手作りのお神輿を持って来たり、一緒に盆踊りをしたりもしています。

	<p>現在は新型コロナウイルス感染症対策の為、高齢者と子ども達の部屋を完全に分け、直接交流は行っておりませんが、全面ガラスで仕切られた隣の部屋は見えるので、お互いの存在は意識していると思っています。</p>
質問（書面）	<p>「ママのおしゃべりサロン こがねのみ」にて、育児中の母親に焦点を当てた交流の場が作られていると伺いましたが、父親も参加できるような場作りについて利用者からのニーズはありますでしょうか。また、そのような場を作る予定はありますでしょうか。</p>
回答（口頭）	<p>「ママのおしゃべりサロン こがねのみ」は、当法人ではなく、「岩沼おやこ劇場」が主催しています。「岩沼おやこ劇場」の代表は（布田代表理事と）友人であり、以前より子育て支援等のボランティアを行ってきた方です。「ママのおしゃべりサロン こがねのみ」や親子で絵本のいっばいある部屋ですごせることができる「えほんのへや”とんとん”」は、「岩沼おやこ劇場」のスタッフが主となって企画活動をしています。具体的には、育児に関する悩みを抱えた母親とおしゃべりをしたり、励ましたりしています。また、父親が参加する企画を行うこともあります。当法人を利用する父兄が、こがねのみの活動に参加することもあります。</p> <p>また「岩沼おやこ劇場」を介し、演劇や紙芝居、人形芝居などプロを呼ぶときには、当法人と近隣の保育園が合同で鑑賞することもあります。</p>
質問（書面）	<p>各事業を運営するなかで、行政（岩沼市）に不足していると感じる点や要望等は何かありますでしょうか。</p>
回答（口頭）	<p>【岩沼市に不足していると感じる点】</p> <p>ホームひなたぼっこの沿革で述べたとおり、活動を通して地域の共生作りの素晴らしさを知りました。平成9年頃には、岩沼市役所に足を運び色々な相談をしました。当時は介護保険制度もまだ始まってなく、高齢者サービスを行うには、手探りの状態でした。</p> <p>その後、岩沼市は宮城県の高齢補助事業を参考に宅老所への独自の助成金制度を制定し、民間宅老所の経済支援を講じることとなり、ひなたぼっこもそれをもって開設することができました。岩沼市の協力があったからこそ、当法人は運営できています。当時市外で介護事業所等を運営する人からは、それほどの取組みを行ってくれる市はめったにないと感心されています。</p> <p>また、NPO認証取得の際も市からアドバイスを頂き大変助かっています。</p> <p>【国に不足していると感じる点】</p> <p>骨折等で入院している高齢者が退院となった際に、その老人が独居等であるため完治するまでは自宅での生活が困難な場合、その短い期間に</p>

	泊まりも含めて受け入れられる施設を見つけることは困難です。医療としては入院の継続も難しい、介護では特養等の長期利用の対象とはならないことや他の介護施設も長期ニーズになりにくいので受け入れにくい、そういった方がその必要な期間すごせる場所が、今以上に今後必要になってくると考えています。これは、例えて言うなら生活保護制度で保護対象の境界近くにいる貧困者の生活が一番大変なことと似ていて、制度である以上境界線は必要ですが、その狭間のケアをする人たちや地域の支援をもっと国が対応してほしいと考えています。
質問（口頭）	子ども、高齢者、障害者が同じ場所で生活することは、岩沼市内からできたことでしょうか。他地域でも実現することは可能でしょうか。
回答（口頭）	普段の活動において岩沼市であるから可能であったと感じることは多々あります。当法人の立ち上げやその後の運営は試行錯誤の連続でした。その際にも市に相談にのって頂き、また地域では周囲に普段から協力して頂き今日まで来たのは、岩沼市の地域性や当時の時代背景も関係しています。ただし、良くも悪くも高齢者等の事業が制度化されてきた為、当時の当法人のように、生活や暮らしの中から事業を立ち上げ、地域と話し合いながら独自性をもって運営していくようなところは、より難しくなっているのではないかと感じます。
質問（書面）	新型コロナウイルス感染症の影響により、サロン活動の休止や、外部からの施設訪問・面会をお断りしているとお伺いしましたが、それらを含め現状困難な点や、アフターコロナ、ウィズコロナの社会を想定した新規の取組等のお考えがありましたら、ご教授いただけますでしょうか。
回答（口頭）	<p>【サロン活動の現状】</p> <p>サロン活動は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からすべて休止しています。当法人では、デイサービスや看取りも行っており、長期のお泊り利用者の中には独居や老々介護の場合があり、自宅に帰ることが非常に困難な方がいます。仮に施設で感染者が出てしまったら、そういった方の行き場がなくなる為、活動は休止せざるを得ません。</p> <p>新型コロナウイルス感染症は、ひなたぼっこの活動の根幹である人々が触れ合い同じ空間ですごすといった活動そのものがリスクになってしまいます。</p> <p>【費用について】</p> <p>新型コロナウイルス感染症に対する助成金は、ハード整備に関するものがほとんどです。来年度以降、新型コロナウイルス感染症対策を半恒久的に行わなければならないとしたら、ハード購入に対する短期の大きな金額の助成金ではなく、普段の活動に対する介護報酬のゆるやかな底</p>

上げ等での対応を望みたいです。

【新規の取組】

まだ具体的な取組に着手できていません。

新型コロナウイルス感染症の収束後は想定できますが、現在の状況が続いた場合は、対応が難しいです。もちろん新型コロナウイルス感染症の感染防止対策はできますが、ウィズコロナが永遠に続くとしたら、デイサービスやサロン活動のあり方も変わらないと厳しいと感じます。

例えば、最近、餅つきイベントを行うことを考えた際、3密を完全に排除すると、イベントそのものの目的（他者との交流等）が果たせないのではないかと懸念があり、取り止めました。

ひなたぼっこの理念であるひとつ屋根の下で多世代が一緒にすごすといったことも、デイサービスやサロンの皆で集まりコミュニケーションを取り、触れ合い楽しむといった活動も、コロナ禍ではリスクになります。今後感染拡大や縮小の状況を見極めながら、必要に応じ新たな活動について模索していかなければならないと考えています。

一般社団法人りぷらすヒアリング調査

日時	2020年11月13日（金）
調査先 担当者	一般社団法人りぷらす 代表 橋本大吾様
参加者	大野岳 藤原和咲 細越大毅 橋本敬史教授
調査目的	宮城県石巻市・登米市で、地域住民の主体性を育み、体操教室を通して健康づくりや介護予防に取り組む「おたがいカラダづくりサポーター事業」や、介護卒業を目指すリハビリ特化型デイサービス事業を行う一般社団法人りぷらす様へ、サポーター認定後のボランティア活動参加率やサポーターによる体操教室の自主運営率が高い割合で維持されている秘訣、行政との関係や行政への要望、介護分野におけるICT化が進まない理由等について伺うことで、横手市への提言を複眼的な視点から考察できるように考えたため。
調査の概要	ZOOMを用いたオンラインにより実施した。書面により事前に質問を送付し、当日、口頭で回答を頂いた。

質問（書面）	貴法人の「おたがいカラダづくりサポーター事業」は、地域住民が主体となり健康づくりや介護予防に取り組む事業であるとホームページ等で拝見しました。当該事業の具体的な内容や実績（来場者数・来場者の性別・来場者の年齢等）、運営における課題等がありましたら、ご教授いただけますでしょうか。また、サポーター認定後のボランティア活動参加率やサポーターによる体操教室の自主運営率が非常に高い割合を維持されている秘訣等がありましたら、併せてご教授いただけますでしょうか。
回答（口頭）	<p>「おたがいカラダづくりサポーター事業」とは、「自分の健康は自分で守る 地域の健康は仲間と守る」をスローガンに、自分自身が健康になるため、自分のカラダに合わせた運動を覚え、その運動を家族・ご近所さん・地域に広げていく活動のことです。体操教室を手段として、参加者が自主的に集い活動する場所を作り実践しています。</p> <p>事業の一環として、茨城県で行われている先進的取組み「シルバーリハビリ体操」への視察、サポーターの同窓会、宮城県丸森町での講座等も開催しています。</p> <p>講座受講後の活動参加率（3級サポーター認定者に占めるサポーター活動者の割合）は当初約25%でしたが、講座の中身や設計を毎回改良し、直近では約8割に上昇しました。自主運営率も当初1割ほどだったものが最終的には100%になりました。</p> <p>サポーター認定者は自主運営団体「おたからのわ『結』」を作り、地域</p>

	<p>の集会所や復興住宅、お店、自宅で体操教室を開いて欲しい旨のオファーがあれば、サポーター認定者を指導者として派遣する仕組みできました。</p> <p>法人としては、当初、団体の運営にも関与していましたが、ここ2年ほどは運営に関与せず、サポーターの育成のみを行っている状態です。</p>
質問（書面）	<p>貴法人では、「おたがいカラダづくりサポーター事業」における事業報告で、サポーターの担い手として、定年退職者を挙げていますが、定年退職者に着眼した理由やアプローチの方法、また、活動意欲を高める上で工夫していること等がありましたら、ご教授いただけますでしょうか。</p>
回答（口頭）	<p>定年退職者だけにピンポイントでリーチはしておりません。結果的に募集して集まった人の中に定年退職者が一定の割合でいました。</p> <p>当該事業をはじめた当初、当法人には石巻市出身の職員がいなく、法人及び事業の認知度、地域の信頼もなかったため、どうやって参加者を増やすか試行錯誤しました。具体的には、チラシを作り、第一期は知人の口コミで10人ほど集めました。その後、行政機関や市民活動をされている団体、NPO等に連携や後援を依頼し、石巻市の地域づくり基金助成事業に採択いただいたことで、事業に石巻市の名前を使えるようになったため、市民からの信頼度を高められました。</p> <p>また、初期には、準備するのが大変でしたが、回覧板の活用が認知向上に一番効果的でした。新聞社から取材を受け、NPOの枠で掲載していただいたり、口コミ、関係機関への資料の配布を行い、参加者を徐々に増やしていきました。その結果、定年退職者や民生委員の方が集まり、参加してくれるようになりました。</p> <p>参加者の中には健康状態に何らかの課題を抱えている方が多かったため、講座の中身を工夫しました。体操は一人でやるよりは誰かと一緒にやった方が効果的で、介護予防には人との繋がりが大事、社会的交流が認知症の予防に繋がる等の研究結果を踏まえました。</p> <p>また、活動意欲を高めるために、体操の練習を楽しめる環境を作っていました。成功体験を重ねることで、楽しさを感じられるようになると考えました。</p> <p>健康コミュニティに係る事業の立ち上げに際して4つのポイント、①入口から出口まで一連のプロセスを設計する。②モデルケースからアレンジする。③住民さんと考える。理解がある関係機関があれば一緒に。④楽しくないと始まらない、続かない、まずは楽しく。が大切だと考えています。特に④、楽しい講座にすることを心掛けています。正しさを求めると、堅苦しくなり継続が難しくなります。楽しく感じてもらえる</p>

	<p>ような体操の中身や伝え方を工夫した講座の設計を心掛けています。</p> <p>また、講座を受けた人が学んだことを復習するために受講料は無料にしたり、先輩サポーターが後輩サポーターを育成する仕組みを作ったりしました。</p>
質問（書面）	<p>貴法人は、橋本代表はじめ、多くの職員様が県外から石巻市や登米市に移住し、活動されているとホームページで拝見いたしました。質の高い人材を確保する上で、取組まれていること、工夫していること等は何かありますでしょうか。</p>
回答（口頭）	<p>活動の「見える化」を心掛けています。実際に行っていることの情報発信をしっかりとやるということです。何のためにやっているか伝わるよう心掛けています。当法人のビジョンや理念の実現が身近な生活をより良くすると共感してくださる方を結果的に採用しています。</p> <p>介護業界は人材紹介業の影響が大きいのですが、ハローワークを通しただけでは、私たちの活動方針等がしっかり伝わらないため、自社の媒体を使って情報発信をしています。</p>
質問（書面）	<p>貴法人ホームページでは、「介護に関する社会」において介護離職の問題があると掲載していますが、貴法人においても、介護従事者の数が少ないことを問題と感じていますでしょうか。その場合、解決には何が必要とお考えになりますでしょうか。</p>
回答（口頭）	<p>介護離職は、一般的には家族の介護や看護を理由に離職することであり、介護離職や介護うつ予防事業を行っています。</p> <p>介護職の人材不足は日本中の課題であると考えています。その解決のためには何が必要か。</p> <p>1つは間違いなくお金です。介護職の給料は国が法律の中で定めているので、それを上げることが大切だと思います。また私たちの分野はIT化が遅れている業界でして、ICTの活用を進めることで業務を効率化することは国の施策にもなっていますが、現場レベルには伝わっていません。次の介護報酬の改定がどうなるか注視しています。</p> <p>ようやく会議等はオンラインで行えるようになってきましたが、現状、ICTによる業務の改善は足りていないと考えています。国に予算がない中でどうすれば良いのか議論はありますが、やはり厚生労働省単独で行うのは難しいとっていて、従業員が介護離職されてしまうと企業にとっても大きな損失ですから経済産業省も一緒に取組むべきではないかと思っています。</p> <p>また、団塊の世代の方が75歳以上になる2025年以降、現在のコロナ問題も含めて、企業が事業を継続する上で、介護離職は大きな課題になると考えています。介護離職が増え、かといって介護職が不足している</p>

	<p>となれば、最後の受け皿が足りなくなりますから、国、都道府県、市町村それぞれができることに取組まなければいけないと思っています。特に市長レベルのリーダーシップが大事になってくると考えています。ただ、その市長を選ぶのは市民ですので、我々がしっかり言わなければいけないことを発信していくことも大切だと考えています。現在、介護を必要としている人だけではなく、将来、誰もが当事者になり得るわけですから、伝える機会、考えていく機会を作っていくことが大切だと考えています。</p> <p>要支援1や要支援2の人は、世間が想像する介護を必要とする人よりも、症状が軽い状態にあります。軽い状態で専門家に繋がることができれば、生活が改善する可能性が高まるため、できるだけ早期に発見し、専門家に繋げることが大切になります。</p> <p>介護離職に係る雇用問題を介護の現場が知っている人間が関与しているのは稀なため、私たちの活動は価値があると思っています。</p>
質問（書面）	<p>各事業を運営するなかで、行政（石巻市・登米市）に不足していると感じる点や要望等は何かありますでしょうか。</p>
回答（口頭）	<p>当法人は、そこまで自治体と協働して事業を行っていませんが、いわゆる制度事業、介護保険や障害の事業で関わっており、石巻市とは、地域づくりの文脈で地域協働課と関わりを持っています。先ほど説明した住民主導の介護予防事業も、介護保険課や健康増進課といった地域包括ケアの主体となる課ではなく、地域協働課と関わりを持っています。</p> <p>また冒頭で述べた「おたがいカラダづくりサポーター事業」については、地域づくり基金助成事業として、年間30万円ほど助成金を受けていた時期がありました。</p> <p>登米市は制度事業だけの関わりとなっています。</p> <p>どうして行政と関わらないかという、当法人が課題と感じていることや、制度の狭間の問題についての問題意識が上手く伝わらないと感じているからです。動かないものを動かすのは非常に大変なため、自分たちでできることをやり、仕組みを作ることが大切だと考えています。</p> <p>今年度、「おたがいカラダづくりサポーター事業」は宮城生協様と協働していて、すでに介護予防等の取組みに関心があるところとは協力しています。できれば行政と協働してやっていきたいのですが、いかんせん難しいです。なぜそうなのかと考えると、やはり市長のリーダーシップが足りなかったり、行政の仕組み上仕方がなかったりするかもしれませんが、いずれにしても協働し連携できた方が、より良い社会や地域を築いていけるのではないかと感じています。</p> <p>当法人のデイサービスは、できるだけ介護状態を悪化させない、良く</p>

	<p>なったら卒業してもらおう仕組みを作っていて、これは国の自立支援の文脈に該当しますが、行政の現場レベルでは浸透していなく、思いを共有できないと感じています。登米市の担当課に提案した際にはほぼ反応がなく、国との温度差を感じました。</p>
質問（書面）	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、事業運営等で困難な点や、アフターコロナ、ウィズコロナの社会を想定した新規の取組み等のお考えがありましたら、ご教授いただけますでしょうか。</p>
回答（口頭）	<p>全国どこでも同じだと思いますが、利用者や職員の感染予防には細心の注意を払っています。また、小学校や保育園が運営を止めてしまうと、当法人の職員が働けなくなってしまうため非常に困ります。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策のため備品を購入する機会が多いですが、国や県の助成金だけでは賄うことができず持ち出しが発生している状況なので、助成金の改善は必要なのではないかと思います。介護事業所は、利益や売上を上げるにしても上限は決まっています、経費とのバランスが重要なビジネスモデルですので、新型コロナウイルス感染症対策で経費が嵩んでしまうと事業運営上の重荷になってしまいます。</p> <p>アフターコロナ、ウィズコロナに関しては、今年度、宮城生協における「お互いカラダづくりサポーター事業」の参加者からサロンや趣味ができなくなり生きがいの喪失、外出の機会が減少したという話を伺っていますし、社会的フレイルや孤立も進んできていると感じますので、現時点でそこまで顕在化されてはいませんが、今年の冬を越え1～3年が過ぎると、2025年問題とも関連し、社会的に大きな課題として顕在化するのではないかと考えています。地域における活動が継続できるような形、モデルを広めていきたいと考えています。宮城生協様との協働においても、こういう時期だからこそ他人と会い交流することの意義や意味を改めて感じましたし、宮城生協様と同様に交流を行いたい事業者が他にもいると思いますので、そういう事業者に当法人のノウハウ等を教えていきたいと思っています。その際には、以前に当法人で作成した冊子、本を活用したいと考えています。本に関しては、これから社会的フレイルが増えていくであろう社会を想定し、体操というより社会的繋がりを創出することを目的にした内容となっていて、今年の3月～5月に、無料で70冊～80冊ほど申込みをいただいた事業者等に配りました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に対応した新規の取組みという点では、現状そんなにはないのですが、オンラインが活用される一方で、相対的にオフラインの重要性も増してきていると思いますので、当法人の繋がりを作る取組みを今後も続けていきたいと思っています。</p>
質問（口頭）	<p>貴法人における介護ロボットの活用はどのようにお考えでしょうか。</p>

<p>回答（口頭）</p>	<p>当法人に関連する介護ロボットはリハビリ用になりますが、具体的に言うと脳卒中の方は体が麻痺して歩くのが困難になるため、歩行をアシストする介護ロボットを活用してみたい気持ちはありますが、いかにせん価格が高額であり、利用者に使用する際は、どうしても職員が付かなくてはいけなくなるため逆に業務として非効率になったりしますので、なかなか実際に使用するには至っていない状況です。また、現状の介護ロボットは施設系の使用を想定したものが多く、例えば寝たきりの人を起こすのをアシストするものであったりしますので、当法人の事業領域で有効活用できるロボットが開発されたら良いなどは感じています。</p> <p>コミュニケーション用ロボット「パロ（PARO）」は面白いとは思いますが、当法人の利用者には認知症の人が多いわけではないため、お金を出してまで購入やレンタルするには至っていない状況です。</p>
<p>質問（口頭）</p>	<p>介護業界が ICT の活用が遅れている旨のご説明をいただきましたが、その理由としては、介護事業所はじめ介護の現場に、介護ロボット等の製品やサービスの情報が行き渡っていないからなのか、それとも業界に流通している介護ロボット等が、必要とする人にとっては UI 等の使い勝手が悪いからなのか、どのような理由があるとお考えでしょうか。</p>
<p>回答（口頭）</p>	<p>両方の理由があると思いますが、そもそもの問題は、介護保険の請求の仕組みですら IT 化されていないことだと思います。例えば、外部の専門家とのやりとりに未だ F A X を使用しなければいけなかったりしますので、制度の設計、運用面で圧倒的に時代に遅れていると感じています。そのような状況もあり、当法人の職員も ICT に接する機会が少なく、ICT を使用しなくても仕事ができるしまうので、世間一般との IT リテラシーに係る成熟度に差が広がっている状況なのだと思います。</p> <p>機器の UI に関しては、開発者と実際に使用する介護の現場従事者の求めているものに乖離があるように感じます。ただ、日に日に開発者も増え、有益なサービスも増えています。その有益なサービスが業界に広く行き渡るためにも、介護保険制度の運用の改善が必要なのだと感じます。</p>
<p>質問（口頭）</p>	<p>「おたがいカラダづくりサポーター事業」の参加者について、主婦や定年退職後の方が多いのでしょうか。</p>
<p>回答（口頭）</p>	<p>参加者は圧倒的に女性が多いです。中でも、ある程度仕事に融通が効く方、自分の時間を比較的自由に使える方等です。もちろん、仕事の合間に活動していた方も中もいましたし、男性で 30 代～40 代の方は農業に従事されている方でした。</p>
<p>質問（口頭）</p>	<p>定年退職前後の 60 代の方は、仕事をする能力があるのに退職しなければならず、自由に使える時間ができ、社会に貢献する意欲もある人が多</p>

	<p>いのではないかと思います。そのような方にアプローチし、事業への参加を促すことは難しいのでしょうか。</p>
回答（口頭）	<p>そのような人たちが求めているものは、給料が発生する仕事だと思います。「おたがいカラダづくりサポーター事業」は仕事をして給料が発生する仕組みにはなっていないため、仮に体操を1回するごとに500円や1,000円の給料が発生するとなれば、そういった方が参加しやすくなるのかなと思います。一方で、当該事業の従事者の中には、お金が発生することでモチベーションが下がる、ボランティアであることに価値を見出している方が多いため、事業をどういった方向で進めていきたいか次第になるのかなとも思っています。あと、男性には、組織のマネジメントとまでは言えませんが、調整や仕組み作り、管理に強みがあると思いますし、たしか茨城県ではそのような方が相応の役回りを担っていると聞いたことがあります。</p> <p>定年退職後の方、特に定年退職後の男性の社会的孤立というのは、社会的にも大きな課題ですので、上手くインセンティブを付けて社会参加に繋げることができたら良いと思っています。</p>
質問（口頭）	<p>今年度「おたがいカラダづくりサポーター事業」が宮城生協様と行っているというのは、どういった経緯からだったのでしょうか。</p>
回答（口頭）	<p>共通の知人が紹介してくれました。当法人が当該事業を行う上で、社会に良い影響を与えるためには、ある程度インパクトのある組織と協働したいというのがあります。実際に紹介いただき、宮城生協様と活動したところ、生活協同組合という形態、行っている活動、どれも当法人とは目指すところの志向や共通性が高いということを感じました。</p>
質問（口頭）	<p>先ほど定年退職後の方、特に男性が求めているのは仕事ではないかというお話がありましたが、貴法人でそのような方を介護助手やアクティブシニアとして、非専門的業務を担ってもらうことを考えたことはありますか。また、それは可能だと思いますでしょうか。</p>
回答（口頭）	<p>その世代もそうですし、40代で脳卒中になってしまった方、いわゆる障害を有した方も当法人には通っていただいていますので、やはりそのような方に仕事や役割を作りたいと思っています。一方で、雇用契約を結んで働いてもらえるほど当法人の事業規模は大きくないので、実際、難しい状況ではあります。例えば、東京の町田市には、若年性認知症の方が車を洗車してお金をもらう仕組みを作っているところもありますので、当法人でもそのような方に洗車や掃除をしていただいて、対価としてお金をお支払いするといった、小さい業務の切り出しをした上でインセンティブを与えるような仕組みは作りたいと思っています。</p>
質問（口頭）	<p>「おたがいカラダづくりサポーター事業」によるサポーター認定者の</p>

	<p>自主運営団体「おたからのわ『結』」の運営は、貴法人のサポート等を受けず自主的に行われていると伺いましたが、それは、講座のなかで地域のリーダー育成や運営に係るノウハウを教えた結果から来ているものなのでしょうか。</p>
回答（口頭）	<p>そうですね。組織運営のノウハウを教えたり、フォローアップは行いました。あとは、期限を設けて、いつまでは当法人でサポートするけれど、それ以降に関わることはできないと予め伝えていました。なので、段階的に自主的な運営に移行しながら、活動のコアになる方たちも育成していった形になります。</p>
質問（口頭）	<p>活動のコアになる方たちに、何か特徴はありますか。</p>
回答（口頭）	<p>活動の参加頻度の高さですね。そのような人は、活動を自分事として捉えているので、活動の意義や必要性を特に理解してくれていると思います。サポーター認定者の中で、例えば石巻市では渡波や河北といった、エリアごとのリーダー的役割を担う人たちによる会議（通称、リーダー会議）が行われるようにもなりました。</p>
質問（口頭）	<p>サポーター認定者同士の横の繋がり、例えば懇親会等を行うことも自主性に任せているのでしょうか。それとも、貴法人で繋がりを生む機会を設けたり、繋がり生まれるよう誘導しているのでしょうか。</p>
回答（口頭）	<p>事業の始めの頃は、フォローアップの講座で、例えば認知症や誤嚥の予防を扱う際などに交流する機会を設けていましたが、現在はサポーター認定者が自主的に交流会や学んだことの復習会のようなものを行っている状態です。</p>
質問（口頭）	<p>サポーター認定者の交流会等を催すのに必要な食料代等は、貴法人で用意しているのでしょうか。</p>
回答（口頭）	<p>交流する際にかかるお金は参加者が負担しています。食料も参加者が用意しています。</p>
質問（口頭）	<p>ご説明の中に出てきた“市長のリーダーシップ”とは、市レベルで解決できない課題の解決を図るため、国等に働きかける際のリーダーシップなのか、それとも市役所の職員が熱意を持って業務に取り組むよう指導する意味でのリーダーシップなのか、どのようにお考えなのでしょうか。</p>
回答（口頭）	<p>自分たちの地域は自分たちで作っていく、良くなるように変えていく、という気持ちを市役所の職員一人一人に持たせ、業務に取り組ませることができるようにするという意味でのリーダーシップを意味していました。残念ながら、関わる行政職員からそのような気持ちを感じることができないですし、組織としての保守性を感じることも多いため、歯痒さを感じています。</p>
質問（口頭）	<p>介護予防、介護卒業を実現する上で、できるだけ早く専門家に繋げる</p>

	<p>ことが大切であるというお話がいただいた資料に記載されていましたが、対象者をできるだけ早く専門家に繋げるために、行政に期待する役割等は何かありますでしょうか。</p>
回答（口頭）	<p>市役所には、地域包括支援センターという組織があり、受け皿はちゃんと設けられています。市広報誌等で市民に対して周知もされています。ただ、そのような広報手段では、一般的な市民には十分な情報が波及しないと思っています。普通に暮らしている中で、人が亡くなるであったり、介護について考える機会が減っていて、それは核家族化であったり、病院で亡くなる人が大半だったりする現状から来ているものだと思いますが、それらが暮らしから切り離された結果、他人事としてしか考えることができなくなってしまった状態が現在の社会であると考えています。</p> <p>行政と関わる中で、介護分野は介護保険課、仕事と育児や介護の両立は男女共同参画課、介護離職は厚生労働省だと雇用側といった形で、包括的に関わる課がなく、担当課だけで解決するには非常に難しい分野であると感じています。行政が情報を発信する際も、包括的に情報を発信するであったり、そもそも興味がない人に対してどのように情報を届けるかについて試行錯誤しながら工夫していく必要があると思います。もちろん、定期的に、同じやり方で情報を発信することは大切ですが、待ちのアプローチではなく、実際に困っている人、悩んでいる多くの人に対してアウトリーチしていくことが大切だと思います。</p> <p>最近、ヤングケアラーの問題、中学生や高校生が家族の介護を担っていて勉強に取り組む時間がないといった問題や、ダブルケア、育児と介護の両立といった問題が表面化してきました。日本は晩婚化、晩産化が進んでいますので、出産の段階で、育児に加え介護の情報を伝えたり、今後のライフプランについて考える機会を設けたりすることは必要かなと思います。生活の点ではなく、線や面の中でアプローチしていくことが必要だと感じていますし、そういったことを行政と連携して行いたいとも考えています。</p>
質問（口頭）	<p>行政に対して、こういった支援や仕組みを用意してくれたら助かるのにと感じることは何かありますか。</p>
回答（口頭）	<p>行政も対応が必要だと感じているのに手の届かない課題、当法人や他の事業所が取組んではいるけれどお金にはならない、だけど重要性が高い領域について、行政に対して提案やプレゼンテーション、ワークショップ等で一緒に考えられる機会を、形だけではなく、行政自身のやる気や熱意も見える形で、行えたら良いなと感じています。</p>
質問（口頭）	<p>実際に行政に対して相談等を行った際のエピソードを教えてください</p>

	ますでしょうか。
回答（口頭）	<p>「おたがいカラダづくりサポーター事業」をはじめの際に、地域包括支援センターへ行きました。当時は、住民主導の介護予防が制度として始まる前だったのですが、その際は一緒にやろう、考えようといった雰囲気は全くありませんでした。もちろん、地域包括支援センターはものすごく忙しいのは存じていたのですが、事業をはじめるとあたり、こういうことをやろうとしていると伝えることは、その後の事業の運営上やりやすくなります。また、定期的に事業報告を行ったりもしています。</p> <p>地域包括支援センターの職員からは、当法人の認知症予防に係るフォローアップ講座を行った際に関わっていただき、参加者の認知症サポーター養成講座受講にも繋がりました。</p>
質問（書面）	<p>貴法人ホームページでは、デイサービスのメンバー募集に関して「子育てしながら、働きたい方」が向いていると記載されていますが、子育てと仕事の両立を実現するために工夫されている点があればご教授いただきたいです。</p>
回答（口頭）	<p>職員で助け合うこと、無理をしないこと、子どもを連れて仕事に来られる環境を作ることが挙げられます。特に、子育て世代については、子育て経験により培われた「人を見る目」が仕事に生かされていると思います。</p>
質問（書面）	<p>貴法人ホームページにおける日常風景の写真の中には、子どもたちが写っている写真もありました。利用者と子どもたちが交流する場としては、どのようなイベント行っていますでしょうか。</p>
回答（口頭）	<p>子どもと高齢者が関わる場として、以前は感謝祭を行っていました。日常的に子どもが遊びに来たり、職員の子どもが遊びに来たりしています。中学校の職業体験の受入れも行っています。</p>
質問（書面）	<p>貴法人ホームページより、家庭と介護の両立事業として、女性向けに研修を行っているとのことでしたが、男性向けの研修に関してニーズはありますでしょうか。また、現在行われている研修について、具体的な内容をご教授いただければ幸いです。</p>
回答（口頭）	<p>当該事業について、参加者は女性が多いです。男性向けの研修についてはニーズがありません。</p>
質問（口頭）	<p>中学校の職業体験を受け入れているとのことでしたが、どのような生徒が希望するのでしょうか。</p>
回答（口頭）	<p>看護・医療系の仕事に就きたいという子どもが多いです。他人の役に立つ人になりたいといった気持ちを抱いている子が多いと感じます。</p>

2021年1月22日

東北大学公共政策大学院

令和2（2020）年度 公共政策ワークショップⅠ プロジェクト B

横手市における地域包括ケアシステムの構築および地域共生社会の実現に向けた
更なる取組の推進に関する研究

【メンバー】

大野 岳

小野 真吾

白井 大貴

白幡 大騎

藤原 和咲

細越 大毅

【指導教員】

主担当 橋本敬史教授

副担当 木村宗敬教授

副担当 諸岡慧人准教授
